

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府県庁への再検討要請	45.'措置等の分類、の見直し	46.'措置等の方法、の見直し	47.再検討要請に対する各府県庁からの回答	
茨城県取手市	市民とのパートナーシップによる地域協働社会の構築	1355	1355040	090010	児童手当事務取扱者の資格要件緩和	児童手当事務取扱者の資格要件緩和 市職員以外でも市が条例で定めた資格要件を満たすものに対して児童手当事務を取り扱えるようにし、行政窓口機能の拡充を図る。	市職員以外でも市が条例で定めた資格要件を満たすものに対して児童手当事務を取り扱えるようにし、行政窓口機能の拡充を図る。	市職員以外でも市が条例で定めた資格要件を満たすものに対して児童手当事務を取り扱えるようにし、行政窓口機能の拡充を図るため、本提案を行う。	児童手当法第7条第8条	児童手当は市町村において認定・支給の事務を行っている。	3		児童手当の事務は、受給資格者の「監護の状況」、「所得の状況」等、個人情報を取り扱うとともに、資格決定や支給など行政処分に該当し、公金を取り扱う事務であるため、公務員以外の者が行うことは不適当である。	行政窓口機能の拡充を図るといって提案の趣旨を踏まえ、個人情報に配慮して守秘義務を課すなど一定の要件を課すことも念頭におきながら、再度検討し、回答されたい。	3		児童手当の事務は、守秘義務を課したとしても、資格決定や支給など受給権に係る行政処分に該当し、公金を取り扱う事務を行うものであるため、支給主体である市町村が直接事務を実施することが適当である。	
特定非営利活動法人就業支援ネットワーク	地域活性化と母子家庭等就業支援事業	3051	3051020	090020	本事業の実施主体をNPO法人就業支援ネットワークへの委託による行政サービスの民間開放	母子家庭等自立支援特定モデル事業の実施主体は、市であるが、その実施主体を民間開放(国から直接民間委託)	母子家庭等自立支援特定モデル事業の実施主体は、市であるが地方自治体福祉担当(母子家庭担当所管)の雇用対策への不慣れと新規事業に対する不安感により(面接、聞き取り調査)母子家庭等自立特定モデル事業10市予定の実施自治体は2年続けて松山市(地域振興課)のみである。	母子家庭等自立支援特定モデル事業の実施主体は、市であるが地方自治体福祉担当(母子家庭担当所管)の雇用対策への不慣れと新規事業に対する不安感により(面接、聞き取り調査)母子家庭等自立特定モデル事業10市予定の実施自治体は2年続けて松山市(地域振興課)のみである。	特定事業推進モデル事業の実施について(H15.6.30雇児発第0630010号雇用均等・児童家庭局長通知)のみである。	実施詳細で、実施主体は都道府県又は市町村(特別区を含む。)とし、この事業の一部を母子福祉団体、NPO法人、民間団体等に委託することができるとされている。	3		ご提案では、国がNPOに直接委託することとしているが、当該事業は、地域の実情に応じ創意工夫して行政処分は、地域の実情を把握している地方自治体が事業を実施することが必要である。	提案主体によれば、当該事業の実施自治体は2年続けて松山市のみとのことであるが、それは事実とすれば適正の在り方に問題があるのではないかと、提案の趣旨を踏まえ再度検討し、回答されたい。	3		当該事業は、地域の実情に応じ創意工夫して行う事業であるため、国ではなく、地域の実情を把握している地方自治体が事業を実施することが必要である。なお、実施自治体の選定は適正に行われているところである。今後とも、地方自治体の本事業の実施を前向きに支援していくこととしている。	
特定非営利活動法人就業支援ネットワーク	地域活性化と母子家庭等就業支援事業	3051	3051030	090030	自立促進計画策定と計画実施指導の行政サービスの一部委託	地方自治体が実施する自立促進計画策定を一部民間開放(実施主体者：県・市町村)	本事業に就業者として参加する母子家庭等の生活環境、生活状態、経済状態を把握することにより、収入増になった際も計画的な経済プランを立て、返済金等の返済状況を含めて実施状況を把握する。	自立促進計画策定と計画実施指導が可能となれば、自立計画と就業による収入増等生活設計を含めて計画的な自立を側面支援が可能となる。	母子及び専業主婦福祉法第12条、母子家庭及び専業主婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(平成15年厚生労働省告示第102号)	母子家庭等施策は総合かつ計画的に推進することが重要であるため、都道府県等は、国の基本方針に即して、母子家庭及び専業主婦自立促進計画を定めることができる。その際には、当該地域における母子家庭等の現状を把握し、また、関係団体や住民からの意見も聴取することとなっている。	3		都道府県等が自立促進計画を定める際には、当該地域における母子家庭等の現状を把握し、また、関係団体や住民からの意見も聴取することとなるが、自立促進計画はあくまでも、都道府県等が各種施策を総合的に実施するための指針であり、その策定は、住民の福祉の向上という観点から都道府県等の責務において行われるべきものである。	提案の実現により、自立計画と就業による収入増生活設計を含めて計画的側面支援が可能となるという趣旨を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	3		都道府県等が自立促進計画を定める際には、当該地域における母子家庭等の現状を把握し、また、関係団体や住民からの意見も聴取することとなるが、自立促進計画はあくまでも、都道府県等が各種施策を総合的に実施するための指針であり、個々の自立計画ではないため、その策定は、住民の福祉の向上という観点から都道府県等の責務において行われるべきものである。	
矢野町	幼保一体化構想	1360	1360010	090040	町施設使用の効率化と民間委託	保育所児童の給食について外部搬入を認め、給食センターの空き教室を利用して保育所として利用することによって、施設の効率的な利用が図られる。	平成16年4月より給食センターを民間委託する予定であり、保育所、幼稚園を一体化することにより、施設の効率化が図れる。	給食センターを民間委託することによって雇用の促進にもつながり、幼稚園を保育所として利用することにより、施設の効率化が図れる。	児童福祉施設最低基準第32条第1号及び第5号 保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日児発第86号) 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認(平成15年9月12日構造改革特別区域推進本部決定)	保育所には調理室を設けなければならない。また、保育所の施設外において調理し搬入することは原則認めない。	公立保育所における給食の外部搬入については4 その他については7		保育所における食事については、子どもの発育・発達に欠くことができない重要なものであり、離乳食等一人ひとりにきめ細やかな対応ができること、楽しい家庭的な雰囲気の中で、おいしく食事ができること、が必要。このような認識の下、保育所の調理室については、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細やかな対応、多様な保育ニーズへの対応、食育を通じた児童の健全育成、を図る観点から、必要であると考え。なお、構造改革特区第3次提案を受け、特区において、公立保育所の運営の合理化を進める等の観点から、次の要件に該当する場合、公立保育所における給食の外部搬入を認めたこと。調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けること。児童の食事の内容・回数・時機に適切に対応することができること。社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に準うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守すること。必要な栄養量を給与するとともに、食育を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供すること。					
昭和村	公共施設連携による地域再生計画	1060	1060010	090050	保育所調理施設以外での調理委託	現在、施設内の調理室を使用して調理することになり、施設外で調理したものを搬入する方法は認められないのでそれを可能とする。	保育所児童分の給食を昭和村給食センターで献立作成、調理し搬入する。	現在、調理業務は保育所施設内で調理することになっているが、一貫した調理施設を活用するには保育所施設以外でも調理ができることとする。	児童福祉施設最低基準第32条第1号及び第5号 保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日児発第86号) 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認(平成15年9月12日構造改革特別区域推進本部決定)	保育所には調理室を設けなければならない。また、保育所の施設外において調理し搬入することは原則認めない。	公立保育所における給食の外部搬入については4 その他については7		保育所における食事については、子どもの発育・発達に欠くことができない重要なものであり、離乳食等一人ひとりにきめ細やかな対応ができること、楽しい家庭的な雰囲気の中で、おいしく食事ができること、が必要。このような認識の下、保育所の調理室については、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細やかな対応、多様な保育ニーズへの対応、食育を通じた児童の健全育成、を図る観点から、必要であると考え。なお、構造改革特区第3次提案を受け、特区において、公立保育所の運営の合理化を進める等の観点から、次の要件に該当する場合、公立保育所における給食の外部搬入を認めたこと。調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けること。児童の食事の内容・回数・時機に適切に対応することができること。社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に準うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守すること。必要な栄養量を給与するとともに、食育を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供すること。					
石川町	幼児教育、保育の一元化による地域再生計画	1113	1113020	090060	保育所における調理施設の施設設置の緩和	現在施設内調理しか認められていない規定を除外する、また外部委託することを可能とする。	保育施設の調理業務の集約	施設内での調理業務を集約することにより効率的な業務が遂行できる。また、外部委託とすることにより地域の活性化が図れる。	児童福祉施設最低基準第32条第1号及び第5号 保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日児発第86号) 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認(平成15年9月12日構造改革特別区域推進本部決定)	保育所には調理室を設けなければならない。また、保育所の施設外において調理し搬入することは原則認めない。	公立保育所における給食の外部搬入については4 その他については7		保育所における食事については、子どもの発育・発達に欠くことができない重要なものであり、離乳食等一人ひとりにきめ細やかな対応ができること、楽しい家庭的な雰囲気の中で、おいしく食事ができること、が必要。このような認識の下、保育所の調理室については、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細やかな対応、多様な保育ニーズへの対応、食育を通じた児童の健全育成、を図る観点から、必要であると考え。なお、構造改革特区第3次提案を受け、特区において、公立保育所の運営の合理化を進める等の観点から、次の要件に該当する場合、公立保育所における給食の外部搬入を認めたこと。調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けること。児童の食事の内容・回数・時機に適切に対応することができること。社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に準うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守すること。必要な栄養量を給与するとともに、食育を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供すること。					
茨城県取手市	市民とのパートナーシップによる地域協働社会の構築	1355	1355050	090070	介護保険事務取扱者の資格要件緩和	介護保険事務取扱者の資格要件緩和 市職員以外でも市が条例で定めた資格要件を満たすものに対して介護保険事務を取り扱えるようにする。	市職員以外でも市が条例で定めた資格要件を満たすものに対して介護保険事務を取り扱えるようにし、行政窓口機能の拡充を図る。	市職員以外でも市が条例で定めた資格要件を満たすものに対して介護保険事務を取り扱えるようにし、行政窓口機能の拡充を図るため、本提案を行う。	介護保険法第3条	市町村は、介護保険を行うものとなっている。	3		制度運営そのものや、行政処分にかかる権限を委託することについては、制度の根本に関わるものであるため困難であるが、その他の事務については、地方制度関係法に基づき、各市町村において判断することが可能と考えている。	行政窓口機能の拡充を図るといって提案の趣旨を踏まえ、個人情報に配慮して守秘義務を課すなど一定の要件を課すことも念頭におきながら、再度検討し、回答されたい。また、貴省回答にある「その他の事務」の具体的な内容を明らかにした上で、それについては各市町村の自由な判断で要望内容は実現できるかと、明確にされたい。	6	制度運営そのものや、行政処分にかかる権限を委託することについては、制度の根本に関わるものであるため困難である。介護保険法では市町村が保険者として行う事務の範囲を規定しているものの、事務取扱者の資格要件を規定しているものではなく、保険料納付書の発送や広報等、制度運営そのものや行政処分に係る権限以外の事務については、地方制度関係法に基づき、各市町村において判断するものと考えている。		

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類'の見直し	46.'措置等の方法'の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答			
茨城県取手市	市民とのパートナーシップによる地域協働社会の構築	1355	1355030	090080	国民健康保険事務取扱者の資格要件緩和	国民健康保険事務取扱者の資格要件緩和 市職員以外でも市が条例で定めた資格要件を満たすものに対して国民健康保険事務を取り扱えるようにし、行政窓口機能の拡充を図る。	市職員以外でも市が条例で定めた資格要件を満たすものに対して国民健康保険事務を取り扱えるようにし、行政窓口機能の拡充を図る。本提案を行なう。	市職員以外でも市が条例で定めた資格要件を満たすものに対して国民健康保険事務を取り扱えるようにし、行政窓口機能の拡充を図るため、本提案を行なう。	国民健康保険法第3条	市町村及び特別区は国民健康保険事業を行うこととしている。	3		制度運営そのものや、行政処分にかかる機能を委託することについては、制度の根本に関わるものであるため困難であるが、その他の事務については、地方制度関係法規に基づき、各市町村において判断することが可能と考えている。	行政窓口機能の拡充を図るという提案の趣旨を踏まえ、個人情報に配慮して守秘義務を課すなど一定の要件を課すこと念慮しながら、再度検討し、回答されたい。また、貴省回答にある「その他の事務」の具体的な内容を明らかにした上で、それについては各市町村の自由な判断で要望内容は実現できるのか、明確にされたい。	3		制度運営そのものや、行政処分に係る機能を委託することについては、制度の根本に関わるものであるため困難であるが、納付書の発送や広報などその他の事務については、地方制度関係法規に基づき各市町村において判断することが可能であると考			
河東町	国際観光ネットワーク河東学舎構想	1118	1118020	090090	学校施設での食加工生産・飲食サービス	学校施設での学習や地域農業や地域教育、交流観光に貢献できる食加工生産・飲食サービス 夜間・土日祭日の学校給食設備の有料利用飲食サービス ・地元農家の出前料理講座としての旬な野菜山菜レストラン ・地元農家の出前料理講座としての地元交流のためのミニコンサート発表会+食パーティ ・地元農家の出前料理講座としての農産物加工・生産 ・「私シェフの河東料理発表の旬刊講座	地域の旬な野菜や山菜、地域産物の「地域学・地元学」としての学習利用を図りたい。 地域の旬な農産物と農家潜在力、商工業者のネットワーク協働による国際交流観光事業の展開による新たな異業種ネットワークの実現を図りたい。 生命産業ともいえる農業と農家、農村の再構築と生きる力を学習する子供達の体験交流「自己発見としての「食交流学園」の実現を図りたい。	飲食店営業等を行う場合は、都道府県等が定める基準を満たした上で、都道府県知事等に対して営業の許可の申請を行い、営業の許可を受けなければならない。(食品衛生法第21条)			5	食品の製造、販売等を反復継続して実施する行為として「営業」に当たるかどうかを定める基準を満たした上で、都道府県知事等に対して営業の許可の申請を行い、営業の許可を受けなければならない。(食品衛生法第21条)			食品の製造、販売等を反復継続して実施する行為として「営業」に当たるかどうかを定める基準を満たした上で、都道府県知事等に対して営業の許可の申請を行い、営業の許可を受けなければならない。(食品衛生法第21条)					
西郷町	観光を機軸に交流・産業を創出するまち	2066	2066010	090100	屠殺場(業)への民間の参入	屠殺場(業)への民間事業者の参入により、隠岐で生産され飼育された黒毛和種牛に限り島後内で食肉処理を可能なものとする。	屠殺場(業)には食品衛生法上の規制があると思われる。民間事業者の参入ができない状態であり、現状では、肉牛処理には一度県内の大田市まで輸送する必要がある。民間事業者が島内で処理することで、輸送コストや努力を軽減することができ、また、隠岐牛や老牛の処分や、子牛への更新にかかる飼育農家の負担が軽減される。	屠殺場(業)には食品衛生法上の規制があると思われる。民間事業者の参入ができない状態であり、現状では、肉牛処理には一度県内の大田市まで輸送する必要がある。民間事業者が島内で処理することで、輸送コストや努力を軽減することができ、また、隠岐牛や老牛の処分や、子牛への更新にかかる飼育農家の負担が軽減される。	と畜場法第4条第1項	牛のとさつについては、衛生の観点からと畜場の設置にあたっては都道府県知事の許可が必要であるが、その設置主体には制限はない。	5		牛のとさつを行うと畜場については、と畜場法上設置主体に制限はないため、民間団体であっても都道府県知事の許可を得ることで設置は可能である。							
札幌市	交流と創造の空間・活動づくり	1258	1258100	090110	無料職業紹介事業の弾力的運用	無料職業紹介事業の弾力的運用 地方公共団体が無料職業紹介を行う場合「自ら行う行政施策を実施する上での付帯的な業務」に限定されている。このため、民間活動を有効に活用できるよう「自ら行う行政施策」を弾力的に解釈し、民間委託による活用が図れるようにする。	無料職業紹介における民間活動を有効活用が可能とするための弾力的運用など、 職業紹介事業の活用	職業安定法第33条の4	改正職業安定法の施行(平成16年3月1日)により、地方公共団体の施策に付帯する業務として無料職業紹介事業を届出により行うことができることとなる。	5		無料職業紹介事業が附帯する行政施策については、改正職業安定法第33条の4第1項に規定された「住民の福祉の増進、産業経済の発展」に資する施策は例外であり、これらに限定されるものではなく、例えば「ターゲツト就職の促進のための施策、生活相談等のカウンセリングを中心とする再就職支援に係る施策、自然環境の保全のための施策等、地方公共団体において、自ら行うべき行政施策であると判断されるものであれば認められる。 行政施策と無料職業紹介事業との関連性については、地方公共団体において、当該行政施策を効果的に実施する等の観点から無料職業紹介事業の実施が必要であると判断するものであれば、それで足りるものであり、特段、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の範囲が狭く限定されるものではない。 また、無料職業紹介事業の全部を適正に許可を得た民間職業紹介事業者に委託する場合には現行でも実施可能である。								
菊池市	いってみたい農山村・やってみたい農林業	2128	2128010	090120	農業法人に対する就農相談・就業訓練業務の委託	農業法人に対する就農相談・就業訓練業務の委託 委託を受けた農業法人は、関係機関と連携し広く就農希望者を募集するとともに、新たに農業参入されたい方々に対する就農相談はじめ、地域において新規に就農された方に対し、栽培指導や経営指導など、農業経営に関する様々な支援を行いながら、その後、地域再生に向け、やる気と様々なノウハウを持つ就農者と共、多様な経営体の創出や様々なサービスの提供をはじめ、将来の農業担い手の育成、安全安心な食料の安定提供、地域産業(雇用)の創出を促進したいと考えている。 なお、この委託事業により生じる直接的な効果として、新規就農者に対する地域に密着した実践的かつきめ細やかな支援体制の充実、雇用のミスマッチの解消、失業者対策などがある。	この提案のねらいは、農外からやる気のある多様な人材をより多く確保、支援し、その個人の力を最大限生かすことである。そのためには、地域に根ざした実践的かつ、きめ細やかな支援が必要不可欠である。一部の農業法人においては、これまで、就農に関する相談や研修生の受け入れなどを行っていたが、行政が就業支援に関する業務の一部を委託することで、委託を受ける法人においては、就業支援体制の強化、対外的信頼性の向上が図られ、就業希望者と地域との架け橋として地域に根ざした実践的かつ、きめ細やかな支援が可能となる。	職業能力開発促進法第15条の6第3項 平成15年4月1日 委託 発第0401049号「委託 訓練実施要領」 平成15年5月23日 職発第0523006号、 職発第0523005号「農 林業をやってみよう」 プログラム」等の実施 について	職業能力開発促進法第15条の6第3項において、職業を転換しようとする労働者を対象に委託訓練を実施できることとされており、その委託先としては既に様々な民間教育訓練機関を活用しつつ実施しているところである。ただし、平成15年4月1日付け職発0401049号「委託訓練実施要領」に基づき、委託先機関の選定、訓練コースの設定に当たっては、訓練受託実績・就職率・就職先機関への取組状況等)等を踏まえ、真に就職に資するものとなるよう、当該科目の訓練を適切に実施することができることと認められる施設を選定することとされている。したがって当該農業法人が委託先選定の要件である真に就職に資するものとなるような施設であれば、委託先となりうるものである。	5・6		職業能力開発促進法第15条の6第3項において、職業を転換しようとする労働者を対象に委託訓練を実施できることとされており、その委託先としては既に様々な民間教育訓練機関を活用しつつ実施しているところである。ただし、平成15年4月1日付け職発0401049号「委託訓練実施要領」に基づき、委託先機関の選定、訓練コースの設定に当たっては、訓練受託実績・就職率・就職先機関への取組状況等)等を踏まえ、真に就職に資するものとなるよう、当該科目の訓練を適切に実施することができることと認められる施設を選定することとされている。したがって当該農業法人が委託先選定の要件である真に就職に資するものとなるような施設であれば、委託先となりうるものである。	農林水産省の所管事項である。 なお、職業安定法による許可を受けて職業紹介事業を行うことは可能である。							
関東京リーガルマインド	民間活力の積極的活用による地域経済活性化について	3089	3089010	090130	ハローワークの民営化	ハローワークの権限・機能を民間に移譲する。	民間事業者がハローワークを運営する。	公的機関による運営では市場原理が働かないため、十分な成果をあげることができない。	職業安定法第5条 雇用保険法第2条等	公共職業安定所は国が運営	3		ILO88号条約に抵触すること 職業紹介サービスが受けられなくなる層が発生するなど、国民の勤労権の保持や、職業選択の自由の保障というセーフティネットとしての役割に支障が生ずること 既に、民間機関は一定のルールのもとに職業紹介事業を行うことができること 雇用保険関係業務や事業主指導関係業務は公権力行使に当たる業務を含むこと 職業紹介、雇用保険、雇用対策の実施等の各種業務は一体的に実施することが効率的・効果的であること 等から、公共職業安定所の権限・機能の民間への譲渡は不適当。	ハローワークの権限・機能を民間に移譲することについて、提案者の要望を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	3	ハローワークは、国民の雇用面でのセーフティネットとして、全国的なネットワークを活用して効率的・効果的にサービスを提供しているところであり、また、ILO条約の要請もふまれば、その権限・機能の民間への譲渡は不適当である。				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類、の見直し	46.'措置等の方法、の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答	
長野県	commonsの視点からの人づくり	1069	1069080	090140	職業能力開発施設への公設民営方式の導入	職業能力開発施設は、公設民営方式を導入することにより、地域社会の人材育成を推進する。民間の優れた経営手法の活用により、職業訓練機関をより地域に密着した形で展開できる。確実しやす行政組織による運営から脱し、柔軟で弾力的な運営により提供するサービスの新しい担い手が運営主体となる道が開かれることにより、地域の活性化が図れる。新たなビジネスチャンスや雇用の創出につながる。	現行の職業能力開発促進法では、職業能力開発施設設置主体である地方公共団体が管理運営も直接行うものとされているため	職業能力開発促進法第15条の6、第16条、第18条 地方自治法第244条	職業能力開発促進法第16条第1項において、職業能力開発校は国、都道府県が設置することを明らかにしており、設置者である都道府県自ら運営を行うべき法意と解されているところから、職業能力開発施設の運営を設置者である地方公共団体以外の方に委託することはできないが、施設管理については、指定管理者制度を活用して地方公共団体以外の方に委託することが可能となっている。都道府県においては、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号、以下「法」といふ。)第16条第1項に基づき、職業能力開発校の設置を行うこととされている。	3		都道府県においては、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号、以下「法」といふ。)第16条第1項に基づき、職業能力開発校の設置を行うこととされている。職業能力開発校の管理運営については、職業能力開発校は、都道府県が設置するものと明確に規定されていること。法第16条第4項において、訓練科名、訓練定員、訓練校の組織、その他公共職業能力開発施設の運営に関する事項は都道府県の条例で定めることとされていること。法第18条第1項に基づき、設置者である都道府県が自ら管理運営を行うべきと解されていること。また、法第18条において、国、都道府県、市町村の公共職業能力開発施設の設置及び運営について、相互の公共職業能力開発施設が競合しないための配慮義務が規定されており、地域における人材ニーズ等の両者の事情を把握及び分析し、他の設置主体と協議して、職業能力の開発及び向上を行うこととされていることである。	提案主体に当室から確認したところ、県内の特定の職業能力開発校について、県において職業訓練の対象者、受講料、科目等についての枠を定めた上で、具体的なカリキュラムの設定など企画的な事務も含め、職業訓練の実施を民間に委託することを希望するものであった。これを踏まえ、要望を実現するにはどうすればいいか再度検討し、回答された。	1.35		当該要望については、公共職業能力開発施設において、民間機関が県から委託を受けて、公共職業訓練の基準にかかわらず教育訓練を行う趣旨と考えられるが、それは公共職業訓練ではなく、職業能力開発促進法の制約を受けるものではない。よって、従えば職業能力開発校が県内に複数存在することを前提に、民間委託を考えている職業能力開発訓練校を廃止し、民間機関に教育訓練等を行う施設としてその運営を委託することによって当該要望を実現しようと考えられる。職業能力開発校の施設転用については、平成16年度から手続きの簡素合理化及び地域再生の観点からの転用に当たっての大臣同意基準等の必要な事項を明確化した通達を都道府県に発出する。		
福岡パソコン協同組合	地域再生と雇用につながるパソコン教育の効率化	3027	3027030	090150	行政サービスのアウトソーシング	地域に根付いたパソコン教室への業務委託。	地域のパソコン教室は、雇用能力開発機構が定める委託訓練受託対象要件では適合しないところが多く、行政サービスのアウトソーシングへの参入もできない。		職業能力開発促進法第15条の6第3項(委託訓練) 第19条(職業訓練の基準) 職業能力開発促進法施行規則第11条(短期課程の訓練基準) 委託訓練実施要領(平成13年12月3日能発第519-2号)第5、1	職業能力開発促進法第15条の6第3項において、職業を転換しようとする労働者等を対象に委託訓練を実施することとされており、その委託先としては既に様々な民間教育訓練機関を活用しつつ実施しているところである。ただし、平成15年4月1日付け能発0401049号「委託訓練実施要領」に基づき、委託先機関の選定、訓練コースの設定に当たっては、訓練受託実施(就職率、就職支援への取組状況等)等を踏まえ、真に就職に資するものになるよう、当該科目の訓練を適切に実施することができると認められる施設を選定することとされている。したがって当該パソコン教室が委託先選定の要件である真に就職に資するものとなるような施設であれば、委託先となりうるものである。	5							
NPO法人シンクバンク研究所、広島国際大学PFF研究会	PF-PPP方式の地域統合型新給食システムでの地域活性化策<異地域モデル>	3055	3055010	090160	異地域における官制市場の新調理給食サービスの民間開放	1)文部科学省関連:学校給食の衛生基準管理、コストダウン、食教育システムの総合開発、2)厚生労働省関連:保育所の衛生基準管理、在宅高齢者向け給食システムの衛生管理、3)内閣府関連:防衛施設の給食サービス管理、などの事業が総合的に進められるよう管理権限を異市に委譲し、官制給食サービス市場の開放と統合で、市場の再構築を行い、PF-PPP手法によりSPC設立と民間新調理給食サービス会社の設立を行う。給食サービス事業開始を平成17年度とする。	これまで、前項1)2)3)の分野の官制給食サービス市場は、地域集積があるにもかかわらず行政的には縦割りの制度管理であり、個別の市場形成のため経済効果が少なく、非効率的であった。この官制給食サービス市場の開放と統合と自治体への権限委譲によって、食品衛生管理の精度の向上、新市場の形成、雇用促進、民間投資機会の創出が望める。さらに、IT教育や在宅高齢者配食システムなど新産業の構築で地域経済の活性化を行う。また、水平展開のモデルプロジェクトとして適した地域である。		児童福祉施設最低基準第32条第1号及び第5号 保育所には調理室を設けなければならない。調理室の設置については原則認めない。(平成10年2月18日児発第86号)	保育所には調理室を設けなければならない。調理室の設置については原則認めない。	3	公立保育所における給食の外部委託については、その他については?	保育所における食事については、子どもの発育・発達に欠くことができない重要なものであり、離乳食等一人ひとりにきめ細やかな対応ができること、楽しい家庭的な雰囲気の中で、おいしく食事ができること、が必要。このような認識の下、保育所の調理室については、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細やかな対応、多様な保育ニーズへの対応、食育を通じた児童の健全育成を図る観点から、必要であると考えられる。なお、構造改革特区第3次提案を受け、特区において、公立保育所の運営の合理化を進める等の観点から、次の要件に該当する場合、公立保育所における給食の外部委託を実施することとする。保育所において調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けること。児童の食事の内容・回数・時間に適切に対応することができること。社会福祉施設において外部委託を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・委託に係る基準を遵守すること。必要な栄養量を給与するとともに、食育を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供すること。					
静岡県	静岡政令圏構想	1325	1325140	090170	児童福祉司等の資格要件である養成学校の指定及び養成学校の監督	質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令圏の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	健康長寿をめざしながら、年齢、性別、障害の有無等にとらわれず、お互いの人権や価値観を尊重しながら、多くの活躍の場を持つて心豊かに過ごせようとすることを基本目標に、健康福祉の充実や社会参加の促進など、健康で心ふれ合う「安心社会」づくりをめざすためには、保険医療機関の指導・監督、政府管理健康保険の事業運営、生活保護法に規定する指定医療機関、介護機関の指定及び監督などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	児童福祉法第11条第1項第1号、児童福祉施設最低基準第28条第1号、第43条第1号、第82条第1号、法施行規則第6条の8	児童相談所に置かれる児童福祉司、母子生活支援施設に置かれる母子指導員、児童養護施設に置かれる児童指導員、児童自立支援施設に置かれる児童自立支援専門員の任用資格の類型として、指定養成施設を卒業した者が挙げられている。養成施設の指定、監督等の権限は、地方厚生局長が行うこととなっている。	児童福祉司、児童指導員等については、児童虐待や少年非行等への対応を行う者であり、専門的な養成を必要とする。また、当該施設を修了すれば国内のどの地域においても児童福祉司等として働くことができることからすれば、全国的に一定の水準を確保するために、養成施設の指定、監督、指定取消等の処分を国が一元的に実施する必要がある。また、実際に養成施設に在りる施設も現在全国で4施設(2都県)と少なく、養成数も少数であることからすれば、指定等の権限を地方自治体に移譲する必要性も乏しいと考えられる。	3			国が全国統一基準を定めていれば全国的に一定の水準を確保することは可能であるとも考えられるが、国が一元的に実施しないこととした場合の具体的な支援は何か、効果的に行うことができるという趣旨を踏まえ、要望を実現するにはどうすればいいか再度検討し、回答された。	3	実際に養成施設に在りる施設も現在全国で4施設(2都県)と少なく、養成数も少数であるにもかかわらず、養成数も指定できる体制を整備することは、かえって事務の効率的、効果的な実施を損なうことになる。また、他の資格要件として大学卒業等が挙げられており、大学の設置認可が文部科学大臣とされていることとの均衡も害することになる。		
静岡県	静岡政令圏構想	1325	1325150	090180	児童扶養手当の支給に関し市町村が処理する事務についての監督	質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。安心社会づくりに関する多くの(事務事業権限を移譲し、政令圏の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	健康長寿をめざしながら、年齢、性別、障害の有無等にとらわれず、お互いの人権や価値観を尊重しながら、多くの活躍の場を持つて心豊かに過ごせようとすることを基本目標に、健康福祉の充実や社会参加の促進など、健康で心ふれ合う「安心社会」づくりをめざすためには、保険医療機関の指導・監督、政府管理健康保険の事業運営、生活保護法に規定する指定医療機関、介護機関の指定及び監督などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	地方自治法第245条の4	市町村に対する監督については、県でおこなわれているが、市及び福祉事務所設置町村については厚生労働省からも監督を行っているところである。	3		児童扶養手当の支給は法定受託事務でもあり、全国的に支給事務の円滑な実施と均一な支給水準の確保を図る必要があるため、引き続き国が行う必要がある。						

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の方法の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
静岡県	静岡政令案構想	1325	1325160	090190	主任児童委員の指名	主任児童委員の指名に関する権限を政令案に移譲する。	質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 「安心社会づくり」に関する多くの事務事業権限を移譲し、政令案の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	健康長寿をめざしながら、年齢、性別、障害の有無等にとらわれず、お互いの人権や価値観を尊重しながら、多くの活躍の場を持って心豊かに過ごせるようにすることを基本目標に、健康福祉の充実や社会参加の促進など、健康で心ふれ合う「安心社会」づくりをめざすためには、保険医療機関の指導・監督、政府管掌健康保険の事業運営、生活保護法に規定する指定医療機関、介護機関の指定及び監督などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	児童福祉法第12条第2項	民生委員・児童委員に対し厚生労働大臣が主任児童委員の指名を行っている。	3		主任児童委員については、平成13年の法改正において児童虐待の増加等児童を取り巻く環境の変化等により、その活動が期待されていることから、身分については厚生労働大臣からの指名としたところであり、それらの者の活動の大きな支えとなっていることから現状の取扱いを継続させることが適当である。なお、厚生労働大臣から委嘱されている民生委員・児童委員と一体の取扱いである。				
静岡県	静岡政令案構想	1325	1325170	090200	児童福祉法施行令に規定する指定保育士養成施設の指定及び監督	児童福祉法施行令に規定する指定保育士養成施設の指定及び監督権限を、国が全国統一基準を定めた上で、政令案に移譲する。	質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 「安心社会づくり」に関する多くの事務事業権限を移譲し、政令案の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	健康長寿をめざしながら、年齢、性別、障害の有無等にとらわれず、お互いの人権や価値観を尊重しながら、多くの活躍の場を持って心豊かに過ごせるようにすることを基本目標に、健康福祉の充実や社会参加の促進など、健康で心ふれ合う「安心社会」づくりをめざすためには、保険医療機関の指導・監督、政府管掌健康保険の事業運営、生活保護法に規定する指定医療機関、介護機関の指定及び監督などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	児童福祉法施行令第18条の6	保育士養成施設については、厚生労働大臣が指定する。	3		国が全国統一基準を定めていれば全国的にも一定の水準を確保することは可能であるとも考えられるが、国が一元的に実施しないこととした場合の具体的な支援はどのようなか、提案の実現により、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することができるといふ趣旨を踏まえ、要望を実現するにはどうすればいいかが再度検討し、回答された。	3	次の理由より、保育士養成施設の指定については、国が行うことが適当であるとする。 保育に係る業務は、児童の心身の成長に大きな影響を与えるものであり、保育の実施を担う専門職としての保育士の役割は重要である。平成13年の児童福祉法改正において、保育士養成施設を指定するに当たっては、国が全国的に一定の水準を確保することは可能であるとも考えられるが、国が一元的に実施しないこととした場合の具体的な支援はどのようなか、提案の実現により、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することができるといふ趣旨を踏まえ、要望を実現するにはどうすればいいかが再度検討し、回答された。		
静岡県	静岡政令案構想	1325	1325180	090210	母子保健法に規定する指定養育医療機関の指定及び監督	母子保健法に規定する指定養育医療機関の指定及び監督権限を、国が全国統一基準を定めた上で、政令案に移譲する。	質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 「安心社会づくり」に関する多くの事務事業権限を移譲し、政令案の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	健康長寿をめざしながら、年齢、性別、障害の有無等にとらわれず、お互いの人権や価値観を尊重しながら、多くの活躍の場を持って心豊かに過ごせるようにすることを基本目標に、健康福祉の充実や社会参加の促進など、健康で心ふれ合う「安心社会」づくりをめざすためには、保険医療機関の指導・監督、政府管掌健康保険の事業運営、生活保護法に規定する指定医療機関、介護機関の指定及び監督などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	母子保健法第20条第5項、第6項、児童福祉法第21条の9第7項、母子保健法施行規則第15条第1号	指定養育医療機関の指定及び監督に関する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任されていること。	3		国が開設した病院。診療所等以外の病院。診療所等については、都道府県知事がその開設者の同意を得て医療機関の指定を行い、国が開設した病院。診療所等については、厚生労働大臣がその主務大臣の同意を得て医療機関の指定を行うこととされている。国が開設した病院。診療所等については、主務大臣との関係があり、また国自らの責任において管理することが適当である。				
静岡県	静岡政令案構想	1325	1325190	090220	児童福祉法に規定する指定養育機関の指定及び監督	児童福祉法に規定する指定養育機関の指定及び監督権限を、国が全国統一基準を定めた上で、政令案に移譲する。	質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 「安心社会づくり」に関する多くの事務事業権限を移譲し、政令案の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	健康長寿をめざしながら、年齢、性別、障害の有無等にとらわれず、お互いの人権や価値観を尊重しながら、多くの活躍の場を持って心豊かに過ごせるようにすることを基本目標に、健康福祉の充実や社会参加の促進など、健康で心ふれ合う「安心社会」づくりをめざすためには、保険医療機関の指導・監督、政府管掌健康保険の事業運営、生活保護法に規定する指定医療機関、介護機関の指定及び監督などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	児童福祉法第21条の9第4項、第7項、児童福祉法施行規則第49条の8第5号	指定養育機関の指定及び監督に関する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任されていること。	3		国が開設した病院。診療所等以外の病院。診療所等については、都道府県知事がその開設者の同意を得て医療機関の指定を行い、国が開設した病院。診療所等については、厚生労働大臣がその主務大臣の同意を得て医療機関の指定を行うこととされている。国が開設した病院。診療所等については、主務大臣との関係があり、また国自らの責任において管理することが適当である。				
静岡県	静岡政令案構想	1325	1325280	090230	児童福祉法による指定育成医療機関に対する報告徴収及び検査	児童福祉法による指定育成医療機関(厚生労働大臣が指定したもの)に対する報告徴収及び検査権限を政令案に移譲する。	質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 「安心社会づくり」に関する多くの事務事業権限を移譲し、政令案の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	健康長寿をめざしながら、年齢、性別、障害の有無等にとらわれず、お互いの人権や価値観を尊重しながら、多くの活躍の場を持って心豊かに過ごせるようにすることを基本目標に、健康福祉の充実や社会参加の促進など、健康で心ふれ合う「安心社会」づくりをめざすためには、保険医療機関の指導・監督、政府管掌健康保険の事業運営、生活保護法に規定する指定医療機関、介護機関の指定及び監督などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	児童福祉法第21条の4第1項	厚生労働大臣が指定した指定育成医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定育成医療機関の診療報酬の請求が適正であるかどうかを調査するための必要があると認めるとき、指定育成医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして、指定育成医療機関について、その管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができることとされている。	5		厚生労働大臣が指定した指定育成医療機関に対する報告徴収及び検査については、厚生労働大臣又は都道府県知事が報告徴収又は検査を行うことができるとあり、現行においても、都道府県知事が報告徴収又は検査を行うことが可能である。				
静岡県	静岡政令案構想	1325	1325340	090240	児童福祉施設等の措置費に関する監査	保育、助産及び母子保護の実施に要する費用並びに児童福祉施設への入所又は通所措置に要する費用並びに知的障害者支援施設への入所又は通所措置に要する費用の監査に係る権限を政令案に移譲する。	質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 「安心社会づくり」に関する多くの事務事業権限を移譲し、政令案の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	健康長寿をめざしながら、年齢、性別、障害の有無等にとらわれず、お互いの人権や価値観を尊重しながら、多くの活躍の場を持って心豊かに過ごせるようにすることを基本目標に、健康福祉の充実や社会参加の促進など、健康で心ふれ合う「安心社会」づくりをめざすためには、保険医療機関の指導・監督、政府管掌健康保険の事業運営、生活保護法に規定する指定医療機関、介護機関の指定及び監督などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	地方自治法第245条の4	地方自治法第245条の4 技術的助言に基づき実施している。	3		地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)が公布され、平成12年4月1日から施行されたことに伴い、児童福祉施設等の措置費に関する監査は自治事務とされたことであり、国は地方自治法第245条の4に基づき技術的助言をおこなっている。ただし、国が交付した補助金等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基き、不正等の疑いがある場合は立ち入り検査等を行う目的ため厚生労働省組織令及び厚生労働省組織規則において事務をつかさどることを定めているため、厚生労働省組織規則第707条第3条についての対応は不可である。なお、子どもや親からの相談業務については、保育所等に附置する地域子育て支援センターを活用することも可能である。	3	児童福祉施設等の措置費に関する監査については、平成12年度より自治事務とされ、国は地方自治法第245条の4に基づき技術的助言を行っている。この要望については、厚生労働省組織規則第707条第3号「保育、助産及び母子保護の実施に要する費用並びに児童福祉施設への入所又は通所措置に要する費用並びに知的障害者支援施設への入所又は通所措置に要する費用の監査に関すること、の除却を求めるものであるが、この取扱いについては、国の交付する補助金等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基き、不正等の疑いがある場合は立ち入り検査等を行う目的ため厚生労働省組織令及び厚生労働省組織規則において事務をつかさどることを定めているため、厚生労働省組織規則第707条第3条についての対応は不可である。なお、子どもや親からの相談業務については、保育所等に附置する地域子育て支援センターを活用することも可能である。		
枚方市	次世代育成のための地域資源活用事業	2142	2142010	090250	児童福祉施設等の認可権限の移譲	児童福祉施設法第35条第4項に規定する「国、都道府県及び市町村以外の者が、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。場合の権限については、国においても、児童福祉施設法の規定が適用される場合には、当該市町村において認可することができることとする。	設置者が社会福祉法人である児童福祉施設を設置する場合、都道府県知事の認可を得る「国、都道府県及び市町村以外の者が、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。場合の権限については、国においても、児童福祉施設法の規定が適用される場合には、当該市町村において認可することができることとする。	都道府県単位として、施設の認可を行うことで、ニーズに合った施設の設置が「特に民間活力導入を促進しようとする場合に、障害者とともに、市場でのニーズに対応できるし(みづ)」を確保することが求められる。	児童福祉法第35条第4項	国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。	3		児童福祉施設は、当該施設の設置の認可を行った地方公共団体の住民に入所等が限定されるものとはならず、必要に応じて他の地方公共団体が認可した施設に入所等の措置を行っているものであるが、都道府県については、施設入所等の対象を認可を行った市民だけが事業の対象となればよいとの排他的な考えに立つものであって、こうした施設を児童福祉施設として認めることは不適当である。 また、児童家庭支援センターについては、児童相談所等の関係機関と連携し、よりきめ細やかな相談支援を行うとともに、児童相談所において、施設入所等では要しない必要保護性があり、継続的な指導措置が必要であるとされた児童及び家族について指導措置を受託し行う必要があるため、都道府県が広域的な観点から審査し、設置認可すべきである。 なお、子どもや親からの相談業務については、保育所等に附置する地域子育て支援センターを活用することも可能である。	3	児童福祉施設は、当該施設の設置の認可を行った地方公共団体の住民に入所等が限定されるものとはならず、必要に応じて他の地方公共団体が認可した施設に入所等の措置を行っているものであるが、都道府県については、施設入所等の対象を認可を行った市民だけが事業の対象となればよいとの排他的な考えに立つものであって、こうした施設を児童福祉施設として認めることは不適当である。 また、児童家庭支援センターについては、児童相談所等の関係機関と連携し、よりきめ細やかな相談支援を行うとともに、児童相談所において、施設入所等では要しない必要保護性があり、継続的な指導措置が必要であるとされた児童及び家族について指導措置を受託し行う必要があるため、都道府県が広域的な観点から審査し、設置認可すべきである。 なお、子どもや親からの相談業務については、保育所等に附置する地域子育て支援センターを活用することも可能である。		

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.「措置等」の見直し	46.「措置等」の方法、の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答		
美浜町	自助・自立の地域、そして町づくり	1302	1302020	090260	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.「措置等」の見直し	46.「措置等」の方法、の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答		
					公の施設の地元地域への移管	美浜町立サービスセンターに関する町から地域団体への移管	現在の施設の設置及び管理に関する規則を廃して、美浜町立サービスセンターを町から農業協同組合(地域団体)へ移管し、該管理及び運営の合理化並びに効果的な室(部屋)の利用の促進を図る。	美浜町立サービスセンターの設置及び管理に関する規則を緩和して、施設の設置及び運営の合理化並びに効果的な室(部屋)の利用の促進を図る。	「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)	「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)	3		社会福祉サービスの基盤の整備については、地域の需要に応じたサービスの拡充の必要性の観点から、既存の社会福祉施設等の効率的な活用を図るため、地方公共団体又は社会福祉法人への無償譲渡又は貸与によって、同一事業を継続する場合に限り、厚生労働大臣に報告があったものについては、承認があったものとして取り扱うものとする。この場合、譲渡又は貸与の承認は、各府省庁の長の承認が必要とされている。 「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担(補助)金に係る財産処分承認手続の簡素化について」(平成12年3月13日付局長通知)	社会福祉サービスの基盤の整備については、地域の需要に応じたサービスの拡充の必要性の観点から、既存の社会福祉施設等の効率的な活用を図るため、地方公共団体又は社会福祉法人への無償譲渡又は貸与によって、同一事業を継続する場合に限り、厚生労働大臣に報告があったものについては、承認があったものとして取り扱うものとする。この場合、譲渡又は貸与の承認は、各府省庁の長の承認が必要とされている。 「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担(補助)金に係る財産処分承認手続の簡素化について」(平成12年3月13日付局長通知)			例え、譲渡等の際に資産、運営、利益処分、解散時の取扱い等について条件を付すなどして譲渡等の相手方の団体について最低限の要件を確保したとしても要望の実現は不可能なのか、提案の実現により、施設の設置及び運営の合理化、効果的な施設利用の促進を図るといふ趣旨を踏まえ、要望を実現するにはどうすればいいか再度検討し、回答されたい。	3	社会福祉施設については、地域再生計画の申請があり、当該計画に掲げられた財産処分(同一事業者転用、又は無償貸与に限る)が、処分を承認しない場合、遊休施設化その他の不適切な事態が生ずる恐れがあること 地域再生計画の認定申請があった地域において、当該計画に掲げられた社会福祉施設の公共施設(国庫補助の対象であるものに限り)への転用の必要性が認められること 等一定の基準を満たす場合に、計画の認定に同意をすることとし、この場合厚生労働大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。(当該処分に係る補助金相当額の国庫納付は不要。)
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325300	090270	指定居宅サービス等の指定基準に規定する講習会の指定及び監督	福祉用具貸与サービスに係る専門相談員を養成する講習会の指定及び監督権限を政令県に移譲する。	・質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つづくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	健康長寿をめざしながら、年齢、性別、障害の有無等にとらわれず、お互いの人権や価値観を尊重しながら、多くの活躍の場を持つて心豊かに過ごせるようにすることを基本目標に、健康福祉の充実や社会参加の促進など、健康で心ふれ合う「安心社会」づくりをめざすためには、保険医療機関の指導・監督、政府等健康保険の事業運営、生活保護法に規定する指定医療機関、介護機関の指定及び監督などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	(1)指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第194条(平成11年厚生省令第37号) (2)福祉用具専門相談員指定講習会の指定について(平成11年6月9日老発第437号)	介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士又は厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者若しくは都道府県知事がこれと同程度以上の講習を受けたと認められる者が福祉用具専門相談員として認められる。福祉用具専門相談員は、利用者の自立支援のために、適切な福祉用具の選定の援助、取付、調整等を行い、福祉福祉用具貸与事業所に2名以上配置されることが義務づけられている。		3	福祉用具相談専門員は、利用者の心身の状況や希望、置かれている状況などを踏まえ、福祉用具が適切に選定、使用されるよう専門的知識に基づき相談に応じることを業務としており、適正な福祉用具貸与の実施に当たって、大きな役割を果たしている。この福祉用具専門相談員の質を一定以上に保つことは、全国的な保険給付の質の担保を図る上で、重要である。 このため、福祉用具相談専門員の養成を行うための講習会について、国が一定の要件を定め、それに基づいて講習会の指定、必要な指示等を行うこととし、この講習会が実施されることにより、講習会の指定等を行う権限を都道府県等に委譲することは困難である。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第194条によれば、都道府県知事がこれと同程度以上の講習を受けたと認められる者についても専門相談員として認められるように見受けられるが、これは、都道府県知事が判断したとしても全国一定の水準が確保されることを前提としたものではないか、提案の実現により、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に行うことができるという趣旨を踏まえ、要望を実現するにはどうすればいいか再度検討し、回答されたい。	5	福祉用具専門相談員については、省令及び解釈通知において、「指定福祉用具貸与の提供に当たる介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士又は厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者若しくは都道府県知事がこれと同程度以上の講習を受けたと認められる者」として規定している。 従って、都道府県知事は、個別の判断により、その者が、厚生労働大臣が指定した講習会と同程度以上の講習を受けたと認められる者として認定し、この場合厚生労働大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。この場合厚生労働大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。この場合厚生労働大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。この場合厚生労働大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。			
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325310	090280	老人保健福祉の総合的施設に関する整備計画認定及び事業者の監督	民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備に関する整備計画認定及び事業者の監督権限を政令県に移譲する。	・質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つづくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	健康長寿をめざしながら、年齢、性別、障害の有無等にとらわれず、お互いの人権や価値観を尊重しながら、多くの活躍の場を持つて心豊かに過ごせるようにすることを基本目標に、健康福祉の充実や社会参加の促進など、健康で心ふれ合う「安心社会」づくりをめざすためには、保険医療機関の指導・監督、政府等健康保険の事業運営、生活保護法に規定する指定医療機関、介護機関の指定及び監督などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	(1)民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律(平成元年6月30日法律第64号) (2)租税特別措置法第45条の2	「民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律」に基づき、特定民間施設(疾病予防運動センター、高齢者総合福祉センター、在宅介護サービスセンター、有料老人ホーム)を一体的に整備しようとする者は、当該特定民間施設の整備の事業に関する計画について、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。 また、厚生労働大臣は、認定を受けた計画に基づき特定民間施設の整備を行う事業者(以下「認定事業者」といふ。)に対し、当該事業の実施について、報告徴収や改善命令などの措置を行う権限を有する。 認定事業者は、租税特別措置法で定めるところにより、法人税にかかる課税の特例が適用されるなど、支援措置が設けられている。		3	特定民間施設整備計画の認定等の事務を政令県に権限委譲することについては、当該認定は、国税である法人税の課税特例の適用及び事業に必要な資金の確保等、国による支援措置を講ずべき事業を認定するものであることや国の他の施策・事務にも関係することから、権限委譲の対象にはそぐわないものと考えられる。						
個人	痴呆対応型共同生活介護サービス(通称グループホーム)における、痴呆介護実務者研修の実施主体の拡大プロジェクト	3023	3023010	090290	グループホームにおける、痴呆介護実務者研修の実施主体の拡大	痴呆介護実務者研修事業の実施を、全国痴呆性高齢者グループホーム協会等に権限委譲することで、研修頻度を高め、研修修了者数を増やし、グループホーム事業の円滑な運営を可能とする。	グループホームは、痴呆介護実務者研修の修了者を職員として雇用してサービスに従事することが義務づけられている。現状においては、各行政の実施する研修を終了することが必要だが、年間2-3回程度しか開催されていない行政が多く、当研修修了者の確保が非常に難しくなっている。行政の開始、運営に大きな支障をきたしている。行政のみでなく、その委託する団体、民間事業者が当研修を開催することが可能となれば、より円滑な事業運営が実現できる。	痴呆介護研修事業の実施主体は、都道府県又は指定都市とし、その責任の下に実施する者とする。なお、痴呆介護実務者研修については、都道府県又は指定都市は、地域の実情に即し、適切な事業運営が確保できると認められる介護施設又は介護保険法第41条に規定する指定居宅サービス事業者等に事業の一部を委託することができる。	痴呆介護研修事業の実施主体は、都道府県又は指定都市とし、その責任の下に実施する者とする。なお、痴呆介護実務者研修については、都道府県又は指定都市は、地域の実情に即し、適切な事業運営が確保できると認められる介護施設又は介護保険法第41条に規定する指定居宅サービス事業者等に事業の一部を委託することができる。		5	「制度等の現状」で記載したように、痴呆介護実務者研修事業を痴呆性高齢者グループホームにおいて実施することは現行制度においても可能。なお、現在、17都道府県・4指定都市において全国痴呆性高齢者グループホーム協会が主催する痴呆介護実務者研修を、各都道府県が実施する研修と同等の取扱いしているところ。 今後、全国厚生労働関係部局長会議(平成16年1月20-21日開催)において、全国痴呆性高齢者グループホーム協会の活動を紹介し、都道府県等においても積極的に連携するよう周知したところであり、今後もこうした機会を活用して都道府県等における活用を促すこととした。							
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325260	090300	身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉司の養成施設の指定等	身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉司の養成施設の指定等	・質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つづくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	健康長寿をめざしながら、年齢、性別、障害の有無等にとらわれず、お互いの人権や価値観を尊重しながら、多くの活躍の場を持つて心豊かに過ごせるようにすることを基本目標に、健康福祉の充実や社会参加の促進など、健康で心ふれ合う「安心社会」づくりをめざすためには、保険医療機関の指導・監督、政府等健康保険の事業運営、生活保護法に規定する指定医療機関、介護機関の指定及び監督などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	身体障害者福祉法第12条第4号 厚生労働省組織規則第707条第56号 知的障害者福祉法第14条第4号 厚生労働省組織規則第707条第57号	身体(知的)障害者更生相談所等に置かれる身体(知的)障害者福祉司は、身体(知的)障害者福祉司の養成施設を卒業した者等のうちから任用しなければならない。身体(知的)障害者福祉司の養成施設の指定権限は、身体障害者福祉法及び同法施行規則等の規定により、地方厚生局長に委任している。		3	身体(知的)障害者福祉司の養成施設は、当該施設を修了すれば国内のどの地域においても身体(知的)障害者福祉司として働くことができるという点で、その指定、監督及び指定取消等の処分の事務について国が一元的に実施することが必要となるものである。	国が全国統一基準を定めていれば全国的にも一定の水準を確保することは可能であることとされるが、国が一元的に実施しないこととした場合の具体的な支援はどのようなものか、提案の実現により、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に行うことができるという趣旨を踏まえ、要望を実現するにはどうすればいいか再度検討し、回答されたい。	3	身体(知的)障害者福祉司の養成施設の指定については、ほとんど実施がなく、このように種な指定事務を都道府県に委譲することは行政の効率化の観点から不適当であることに加え、都道府県においてほとんどノウハウが蓄積せず、養成施設に対する適切な指導監督等が担保できなくなる可能性が高い。			

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類、の見直し	46.'措置等の方法、の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325270	090310	身体障害者福祉法等に規定する更生医療の指定医療機関の指定等	身体障害者福祉法、児童福祉法、戦傷病者特別援護法規定する更生医療の指定医療機関(国が開設する病院及び診療所)の指定、監督権限を政令県に移譲する。	質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	健康長寿をめざしながら、年齢、性別、障害の有無等にとらわれず、お互いの人権や価値観を尊重しながら、多くの活躍の場を持つて心豊かに過ごせるようすることを基本目標に、健康福祉の充実や社会参加の促進など、健康で心ふれ合う「安心社会」づくりをめざすためには、保険医療機関の指導・監督、政府管掌健康保険の事業運営、生活保護法に規定する指定医療機関、介護機関の指定及び監督などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	身体障害者福祉法第19条の2第1項、児童福祉法第20条第4項、戦傷病者特別援護法第20条第2項	厚生労働大臣は、国が開設した病院若しくは診療所又は薬局についてその主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局についてその開設者の同意を得て、身体障害者福祉法に基づき更生医療を担当させる医療機関を指定する。当該指定を受けた指定医療機関は児童福祉法に基づく育成医療及び戦傷病者特別援護法に基づき更生医療を担当するものとされている。	3		国(独立行政法人)が開設する病院等については、国が担うべき専門医療の実施など全国レベルでの必要な医療提供体制を確保する観点からも展開される必要があることから、身体障害者福祉法、児童福祉法及び戦傷病者特別援護法の主務大臣たる厚生労働大臣の指定等に関する権限を移譲することは適当でない。				
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325290	090320	精神保健福祉法に規定する精神保健福祉短期費施設等の指定、監督	精神保健福祉法に規定する精神保健福祉短期費施設等の指定、監督権限を政令県に移譲する。	質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	健康長寿をめざしながら、年齢、性別、障害の有無等にとらわれず、お互いの人権や価値観を尊重しながら、多くの活躍の場を持つて心豊かに過ごせるようすることを基本目標に、健康福祉の充実や社会参加の促進など、健康で心ふれ合う「安心社会」づくりをめざすためには、保険医療機関の指導・監督、政府管掌健康保険の事業運営、生活保護法に規定する指定医療機関、介護機関の指定及び監督などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	精神保健福祉法第7条第2号、第3号、精神保健福祉法第10条第1項、精神保健福祉法第11条第1項、精神保健福祉法第12条第1項	精神保健福祉士試験の受験資格の要件の一つである精神保健福祉士一般養成施設及び精神保健福祉士短期養成施設について、厚生労働省令の定めにより、厚生労働大臣が指定する。これらの養成施設については、厚生労働大臣が報告徴収、指示及び指定の取消しを行うことができることとされている。	3	精神保健福祉士の養成施設は、当該施設を修了し精神保健福祉士試験に合格すれば国内どの地域においても精神保健福祉士として働くことができるという点で、その指定、監督及び指定取消等の処分事務について国が一元的に実施することが必要となるものであることとされている。	提案の実現により、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に行うことができるとい趣旨を踏まえ、再度検討し、回答された。	3	精神保健福祉士の資格は国家資格であり、試験事務や養成施設の指定、監督等、従来から国が一元的に行っており、養成施設の指定等を都道府県が行うことは国家資格制度としての一貫性を欠き、各養成施設の新規指定数は、平成15年度において短期養成施設が4、一般養成施設が8と非常に少なく、都道府県に指定、監督を行わせるのは非効率的である。都道府県においてはほんのわずかながら養成施設に対する適切な指導監督等が担保できなくなる可能性が高い。 資格制度については、短期改善推進13年計画においても、制度の充実のために推進すべきシステムとされているところであり、養成施設に対する指導監督等はさらに強化すべき状況にある。このため、これまで2/3の割合で実施されてはいる都道府県に指導監督等の権限を委譲することはできない。		
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325200	090330	生活保護法に規定する保護施設等の指定、監督	生活保護法に規定する保護施設等の指定、監督権限を政令県に移譲する。	質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	健康長寿をめざしながら、年齢、性別、障害の有無等にとらわれず、お互いの人権や価値観を尊重しながら、多くの活躍の場を持つて心豊かに過ごせるようすることを基本目標に、健康福祉の充実や社会参加の促進など、健康で心ふれ合う「安心社会」づくりをめざすためには、保険医療機関の指導・監督、政府管掌健康保険の事業運営、生活保護法に規定する指定医療機関、介護機関の指定及び監督などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第2項、第252条の20第2項、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第74条の29第6項、第74条の29第7項、生活保護法(昭和25年法律第144号)第45条第1項第84条の2第1項	指定都市及び中核市が事務を処理するに当たっては、保護施設の設備又は運営の改善、事業の停止及び保護施設の廃止については都道府県知事の命令については、この命令に代えて厚生労働大臣の命令を受けるものとされている。	3	生活保護法等の規定により都道府県知事が処理することとされている事務の大部分は、指定都市及び中核市においては、指定都市長及び中核市長が処理することとされており、指定都市及び中核市の保護施設は、他の市町村と異なり、都道府県知事への届出義務もなく、都道府県知事の報告の命令等も受けないこととされている。 このため、指定都市及び中核市が設置する保護施設の設備又は運営の改善、事業の停止及び保護施設の廃止についての命令については、都道府県が設置する保護施設と同様に厚生労働大臣の命令を受けるとされている。この趣旨は、保護施設の設備、運営等の最低基準を一律に定めるべき厚生労働大臣が最低限度の関与を行うもの、保護施設の設置及び運営については広(都道府県、指定都市及び中核市の裁量に委ねるといふものである。したがって、指定都市及び中核市が設置する保護施設の設備又は運営の改善、事業の停止及び保護施設の廃止についての厚生労働大臣の命令のみを都道府県知事の事務とすることは、指定都市及び中核市が、最低基準を一律に定めるべき厚生労働大臣以外の関与を受けないこととしている趣旨に反するものであり、適当ではない。 さらに、指定都市及び中核市が設置する保護施設について、国が設備費の一部を負担しているにもかかわらず監督することができず、設備費の一部負担をしていない県が監督を行うのは適当ではない。					
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325210	090340	生活保護法に規定する指定医療機関、介護機関の指定及び監督	生活保護法に規定する指定医療機関、介護機関(国が開設するもの)の指定及び監督権限を政令県に移譲する。	質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	健康長寿をめざしながら、年齢、性別、障害の有無等にとらわれず、お互いの人権や価値観を尊重しながら、多くの活躍の場を持つて心豊かに過ごせるようすることを基本目標に、健康福祉の充実や社会参加の促進など、健康で心ふれ合う「安心社会」づくりをめざすためには、保険医療機関の指導・監督、政府管掌健康保険の事業運営、生活保護法に規定する指定医療機関、介護機関の指定及び監督などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条第2項、第51条第2項、第54条の2第4項	厚生労働大臣は、国の開設した医療機関及び介護機関についてその主務大臣の同意を得て、生活保護法による医療扶助のための医療及び介護扶助のための介護を担当する機関について指定し、厚生労働大臣の指定した医療機関及び介護機関については厚生労働大臣がその指定を取り消すことができるとされている。 また、国の開設した医療機関及び介護機関も含めた指定医療機関及び指定介護機関は、被保護者の医療及び介護については、都道府県知事の行う指に従わなければならないとされ、厚生労働大臣及び都道府県知事は、国の開設した医療機関及び介護機関も含めた指定医療機関及び指定介護機関について報告の徴収及び立入検査ができることとされている。	3	指定医療機関の指定の権限については、厚生大臣から都道府県知事に委譲されたところである。地方の実情を踏まえ、都道府県知事が適切に医療機関を指定することは適当である。しかし、国が開設した病院等については、国の政策的責任を負う観点から設けられたものであるため、生活保護法を所管する厚生労働大臣が各病院の主務大臣と調整を行う必要があることから、大臣の指定権限を都道府県に委譲することは適当でない。 なお、指定医療機関及び指定介護機関の指導並びに報告の徴収及び立入検査は、現行でも都道府県知事が行うことができる。					
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325220	090350	民生委員及び児童委員の委嘱及び解職	民生委員及び児童委員の委嘱及び解職に関する事務権限を政令県に移譲する。	質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	健康長寿をめざしながら、年齢、性別、障害の有無等にとらわれず、お互いの人権や価値観を尊重しながら、多くの活躍の場を持つて心豊かに過ごせるようすることを基本目標に、健康福祉の充実や社会参加の促進など、健康で心ふれ合う「安心社会」づくりをめざすためには、保険医療機関の指導・監督、政府管掌健康保険の事業運営、生活保護法に規定する指定医療機関、介護機関の指定及び監督などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	民生委員法第5条及び第11条	民生委員法第5条において民生委員、児童委員を委嘱するに当たっては、「市町村に設置された民生委員推薦会が推薦し、都道府県に設置された地方社会福祉審議会の意見を聴いたうえで、都道府県知事が推薦した者を厚生労働大臣が委嘱することとされている。 民生委員法第11条において民生委員、児童委員を解職するに当たっては委員と同様に「都道府県が地方社会福祉審議会の意見を聴いたうえで員申をし、厚生労働大臣が解職することとされている。	3	民生委員、児童委員(民生委員は、民生委員法に定められており、同時に児童委員は、児童福祉法によって民生委員が兼ねることとなっている。)は、社会奉仕の精神を持って、日夜、地域住民のために相談、援助や関係行政機関への協力等の職務を行い、社会福祉の増進に努める役割を担っている。このような民生委員、児童委員の活動を通じて、全国あまた、社会福祉の推進が図られるようにするためには、国の社会福祉行政の最終責任者である厚生労働大臣自ら委嘱及び解職し、その職務が国家的に重要であることを民生委員、児童委員のみならず社会一般の人々にも認識してもらわなければならないと考えている。民生委員、児童委員の委嘱及び解職に関する事務権限を政令県に移譲することは適当でない。					

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の方法の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
静岡県	静岡政令案構想	1325	1325230	090360	社会福祉士短期養成施設及び社会福祉士一般養成施設の指定及び監督	・質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つための推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・安心社会づくりに関する多くの(事務事業)権限を移譲し、政令案の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	・健康長寿をめざしながら、年齢、性別、障害の有無等にとらわれず、お互いの人権や価値観を尊重しながら、多くの活躍の場を持って心豊かに過ごせるようすることを基本目標に、健康福祉の充実や社会参加の促進など、健康で心ふれ合う「安心社会」づくりをめざすためには、保険医療機関の指導・監督、政府管掌健康保険の事業運営、生活保護法に規定する指定医療機関、介護機関の指定及び監督などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	社会福祉士及び介護福祉士法第7条第2号及び同条第3号厚生労働省組織規則第707条第5号	社会福祉士試験の受験資格の要件の一つである社会福祉士短期養成施設及び社会福祉士一般養成施設について、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働大臣が指定する。これらの養成施設については、厚生労働大臣が報告徴収、指示及び指定の取消しを行うことができることとされている。	3		社会福祉士の養成施設は、当該施設を修了すれば社会福祉士試験に合格すれば国内どの地域においても社会福祉士として働くことができるという点で、その指定、監督及び指定取消等の処分事務について国が一元的に実施することが必要となるものである。	国が全国统一基準を定めていれば全国的に一定の水準を確保することは可能であると考えられるが、国が一元的に実施しないこととした場合の具体的な支障は何なのか、提案の実現により、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に行うことができるという趣旨を踏まえ、要望を実現するにはどうすればいいか再度検討し、回答された。	3		社会福祉士の資格は国家資格であり、試験事務や養成施設の指定・監督等、従来から国が一元的に行っており、養成施設の指定等を都道府県が行うことは国家資格制度としての一貫性を欠く。社会福祉士養成施設の新規開設課程数は、平成15年度においてと増えつつも、都道府県に指定・監督を行わせるのは非効率であるに加え、都道府県においてほとんどノウハウが蓄積せず、養成施設に対する適切な指導監督等が担保できない可能性がある。規制緩和の流れにおいても、多人規制等の緩和一方で、制度の充実のための補償システムとされているところであり(規制改革推進1号年計画)、養成施設に対する指導監督等はさらに強化すべき状況にあることから、これまでのノウハウが蓄積されていない都道府県に指導監督等の権限を委譲することはできない。	
静岡県	静岡政令案構想	1325	1325240	090370	社会福祉士及び介護福祉士の養成施設の指定及び監督	・質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つための推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・安心社会づくりに関する多くの(事務事業)権限を移譲し、政令案の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	・健康長寿をめざしながら、年齢、性別、障害の有無等にとらわれず、お互いの人権や価値観を尊重しながら、多くの活躍の場を持って心豊かに過ごせるようすることを基本目標に、健康福祉の充実や社会参加の促進など、健康で心ふれ合う「安心社会」づくりをめざすためには、保険医療機関の指導・監督、政府管掌健康保険の事業運営、生活保護法に規定する指定医療機関、介護機関の指定及び監督などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	社会福祉士法第39条第1号から第3号まで、厚生労働省組織規則第707条第5号	介護福祉士の資格の要件の一つである介護福祉士養成施設について、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働大臣が指定する。この養成施設については、厚生労働大臣が報告徴収、指示及び指定の取消しを行うことができることとされている。	3		介護福祉士の養成施設は、当該施設を修了すれば国内どの地域においても介護福祉士として働くことができるという点で、その指定、監督及び指定取消等の処分事務について国が一元的に実施することが必要となるものである。	国が全国统一基準を定めていれば全国的に一定の水準を確保することは可能であると考えられるが、国が一元的に実施しないこととした場合の具体的な支障は何なのか、提案の実現により、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に行うことができるという趣旨を踏まえ、要望を実現するにはどうすればいいか再度検討し、回答された。	3		介護福祉士の資格は国家資格であり、試験事務や養成施設の指定・監督等、従来から国が一元的に行っており、養成施設の指定等を都道府県が行うことは国家資格制度としての一貫性を欠く。介護福祉士養成施設の新規開設課程数は、平成15年度において19年と少なく、都道府県に指定・監督を行わせるのは非効率であるに加え、都道府県においてほとんどノウハウが蓄積せず、養成施設に対する適切な指導監督等が担保できない可能性がある。規制緩和の流れにおいても、多人規制等の緩和一方で、制度の充実のための補償システムとされているところであり(規制改革推進1号年計画)、養成施設に対する指導監督等はさらに強化すべき状況にあることから、これまでのノウハウが蓄積されていない都道府県に指導監督等の権限を委譲することはできない。	
静岡県	静岡政令案構想	1325	1325250	090380	社会福祉士主事養成施設の指定及び養成施設の監督等	・質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つための推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・安心社会づくりに関する多くの(事務事業)権限を移譲し、政令案の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	・健康長寿をめざしながら、年齢、性別、障害の有無等にとらわれず、お互いの人権や価値観を尊重しながら、多くの活躍の場を持って心豊かに過ごせるようすることを基本目標に、健康福祉の充実や社会参加の促進など、健康で心ふれ合う「安心社会」づくりをめざすためには、保険医療機関の指導・監督、政府管掌健康保険の事業運営、生活保護法に規定する指定医療機関、介護機関の指定及び監督などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	社会福祉士法第19条第1項第2号及び第3号厚生労働省組織規則第707条第5号	社会福祉士主事の資格の要件の一つである社会福祉士主事養成機関及び社会福祉士主事試験について、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働大臣が指定する。また、養成施設については、厚生労働大臣が報告徴収、指示及び指定の取消しを行うことができることとされている。	3		社会福祉士主事の養成施設及び試験については、当該施設を修了する者は試験に合格すれば国内どの地域においても社会福祉士主事として働くことができるという点で、その指定、監督及び指定取消等の処分事務について国が一元的に実施することが必要となるものである。	国が全国统一基準を定めていれば全国的に一定の水準を確保することは可能であると考えられるが、国が一元的に実施しないこととした場合の具体的な支障は何なのか、提案の実現により、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に行うことができるという趣旨を踏まえ、要望を実現するにはどうすればいいか再度検討し、回答された。	3		社会福祉士主事養成施設は、大学と同レベルの教育水準を要する必要があることから、大学と同レベルの指導監督等を実施する必要はある。養成施設の新規開設課程数は、平成15年度において1と極めて少なく、都道府県に指定・監督を行わせるのは非効率であるに加え、都道府県においてほとんどノウハウが蓄積せず、養成施設に対する適切な指導監督等が担保できない可能性があることから、都道府県に指導監督等の権限を委譲することはできない。	
静岡県	静岡政令案構想	1325	1325350	090390	戦傷病者特別保護法に規定する指定医療機関の指定	・質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つための推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・安心社会づくりに関する多くの(事務事業)権限を移譲し、政令案の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	・健康長寿をめざしながら、年齢、性別、障害の有無等にとらわれず、お互いの人権や価値観を尊重しながら、多くの活躍の場を持って心豊かに過ごせるようすることを基本目標に、健康福祉の充実や社会参加の促進など、健康で心ふれ合う「安心社会」づくりをめざすためには、保険医療機関の指導・監督、政府管掌健康保険の事業運営、生活保護法に規定する指定医療機関、介護機関の指定及び監督などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	戦傷病者特別保護法第12条	・戦傷病者が公務上の傷病について療養を必要とするとき、全額国家負担で療養の給付を行っている。 ・療養の給付は、厚生労働大臣が戦傷病者特別保護法第12条に規定する指定医療機関が行っている。 ・平成15年4月現在の療養患者数は1797人。(うち静岡県は63人)	3		・戦傷病者に対する療養は、戦傷病者特別保護法第1条により「国家補償の精神に基づいて、行うことが定められ、療養の給付に必要な費用は全額国家が負担しているなど、国家の責務が必要な療養施策を実施することが定められている。 ・このうち医療機関の「指定」行為は、療養の給付を実際に行う医療機関を選定する行為であり、国家の責務で実施すべき給付の根本に係る部分であることから国が直接に行っており、現在のところ、戦傷病者に対する診療内容や診療実績等に照らして国家補償の観点から必要な給付を実施できる機関として、国立病院、国立療養所等を指定している。このように医療機関の「指定」は、国家補償という法の精神の根本に係わる部分であり、「政令案」に委譲することは困難である。					
静岡県	静岡政令案構想	1325	1325070	090400	保険医療機関の指導・監督	・質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つための推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・安心社会づくりに関する多くの(事務事業)権限を移譲し、政令案の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	・健康長寿をめざしながら、年齢、性別、障害の有無等にとらわれず、お互いの人権や価値観を尊重しながら、多くの活躍の場を持って心豊かに過ごせるようすることを基本目標に、健康福祉の充実や社会参加の促進など、健康で心ふれ合う「安心社会」づくりをめざすためには、保険医療機関の指導・監督、政府管掌健康保険の事業運営、生活保護法に規定する指定医療機関、介護機関の指定及び監督などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	健康保険法	健康保険法の規定により、保険医療機関は、療養の給付に際し、厚生労働大臣の指導を受けなければならないとされている。また、厚生労働大臣は、療養の給付に際して必要と認めるときは、保険医療機関等に対し、診療録の提示等を命じることができることとなっている。	3		健康保険制度は、全国どこでも、均質な医療を必要かつ適切に受けられることを目的としており、提供される保険医療に関しては国の責任において質を確保することが必要であるため、指導監督等の療養の給付に関する事項は厚生労働省が行うものである。					
静岡県	静岡政令案構想	1325	1325080	090410	政府管掌健康保険の事業運営	・質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つための推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・安心社会づくりに関する多くの(事務事業)権限を移譲し、政令案の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	・健康長寿をめざしながら、年齢、性別、障害の有無等にとらわれず、お互いの人権や価値観を尊重しながら、多くの活躍の場を持って心豊かに過ごせるようすることを基本目標に、健康福祉の充実や社会参加の促進など、健康で心ふれ合う「安心社会」づくりをめざすためには、保険医療機関の指導・監督、政府管掌健康保険の事業運営、生活保護法に規定する指定医療機関、介護機関の指定及び監督などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	健康保険法第4条、第5条、第204条、健康保険法施行令第63条	政府管掌健康保険の適用・徴収・給付の事務については、地方社会保険事務局長及び社会保険事務所所長に委託して実施している。	3		政府管掌健康保険の事業運営については、地方分権推進委員会第3次勧告(平成9年9月)において国が保険者として経営責任を負うこと、一体的な事務処理を行うことが効率的であることから国の直接執行事務と整理された。また、政府管掌健康保険は被保険者が地域住民であるとは限らず、適用や保険料の徴収等の事務も都道府県内で完結しているため、都道府県の場となった場合は、効率的な事務が期待できる。また、一部道府県のみでは事務処理が困難となるため、権限を都道府県に移譲することは、不適当である。	3		提案の実現により、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に行うことができるという趣旨を踏まえ、再度検討し、回答された。		
静岡県	静岡政令案構想	1325	1325320	090420	医療保険制度に係る指導・監督	・質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つための推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・安心社会づくりに関する多くの(事務事業)権限を移譲し、政令案の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	・健康長寿をめざしながら、年齢、性別、障害の有無等にとらわれず、お互いの人権や価値観を尊重しながら、多くの活躍の場を持って心豊かに過ごせるようすることを基本目標に、健康福祉の充実や社会参加の促進など、健康で心ふれ合う「安心社会」づくりをめざすためには、保険医療機関の指導・監督、政府管掌健康保険の事業運営、生活保護法に規定する指定医療機関、介護機関の指定及び監督などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	健康保険法第27条、第29条、第205条、健康保険法施行規則第159条	健康保険組合に対する指導監督権限は厚生労働大臣の権限であり、地方厚生(支)局長に権限委任されている。	3		健康保険組合の事業所は同一県内に限られるものではなく、その監督権限を県に移譲することは困難である。	提案の実現により、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に行うことができるという趣旨を踏まえ、再度検討し、回答された。	3		健康保険組合の事業所は同一県内に限られるものではなく、その監督権限を県に移譲することは困難である。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の方法の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答	
静岡県	静岡政令案構想	1325	1325090	090430	国の開設する病院、診療所、助産所の監督	国(独立行政法人)が開設する病院、診療所の監督に関する権限を政令案に移譲する。	質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つための推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令案の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	健康長寿をめざしながら、年齢、性別、障害の有無等にとらわれず、お互いの人権や価値観を尊重しながら、多くの活躍の場を持って心豊かに過ごせるようにすることを基本目標に、健康福祉の充実や社会参加の促進など、健康で心ふれ合う「安心社会」づくりをめざすためには、保険医療機関の指導・監督、政府審事健康保険の事業運営、生活保護法に規定する指定医療機関、介護機関の指定及び監督などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	医療法6条 医療法7条1項 医療法施行令1条	国(独立行政法人)が開設する病院、診療所については、病院については厚生労働大臣の承認を受け、診療所又は助産所についてはあらかじめその旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。	3		国(独立行政法人)が開設する病院、診療所については、国が担うべき高度医療、専門医療の実施など全国レベルでの必要な医療提供体制を確保する観点から展開されるものであることから、医療分野の担当大臣たる厚生労働大臣の承認等に関する権限を移譲することは適当でない。なお、医療法25条により、都道府県も国と連携して必要な報告の徴収・立入検査を行うことは可能である。					
静岡県	静岡政令案構想	1325	1325100	090440	医療の安全に関する取組の普及及び啓発	国が病院の安全担当者に対して開催しているワークショップに関する事務について、政令案が実施する。	質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つための推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令案の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	健康長寿をめざしながら、年齢、性別、障害の有無等にとらわれず、お互いの人権や価値観を尊重しながら、多くの活躍の場を持って心豊かに過ごせるようにすることを基本目標に、健康福祉の充実や社会参加の促進など、健康で心ふれ合う「安心社会」づくりをめざすためには、保険医療機関の指導・監督、政府審事健康保険の事業運営、生活保護法に規定する指定医療機関、介護機関の指定及び監督などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。		全国の医療機関の管理者及び安全管理担当者を対象と航空分野などの他分野の安全対策について取組を行うとともに、参加医療機関における個別事例や厚生労働省が提示する事例などの課題について、より確実な安全対策の取組を討議・検討するものである。	3		・厚生労働省では、平成11年1月の患者取り違えの医療事故が発生して以来、特定機能病院や国立病院等において医療事故が続発したことから、国民の信頼が揺らぎ、社会問題化されたことを踏まえ、厚生労働大臣の提唱により、2011年(平成13年)を「患者安全推進年」と称して、医療関係者による共同行動(PSA)を推進するとともに、11月末の1週間を「医療安全推進週間」と定め、その期間を中心に、幅広い医療関係者が参加し、シンポジウム等の開催や研修会の実施など、医療安全に関する広範な取組を実施しているところである。 ・本ワークショップについても、この取組の一環として、医療安全対策を推進すべき立場にある厚生労働省において実施する事業であり、平成16年度予算案にも計上していることから、都道府県を主体とする事業として運営することは適切でない。 ・なお、本ワークショップは平成13年度から実施しているところであり、特定機能病院については本省で、一般病院については各地方厚生(支)局でそれぞれ開催しているが、平成16年度からは、一般病院については各地方厚生(支)局が実施主体となって運営することとしている。(業務移管)					
静岡県	静岡政令案構想	1325	1325110	090450	租税特別措置法に定める非課税証明	租税特別措置法に定める基準に適合した病院として登録をされる場合に認められる特別償却に係る証明事務を政令案に移譲する。 公益法人等の行う医療保健業で収益事業に該当しないものの要件の証明事務を政令案に移譲する。	質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つための推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令案の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	健康長寿をめざしながら、年齢、性別、障害の有無等にとらわれず、お互いの人権や価値観を尊重しながら、多くの活躍の場を持って心豊かに過ごせるようにすることを基本目標に、健康福祉の充実や社会参加の促進など、健康で心ふれ合う「安心社会」づくりをめざすためには、保険医療機関の指導・監督、政府審事健康保険の事業運営、生活保護法に規定する指定医療機関、介護機関の指定及び監督などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	租税特別措置法施行規則(昭和33年大蔵省令第15号)第5条の21第2項、第20条の17第4号 法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)第6条第4号 厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)第707条第4号	無料定額医療の実施等による法人税の非課税措置に関する厚生労働大臣の証明については、厚生事務次官通知(昭和33年4月4日厚生省令第19号)に基づき、都道府県知事が厚生労働大臣に代わり証明を行ってきたが、法令に基づかず地方公共団体の事務を委任しており適切であるとの指摘を平成12年11月に地方分科委員会から受けたため、平成14年4月から地方厚生局の事務としている。同様に病院等建築物の建設等の特別償却制度に係る証明事務も、制度創設以来(平成14年4月1日)地方厚生局の事務としている。	3		当該証明事務に関しては、厚生労働省通知(昭和33年3月4日付け発第19号厚生事務次官通知)により、事実上都道府県知事に委任してきたが、平成12年11月に地方分科委員会から「法令に基づかない関与や事務の義務付けであり、当該事務を法令に基づき適正なものとするべき」という指摘を受けている。このような指摘を踏まえて、平成14年より当該証明事務を地方厚生局で行うようにしたところである。 本件に限らず国税に関する証明事務については、事務所掌の在り方の観点から統一した対応を検討すべきとも考えられ、財務省とも協議の上、省庁横断的な対応が望ましい。また、都道府県の事務負担となることから、総務省との調整も必要と考えられる。					
静岡県	静岡政令案構想	1325	1325330	090460	特定機能病院への立入り検査等	特定機能病院に対する報告徴収及び立入権限を政令案に移譲する。	質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つための推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令案の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	健康長寿をめざしながら、年齢、性別、障害の有無等にとらわれず、お互いの人権や価値観を尊重しながら、多くの活躍の場を持って心豊かに過ごせるようにすることを基本目標に、健康福祉の充実や社会参加の促進など、健康で心ふれ合う「安心社会」づくりをめざすためには、保険医療機関の指導・監督、政府審事健康保険の事業運営、生活保護法に規定する指定医療機関、介護機関の指定及び監督などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	医療法25条	都道府県による特定機能病院に対する報告徴収及び立入検査は可能である。	3		医療機関に対する報告徴収及び立入検査については、医療法第25条第1項及び第2項に基づき、元々都道府県の事務とされているが、厚生労働大臣の承認を得て特定機能病院と称する病院については、国も都道府県と連携して報告徴収及び立入検査を行う必要があるため、特に医療法第25条第3項及び第4項で国の権限として定めている。					
静岡県	静岡政令案構想	1325	1325520	090470	医薬品及び医療用具の製造業及び輸入販売業の許可等	特定生物由来医薬品、医療用具などの製造(輸入販売)の許可権限を政令案に移譲する。	・地震対策、風水害対策、土砂災害防止対策、大規模火災等への対策、感染症の予防とまん延防止の推進、食品・医薬品の安全の確保など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令案の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	東海地震等による災害や健康危機管理等への万全な備えがなされた「安心社会」づくりをめざすためには、簡易ガス事業の許認可、河川管理、食品衛生法に規定する総合衛生管理製造過程を経て食品を製造し、又は加工することについての承認などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	薬事法第11条第1項及び第22条第2項に規定されている医薬品の製造(輸入販売)の許認可は、同法第81条により委任される薬事法施行令第15条の4第2項に基づき、今般の遺棄の対象となっている特定生物由来製品等(以下「大臣許可医薬品等」という。)を指し、都道府県知事が行うこととされている。 大臣許可医薬品等のうち生物由来製品とは、人その他の生物に由来するものを原料又は材料として製造される医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具であり、保健衛生上特別の注意を要するものである。また、特定生物由来製品とは、生物由来製品のうち、販売、買取り、又は譲与した後に、特に保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置を講ずることが必要なものをいう。これらの製品は、現在の科学的知見に基づき、製造上最大限感染リスクを排除したとしても、なお未知の感染因子による健康被害を否定できない特性を有する。したがって、感染リスク等の品質確保に特別の注意を要するものであり、かつ、保健衛生上の危害が発生又は予見された際に迅速かつ適切な対応が求められるため、国が生物由来製品等にかかる製造(輸入販売)業の許可権限を有するものである。 なお、大臣許可医薬品等は、同法第81条の4により委任される薬事法施行規則第71条の3第1号に基づき、地方厚生局長に委任されている。	薬事法第81条 薬事法施行令第15条の4	生物由来製品(医薬品、医療用具等)は、現在の科学的知見に基づき、製造上最大限感染リスクを排除したとしても、なお未知の感染因子による健康被害を否定できない特性を有する。したがって、感染リスク等の品質確保に特別の注意を要するものである。そのため、生物由来製品等にかかる製造(輸入販売)業の許可に当たっては、感染リスク等の品質確保に特別の注意を要し、かつ、広く流通するものであることから、保健衛生上の危害が発生又は予見された際に迅速かつ適切な対応が求められる。 したがって、製造(輸入販売)業の許可に当たっては、上記のような高リスクの製品を取り扱う業者として、品質確保及び市販後安全対策等の製造業者としての機能を有しているか否かを確認する必要があり、そのためには承認審査資料を含む生物由来製品等にかかる情報を保有する国において一元的に管理する必要がある。							

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答	
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325530	090480	毒物又は劇物の製造業及び輸入業(製剤製造業者を除く。)の登録権限を政令県に移譲する。また、立入検査等に関する権限を政令県に移譲し、政令県で登録事務等及び立入検査等の一元的管理を行う。	毒物又は劇物の製造業及び輸入業(製剤製造業者を除く。)の登録権限を政令県に移譲する。また、立入検査等に関する権限を政令県に移譲し、政令県で登録事務等及び立入検査等の一元的管理を行う。	東海地震等による災害や健康危機管理等への万全な備えがなされ「安全社会」づくりをめざすためには、簡易ガス事業の許可可、河川管理、食品衛生法に規定する総合衛生管理製造過程を経て食品を製造し、又は加工することについての承認などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	東海地震等による災害や健康危機管理等への万全な備えがなされ「安全社会」づくりをめざすためには、簡易ガス事業の許可可、河川管理、食品衛生法に規定する総合衛生管理製造過程を経て食品を製造し、又は加工することについての承認などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	毒物及び劇物取締法第3条、第4条、第17条、第23条の3、毒物及び劇物取締法施行令第36条の7			既に加工され使用用途が限定される製剤と異なり、現在、厚生労働大臣が登録業務を行うこととされている原体については、製剤その他多様な商品の原料等に利用されることが多い。そのため、流通量が多く、流通先が多岐にわたるので、譲渡先が都道府県をまたがっている現状がある。また、それらの事業場に係る事故等の不慮の事態における対応や違反に対する措置命令も全国規模になり得ることも考慮し、原体の製造業及び輸入業の登録については、登録業者の在する都道府県のみならず、全国的な視野での検討が必要であることから、国において実施する必要がある。						
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325540	090490	不良な医薬品等又は不正な表示のされた医薬品等の取締	特定生物由来医薬品、医療用目などの製造(輸入販売)の監視権限を政令県へ移譲し、取締権限を政令県で一元的に管理する。	東海地震等による災害や健康危機管理等への万全な備えがなされ「安全社会」づくりをめざすためには、簡易ガス事業の許可可、河川管理、食品衛生法に規定する総合衛生管理製造過程を経て食品を製造し、又は加工することについての承認などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	東海地震等による災害や健康危機管理等への万全な備えがなされ「安全社会」づくりをめざすためには、簡易ガス事業の許可可、河川管理、食品衛生法に規定する総合衛生管理製造過程を経て食品を製造し、又は加工することについての承認などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	薬事法 第60条第1項	医薬品等製造(輸入販売)業の許可に付随する義務等の遵守状況を確認するため、薬事法に基づいて監視指導(報告命令、立入検査)が実施されている。その結果、相手方に薬事法令に係る違反等を発見した場合には、その違反の態様に応じた措置(行政指導のほか、状況によっては法に基づく改善命令、業務停止、業務許可取消等の行政処分)を行うこととなる。そして、その事務を迅速、的確に実施するには、その者に対する業務許可内容の詳細を把握していることが必要であるので、その許可を与えた業務許可権者がこれを実施している。			特定生物由来製品などの製造業者(輸入販売業者)に対する監視指導及び行政処分(改善命令、業務停止、業務許可取消等)を適正に実施するためには、業務許可を与えるに際して業務許可内容の詳細を把握している国が行うことが必要である。					
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325550	090500	薬物四法(麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法)に係る免許、許可、指定等の権限を政令県に移譲する。また、立入検査等に関する権限を政令県に移譲し、政令県で免許事務等及び立入検査等の一元的管理を行う。	薬物四法(麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法)に係る免許、許可、指定等の権限を政令県に移譲する。また、立入検査等に関する権限を政令県に移譲し、政令県で免許事務等及び立入検査等の一元的管理を行う。	東海地震等による災害や健康危機管理等への万全な備えがなされ「安全社会」づくりをめざすためには、簡易ガス事業の許可可、河川管理、食品衛生法に規定する総合衛生管理製造過程を経て食品を製造し、又は加工することについての承認などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	東海地震等による災害や健康危機管理等への万全な備えがなされ「安全社会」づくりをめざすためには、簡易ガス事業の許可可、河川管理、食品衛生法に規定する総合衛生管理製造過程を経て食品を製造し、又は加工することについての承認などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	現在、麻薬において、大麻免許は、輸入業者、輸出業者、製薬業者、製剤業者、麻薬製剤製造業者、医師業者の免許であり、その程度もしくは半額での許可である。これらのうち、麻薬製剤製造業者、医師業者の免許については、地方厚生部が責任を負っている。 向精神薬においては、輸入業者、輸出業者、製造製剤業者、麻薬製剤製造業者、麻薬小売業者、麻薬持業者、麻薬管理業者、麻薬研究者、向精神薬製剤業者、向精神薬小売業者の免許は、都道府県知事等が責任を負っている。また、国が設置する向精神薬試験研究員免許は大臣への登録であるが、これらは地方厚生局長に権限を委任している。麻薬等原料輸出、輸入業者、特定麻薬等原料製造業者については、地方厚生部への届出であり、輸出はその都府の届出となっている。 麻薬及び向精神薬取締法においては、これら以外の免許、許可、指定に関する事項は、麻薬小売業者、麻薬持業者、麻薬管理業者、麻薬研究者、向精神薬製剤業者、向精神薬小売業者の免許は、都道府県知事等が責任を負っている。また、国が設置する向精神薬試験研究員免許は大臣への登録である。覚せい剤製造については、覚せい剤製造業者の届出である。覚せい剤研究員免許については、都道府県知事等が責任を負っている。覚せい剤製造業者が地方厚生局長に免許の権限を委任しており、輸出は其の都府の許可である。原料採取者、原料加工者は、都道府県知事等である。 あへん法第3条、6、10、11、15、41、44、46、49条 立入検査、麻薬及び向精神薬取締法第5条の3 4-11、覚せい剤取締法第31-34条、大麻取締法第18-21条。	3及び5	麻薬、向精神薬等の不正流通・使用を防止するため、国際条約(麻薬単一条約及び向精神薬条約)では、国がこれら規制薬物の製造、取引及び分配、輸出入の管理、国連への報告等の義務を負っている。また、あへんについては特に国際的な供給適正化のため、麻薬単一条約では、輸出入、生産、卸取引、在庫量の保有等至極の権限が行うこととされている。 これを受けて、我が国でも麻薬、向精神薬の輸出入、製造を国の免許制度の下で管理している。また、麻薬元卸売も流通範囲が全国に及びかつ、その取り扱う麻薬の量も他の麻薬取扱者に比べて著しく多い等の麻薬の流通経路の根幹をなしており、国際条約の定める取引及び分配に当たるため、大臣免許としている。また、麻薬等原料物質は、麻薬等の製造に必要な物質であり、不正流通防止の観点から輸出入、製造量について国連に届く報告する義務があるため、国の免許としている。覚せい剤製造についても国が国連に報告する義務があるので、国が製造業者を指定することとしている。また、覚せい剤の国内への流入を防止するため、何人も覚せい剤の輸出入はできない。覚せい剤原料については、不正ルートへの流出防止のため、国が一元的に権限を都道府県に委任することはない。 なお、麻薬など関係施設への立入検査については、現行法の下でも都道府県職員にその権限が付与されている。							
産業クラスター研究会オホーツク麻プロジェクト	北見ヘンプ(大麻)地域再生プロジェクト	3108	3108010	090510	大麻取締法における知事の大麻栽培免許の規制・手続緩和	都道府県知事の大麻栽培免許については、北見市の産業用大麻栽培の目的に照らして、免許発行基準を明らかにするとともに、市長への許可権限移譲が必要と考える。	農家は、原材料!加工会社との委託契約で、産業用大麻を栽培する場合、遊休農地の活用や輪作等により年毎に栽培面積が変動しても、栽培品種等の条件が異なっていなければ、弾力的に市長判断で栽培免許が継続されるようにする。	地域の栽培状況や農家の経営状況を身近に把握できる市が、栽培実態に即して免許管理ができることが望ましい。	大麻取締法第2、5条	大麻栽培者免許申請は、都道府県に対して行い、同府が申請者の栽培目的、理由等を勘案して免許を与えたと判断した場合には都道府県から免許が与えられる。			現在、大麻栽培者免許は、大麻の栽培を極力限定することによって、大麻乱用の防止を図るため、都道府県知事が栽培目的等を検討し、伝統的文化的の継承や一般に使用されている生活必需品として生活に不可欠な場合に限り与えており、これ以外の大麻の栽培は認められていない。 大麻の中で、幻覚成分であるテトラヒドロカンナビノール(THC)含量が低いものが「産業用大麻」といわれることがある。大麻の幻覚成分は微量の摂取で精神作用が顕現することから、たとえ低濃度であっても、乱用のおそれがある。また、幻覚成分含有量の少ない大麻から含有量の多い大麻への転換も容易に起こり得る。さらに含量のTHCを減縮する方法も容易である(一般書種で紹介されている)。従って、大麻乱用による保健衛生上の危害を防止するため、幻覚成分の多寡にかかわらずすべての大麻を大麻取締法で規制することが必要であり、現行制度を維持する必要がある。 また、大麻の生涯経験率は欧米では10-30%台であるのに対し日本では約1%と抑制されているが、日本においても大麻の生涯経験率は1995年調査では0.5%であったが2011年は1.1%と2倍になり、近年日本における大麻乱用は増加しており規制・取締の必要性は増している。昨年11月には「薬物乱用防止法5か年戦略」が策定され、政府一体となって大麻等の薬物乱用対策を一層強力に推進することとされている。また、昨年12月に犯罪対策閣僚会議において決定された行動計画でも薬物乱用のない社会の実現を目指して取締の強化を図ることとしている。このような状況の下、大麻栽培の基準を緩和することは適切でない。 現在、大麻栽培者は全国で100名弱であり、また、都道府県には大麻取締					
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325370	090520	調理師養成施設の指定及び監督	調理師養成施設の指定及び監督権限を、国が全国統一基準を定めた上で、政令県に移譲する。	東海地震等による災害や健康危機管理等への万全な備えがなされ「安全社会」づくりをめざすためには、簡易ガス事業の許可可、河川管理、食品衛生法に規定する総合衛生管理製造過程を経て食品を製造し、又は加工することについての承認などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	東海地震等による災害や健康危機管理等への万全な備えがなされ「安全社会」づくりをめざすためには、簡易ガス事業の許可可、河川管理、食品衛生法に規定する総合衛生管理製造過程を経て食品を製造し、又は加工することについての承認などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	調理師法第3条第1号 調理師法施行令第1条の2	調理師養成施設は、厚生労働大臣が指定する。 調理師養成施設の指定の申請は、都道府県を経由しておこなう。			飲食店等における多数人に対して飲食物を調理して供与する業務は、国民の健康増進や食品衛生の観点から国民の食生活に大きな影響を与えるものであり、調理業務を担う調理師の役割は重要である。 調理師養成施設については、このような調理師を養成する機関であり、一定のレベルの養成施設が全国各地に存在する必要がある。申請者の選定、教育内容、教員の適否等について養成施設として適切かどうかを判断するため、厚生労働大臣による指定が必要と考える。	国が全国統一基準を定めていれば全国的に一定の水準を確保することは可能であると考えられるが、国が一元的に実施しないこととした場合の具体的な支援は何なのか、提案の実現により、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効果的に実施することができるという趣旨を踏まえ、要望を実現するにはどうすればいいかと再度検討し、回答された。	「事務・事業の在り方に関する意見」において、次期法改正(平成18年度までを目途)時に国から都道府県へ権限を移譲するための改正を行う方向で検討を進めることとされており、平成14年度中に関係団体及び都道府県に対し地方分権改革推進会議の意見について情報提供を行ったところであり、平成15年度中に意見聴取を行い、これを踏まえて、今後検討を進めることとしている。			

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類、の見直し	46.'措置等の方法、の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
静岡県	静岡政令案構想	1325	1325430	090530	製菓衛生師法による製菓衛生師養成施設の指定及び監督	製菓衛生師法による製菓衛生師養成施設の指定及び監督権限を、国が全国統一基準を定めた上で、政令案に移譲する。	・地震対策、風水害対策、土砂災害防止対策、大規模火災等への対策、感染症の予防とまん延防止の推進、食品・医薬品の安全の確保など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安全社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・安全社会づくりに関する多(の)事務事業権限を移譲し、政令案の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	東海地震等による災害や健康危機管理等への万全な備えがなされ「安全社会」づくりをめざすためには、簡易ガス事業の許可可、河川管理、食品衛生法に規定する総合衛生管理製造過程を経て食品を製造し、又は加工することについての承認などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	製菓衛生師免許は製菓衛生師試験に合格した者に対して与えられるものであるが、製菓衛生師試験の受験資格の一つとして「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七条に規定する者であつて、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したものである」と定められている。	地方分権改革推進会において検討中		知事資格である製菓衛生師養成施設の権限委譲については、地方分権推進改革会議がまとめた事務・事業の在り方に関する意見(平成14年10月30日)においても検討を求められているものであり、本年度において関係団体及び都道府県に対し情報提供・意見聴取を予定しているところである。	貴省回答にある「検討」を踏まえた実施予定時期(検討スケジュール)及び実施内容を明確にされたい。	3		「事務・事業の在り方に関する意見」において、次期法改正(平成18年度までを目途)時に国から都道府県へ権限を委譲するための改正を行う方向で検討を進めることとされており、平成15年度中に関係団体及び都道府県に対し、地方分権推進会議の意見について、情報提供を行うとともに意見聴取を行うこととし、これらを踏まえて、今後検討を進めることとしている。	
静岡県	静岡政令案構想	1325	1325440	090540	食品衛生法による指定及び食品衛生管理者の養成施設の監督	食品衛生法による指定及び食品衛生管理者の養成施設の監督権限を政令案に移譲する。(H16.2.27から「指定」が「登録」に改正)	・地震対策、風水害対策、土砂災害防止対策、大規模火災等への対策、感染症の予防とまん延防止の推進、食品・医薬品の安全の確保など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安全社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・安全社会づくりに関する多(の)事務事業権限を移譲し、政令案の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	東海地震等による災害や健康危機管理等への万全な備えがなされ「安全社会」づくりをめざすためには、簡易ガス事業の許可可、河川管理、食品衛生法に規定する総合衛生管理製造過程を経て食品を製造し、又は加工することについての承認などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	食品衛生法第19条第17第3項(H16.2.27から第48条第6号第3項)及び第4号厚生労働省組織規則第707条第24号	製造、加工の過程において特に衛生上の考慮を必要とする食品等の製造・加工を行う事業者は、製造・加工の衛生的管理のため、施設ごとに専任の食品衛生管理者をおかなくてはならないこととされているが(食品衛生法第19条第17第1項)、この食品衛生管理者の資格要件の一つとして、「厚生労働大臣の指定した食品衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者」であることが定められている(同条第6項第3号)。この養成施設の指定及びその適切な運営を担保すべく(行われる監督については、厚生労働省組織規則第707条に基づき、地方厚生局の事務とされている。	3	食品衛生管理者の養成施設については、当該施設を修了すれば国内のどの地域においても食品衛生管理者になることができるといふ点で、その指定、監督及び指定取消等の処分事務について国が一元的に実施することが必要となるものである。	国が全国統一基準を定めていれば全国的にも一定の水準を確保することは可能であるとも考えられるが、国が一元的に実施しないこととした場合の具体的な支障は何なのか、提案の実現により、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に行うことができるという趣旨を踏まえ、要望を実現するにはどうすればいいか再度検討し、回答されたい。	3	食品衛生管理者の養成施設の指定申請については全国で年間10件あまりしかなく、指定事務を都道府県に委譲することは行政の効率化の観点から不適当である。また、資格制度については、規制緩和の流れにおいても、参入規制等の緩和の一方で、制度の充実のための補強すべきシステムとされているところであり(規制改革推進3か年計画)、養成施設に対する指導監督等はさらに強化すべき状況にあることから、これまでのノウハウが蓄積されていない都道府県に指導監督等の権限を委譲することはできない。		
静岡県	静岡政令案構想	1325	1325450	090550	総合衛生管理製造過程を経て食品を製造し、又は加工する承認等	食品衛生法に規定する総合衛生管理製造過程を経て食品を製造し、又は加工することについての承認及び承認の変更の権限を政令案に移譲する。(承認の変更はH16.2.27施行)	・地震対策、風水害対策、土砂災害防止対策、大規模火災等への対策、感染症の予防とまん延防止の推進、食品・医薬品の安全の確保など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安全社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・安全社会づくりに関する多(の)事務事業権限を移譲し、政令案の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	東海地震等による災害や健康危機管理等への万全な備えがなされ「安全社会」づくりをめざすためには、簡易ガス事業の許可可、河川管理、食品衛生法に規定する総合衛生管理製造過程を経て食品を製造し、又は加工することについての承認などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	食品衛生法第7条の3(H16.2.27から第13条、第14条)厚生労働省組織規則第707条第26号	営業者による食品の安全の確保に向けた自主管理を促す仕組みである総合衛生管理製造過程の承認については、厚生労働省組織規則第707条に基づき、地方厚生局の事務とされている。	3	総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認とは、食品の製造者が製造工程の各段階の科学的な衛生管理のプログラムを策定することにより、国において定める一律の製造基準の特例を与える性質を持つものである。製造基準等の規格基準の設定については、食品が全国に流通するものであるため、国において一元的に事務を行っているものであるから、その特例である総合衛生管理製造過程の承認についても、同様に国による一元的な事務の実施が必要となるものである。					
静岡県	静岡政令案構想	1325	1325460	090560	食品等及び洗浄剤の衛生に関する取締りの実施	食品等及び洗浄剤の衛生に関する取締りの実施権限を政令案に移譲し、政令案が一元的に実施する。	・地震対策、風水害対策、土砂災害防止対策、大規模火災等への対策、感染症の予防とまん延防止の推進、食品・医薬品の安全の確保など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安全社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・安全社会づくりに関する多(の)事務事業権限を移譲し、政令案の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	東海地震等による災害や健康危機管理等への万全な備えがなされ「安全社会」づくりをめざすためには、簡易ガス事業の許可可、河川管理、食品衛生法に規定する総合衛生管理製造過程を経て食品を製造し、又は加工することについての承認などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	厚生労働省組織規則第707条第28号(地方厚生局健康福祉部の所掌事務)	水産食品又は食肉の輸出については、相手国との協議により、国において輸出施設の検査・取去等を行うために食品衛生監視員を任命することとされているが(食品衛生法第19条)、この資格要件の一つとして、「厚生労働大臣の指定した食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した者」が定められている(食品衛生法施行令第4条第1号)。この養成施設の指定及びその適切な運営を担保すべく(行われる監督については、厚生労働省組織規則第707条に基づき、地方厚生局の事務とされている。	3	ご指摘の事務は、輸出先の外国との協定に基づく、水産食品輸出施設に対する査察等の業務である。当該事務については、相手国との協定により、輸出地の衛生管理に対する国の関与が求められているものであるから、権限委譲により国の関与を失わせることは困難であり、国により事務を行う必要があるものである。					
静岡県	静岡政令案構想	1325	1325470	090570	食品衛生監視員養成施設の指定及び監督	食品衛生監視員養成施設の指定及び監督権限を、国が全国統一基準を定めた上で、政令案に移譲する。	・地震対策、風水害対策、土砂災害防止対策、大規模火災等への対策、感染症の予防とまん延防止の推進、食品・医薬品の安全の確保など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安全社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・安全社会づくりに関する多(の)事務事業権限を移譲し、政令案の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	東海地震等による災害や健康危機管理等への万全な備えがなされ「安全社会」づくりをめざすためには、簡易ガス事業の許可可、河川管理、食品衛生法に規定する総合衛生管理製造過程を経て食品を製造し、又は加工することについての承認などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	食品衛生法施行令第4条第1条(H16.2.27)厚生労働省組織規則第707条第25号	厚生労働大臣又は都道府県知事は、食品等の検査・取去等を行う機関に食品衛生監視員を任命することとされているが(食品衛生法第19条)、この資格要件の一つとして、「厚生労働大臣の指定した食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した者」が定められている(食品衛生法施行令第4条第1号)。この養成施設の指定及びその適切な運営を担保すべく(行われる監督については、厚生労働省組織規則第707条に基づき、地方厚生局の事務とされている。	3	食品衛生監視員の養成施設については、当該施設を修了すれば国内のどの地域においても食品衛生監視員になることができるといふ点で、その指定、監督及び指定取消等の処分事務について国が一元的に実施することが必要となるものである。	国が全国統一基準を定めていれば全国的にも一定の水準を確保することは可能であるとも考えられるが、国が一元的に実施しないこととした場合の具体的な支障は何なのか、提案の実現により、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に行うことができるという趣旨を踏まえ、要望を実現するにはどうすればいいか再度検討し、回答されたい。	3	食品衛生監視員の養成施設の指定申請については全国で年間10件あまりしかなく、指定事務を都道府県に委譲することは行政の効率化の観点から不適当である。また、資格制度については、規制緩和の流れにおいても、参入規制等の緩和の一方で、制度の充実のための補強すべきシステムとされているところであり(規制改革推進3か年計画)、養成施設等に対する指導監督等はさらに強化すべき状況にあることから、これまでのノウハウが蓄積されていない都道府県に指導監督等の権限を委譲することはできない。		
静岡県	静岡政令案構想	1325	1325480	090580	特定規格の食品・器具等の検査機関の指定及び監督	特定規格の食品・器具等の検査機関の指定及び監督権限を政令案に移譲する。(H16.2.27から「指定」が「登録」に改正)	・地震対策、風水害対策、土砂災害防止対策、大規模火災等への対策、感染症の予防とまん延防止の推進、食品・医薬品の安全の確保など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安全社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・安全社会づくりに関する多(の)事務事業権限を移譲し、政令案の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	東海地震等による災害や健康危機管理等への万全な備えがなされ「安全社会」づくりをめざすためには、簡易ガス事業の許可可、河川管理、食品衛生法に規定する総合衛生管理製造過程を経て食品を製造し、又は加工することについての承認などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	食品衛生法第14条第1項並びに同法第15条第1項、第2項及び第3項(H16.2.27)から第15条第1項並びに同法第21条第1項、第2項及び第3項)厚生労働省組織規則第707条第29号	食品衛生法第15条に基づき(命令検査の対応食品等につき検査を行う機関は、厚生労働大臣が指定することとされている。この検査機関の指定及びその適切な検査等の実施を担保すべく(行われる監督については、厚生労働省組織規則に基づき、地方厚生局の事務とされている。	3	食品衛生法上の指定検査機関は、法違反の輸入食品の検査をおこなっている機関である。輸入食品の監視業務は、全国一律な監視、輸出国との政府レベルでの折衝・協議の必要性から国の検査所により行われているものである以上、当該監視業務と密接に関連する指定検査機関の指定及び監督についても、国による一元的な実施が必要となるものである。					

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類」の見直し	46.'措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
静岡県	静岡政令圏構想	1325	1325490	090590	食鳥処理衛生管理者の養成施設の登録及び監督	食鳥処理衛生管理者の養成施設の登録権限を、国が全国統一基準を定めた上で、政令県に移譲する。	-地震対策、風水害対策、土砂災害防止対策、大規模火災等への対策、感染症の予防とまん延防止の推進、食品・医薬品の安全の確保など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安全社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 -安全社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	東海地震等による災害や健康危機管理等への万全な備えがなされ「安全社会」づくりをめざすためには、簡易ガス事業の許認可、河川管理、食品衛生法に規定する総合衛生管理製造過程を経て食品を製造し、又は加工することについての承認などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第5項第3号 厚生労働省組織規則第707条第30号	食鳥処理業者は、食鳥処理を衛生的に管理させるため、食鳥処理衛生管理者をおくこととされているが(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条)、この食鳥処理衛生管理者の資格要件の一つとして「厚生労働大臣の登録を受けた食鳥処理衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者」であることが定められている(同条第3項第3号)。この養成施設の指定及びその適切な運営を担保すべく行われる監督については、厚生労働省組織規則第707条に基づき、地方厚生局の事務とされている。	3		食鳥処理衛生管理者の養成施設については、当該施設を修了すれば国内のどの地域においても食鳥処理衛生管理者になることができるという点で、その指定、監督及び指定取消等の処分事務について国が一元的に実施することが必要となるものである。	国が全国統一基準を定めていれば全国的にも考えられるが、国が一元的に実施しないこととした場合の具体的な支障は何か、提案の実現により、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に行うことができるという趣旨を踏まえ、要望を実現するにはどうすればいいか再度検討し、回答された。	3		食鳥処理衛生管理者の養成施設の指定申請については実績がなく、指定事務を都道府県に委譲することは行政の効率化の観点から不適当である。また、資格制度については、規制緩和の流れにおいても、参入規制等の緩和の一方で、制度の充実のための補強すべきシステムとされているところであり(規制改革推進3か年計画)、養成施設等に対する指導監督等はさらに強化すべき状況にあることから、これまでのノウハウが蓄積されていない都道府県に指導監督等の権限を委譲することはできない。
静岡県	静岡政令圏構想	1325	1325500	090600	食鳥処理衛生管理者養成講習会の登録	食鳥処理衛生管理者養成講習会の登録権限を、国が全国統一基準を定めた上で、政令県に移譲する。	-地震対策、風水害対策、土砂災害防止対策、大規模火災等への対策、感染症の予防とまん延防止の推進、食品・医薬品の安全の確保など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安全社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 -安全社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	東海地震等による災害や健康危機管理等への万全な備えがなされ「安全社会」づくりをめざすためには、簡易ガス事業の許認可、河川管理、食品衛生法に規定する総合衛生管理製造過程を経て食品を製造し、又は加工することについての承認などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第5項第4号 厚生労働省組織規則第707条第31号	食鳥処理業者は、食鳥処理を衛生的に管理させるため、食鳥処理衛生管理者をおくこととされているが(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条)、この食鳥処理衛生管理者の資格要件の一つとして「学校教育法第四十七条に規定する者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、食鳥処理の業務に三年以上従事し、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた講習会の課程を修了した者」であることが定められている(同条第5項第4号)。この講習会の指定については、厚生労働省組織規則第707条に基づき、地方厚生局の事務とされている。	3		食鳥処理衛生管理者の講習会については、当該講習会を修了すれば国内のどの地域においても食鳥処理衛生管理者になることができるという点で、その指定、監督及び指定取消等の処分事務について国が一元的に実施することが必要となるものである。	国が全国統一基準を定めていれば全国的にも考えられるが、国が一元的に実施しないこととした場合の具体的な支障は何か、提案の実現により、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に行うことができるという趣旨を踏まえ、再度検討し、回答された。	3		食鳥処理衛生管理者の講習会の指定申請についてはほぼ2年に1件しかなく、指定事務を都道府県に委譲することは行政の効率化の観点から不適当である。また、資格制度については、規制緩和の流れにおいても、参入規制等の緩和の一方で、制度の充実のための補強すべきシステムとされているところであり(規制改革推進3か年計画)、養成施設等に対する指導監督等はさらに強化すべき状況にあることから、これまでのノウハウが蓄積されていない都道府県に指導監督等の権限を委譲することはできない。
静岡県	静岡政令圏構想	1325	1325510	090610	食鳥処理衛生管理者資格の認定	食鳥処理衛生管理者資格の認定権限を、国が全国統一基準を定めた上で、政令県に移譲する。	-地震対策、風水害対策、土砂災害防止対策、大規模火災等への対策、感染症の予防とまん延防止の推進、食品・医薬品の安全の確保など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安全社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 -安全社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	東海地震等による災害や健康危機管理等への万全な備えがなされ「安全社会」づくりをめざすためには、簡易ガス事業の許認可、河川管理、食品衛生法に規定する総合衛生管理製造過程を経て食品を製造し、又は加工することについての承認などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第5項第4号 厚生労働省組織規則第707条第32号	食鳥処理業者は、食鳥処理を衛生的に管理させるため、食鳥処理衛生管理者をおくこととされているが(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条)、この食鳥処理衛生管理者の資格要件の一つとして「学校教育法第四十七条に規定する者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、食鳥処理の業務に三年以上従事し、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた講習会の課程を修了した者」であることが定められている(同条第5項第4号)。この講習会の指定については、厚生労働省令で定めるところにより学校教育法第四十七条に規定する者と同等以上の学力があると認められる者であるか否かの判断は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条に基づき、地方厚生局の事務とされている。	3		食鳥処理衛生管理者の学力認定については、資格認定講習会の受講資格となるものである。資格認定講習会を修了すれば国内のどの地域においても食鳥処理衛生管理者になることができることから、講習会に関する指定等の事務と同様、その受講資格の認定についても国が一元的に実施することが必要となるものである。	提案の実現により、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に行うことができるという趣旨を踏まえ、再度検討し、回答された。	3		食鳥処理衛生管理者の学力認定申請については実績が少ないため、認定事務を都道府県に委譲するノウハウが蓄積せず適切に実施できないほか、行政の効率化の観点から不適当である。
華加市	古さと新しさを調和する賑わいと潤いのある「今様・華加宿」	1130	1130010	090620	化製場の移転・増設・継承等の手続きを簡易にする	華加市においては、化製場の移転・増設等に関する変更許可を行えるようにしたい。併せて、設置許可を受けたものからの承継を条件としながら、市長が認めた地域においては、化製場等に関する法律施行細則第6条及びこれを受けて制定された埼玉県条例の適用を除外したい。現存する化製場等は老朽化が進んでおり建て替え、改築の必要性に迫られているが、化製場等に関する法律は、設置許可のみの規定しかおいておらず、特定の場合、特定の人に対してのみ許可を認めている。そのため、華加市内の工場が増築や建替えを行う際には新設扱いとなり、積極的な設備投資・新技術の導入等が行えない。そのため環境への負荷が大きい従来の施設を使い続けることとなり、産業の発展を妨げ、ひいては地域経済の発展を妨げる結果となってしまっている。そこで、現状では廃業がゾリゾリかを迫られている市内皮革産業を活性化し、併せて、工場近代化、構造設備の更新を促進し建て替えや移設についての手続きを容易に行えるようにしたい。	華加市の重要な地域産業である皮革産業は、最盛期には約240工場の集積であったが(県引)県政改革の影響を受け現在の集積は約140工場と激減している。また、化製場も最盛期は1社あたりのものが現在5社が残るのみである。こうした状況に危機感を募らせた皮革業界は、県内皮革1団体、埼玉県皮革産業振興会、埼玉県皮革振興会の事業名(皮革加工部、埼玉県皮革産業振興会)の枠を超え、そのが華人前、平成11年1月に設立し、「おまかせアパレル」を創出した。皮革業界の発展を促す活動として、14年度においては皮革産業振興会設立調査、革のまちまちづくり委員会、そうが皮革加工コンテストの事業を実施した。特に、皮革加工コンテストにおいては新設アパレルに比べた作品やデザイン等が14名の応募が寄せられ、大満足のあった。15年度もアンテナショップの開設や「おまかせアパレル」を1月17日の日曜限定した3年間の「おまかせ」の14日間の応募が寄せられるなど、皮革産業復活に向けての活動の成果は目に見えてある。しかし、現存する化製場等は老朽化が進んでおり建て替え、改築の必要性に迫られているが、化製場等に関する法律は、設置許可のみの規定しかおいておらず、特定の場合、特定の人に対してのみ許可を認めている。そのため、華加市内の工場が増築や建替えを行う際には新設扱いとなり、積極的な設備投資・新技術の導入等が行えない。そのため環境への負荷が大きい従来の施設を使い続けることとなり、産業の発展を妨げ、ひいては地域経済の発展を妨げる結果となってしまっている。そこで、現状では廃業がゾリゾリかを迫られている市内皮革産業を活性化し、併せて、工場近代化、構造設備の更新を促進し建て替えや移設についての手続きを容易に行えるようにしたい。	化製場等に関する法律第3条及び化製場等に関する法律施行細則第6条	本件は、同様の趣旨の特区提案において回答したとおり、化製場の設置等の手続に関する事項は都道府県等の規則により規定されているため、手続の簡素化を求めるご要望の趣旨は地方自治法に基づき(市町村への権限委譲により実現が可能である。なお、条例制定権を求める点についてであるが、化製場規制について条例で定める事項は、化製場の構造設備の基準等という、化製場設置にあたっての権利義務規制を行うための基本的部分であり、手続の簡素化という趣旨とは異なるものであると考える。								

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類'の見直し	46.'措置等の方法'の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
前橋市	子育て支援構想	1030	1030010	090740	公立保育所の民営化における財産処分に係る国庫納付金の免除	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備費国庫補助金の交付を受けて取得した保育所の財産処分については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に規定する条件に基づく(厚生大臣の承認が必要となり、処分制限期間内のものについては、国庫納付金が生じている。同補助金に係る財産処分承認手続きの簡素化については平成12年3月13日付で通知がだされているところであるが、公立保育所の民営化実施に伴い、譲渡・貸与を行う場合について、厚生労働大臣が定める処分制限期間内の財産処分であっても、国庫納付金が不要となるというもの、さらに、その場合の譲渡・貸与の方法として無償でも有償でも可能とし、譲渡・貸与先団体等については地方公共団体又は社会福祉法人及び財団・社団法人に限らずその他の団体でも可能とするものである。	公立保育所の民営化	国庫補助金の交付を受けた既存施設等の譲渡及び貸与においては、処分制限期間に基づき当該施設等に係る補助金相当額の国庫納付金が生じている。新しい施設などは、国庫納付金も高額となり、公立保育所の民営化を進める場合に財政負担が生じることから有償譲渡にせざるを得なくなり、民営化に係る既存保育所施設等の譲渡・貸与については、無償・有償であっても、また、地方公共団体又は社会福祉法人やそれ以外の団体であっても、同一事業を継続する場合に限り、国庫納付金を不要としているもの。	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備費国庫補助金(補助)金に係る財産処分承認手続きの簡素化について(平成12年社授第530号通知)	施設等の無償による地方公共団体又は社会福祉法人への譲渡又は貸与であって、同一事業を継続するもので、「財産処分報告書」により厚生労働大臣に報告があったものについては、承認があったものとして扱うものとしている。(補助金相当額の国庫納付は不要)	3, 5		地方公共団体等が保育所を新設する際に国が施設整備費を支出している趣旨は、その地域において安定的な保育の実施が行われるよう、環境を整備するためであり、その施設を目的外使用する場合は、一定額の国庫納付が必要である。 そうした中、現行では、保育所事業を継続することを前提として、保育所施設を無償で社会福祉法人へ譲渡又は貸与する場合は、補助金相当額の国庫納付は不要である。 保育所施設を有償で譲渡することについては、国の補助を受けた施設を譲渡することで地方公共団体が結果的に利益を得ることになり、また、株式会社への無償で譲渡することについては、最終的に利益として株主に配分される民間企業に税を財源とする公金を支出することになり、それぞれ適当でないこと。 なお、保育所を業務委託し、公設民営化すれば、補助金相当額の国庫納付がなく、保育業へ民間が参入することができる。	例えば、譲渡等の際に資産、運営、利益処分、解取時の取扱い等について条件を付すなどして譲渡等の先の団体について最低限の要件を確保したとしても要望の実現は不可能なのか、提案の実現により、円滑な民間参入の実施を図る提案の趣旨を踏まえ、要望を実現するにはどうすればいいか再度検討し、回答された。	1		社会福祉施設については、地域再生計画の申請があり、当該計画に掲げられた財産処分(同一事業者転用、又は無償貸与に限る)が、処分を承認しない場合、遊休施設化その他の不適切な事態が生ずる恐れがあること 貸与前の施設の利用者の処遇が低下しないこと 等一定の基準を満たす場合に、計画の認定に同意することとし、この場合厚生労働大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。(当該処分に係る補助金相当額の国庫納付は不要。)
愛知県 豊橋市、蒲郡市、田原市、御津町	国際自動車産業交流都市	1352	1352010	090750	補助整備施設の目的外使用の容認	異なる複数の補助金を受けて建設した複合施設(ライフポートとよはし)の多目的利用を容認する。そのため、補助金の返還を不要とするも、充当した地方債の繰上げ償還を不要とする。	現在、「ライフポートとよはし」における3つの機能(勤労青少年ホール・婦人会館・大ホール)に分類されている施設を改修・相互管理運営することにより、管理運営費の削減や施設の使用における利便の向上を図ることが可能となる。また、コンベンション機能を備えることにより、自動車関連分野などを中心とした展示会や国際会議などを開催することが可能となる。	現在、ライフポートとよはしは、公の施設として豊橋市が管理運営しているが、複数の補助金要領に定められた目的に従って運用されているため、柔軟な利用には限界がある。三河港の中心部に位置することから、この施設を各種イベント会場など大規模に活用することにより三河港の機能の向上が可能となる。	補助事業者等(地方公共団体)は、補助事業等(勤労青少年福祉施設設置事業)により取得した財産(勤労青少年ホーム)を用途変更等する場合、補助金等の交付の目的に類似した目的への用途変更である場合は残存価格の返還は要しないこととしているが、それ以外の目的への用途変更等である場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条	3		本補助事業については、「勤労青少年の福祉の増進」を目的として、各都道府県の申請に基づき、勤労青少年ホームを設置した場合に行ってきたところである。目的外への使用を伴う用途変更等を行った場合は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に従うこととなるため、返還を求めるとはならないが、どのような変更を検討しているか、個別具体的に相談いただきたい。	施設を各種イベント会場と最大限に活用するために補助整備施設の目的外使用を容認し、補助金の返還を不要とするも、充当した地方債の繰上げ償還を不要とするという提案者の要望内容は実現するにはどうすればいいか、再度検討し、回答された。	1, 3		勤労青少年ホームの施設転用については、平成16年度から手続きの簡素合理化及び地域再生の観点からの転用に当たった際の大臣同意基準等の必要な事項を明確化した通達を都道府県に発出する。	
特定非営利活動法人就業支援ネットワーク	地域活性化と母子家庭等就業支援事業	3051	3051040	090760	自立支援員との連携協力。	自立支援員は、地域の母子家庭等の情報を把握して、情報交換等の相互協力することによって支援体制が充実できる。	自立計画の実施状況や就業状況の情報を行政に提供、行政は他の母子家庭等の情報を提供することによって本事業に参加させられる母子家庭等情報が取得可能となり、協力することが出来る。	自立支援委員設置は、地方自治体下りしているが、目的を同じし別々の動きであれば、無駄と情報のやりとりが困難。	母子及び寡婦福祉法による母子自立支援員の設置について(局長通知0618001)	3		母子自立支援員は、その職務を行うに当たっては、関係部局、関係団体等の協力を得るとともに、関係機関と密接な連携を図るよう努めているところであるが、その保有している情報については、個人のプライバシーに強く関連するものであることから、これを第三者が共有するためには、本人の同意と十分な理解が前提になると考える。	個人情報に配慮して守秘義務を課すなど一定の要件を課すことも念頭におきながら、要望を実現するにはどうすればいいか再度検討し、回答された。	3		自立支援員が保有している情報は、個人のプライバシーに強く関連するものであることから、いたずらに第三者に提供されるべきではない。また、守秘義務を課したとしても、当該民間団体に開示するという点で、やはりプライバシーの問題は残る。なお、民間団体による母子家庭等への接触、支援は、地域の母子福祉団体等との連携の中で実現されるべきものである。	
特定非営利活動法人就業支援ネットワーク	地域活性化と母子家庭等就業支援事業	3051	3051060	090770	児童扶養手当受給者・寡婦世帯の情報提供及び県・政令都市の自立支援センターでの情報提供	地方自治体は母子家庭等の情報を把握しており、その情報を取得することによって最低でも地域の全ての給付金受給母子家庭者に収入増のための就業情報の提供が可能となる。	自治体が所持している給付金受給者等の情報を得ることによって、就業に関する情報を平等に提供することが可能となり、就業の案内、登録が実施できる。	プライバシーの問題がネックとなっている。その一部の人には情報が伝わりず、偏った人選になってしまう。法の平等化にも抵触する。	母子家庭等就業・自立支援センター事業について(H15.6.24産児発第0624001号産用均等・児童家庭局長通知)	3		児童扶養手当等の受給状況等は極めて個人的な情報であるため、第三者に対し提供することはできない。	個人情報に配慮して守秘義務を課すなど一定の要件を課すことも念頭におきながら、要望を実現するにはどうすればいいか再度検討し、回答された。	3		児童扶養手当等の受給状況等は、個人のプライバシーに強く関連するものであることから、いたずらに第三者に提供されるべきではない。また、守秘義務を課したとしても、当該民間団体に開示するという点で、やはりプライバシーの問題は残る。なお、民間団体による母子家庭等への接触、支援は、地域の母子福祉団体等との連携の中で実現されるべきものである。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の見直し	46.'措置等の方法、の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答	
特定非営利活動法人就業支援ネットワーク	地域活性化と母子家庭等就業支援事業	3051	3051080	090780	自立支援教育訓練給付金施策フォロー	就業支援策未設置の自治体在住の母子家庭等は、本事業で就業する母子家庭者の講習受講ができない、モデル事業内で全ての講習実施は可能であるが、途中参加等の母子家庭者等の受講が出来ない、モデル事業自体16年度で終了するためこの制度を活用することがベストである。	自立支援教育訓練給付制度設置は、地方自治体に下りているが未実施自治体の方が多く、16年度予算未計上が多く存在する。その為必要とする母子家庭者が資金調達に苦悩し、自立のチャンスを得られない。本来は地方自治体の体制が整ってから市等へおろすべき案件であった。平等化を著し、妨げる。就業支援策未設置の自治体に対して実績を提示し、設置の推進促進が可能となる。	母子寡婦福祉法第31条、42条、43条、45条	実施主体は、自治体であり、事業を実施する自治体に対し、その費用の4分の3を国が補助している。	3	-	地域の実情に応じた母子家庭施策を推進するため、事業の実施は自治体において行われるべきである。なお、仮にご提案のような制度とすれば、事業実施自治体と未実施自治体との間で公平性が保たれないという問題も生じる。福祉においても地方分権が進められている以上、地方間にある程度の格差が生じることもやむを得ず、住民自治により解決されるべきものと思われる。もっとも、本事業は母子家庭の自立にとって重要なものであると認識しており、今後とも、機会を捉えて自治体に対し本事業の有用性等を周知していきたいこととしている。	就業支援策未設置の自治体在住の母子家庭等は、本事業で就業する母子家庭者の講習受講ができないという提案主体の問題意識を踏まえ、要望を実現するにはどうすればいいかが再度検討し、回答された。	3				
長野県	コモンスの視点からの人づくり	1069	1069010	090790	補助金の対象要件の緩和	'児童福祉法第56条の2及び'社会福祉施設等施設整備及び社会福祉施設等設備整備費用国庫負担(補助)金交付要綱を改正し、補助対象法人に学校法人、財団法人及びUNPO法人を追加する。	私立保育所新設に対する補助金の交付対象に学校法人、財団法人及びUNPO法人を追加することにより、学校法人、財団法人及びUNPO法人が保育所の設置運営に参入しやすくなる。	保育所設置に要する学校法人、財団法人及びNPO法人の負担を軽減し、保育サービスの多様化を促進する。	児童福祉法第56条の2	補助制度において、保育所の施設設備の整備については、補助対象が社会福祉法人に限られている。	3		社会福祉事業については、質の高いサービスの継続的・安定的な提供を確保する必要があるため、社会福祉法人制度を創設し、支援と規制・監督を一体的に行ってきたことである。 '支援 社会福祉施設整備費等国庫補助金等'規制 役員報酬請求や法人の解散命令等 '学校法人等については、社会福祉事業を行うという観点から行政は適正な規制・監督ができないため、表裏一体の関係である社会福祉施設整備費を補助することは困難である。	例えば、補助の際に資産、運営、利益処分、解散時の取扱い等について条件を付すなどして補助金の交付対象団体について最低限の要件を確保したとしても要望の実現は不可能なのか、提案の実現により、保育所設置における負担を軽減し、保育サービスの多様化を促進する提案の趣旨を踏まえ、要望を実現するにはどうすればいいかが再度検討し、回答された。	3.5			
福井県	はつらつお母さん支援構想	1085	1085010	090800	放課後児童クラブ対象児童数の緩和	放課後児童健全育成事業費補助金登録児童が5人以上、年間20日以上、1日3時間以上開設している放課後児童クラブも補助対象にする。これらの要件緩和により子育てをしながら働く女性が安心して働ける環境を整備し、地域雇用の創造を図る。	現状の制度では人口の少ない地域では国庫補助の対象とならず、放課後児童クラブの整備や小児救急医療の充実に支障があり、子育てをしながら働く女性が安心して働ける環境になっていない。	民間児童厚生施設等活動推進等事業費等補助金交付要綱 放課後児童健全育成事業費別表1	放課後児童健全育成事業の小規模クラブに対する国庫補助の対象は、児童数が10人以上であり、開設日数が281日以上である。	3		放課後児童健全育成事業については、保護者や児童のニーズに応えるために年間を通じた運営が必要であり、その国庫補助要件については、予算の制約、事業の効率性を勘案して定められているところである。現在の要件緩和は考えていない。なお過疎地等においては、平成13年度に開始された放課後児童クラブに対する国庫補助額は、平成14年度には、当該過疎地要件を撤廃し、すべての地域で18歳以上の放課後児童を受け入れる放課後児童クラブを国庫補助対象とすることを、過疎地等に対する配慮も十分に付添っている。一方、都市部においては、受け入れニーズの増大に対応し補助金について大規模加算を設けるなどにより、より多くの児童を受け入れるための、一定の予算においてより多くの児童を受け入れるためには、これ以上の小規模クラブへの補助要件の緩和を行うことは適当ではない。	補助対象基準の引下げが直ちに従来型のニーズに応えるために年間を通じた運営が必要であり、その国庫補助要件については、予算の制約、事業の効率性を勘案して定められているところである。現在の要件緩和は考えていない。なお過疎地等においては、平成13年度に開始された放課後児童クラブに対する国庫補助額は、平成14年度には、当該過疎地要件を撤廃し、すべての地域で18歳以上の放課後児童を受け入れる放課後児童クラブを国庫補助対象とすることを、過疎地等に対する配慮も十分に付添っている。一方、都市部においては、受け入れニーズの増大に対応し補助金について大規模加算を設けるなどにより、より多くの児童を受け入れるための、一定の予算においてより多くの児童を受け入れるためには、これ以上の小規模クラブへの補助要件の緩和を行うことは適当ではない。	3				
福井県	はつらつお母さん支援構想	1085	1085020	090810	小児救急夜寝実施の緩和	小児救急支援事業の補助要件の緩和(例:18時～23時の実施または施設構内宿舎でのオンコール待機等)	地域の実情に応じて、例えば18時～23時の実施など時間按分等の弾力的な補助運営を認める。これらの要件緩和により子育てをしながら働く女性が安心して働ける環境を整備し、地域雇用の創造を図る。	現状の制度では人口の少ない地域では国庫補助の対象とならず、放課後児童クラブの整備や小児救急医療の充実に支障があり、子育てをしながら働く女性が安心して働ける環境になっていない。	医療施設運営費等補助金交付要綱 救急医療対策事業 別紙1 診療日の設定方法 2夜間	病院群輪番制病院及び共同利用型病院並びに小児救急医療支援事業参加病院は'午後6時から翌日8時まで診療を行うもの、としている。	3		本事業は午後6時から翌日午前8時まで診療を行うことにより、地域において必要な救急医療体制を確保することを目的としており、このような措置を認めれば、地域の救急医療体制の低下につながるから、実現は困難である。例えば茨城県においては県独自でオンコール待機等の補助事業を行っており、独自で実施することも可能ではないかと考える。	貴省の回答にある'予算の制約、事業の効率性等'の意味を明らかにした上で、中心市街地の空き店舗等を利用した小規模な保育所等の設置を容易にすることにより、子育て支援と地域活性化を推進するという提案者の要望を踏まえ、再度検討し、回答された。	3			
船引町	中心市街地活性化による地域再生計画	1165	1165030	090820	児童クラブ・保育所の整備による市街地の活性化	保育所・児童クラブ等設置及び管理運営の規制緩和により、小規模でも随時自由に利用できる子育て支援施設を中心市街地(空き店舗)に設置することで、子育て支援と地域活性化を総合的に推進する。	規定の保育所等は設置基準が定められており、小規模な開設や不定期の児童クラブの開設は実現が難しい。子育て支援と中心市街地活性化のため、空き店舗等を利用し、自由な施設を開設したい。	放課後、児童が安心して親が迎えに来るまで過ごすような施設を整備し、中心市街地に活気と交流の場を設置したい。	児童福祉法第6条の2第1号 児童福祉法第35条第4項	放課後児童健全育成事業の小規模クラブに対する国庫補助の対象は、児童数が10人以上であり、開設日数が281日以上である。地方公共団体以外の者は保育所の設置に際し都道府県の認可を受けなければならない。	5、3		放課後児童クラブを空き店舗等で実施することについては規制はなく可能であるが、小規模クラブに対する国庫補助については、予算の制約、事業の効率性等を勘案して定められているところであり、現在の要件緩和は考えていない。なお、都市部においては、受け入れニーズの増大に対応し補助金について大規模加算を設けるなどにより、より多くの児童を受け入れるための、一定の予算においてより多くの児童を受け入れるためには、これ以上の小規模クラブへの補助要件の緩和を行うことは適当ではない。	貴省の回答にある'予算の制約、事業の効率性等'の意味を明らかにした上で、中心市街地の空き店舗等を利用した小規模な保育所等の設置を容易にすることにより、子育て支援と地域活性化を推進するという提案者の要望を踏まえ、再度検討し、回答された。	5			
袋井市	協働により実現する若い世代が安心して働き、子育てができるまち	1167	1167010	090830	放課後児童健全育成事業の対象児童要件の緩和	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童が基本であるが、この対象に幼稚園児(3歳以上)を加える。	幼児は預かり保育、児童は放課後児童クラブと世代によって支援体制が異なっている。これを一元化し、地域やNPO団体に委託して実施することは、子育て支援体制の充実とは異なり、NPO団体の育成や小さな行政の推進につながる。若い子供を持つ共働き世帯が仕事と子育ての両立ができて安心して就労できる環境を整備するためにも、これらを一元化して委託実施したいが、その場合には、既存の放課後児童クラブについて、放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱の対象外となる懸念もある。また、現在、本市の放課後児童クラブは、地域組織やNPOに委託して実施しているが、預かり保育は市直営である。基本的には、民にできることは民での実施を基本に、預かり保育についても民の活用が図られることを望むものである。	児童福祉法第6条の2第12号	放課後児童健全育成事業の対象児童は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童である。	3			放課後児童健全育成事業を実施するNPO団体等が放課後児童健全育成事業の対象外の児童等を預かる事業を市町村から委託を受けて実施することを妨げるものではないが、放課後児童健全育成事業として対象となる児童については、保育その他の施策がそれぞれの施策の目的によって対象が定められ、必要なニーズに対応することから、3歳以上の幼稚園児を放課後児童健全育成事業の対象とする考えはない。	現在対象年齢によって異なる子育て支援体制を一元化し、支援体制の充実を図るといった提案の趣旨を踏まえ、要望を実現するにはどうすればいいかが再度検討し、回答された。	3			就学前の保育に欠ける児童の保育については、乳幼児を適切に保育する観点から必要な受け入れ体制が整備された保育所等において対応すべきであり、放課後児童健全育成事業の対象とすべきものとは考えられない。

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府県庁への再検討要請	45.'措置等の分類、の見直し	46.'措置等の方法、の見直し	47.再検討要請に対する各府県庁からの回答			
袋井市	協働により実現する若い世代が安心して働き、子育てができるまち	1167	1167020	090840	放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱の要件緩和	児童数が20人～35人のクラブの場合には、開設日数200日以上が対象要件となっているが、児童数が10～19人のクラブの場合にあっては、開設日数281日以上が対象要件となっている。児童数が10～19人のクラブの場合も開設日数200日以上が対象要件とする。	児童数が10～19人のクラブの場合も開設日数200日以上が対象要件とする。児童数が20～35人のクラブのように、若干の補助基本額の減額を伴って補助対象とする。(児童数20～35人のクラブの補助基本額(年額)は、1,515,000円×箇所数。ただし、開設日数が200～280日の放課後児童クラブの場合にあっては、1,169,000円×箇所数という措置がある。)	幼児は預かり保育、児童は放課後児童クラブと世帯によって支援体制が異なっている。これを一元化し、地域やNPO団体に委託して実施することは、子育て支援体制の充実にもより、NPO団体の育成や小さな行政の推進につながる。幼い子供を持つ共働き世帯が仕事と子育ての両立ができ、より安心して就労できる環境を整備するためにも、これを一元化して委託実施したいが、その場合には、既存の放課後児童クラブについて、放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱の対象外となる懸念もある。また、本市の放課後児童クラブは、地域組織やNPOに委託しているが、預かり保育は市直営である。基本的には、民にできることは民の実施を基本に、預かり保育についても民の活用が図られることを望むものである。	児童福祉法第6条の第12号	放課後児童健全育成事業の小規模クラブに対する国庫補助の対象は、児童数が10人以上であり、開設日数が281日以上である。	3	放課後児童健全育成事業については、保護者や児童のニーズに応えるためには、年間を通じた運営が必要であり、その国庫補助要件については、予算の制約、事業の効率性等の観点から、事業の効率性等を勘案して定められているところであり、現行、その要件緩和は考えていない。なお、都市部においては、受け入れニーズの増大に対応し補助金について大規模加算を設けるなどにより、より多くの児童の受け入れに努めているところであり、一定の予算においてより多くの児童を受け入れるためには、これ以上の小規模クラブへの補助要件の緩和を行うことは適当ではない。	補助対象基準の引下げが直ちに従来型の財政措置に該当するものではないが、費省の回答にある「予算の制約、事業の効率性等」の観点から、事業の効率性等を勘案して定められているところであり、現在、その要件緩和は考えていない。なお、都市部においては、受け入れニーズの増大に対応し補助金について大規模加算を設けるなどにより、より多くの児童の受け入れに努めているところであり、一定の予算においてより多くの児童を受け入れるためには、これ以上の小規模クラブへの補助要件の緩和を行うことは適当ではない。	3		放課後児童健全育成事業については、保護者や児童のニーズに応えるためには、年間を通じた運営が必要であり、その国庫補助要件については、予算の制約、事業の効率性等の観点から、事業の効率性等を勘案して定められているところであり、現行、その要件緩和は考えていない。なお、都市部においては、受け入れニーズの増大に対応し補助金について大規模加算を設けるなどにより、より多くの児童の受け入れに努めているところであり、一定の予算においてより多くの児童を受け入れるためには、これ以上の小規模クラブへの補助要件の緩和を行うことは適当ではない。				
千代田区	児童の教育・健全育成と連携した地域活性化構想	1182	1182010	090850	児童の教育・健全育成複合施設包括補助金制度への統合	小学校、幼稚園、児童館に関する補助金について、包括的に一本化して交付する制度として統合する。各施設の補助基準についても、施設・設備の共同利用が図れるように要件の改善を行う。	小学校、こども園(幼稚園と保育園の一元化施設)、児童館の機能を持つ複合施設を一体的に連携した運営を行う。	公立学校施設整備費補助金など関連する補助金の個別の要件では、一体的な運営をめざした施設整備ができないため、	民間児童厚生施設等活動推進等事業費等補助金交付要綱	地方公共団体および社会福祉法人等の設置する児童館・児童センター等にかかる整備に対して国庫補助。	5	児童館等の児童福祉施設の整備についてはそれぞれの施設に必要な施設・設備内容により補助基準を定めているが、他の施設と合築して整備する場合にも国庫補助の対象としている。また、児童館の整備については学校との併設を妨げていない。								
大蔵村	住民ニーズと地域特性を活かしたまちづくり	1225	1225020	090860	保育所・学校等補助金施設の目的外使用の認容	本村の過疎化による少子化は著しく、当初の予想を遙かに上回るものになっている。その結果、学校や保育所などは統合しなければ運営していけない状況になっている。特に赤池小学校においては、今年度入学生がゼロとなっており、なるべく早い時期での統合が必要になっている。そこで、統合した後の空き施設を有効利用し地域活力の増進・交流人口の増加・地域産業の活性化推進を図りたいが、建築間もない赤池小学校を大蔵小学校に統合し、施設を活用する場合、国庫補助事業完了後10年という目的外使用制限期間があり、補助金返還が生じてくるため、制限期間の短縮をお願いしたい。また、他の補助金施設についても今後同様に対応。その他の理由により使用しなくなったものは、目的外使用の認容をお願いし、各地域での教育の充実・福祉の充実のための中心施設としての活用を図りたい。	保育所や学校の統合を進めたい施設等を、歴史資料室・図書室・会館所・宿泊通学体験所等、生涯学習施設として利用し、個性と魅力のある「ひとつ(り)を進める。グリーンツーリズム体験宿泊場所として利用し、交流人口の増加を進める。福祉相談室、保健センターとして利用し、健康で安心して暮らせる地域づくりを進める。農産物加工・貯蔵施設や特産品開発所として利用し、地域産業の活性化を進める。高齢者向け共同住宅や高齢者生きがいづくり拠点施設として利用し、福祉の充実を図る。上記施設として利用することにより、新たな雇用を創出する。	財政難により、新たな活性化のための施設が建設できない今日、社会情勢の変化から本来の目的での使用価値が薄れた補助金施設を有効利用するためには、目的外使用の認容が必要である。	社会福祉施設等施設整備及び社会福祉施設等整備費国庫負担(補助)金に係る財産処分承認手続きの簡素化について(平成12年3月30日通知)	施設等の無償による地方公共団体又は社会福祉法人への譲渡又は貸与であって、同一事業を継続するもので、「財産処分報告書」により厚生労働大臣に報告があったものについては、承認があったものとして扱われる。(補助金相当額の国庫納付は不要)	5	現行において、国庫補助事業完了後10年を超える期間を経過している保育所を同一事業者が設置する他の社会福祉施設等へ転用する場合は、補助金相当額の国庫納付は不要である。さらに、保育所から幼稚園への転用については、保育所と幼稚園の連携をもう一段進めるため、先般、「児童福祉施設(保育所)の財産処分の取り扱いについて」(平成15年11月28日付雇児発第1128001号)を発出し、国庫補助事業完了後10年を経過していても、一定の要件を満たした場合、相当額の国庫納付を必要とせず、転用を可能とする規制緩和措置を講じたところである。								
小野町	健康・安心のまちづくりによる地域再生	1240	1240010	090870	学校施設等の有効活用のための制限緩和(財産処分、目的外使用)	公立学校施設整備費補助金等で建設した学校施設等、余裕教室や今後統合により廃校となる学校や児童福祉施設、農林水産施設等、補助金等により整備された施設の民間事業者による目的外使用が可能となるよう財産処分制限の緩和をお願いしたい。	補助金等の制限が緩和されることで、学校等の余裕教室の開放や施設譲渡が可能となれば、高齢者福祉(介護)、児童福祉(子育て支援)、健康づくり等のコミュニティビジネスを始めとする起業家に対する支援。さらに研究機関、情報通信事業者等の企業進出が誘発され、町民の健康増進の場の確保、雇用拡大、経済活性化が図られる。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第13条(処分)14条(財産の処分の制限を適用しない場合)社会福祉施設整備費及び社会福祉施設等整備費国庫負担(補助)金に係る財産処分承認手続きの簡素化について(平成12年3月30日通知)	社会福祉サービスの基礎の整備については、地域の需要に応じたサービスの拡充の必要性の観点から、既存の社会福祉施設等の効率的活用を図るため、福祉生活法の規定に基づき設置され、国庫補助事業完了後10年を超える期間を経過した、同一事業者における社会福祉施設等への転用。地方公共団体又は社会福祉法人への無償譲渡又は貸与であって、同一事業を継続する場合(社会福祉施設等の事業を継続するもの)については、すでに当該財産処分に係る補助金相当額の国庫納付は不要としているところである。	3	社会福祉施設等施設整備費等(以下「施設整備費」という。)は、地方公共団体が整備する施設整備及び設備整備に要する費用の一部を負担(補助)することにより、保育に欠ける児童、介護を要する老人等社会的支援を高度にする者の福祉の向上を図ることを目的として交付されているものであり、真に必要な施設を補助対象としている。ゆえに社会福祉施設整備費を補助された施設については、国庫補助事業完了後10年を超える期間を経過して、社会福祉施設等を行う施設に転用する場合には国庫納付は不要としているが、それ以外については、国庫納付を経る必要がある。なお、国庫納付を終るものだけに、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成13年7月12日厚生労働省告示第239号)で定める期間を経過したのものについては、国として何ら制限を設けていない。	例えば、譲渡等の際に資産、運営、利益処分、解散時の取扱い等について条件を付すなどして譲渡等の相手方の団体について最低限の条件を確保したとしても要望の実現は不可能なのか、提案の実現により、高齢者福祉(介護)、児童福祉(子育て支援)、健康づくり等のコミュニティビジネスを始めとする起業家に対する支援する提案の趣旨を踏まえ、要望を実現するにはどうすればいいか再度検討し、回答されたい。	1							
高浜市	子育て支援のための拠点施設「中・高校生ふれあいサロン」	1241	1241010	090880	国の間接補助から直接補助へと補助基準の早期見直し	具体的と考えている事業等の内容・子育て支援のための拠点施設整備「中・高校生ふれあいサロン」防音設備を備えた音楽室、パソコンを設置した学習室、軽運動室等中・高校生を対象とした施設整備を、運営は中・高校生によって企画立案する新しいタイプの施設を目指します。つとどの広場事業(厚生労働省)子育てへの負担感の解消を図る。「中・高校生と赤ちゃんとふれあい事業(厚生労働省)ふれあいにより、乳幼児の健康を深め地域の仲間づくりなど児童の健全育成を図る。具体的地域経済の活性化の効果及び地域雇用の創出の効果が期待でき、地域の公民館、児童館、NPO、子育て支援グループなど、組織や関係機関が一丸となって連携協力することにより、「次世代育成支援は地域も参加」の意識を醸成することができる。かつ、地域での新たな雇用の創出とともに地域の教育力の向上が図られる。	国では、子育て支援策拡充のため、様々な補助事業をメニュー化しているが、現行制度の中では、国庫直接補助の事業が少な(補助)制度の多くは県への負担感の解消を図る。「中・高校生と赤ちゃんとふれあい事業(厚生労働省)ふれあいにより、乳幼児の健康を深め地域の仲間づくりなど児童の健全育成を図る。具体的地域経済の活性化の効果及び地域雇用の創出の効果が期待でき、地域の公民館、児童館、NPO、子育て支援グループなど、組織や関係機関が一丸となって連携協力することにより、「次世代育成支援は地域も参加」の意識を醸成することができる。かつ、地域での新たな雇用の創出とともに地域の教育力の向上が図られる。	子育て支援のための拠点施設整備費等補助金等(以下「拠点施設整備費」という。)は、地方公共団体又は社会福祉法人への無償譲渡又は貸与であって、同一事業を継続する場合(社会福祉施設等の事業を継続するもの)については、すでに当該財産処分に係る補助金相当額の国庫納付は不要としているところである。	3	子育て支援のための拠点施設整備等については、より広域的な視点から施設の配置等を行うなどの観点から、都道府県にも一定の関与を求められることが適当であり、その経費の一部を負担(補助)させることが必要と考えられるため、都道府県の補助を廃止することについては慎重な検討が必要である。助産員等に関する法律に基づき、助産員等から国庫補助負担率等によって算出した額を国庫へ納付することとする。	費省の回答によれば、「より広域的な視点から施設の配置等を行うなどの観点から、都道府県にも一定の関与を求められることが適当」とあるが、県の平均的な状況に比べて施設整備が進んでいる地方公共団体にまで一律の基準で運用されていることが問題となっているものである。個別の事情を勘案して、事業実施の必要性が認められる場合などは、国の直接補助を可能とするということができないかどうか、再度検討し、回答されたい。	1.3			市町村への直接補助方式を認めた場合に、厳しい財政状況の中で都道府県の関与が弱体化した場合は、施策全体の後退を招きかねないため、慎重な検討が必要である。助産員等に関する法律に基づき、助産員等から国庫補助負担率等によって算出した額を国庫へ納付することとする。					

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の方法の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
富山県	子育てしやすい環境づくりによる就業促進プロジェクト	1294	1294010	090890	仕事と家庭両立支援特別補助事業補助金の要件緩和	現状のファミリー・サポート・センターの設置要件は、原則として、人口10万人以上の市町村にあっては本部を設置。 支部設置については、人口10万人を超える市町村に1か所、人口が10万人を超える10万人ごとに1か所ずつ加えた数を設置できることとなっている。 この要件を緩和し、人口要件だけでなく、市町村の地理、歴史的経過などを考慮して、市町村が主体的に支部を設置できるよう、要件の緩和を求める。	<現状と支援措置> (支部設置の要件) 支部は、政令指定都市以外の人口10万人を超える市町村については1か所に人口が10万人を超える10万人ごとに1か所ずつ加えた数を設置することができる。 ただし、地理的要件など地域の特別な事情がある場合は、別途協議により、人口要件を満たしていなくても支部を設置することができる。 これを付け加える。	現状のファミリー・サポート・センターの設置要件が厳しいため、市町村合併が進められた場合、本県においては、富山市、高岡市といった都市部にかつ設置できなくなり、きめ細かな支援ができなくなる。 このため、人口要件だけでなく、市町村の地理、歴史的経過などを考慮して、市町村が主体的に支部を設置できるようにする。	「仕事と家庭両立支援特別補助事業の実施について」(平成13年8月6日付け雇児発第510号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	平成15年10月末現在における支部設置数は53か所となっている。	2	市町村合併の場合などについて特別措置を設け10万人以下でも支部の設置を可能とする。	貴省の回答の「特別措置」の内容で、提案者の「市町村が主体的に支部を設置できるようにする」という提案の趣旨に合致するかどうか明確にされたい。	2		市町村合併の場合などについて、10万人未満でも支部の設置を可能とする特別措置を設ける。	
千葉県	「健康福祉千葉方式」の推進	1307	1307010	090900	地域子育て支援センター事業における対象事業の要件緩和	現在、地域子育て支援センター事業において、指定施設は3事業、小規模型指定施設は2事業を実施することが要件となっているが、指導者を配置していれば、1事業のみであっても小規模型指定施設とする。専任の指導者を配置しない1事業以上実施している場合にも、地域子育て支援センター事業として位置付ける。 保育所が公園前保育、絵本の読み聞かせ、親同士の交流事業等地域の家庭に応じた子育て支援事業を本来事業に追加して行う場合は、地域子育て支援センター事業の対象とする。	千葉県内の全ての保育所を、地域の子育て支援を担うよう地域子育て支援センターとして整備を進める。 このことにより、安心して子育てができる地域を形成することができ、保護者の育児に対する負担感が軽減されることにより、少子化対策に資することとなる。また、地域子育て支援センターとしての取組を行うにあたり、専任の指導員を配置するところにおいては雇用の創出が図られる。	地域子育て支援センター事業において指定施設となるためには3事業、小規模型指定施設では2事業を実施することが要件となっているなど、実施すべき事業数が多いことから、事業希望者が少ないのが現状である。 一方、子育てのノウハウを蓄積している保育所は県内全域に整備されており、この保育所が地域の子育て支援の中心的役割を担うことが不可欠である。このことは児童福祉法にも規定されていることでもある。 全ての保育所が地域子育て支援センターとして活動していくためには、支援措置が必要となる。	「特別保育事業の実施について」(平成12年3月29日雇児発第247号厚生省児童家庭局長通知)	地域子育て支援センター事業は、国で規定する5事業のうち、指定施設は3事業、小規模型指定施設は2事業を実施するものであり、また、実施に当たっては事業を専門に担当する指導者を置くこととしている。	3		保育所は児童福祉法第48条の2により、「地域住民に対して、その行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない」とされており、通常においても地域の子育て支援の拠点としての役割を担っているところである。 地域子育て支援センター事業として保育所に補助をするためには、国が地域の子育て支援のために特に重要として定めた5事業のうち、複数事業を実施するなど通常の保育所に求められる役割以上に事業を実施していることが必要である。 よって、事業を1つしか行っていない地域子育て支援センターを補助対象とすることや国が重要として定めた5事業と比較して事業内容や事業の実施方法等が明確でない自主事業を補助対象とすることは適当でないと考えられる。 また、地域子育て支援センターは、地域住民が必要とする際にもいつでも利用でき、また、地域住民が利用しやすいよう、安心でき、かつ親しめる場所として地域に溶け込むことが必要である。したがって、地域子育て支援センターの指導者等については、地域との接点を継続的に持ち、地域子育て支援センターがその機能を十分発揮できるようにするため、専任として配置することが必要であると考えられている。				
飯山市	地域の宝を活かす賑わい創出・旅産業おこし	1311	1311050	090910	空公共施設利用による農産物加工施設整備	空公共施設(例えば統合により使われなくなった保育園など)を農産物加工施設として再利用するため、国庫補助金を受けて整備し、現在使用されていない公共施設(例えば統合による空保育園など)の目的外使用を認めたい。	空公共施設(例えば統合により使われなくなった保育園など)を農産物加工施設として再利用するためには、公共施設の目的外使用となることから、現行施設で利用されていない施設については目的外使用を認め国庫補助金の返還などがいような法的な支援をお願いしたい。	統合などにより使用されなくなった保育園などは、目的外使用が不可能なため、ただ残されているだけであり、維持管理費だけがかかる状態で見られている。 保育園は調理施設もあり、ある程度のスペースもあることなどから、農産物加工施設として少額な経費整備が可能となることから、空公共施設の目的外使用を認めたい。	児童福祉法第24条第1項	保育所は、保育に欠ける児童を保育することを目的とする施設である。	7		保育所入所要件を満たさない児童の保育所への受入れについては、一時保育、特定保育事業による対応、定員の範囲内での私的契約児としての入所による対応、地方単独施設による対応等が可能となっている。 なお、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を進めているところである。具体的には、特区における保育所と幼稚園の保育室の共用化の措置の実施状況等も踏まえ、平成17年度中に総合施設の在り方について基本的考え方を取りまとめ、平成17年度に試行事業を先行実施するなど、必要な整備を行うことも含め様々な準備を行い、平成18年度からの本格実施を目指す、こととしている。				
大阪府	保育所待機児童の解消等の促進	2033	2033010	090920	保育所運営費の使途の規制を緩和	保育所運営費のうち、修繕積立金(修繕引当金含む)の使途の規制を緩和し、保育所の創設や増改築等整備費に充当する。なお、待機児童の解消のための整備事業への充当を条件とする。	保育所運営費のうち、修繕積立金の使途の規制を緩和し、保育所の増改築等整備を促進することにより、待機児童の早期解消を図る。	民間保育所に係る保育所運営費については、児童家庭局長通知により、従前から積み立ててきた修繕積立金・修繕引当金を保育所の増改築等整備費に充当できないとされている。このため、待機解消を図るための保育所整備を行うには、一定年放、施設・設備積立金を積み立てた後に着手せざるを得ない状況にあり、増大する保育ニーズに適切、適切に対応できない。	「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日 雇児発第299号)	民間施設給与等改善費の範囲内で、施設・設備積立金を積み立て、施設の増改築にあてることができる。	5		保育所運営費については、待機児童問題や多様な保育ニーズに対応するため、今まで、使途制限の緩和を行ってきたところである。現行、民間施設給与等改善費の範囲内で、施設・設備積立金を積み立て、施設の増改築にあてることができる。				
大阪府	保育所待機児童の解消等の促進	2033	2033020	090930	児童入所施設整備費の使途の規制を緩和	児童入所施設整備費のうち、施設の引当金及び繰越金の使途の規制を緩和し、施設の改築等整備費に充当する。	府下の児童入所施設の多くは、建物や設備の老朽化が著しく深刻な状態となっている。今後、施設の改築等が必要となるため、施設の引当金及び繰越金の使途の規制を緩和し、児童入所施設の改築等整備を促進することにより、児童の処遇の向上を図る。	児童入所施設の老朽化により建物や設備の改築等が必要となっている状況である。児童入所施設については、制度をめぐむ状況が変化しているにもかかわらず、平成5年3月厚生省社会・援護局長通知(39号通知)により運営しており、これまでの間、施設の改築等整備費の自己資金として、施設の引当金や繰越金を充当できなく、施設の改築等ができない状態にある。	社会福祉施設における運営費の運用及び指導について(平成5年社援第39号) 社会福祉施設における運営費の運用及び指導について(平成5年社援第40号)	措置費支弁施設において、適正な施設運営が確保されれば、建物の大規模修繕については修繕引当金及び繰越金から本部会計へ繰り入れて充当することができることとしている。	5		現在、社会福祉法人の経営基盤及び再生機能の強化を図るなどの観点から、本部経理区分への繰入額の拡大及び積立金の積立限度額の拡大などについて今年度中に通知を発出する予定であり、これにより、本提案は対応可能と考えている。 なお、措置費支弁施設においては、適正な施設運営が確保されれば、建物の大規模修繕について、修繕引当金及び繰越金から本部会計へ繰り入れて充当することができることとしている。	貴省回答によれば「今年度中に通知を発出する予定」とあるが、その発出予定時期及び内容を明確にされたい。	5		
熊本県	熊本型福祉でまちづくり構想(案)	2047	2047010	090940	常設の拠点から出向いて行う「子育て家庭地域支援事業」の容認	子育て親子に交流・集いの場を提供する「つどいの広場事業」について、常設の拠点から出向いて事業を行う場合にも認めよう。事業採択要件を緩和する。	面積の広い市町村においては、一ヶ所の常設拠点に集まるのが困難な住民もおり、地域内を巡回訪問しながら当事業を実施することを可能とすることにより、これまで利用できなかった者の利用が可能となる。	面積の広い市町村においては、一ヶ所の常設拠点に集まるのが困難な住民もおり、地域内を巡回訪問しながら当事業を実施することは効果的であるが、国庫補助要綱一ヶ所の拠点で事業実施することが認められていない。	「つどいの広場事業の実施について」(平成14年4月30日付け雇児発第0430005号)別紙「つどいの広場事業実施要綱」	子育て中の親子が気軽に集い、交流できる「つどいの広場」を身近な場所での設置を推進している。	3		「つどいの広場事業」は、子育て中の親子が自らの意思によって気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合うことのできる場をつくるものであることを重視していることから、実施場所はいつも同じ所であって、常設であることが望ましい。なお気軽に集える常設の場を身近なところに設置していくことを目指していることから、1市町村で複数か所の設置は可能である。	提案者の要望は、面積の広い市町村においては、一ヶ所の常設拠点に集まるのが困難な住民もいるため、巡回訪問での事業の実施も認めてほしいというものであり、その趣旨を踏まえ再度検討し、回答されたい。	3		

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類、の見直し	46.'措置等の方法、の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答	
熊本県	熊本型福祉でまちづくり構想(案)	2047	2047020	090950	ファミリー・サポート・センター事業の事業採択に係る要件緩和	国庫補助要綱において人口5万人以上の市町村が設立するとされているファミリー・サポート・センターについて、当該人口要件を緩和し、5万人未満の人口しかない市町村についても設立を可能とする。	人口5万人以上の市町村が少ない本県において当該人口要件を緩和することにより、ファミリー・サポート・センターの設立の促進を図ることが可能となる。	本県では人口5万人以上の市町村は少なく、また、隣接する複数の市町村と共同での実施も認められているが、当該基準を満たすためには多くの市町村共同での取り組みが必要となり、設立の促進が困難な状況にある。	『仕事と家庭両立支援特別援助事業の実施について』(平成13年8月6日付け雇児第319号)別紙『仕事と家庭両立支援特別援助事業実施要綱』 『仕事と家庭両立支援特別援助事業の実施について』(平成13年8月6日付け雇児第510号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	平成15年10月現在の設置数300箇所中人口5万人未満の設置は33か所にのぼっている。	5		設立基準は原則として人口5万人以上の市町村であることとしているが、人口5万人未満でも会員数が300人以上あるいは、会員数が300人未満であっても妥当な会員確保計画があれば設立可能。					
熊本県	熊本型福祉でまちづくり構想(案)	2047	2047090	090960	放課後児童クラブの障害児受入れに係る開設日数要件の緩和等	放課後児童クラブの障害児受入れに係る開設日数要件を柔軟にした上で、現在試行事業として行われている「障害児受入れ促進試行事業」を本格実施する。	放課後児童クラブの障害児受入れに係る開設日数要件を緩和することにより、当該クラブの設立が促進され、児童の健全育成が図られる。	放課後児童クラブの障害児受入れに係る開設日数要件を緩和することにより、当該クラブの設立が促進され、児童の健全育成が図られる。	児童福祉法第6条の2第12号	放課後児童健全育成事業の障害児の受入加算に対する国庫補助の対象は、児童数が20人以上で、うち障害児が2人以上いることであり、開設日数が281日以上である。	3		放課後児童健全育成事業については、保護者や児童のニーズに応えるためには、障害児や児童のニーズに配慮するために、障害児の受入れを積極的に進める必要があるが、その国庫補助要件については、予算の制約、事業の効率性等の意を明らかにした上で、提案の実現により、児童の健全育成を図るとして再度検討し、回答された。	3				
兵庫県	都市部における小規模保育所設置構想	2103	2103010	090970	都市部における小規模保育所設置の設置許可及び補助要件の緩和	小規模保育所の設置認可等に係る通知を改正し、6人以上20人未満の小規模保育所を設置できるようにするとともに、アレルギー児その他の児童に対応できる最低限の調理施設を維持しつつ、給食センターの利用も可能とするなど、それに係る補助要件を緩和する。	小規模保育所の設置	現行では定員20人以上でなければ保育所を設置できない。そこで、小規模保育所の設置認可等に係る通知を改正し、6人以上20人未満の小規模保育所の設置を認める必要がある。	『小規模保育所の設置認可等について』(平成12年12月30日付厚生労働省児童家庭局長通知)	3		保育所は、児童の健全育成を図る観点から、児童福祉施設最低基準を満たすことが原則であり、保育所運営費については最低基準を維持するために要する費用として、国はその一部を負担している。国として、補助要件を緩和して、都府県の定員6人以上20人未満の保育施設に対して運営費の一部を負担することは、予算の制約上困難である。保育所の設置・運営については、認可保育所の設置主体制限の撤廃、定員規模の引き下げ(30人、20人)などの様々な認可要件に係る規制緩和措置や平成14年度から実施している認可外保育施設が認可保育所に移行するための支援事業を行っているところである。小規模の保育所の設置・運営については、本題と一体的な施設運営を行う保育所分園(定員に関する規制はない。)方式の活用、低年齢児の待機児童対策については、家庭的保育事業(いわゆる保育ママ)の活用も考えられる。	都市部において小規模保育所の整備を図る提案者の要望を踏まえ、再度検討し、回答された。	3	小規模保育所に係る要件緩和については3 公立保育所における給食の外部搬入については4 その他については7			
特定非営利活動法人就業支援ネットワーク	地域活性化と母子家庭等就業支援事業	3051	3051070	090980	母子寡婦福祉資金貸付金制度の条件変更、自立支援教育訓練給付金の受講前の即時支給	仕事ありき前提の母子寡婦福祉資金貸付金制度(技能習得資金、就職支援資金)の併用利用及び条件変更(パソコン関連、マナー講習受講料及びパソコン機器一式購入資金での利用可能化と無保証人化並びに受講前の貸し付け実施)又は自立支援教育訓練給付金の受講前の即時支給	在宅での就業のためのパソコン取得のために就職支援資金の無条件貸付、本事業での就業のための講習受講料資金として技能習得資金の無条件貸付、母子家庭等の自立支援教育訓練給付制度の申請時の即時支給、但し本案件は本事業にて就業決定が前提での担保、保証人無しの即時貸付、就業が前提のため就業率100%で返済も就業収入より返済可能である。(手続的には申請時に弊NPO法人の就業確定承認書及び生活設計書、返済計画書添付)	母子寡婦等の貸付金制度にて技能習得資金、就職支援資金(パソコン機器購入)等の併用利用が出来ない。 母子寡婦等の自立支援教育訓練給付制度は、申請時の調査(約1ヶ月)があり、受講開始前に受講料を負担しなければならない。その資金のために技能習得資金貸し付けを得ようとしても保証人や手続き等に時間がかかる。事前に受講できる資金はとも準備できない。在宅でパソコン使用の業務実施のためには機器取得が必須で受講料機器代の資金調達は現制度では不可に近い。	母子寡婦福祉法第13条、母子寡婦福祉法施行令第7条第4号及び6号、母子家庭自立支援教育訓練給付金の実施について(H15.6.30雇児第0630009号雇用均等・児童家庭局長通知)	技能習得資金は、就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金であり、就職支援資金は、就職に際し必要な資金であり、併用利用は考えられない。また、自立支援教育訓練給付金は、本人が対象教育訓練を修了した後に申請書を提出することとなっている。	3			技能習得資金と就職支援資金は、その貸付目的・貸付対象を異にしており、併用利用は考えられない。なお、現行制度においてもパソコン取得のための費用は技能習得資金で貸付している。また、給付金制度については、差給を防止するため、行政機関が本人の受講修了を確認した上で給付する必要がある。	提案理由によると、母子家庭等の自立支援教育訓練給付制度は、申請時の調査(約1ヶ月)があり、受講開始前に受講料を負担しなければならないなど、利用者の負担がかかる点がある。その趣旨を踏まえ再度検討し、回答された。	3		自立支援給付金制度について、差給を防止し適切な運営を確保するためには、事前に必要十分な調査を行い、また受講修了を確認することはやむを得ないものと考えられる。
大越町	児童の保育・教育の一体化計画	1024	1024010	090990	保育所建設事業補助金と幼稚園建設事業補助金の統合	厚生労働省の保育所施設整備事業補助金と文部科学省の幼稚園施設整備事業補助金を一元化し、幼児教育施設整備事業のための補助金とする。	老朽している保育所、幼稚園それぞれの施設を統合により改築する。	施設改築にあたり、統合により事業を進めたいが、厚生労働省の保育所施設整備事業補助金と文部科学省の幼稚園施設整備事業補助金が別々であることから統合を提案する。	児童福祉法、学校教育法	保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、幼稚園は学校教育法に基づく教育施設である。	5		保育所と幼稚園は、それぞれ整備充実を図る中で、施設の共用化や資格の相互取得の促進等、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきている。 保育所と幼稚園の連携をもう一段進めるため、先般「児童福祉施設(保育所)の財産処分の取り扱いについて」(平成15年11月28日付雇児第1128001号)を发出し、一定の条件の下で相当額の国庫納付を必要とせず、保育所から幼稚園への転用を可能とする規制緩和措置を講じたところである。 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として促した一貫した給食施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を進めているところである。具体的には、特区における保育所と幼稚園の保育室の共用化の措置の実施状況等も踏まえ、平成16年度中に給食施設の在り方について基本的考え方を取りまとめ、平成17年度に該事業を先行実施するなど、必要な法整備を行うことも含め様々な準備を行い、平成18年度からの本格実施を目指す、こととしている。					
長野県	コモンスの視点からの入づり	1069	1069050	091000	保育所への入所要件である「保育に欠ける児童」要件の廃止	児童福祉法第24条第1項の規定を改正し、保育所に入所できる児童を保育に欠ける児童に限ることなく、保育所における保育を希望する全ての児童とする。	現在、保育所に入所できる児童は、児童福祉法第24条第1項により「保育に欠ける児童」とされているが、この要件を廃止することにより、保育所への入所を希望する児童を全て受け入れることができ、地域における就学前教育の場としての機能や母親の育児不安の解消などに応える子育て支援機能の充実を図る。	児童福祉法の観点としての役割を担う保育所が、対象者を保育に欠ける児童に限ることなく、全ての児童を対象として地域における保育ニーズに対応した運営をすることが必要である。	児童福祉法第24条第1項	保育所は、保育に欠ける児童を保育することを目的とする施設である。	7		保育所入所要件を満たさない児童の保育所への受入れについては、一時保育、特定保育事業による対応、定員の範囲内での私的契約児としての入所による対応、地方単独施策による対応等が可能となっている。 なお、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として促した一貫した給食施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を進めているところである。具体的には、特区における保育所と幼稚園の保育室の共用化の措置の実施状況等も踏まえ、平成17年度に該事業を先行実施するなど、必要な法整備を行うことも含め様々な準備を行い、平成18年度からの本格実施を目指す、こととしている。					

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の方法の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
長野県	コモズの視点からの人づくり	1069	1069060	091010	児童福祉施設最低基準の緩和	児童福祉法第45条の規定を改正し、保育所に適用される最低基準を標準的な目安を標準的な目安に変更する。	児童福祉法第45条の規定を改正し、保育所に適用される最低基準を標準的な目安とし、自主的な運営を確保して市町村の独自性を発揮出来るようにする。	保育所は地域における子育て支援の拠点として機能しているが、様々な保育ニーズに対応するためには、地域における独自性を発揮することが必要であり、児童福祉施設最低基準を標準的な目安とすることにより、地域の実情に合った弾力的な保育所運営が期待できる。	児童福祉法第45条	厚生労働大臣は児童福祉施設の設備及び運営について、最低基準を設けなければならない。	7		保育所に係る児童福祉施設設備基準は、劣悪な保育環境を排除し、子どもの健全な発達のために必要とされるべき最低限のものであり、この基準を緩和することは、児童の健康を守り、その心身の健全な育成に支障が生じることが考えられるため、適当ではない。				
長野県	コモズの視点からの人づくり	1069	1069070	091020	放課後児童健全育成事業の保護者の就労要件の撤廃	子どもたちの健全育成を図るため、保護者の就労要件の有無により制限がある児童クラブへ要件を取り除き、希望する子どもたちが参加できるようにする。	現在、児童クラブに入所できる児童は、保護者の就労要件によって定められている。しかし、この要件を廃止し、入所を希望する児童が全て入所できる要件を整えた場合、地域における児童の適切な遊び及び生活の場が提供でき、児童の健全な育成を図ることができる。	社会的ニーズである、子どもたちの健全育成及び保護者の就労を支援することができる。	児童福祉法第6条の2第12号	放課後児童健全育成事業の対象児童は、保護者が労働者により昼間家庭にいない12歳未満の小児に就学しているおおむね10歳未満の児童である。	3		放課後児童健全育成事業は仕事と子育ての両立支援策としてともに、児童の健全な育成を目指すものであり、保護者の就労要件の廃止は困難である。ただし、全児童を対象とする放課後対策と、放課後児童健全育成事業を併せて行うことを妨げるものではない。				
特定非営利活動法人就業支援ネットワーク	地域活性化と母子家庭等就業支援事業	3051	3051090	091030	自立支援教育訓練給付金講座の指定	自立支援教育訓練給付金講座の指定	本事業での就業が可能となる自立支援教育訓練給付金講座の指定	県・市の町の指定認可がないと受講が不可	母子家庭自立支援給付金事業の実施について(H15.6.30雇児発第063009号雇用均等・児童家庭局長通知)	行政機関の長は本人からの申請があった場合には、受講前に給付対象講座かどうかの審査を行い、講座の指定を行わなければならない。	3		給付制度が目的に添った効果を発揮するためには、給付を行う行政機関において事前に審査を行い、本人の能力等に応じて就業に有効な講座を指定する必要がある。				
大田区	おおた"はばたき"プログラムによる地域再生構想	1233	1233040	091040	保育園等施設整備事業等に係る補助金運用方法の見直し	今後増加が見込まれる老朽化保育園の改築工事に合わせ、特に待機児の多い低年齢児保育拡充のための定員増を行くことを計画しているが、区民ニーズに迅速に対応できる計画とするため、国・都の補助金の運用方法を見直し、補助金申請の通年(又は4半期ごと)の受付、内示の迅速化(申請年度内内示)・内示前着工の容認、補助基準、申請前の詳細資料作成の緩和を行う。また、今後多様な活動主体との連携による保育サービスの拡充を進めるにあたり、民間参入を誘導しやすい条件整備が不可欠である。施設整備や運営にあたり、補助対象となる運営主体の拡大や、独自のサービスメニューや付加価値に伴う保育料を、自治体との協議により運営主体が主体的に設定できるようにしくみをつくる。	保育園改築に伴う低年齢児枠の拡充により、待機児解消を図る。	保育園等子育て支援施設の整備に関する財源が十分でない状況の中で、国・都の補助金の対象になるかどうかは事業計画の要ともいえるが、現行の事務処理では、計画段階での財源計画が立てにくく、日程的にも区民ニーズに合わせた迅速な対応が困難である。現状では工事の前年度に申請、内示後着工のため、計画立案から工事着工まで1年から1年半、内示後議会議決するため、単年度工事は事実上困難であり、計画から3年かけて開設となっている。今後、アウトソーシングを進めるためには、民間のスピードに併せた確実で短期的な計画実行が不可欠であり、民間事業者の参入を促すためにも補助要件の拡大を含め、柔軟な運用が求められる。	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について(平成27年厚生省社第409号)	国庫補助の申請については一定時期に申請期間を定めている。厚生労働大臣は、都道府県知事から申請書が到達した日から起算して原則として4月以内に交付の決定を行うものとしている。	一部5-一部3	(補助金申請の通年の受付) 社会福祉施設の整備については、各年度ごとに、全国統一的な整備方針のもとで政策誘導的に進めていけることから、国庫補助の申請については一定時期に申請期間を定めて採択する必要がある。 (内示の迅速化) 施設整備にあたっては、各自治体において、地域における財政状況や整備費等を総合的に勘案し、厳選して国庫補助の申請を行っているものであり、その過程は一定期間を費やすものと考えられる。 国庫補助については、例年、整備年度の前年度の1月から2月にかけてはアテンドを実施し、早期着工の観点から5月には各都道府県市に内示を行っているものである。 (内示前着工の容認) 国庫補助の内示を行う場合には、補助の目的を達成するため、その要件として、施設の最低基準、法人要件、資金計画等の審査は必要不可欠であり、内示前の審査は認められない。 (補助基準、申請前の詳細資料作成の緩和) このほか、国庫補助申請事務の簡素化を図る観点から、国庫補助基準単価の簡素合理化等を図っているところである。 (保育サービスへの民間参入について) 保育所の設置・運営については、設置主体制限の撤廃、土地建物の賃貸方式の許容、公設民営の推進など公有財産を活用した保育所の設置・運営の促進等の規制緩和措置を行ってきたところである。	提案者の要望は、保育園等の施設整備において、民間事業者の参入を促すために、現行の事務処理の見直しを求めるものであり、その趣旨を踏まえ再度検討し、回答されたい。	3		社会福祉施設等施設整備整備費は、政府予算案が決定した段階で予算枠、改善事項等を示し、国庫補助の協議を受け、内容等を審査した結果により、予算が成立した段階で内示を行っており、内示に当たっては、早期執行の観点から5月までには終えている状況にある。 なお、平成16年度から交付決定等補助金交付事務については、地方厚生局に移管する予定であり、早期執行等事務の円滑化を図ってまいりたい。	
特定非営利活動法人就業支援ネットワーク	地域活性化と母子家庭等就業支援事業	3051	3051010	091050	母子家庭等自立支援特定モデル事業と緊急雇用対策事業の併用並びに連携	母子家庭等自立支援特定モデル事業の実施で、情報処理や、管理のための設備費や諸経費小冊子作成費用等の諸経費が充当でき、広告収入で独自運営可能となる1年間軌道に乗るまでの人件費、運営費を緊急雇用対策費にて充当することが可能となる。モデル事業の自治体負担分を緊急雇用対策費にて充当。本制度活用が活用不可になる年度のために保持する。	母子家庭自立支援特定モデル事業の実施で、情報処理や、管理のための設備費や諸経費小冊子作成費用等の諸経費が充当でき、広告収入で独自運営可能となる1年間軌道に乗るまでの人件費、運営費を緊急雇用対策費にて充当することが可能となる。モデル事業の自治体負担分を緊急雇用対策費にて充当。本制度活用が活用不可になる年度のために保持する。	母子家庭等自立支援事業の特定事業推進モデル事業の実施をする自治体が発生していない。16年度の予算計上自体ままならぬ地方自治体が多いため、13日児童第17号厚生省児童家庭局周成環境課長)	特定事業推進モデル事業の実施について(H15.6.30雇児発第0630010号雇用均等・児童家庭局長通知)	制度、事業目的が異なるため、母子家庭等特定事業推進モデル事業と緊急雇用対策事業の併用並びに連携は行っていない。	3		制度、事業目的が異なるため、母子家庭等特定事業推進モデル事業と緊急雇用対策事業の併用並びに連携については対応困難である。	提案者の要望する2事業の連携の実現可能性について、再度検討し、回答されたい。	3		同一事業の同一部分について二重に国庫を支出することはできず、母子家庭等特定事業推進モデル事業と緊急雇用対策事業の併用については対応困難である。
大田区	おおた"はばたき"プログラムによる地域再生構想	1233	1233010	091060	国庫補助金により取得した施設の転用に係る制限の緩和措置	補助金等の交付を受けて取得し又は効用の増加した財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けるに当たっては、各府省庁の長の承認を必要とされている。また、転用等で、報告手続により、承認があったものとして取り扱った場合でも、国庫補助事業完了時から起算して、最長でも10年間経過するまでは、転用等が行えない。少子化による実態把握とその対策としての保育施設等の充実に必要とするには、10年後の計画では長期になり、現実対応が難しい。これらの理由により、制限期間の短縮と、承認手続の簡素化を提案する。	学校施設の一部活用で、児童館機能を保持施設を検討している。これにより、既存の児童館も統合できることになる。廃止児童館の地域需要は、保育施設であり、児童館から保育施設への転用を行う。	国庫補助金等により取得した施設については、国庫補助事業完了時から起算して、最長でも10年間経過するまでは、転用等が行えない。少子化による実態把握とその対策としての保育施設等の充実に必要とするには、10年後の計画では長期になり、現実対応が難しい。これらの理由により、制限期間の短縮と、承認手続の簡素化を提案する。	「児童厚生施設整備費に係る財産処分承認手続の簡素化について」(平成12年3月13日児童第17号厚生省児童家庭局周成環境課長)	社会福祉施設整備費等を受けて取得し又は効用の増加した財産を、補助金の交付目的外使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供する処分を行うに当たって、厚生労働大臣の承認を要する。	3		国庫補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については交付行政の承認を受けずに交付目的に反する使用等が繰り返されているが、整備後10年以上経過し、国庫補助対象施設等に転用される場合については、報告手続で定める取り扱いとしている。また、10年未満での転用は可能であるが、交付行政の承認を受けず、例えば議会の議決で転用できるとすることは国庫補助の趣旨に照らし適当でない。	提案の実現により、制限期間の短縮と承認手続の簡素化を図るという趣旨を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	1	社会福祉施設については、地域再生計画の申請があり、当該計画に掲げられた財産処分(同一事業者転用、又は無償貸与に限る)が、処分を承認しない場合、遊休施設その他の不適切な事態が生ずる恐れがあること、地域再生計画の認定申請があった地域において、当該計画に掲げられた社会福祉施設の公共施設(国庫補助の対象であるものに限る)への転用の必要性が認められること等一定の基準を満たす場合に、計画の認定に同意をすることとし、この場合厚生労働大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。(当該処分に係る補助金相当額の国庫納付は不要。)	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類'の見直し	46.'措置等の方法'の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
茨城県	県央地域ユニバーサルデザイン推進プロジェクト	1279	1279020	091160	ユニバーサルデザイン化に関する金融支援	民間企業がユニバーサルデザインに配慮した建物を建設・増改築等する場合の低利政策融資制度や助成制度を創設する。 住民がユニバーサルデザインに配慮した建物を建築・増改築等する場合の低利政策融資制度や助成制度を創設する。	金融支援措置により、圏域内のユニバーサルデザイン化が促進される。	企業や住民が自己の建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進めるには、負担が大きい。企業の建物(商店等)や一般住宅等をバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化する場合に利用できる低利政策融資制度(既存の低利政策融資の融資枠の拡大を含む。)や補助制度を創設することにより、企業、一般住宅のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が一層促進される。			6		御提案にある建物の建築、増改築については、担当ではない。				
富山県	富山型地域福祉の推進	1288	1288020	091170	社会福祉施設整備費補助金の採択基準の緩和及び補助事業者の拡充	<支援措置の概要> 老人デイサービスセンターに係る社会福祉施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫補助金の採択基準の緩和(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年5月31日厚生省令第37号)に規定する設備に関する基準まで) 具体的には、構造(2階を設ける場合は、準耐火建築物以上)、面積(165㎡以上)等の緩和 老人デイサービスセンターを整備しようとするNPO法人等にこれまでは、国庫補助対象外に對して、社会福祉施設等設備整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫補助金を交付(現金の流れは、厚生労働省 富山県 施設所在地市町村 NPO法人等)	<支援措置の実施> 緩和された要件に基づき国庫補助金の交付を受けて、老人デイサービスセンターを整備 <効果> 利用者に対して、住み慣れた身近な地域で、家庭的な住宅型施設においてサービスを提供する取り組みを支援することにより、効率的で質の高いサービスの提供に繋げるとともに、利用者の家族等が送迎時間の短縮等による負担軽減を享受 NPO法人等事業者の新規参入の増大が図られるほか、経営の安定化に繋がる等、地域の福祉ビジネスの創出・施設の運営に資する等 NPO法人等による老人デイサービスセンターの整備が、国庫補助対象外、よって、高齢者介護に対して熱意と意欲に溢れているもの、資金的に決して潤沢とはいえない小規模の新規事業者が参入し、い、	老人デイサービスセンターに係る国庫補助金の採択基準が、介護保険指定基準に上乗せされたものとなっていることから、住み慣れた身近な地域における家庭的な住宅型施設の整備が、事実上国庫補助対象外 NPO法人等による老人デイサービスセンターの整備が、国庫補助対象外、よって、高齢者介護に対して熱意と意欲に溢れているもの、資金的に決して潤沢とはいえない小規模の新規事業者が参入し、い、	について 「平成16年度社会福祉施設等施設整備費(老健局所管分)の国庫負担(補助)に係る協議について(老計発第0113001号厚生労働省老健計画課長通知)」において、以下のとおり、デイサービスセンターに関する留意事項を規定。 「標準型」は165㎡以上、「小規模・痴呆型」は100㎡以上の面積を有することを原則とする。 2階を設ける場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすること。ただし、2階部分の面積が300㎡未満の場合はこの限りでない。 について 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第24条第3項、第26条第3項 について 国は、都道府県又は市町村に対し、老人の福祉のための事業に要する費用を補助し、都道府県は市町村又は社会福祉法人に対し、老人福祉のための事業に要する費用を補助することができる。		-8 -3	について 社会福祉施設整備費補助は、いわゆる奨励補助の一つであり、その国庫補助基準については、国庫を支出して、支援されるべき事業としての基準を示しており、この対象事業について指定基準以上の要件を満たすことにはなっていない。なお、自治体国庫を受けず当該事業を行う場合には、当該国庫補助基準(標準型の面積165㎡以上)に満たす必要はなく、自治体独自の事業として行うことができる。 なお、「制度等の現状」に既述したように、国庫補助基準においては、 (1)「標準型」のデイサービスセンターについては、100㎡以上の面積を有することと足り、 (2)「階」を設ける場合であっても、2階部分の面積が300㎡未満の場合は、耐火・準耐火建築物であることを条件としていないことであることである。 について 地方公共団体以外の社会福祉施設等施設整備費補助の補助対象主体として、社会福祉法人が認められる場合は、社会福祉施設等施設整備費の補助対象主体は、高い公益性と社会的信頼が求められる社会福祉事業を継続的、安定的に運営しているため、その資産、運営、利益処分、解散後の取扱い等に関して厳格な要件を満たす必要がある。社会福祉法人はこれらの要件を満たす特別法人類型として制度上規定されていることである。 社会福祉法人は、法人の適正な運営を担保するため、役員報酬や法人の解散命令などの強力な公的関与の手段が法律上与えられている。 事業に必要な資産を保有しなければならない。 残余財産の帰属についても、他の社会福祉法人に帰属することとなり、これによらない場合は国庫に帰属することとされている。 事業の専らにわたる一方的な事情による安易な撤退は認められない。 ことであるが、一方、NPO法人は、法人の目的の範囲を超えて活動するが、役員報酬が認められていないなど、公的関与は極力抑制されている。 (所轄府の介入を妨ぐ)という法の精神がある。 制度の規定は特になし。 ケアの手法の確立については、NPO法人以外の主体にも帰属可能である。 社員組合の決議により撤退する場合は、所轄府の認定は不要である。 ことから、上記理由に照らせば、NPO法人を社会福祉施設等施設整備費補助の補助対象主体として認めることはできない。 なお、自治体が国庫を受けずに当該事業を行う場合は、自治体独自の事業としてNPO法人に対して補助を行うことができる。					
富山県	富山型地域福祉の推進	1288	1288030	091180	富山型小規模多機能施設を認定し、その支援措置を講ずる。	ショートステイについて、構造改革特区に係る規制の特例の提案をしているが、「泊まる。」に、さらに「生活する。」機能を拡充し、グループホーム機能を持たせることにより、積極的にその設置を支援する。 高齢者、障害者、児童を総合的に対象とする基準(面積、配置人員等)を策定し、整備費等を支援する。 たとえば、小規模多機能として、総合計利用人員が1人以上の場合は、老人デについては、5人以上を2人以上、保育所については20人以上を5人以上など、小規模施設の基準を緩和する。 各地域におけるひとつ屋根のものと大家族として、高齢者は要介護度の進行を抑え、児童は自然な人とのふれあいを学ぶ場とする。	ショートステイにおける高齢者、障害者の相互乗り入れ、ショートステイの相互乗り入れに引き続き、グループホーム機能も認定する。 「痴呆の進行を食い止めるため、身近な地区での生活を可能とする。 ショートステイ要件の緩和(一人からでも可。)身近な地区で緊急対応ができるセーフティネットの構築。 高齢者、障害者、児童を総合的に対象とする基準(面積、配置人員等)を策定し、整備費等を支援する。 たとえば、小規模多機能として、総合計利用人員が1人以上の場合は、老人デについては、5人以上を2人以上、保育所については20人以上を5人以上など、小規模施設の基準を緩和する。 各地域におけるひとつ屋根のものと大家族として、高齢者は要介護度の進行を抑え、児童は自然な人とのふれあいを学ぶ場とする。	地域のセーフティネットとして、機能している富山型小規模多機能施設を推進し、特養待機予備室を減少する。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)等	「短期入所生活介護」、「痴呆対応型共同生活介護」等は、介護保険給付として各々の基準を満たすことにより、提供されている。		5(デイサービスにおける高齢者・障害者の相互乗り入れ、ショートステイの要件緩和)3(小規模多機能の認定)	御指摘のように、構造改革特区における特例措置として、「指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業、や知的障害者及び障害児の短期入所事業実施施設施設の規制緩和」については実施されているところである。 一方、グループホームについては、高齢者介護研究会報告書において痴呆性高齢者は、「外界に対して強い不安を抱く(同時に、周りの対応によっては、焦燥感、喪失感、怒り等を覚える。ことあり)、環境の変化に敏感なことが多く、暮らしに支障をきたすこと、他者については、系統的・組織的なケアへの抵抗が強い(グループホームという形で始まったところで、痴呆性高齢者のケアは未だ確立されていない状況にあることが指摘されているように、痴呆性高齢者のケアの手法の確立は、今後検討すべき課題となっていることから、現段階において認めることは困難である。 ショートステイの人数要件の緩和については、現行20人以上とされているが、指定通所介護事業所又は社会福祉施設に併設される場合は20人以下でも認められている。 なお、介護保険制度における短期入所生活介護と痴呆対応型共同生活介護はその目的が異なるので、各々異なる設備・人員などの基準を満たすことが必要であるため、同一の設備・人員によるサービスを提供することは認められない。 介護保険制度については、施行後1年を目途として制度全般について見直しを行うこととされており、高齢者に対するいわゆる小規模・多機能サービスについても、この見直しの中で検討していくこととしている。また、高齢者、障害者、児童を総合的に対象とする基準についての検討は、上記の検討が十分なされた上で、検討すべきと考えている。				
仙台市	健康づくりウェルネス・コミュニティ構想	1368	1368070	091190	テレビ電話・IP電話等による居宅療養管理指導の容認	テレビ電話・IP電話等を活用することにより介護者の心身の状況等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことが可能であることから、介護保険の適用条件から「居宅を訪問して」という条件を撤廃する。	介護保険施設等が入所者へのサービスの提供のみならず、地域における拠点介護サービス施設として機能し、要介護者の在宅における自立した日常生活をより促進するため、テレビ電話・IP電話による要介護者の状況把握と管理指導を行うことにより、サービス提供の機会が増え、多数の要介護者に対して、頻りにきめ細かな状況把握と指導を行うことができる。	居宅の訪問を条件としている現状では、提供できる介護サービスに限界がある。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第84条	指定居宅サービス等利用者の対応として、その居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならぬ、とされている。	3		居宅療養管理指導は、要介護状態等となった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者の居宅を医師等が訪問して医学的な管理・指導を行い、また、心身の状況や置かれている環境等を把握してケアプランの作成に係る情報提供を行うこと等により、利用者の療養生活の質の向上を図るものである。 特に、要介護高齢者の状態は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により常に状態の変化が予想される。こうした変化を適切に把握して医学的管理を行うためには、対面での診察が求められる。また、ケアプランや介護方法に係る指導等を行うためには、居宅の状況といった利用者の置かれている環境とその変化を十分に把握する必要がある。 このため、利用者の居宅を訪問することなくテレビ電話等でそれに代えることは困難である				
仙台市	健康づくりウェルネス・コミュニティ構想	1368	1368080	091200	IT活用介護福祉機器の居宅介護福祉用具購入費助成項目への追加	フィンランドプロジェクト等の実施により開発されるITを活用した介護福祉機器の活用を行うため、当該機器を居宅介護福祉用具購入対象品目に加える。	本市とフィンランド政府が協定を締結し実施する「フィンランドプロジェクト」では、ITを活用した次世代型の介護福祉機器の開発と実用化を一つの柱として事業に取り組む。	実用化が見込めるIT介護福祉機器の普及のためには、介護保険の適用が不可欠である。	(1)介護保険法(平成9年法律第123号)第44条、第56条(2)厚生労働大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目(平成11年厚生省告示第94号)(3)介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて(平成12年1月31日老企第34号)	要介護者等が厚生労働大臣が定めた特定福祉用具を購入した場合、購入費の9割が保険から償還払いにより支給される。	5		介護保険における福祉用具については、原則貸付としており、入浴、排泄に供するもののように他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うものや、使用により、もとの形態・品質が変化し、再度利用できないものを例外的に購入費の対象としている。現在、購入費の対象としている福祉用具は、腰掛便座等5種目であるが、上記の基準に該当するものでは、ITを活用したものであっても、介護保険の給付対象となるものである。 また、購入対象の種目に規定されず、新たに開発される福祉用具については、学識経験者や実務者等で構成する介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会を設置し、要介護者等の便宜の観点などから検討を行った上で、必要に応じ保険の対象となるよう取り扱っているところである。 なお、福祉用具の研究開発については、(財)テクノイド協会が民間事業所等の行う高齢者や障害者の日常生活を支援する福祉用具の研究開発に対し助成をしているところである。				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類'の見直し	46.'措置等の方法'の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
仙台市	健康づくりウェルネス・コミュニティ構想	1368	1368090	091210	IT活用福祉機器の福祉用具貸与助成項目への追加	フィンランドプロジェクト等の実施により開発されるITを活用した介護福祉機器の実用化を行うため、当該機器を福祉用具貸与対象品目に加える。	本市とフィンランド政府が協定を締結し実施する「フィンランドプロジェクト」では、ITを活用した次世代型の介護福祉機器の開発と実用化を一つの柱として事業に取り組む。	実用化が見込めるIT福祉機器の普及のためは、介護保険の適用が不可欠である。	(1)介護保険法第7条第17項(平成9年法律第123号) (2)厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目(平成11年厚生省告示第93号) (3)介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて(平成12年1月31日老企第34号)	要介護者等が、都道府県知事が指定した福祉用具貸与事業者から、厚生労働大臣が定めた福祉用具の貸与を受けた場合、貸与費用の9割が保険から支給される。	5		介護保険における貸与対象福祉用具は、現在、重いつ等12種目であるが、貸与対象としてふさわしいものであれば、ITを活用したものであっても、介護保険の給付対象となるものであり、現在も痴呆性老人徘徊感知器が貸与の対象となっている。 また、貸与対象の種目に規定されておらず、新たに開発される福祉用具については、学識経験者や実務者等で構成する介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会を設置し、要介護者等の便宜の観点などから検討を行った上で、必要に応じ保険の対象となるよう取り扱っているところである。 なお、福祉用具の研究開発については、財テク/エイジ協会が民間事業所等の行う高齢者や障害者の日常生活を支援する福祉用具の研究開発に対し助成をしているところである。				
仙台市	健康づくりウェルネス・コミュニティ構想	1368	1368100	091220	高齢者向け筋力トレーニング設備整備に対する国庫補助要件拡大	介護予防のために高齢者向けの筋力トレーニング設備を整備することに対しては、社会福祉施設等設備費国庫補助金の適用を拡大する。	健康な状態を維持しQOLの質を保つために、根拠に基づいた健康増進(EBH)を実施する。具体的には、個々のEBHメニューを設定し、身体機能の低下を防ぐトレーニングを行うものである。市民の健康寿命の延伸と、介護保険費用負担や健康保険費用負担等の社会的経費の伸びを抑えるためには、究極的には介護状態にならない施策の実施が必要と考える。	EBHによるトレーニングを自発的な形で一般的に市民に普及させるには、低廉な価格によるサービス提供が不可欠であると考え、設備費補助という先行投資で得られる効果は大きいと考える。	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)金について(平成3年11月25日厚生省令第40号)厚生事務次官通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担(補助)金交付要綱」	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)金交付要綱において、その交付の目的は、老人福祉法等の規定に基づき、地方公共団体等が整備する施設整備及び設備整備に要する費用の一部を負担(補助)することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的としている。	3		社会福祉施設等施設整備費は、地方公共団体等が整備する施設整備及び設備整備に要する費用の一部を負担(補助)することにより、保育にかける児童、介護を要する老人等社会的支援を高度に要する者の福祉の向上を図ることを目的として交付されているものであり、ご提案にある「高齢者向けの筋力トレーニング設備」を社会福祉施設等施設整備費の補助対象とすることはできない。 なお、介護予防のために高齢者向けの筋力トレーニングについては、都道府県・市町村への補助事業である介護予防・地域支え合い事業において、おおむね90歳以上の在宅の高齢者に対し、市町村が高齢者向けトレーニング機器を整備し、専門スタッフによるトレーニングを行っているところである。	介護予防のために行うという提案の趣旨を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	3		
仙台市	健康づくりウェルネス・コミュニティ構想	1368	1368110	091230	高齢者向け筋力トレーニング用具に対する貸与対象要件の拡大	介護予防のために高齢者向けの筋力トレーニング用具を福祉用具貸与対象品目に加える。	健康な状態を維持しQOLの質を保つために、根拠に基づいた健康増進(EBH)を実施する。具体的には、個々のEBHメニューを設定し、身体機能の低下を防ぐトレーニングを行うものである。市民の健康寿命の延伸と、介護保険費用負担や健康保険費用負担等の社会的経費の伸びを抑えるためには、究極的には介護状態にならない施策の実施が必要と考える。	EBHによるトレーニングを自発的な形で一般的に市民に普及させるには、低廉な価格によるサービス提供が不可欠であると考え、設備費補助という先行投資を行い介護保険等の伸びを抑制する。	(1)介護保険法第7条第17項(平成9年法律第123号) (2)厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目(平成11年厚生省告示第93号) (3)介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて(平成12年1月31日老企第34号)	要介護者等が、都道府県知事が指定した福祉用具貸与事業者から、厚生労働大臣が定めた福祉用具の貸与を受けた場合、貸与費用の9割が保険から支給される。	3		介護保険は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となった者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る保険給付を行うものである。上記の状態以外の者に対するサービスに係る保険給付を行うものではない。 介護保険における福祉用具貸与については、居宅要介護者等について行われるものであり、施設に設置される設備等について支給されるものではない。 なお、介護予防のために高齢者向けの筋力トレーニングについては、都道府県・市町村への補助事業である介護予防・地域支え合い事業において、おおむね90歳以上の在宅の高齢者に対し、市町村が高齢者向けトレーニング機器を整備し、専門スタッフによるトレーニングを行っているところである。				
仙台市	健康づくりウェルネス・コミュニティ構想	1368	1368120	091240	介護予防地域支え合い事業への学習トレーニング事業の適用拡大	介護予防・地域支え合い事業の対象に、EBHによる痴呆予防を踏襲する脳機能の活性化トレーニング(学習トレーニング)を加える。	本市が国際知的産業特区認定を契機として東北大学と共同で実施している「脳機能健康プロジェクト」を広く適用させるための社会システムとして構築し、市民が痴呆にならない健康な生活を続けられるようにする。「脳機能健康プロジェクト」の最終的な社会システムとしては、民間の事業者が、首地域に存在する学校の余裕教室等を有効利用し自立的に運営する形態を目指しており、その期待される療法的効果、産業創出による経済効果から、全国的にも注目を浴びている。	健康寿命の延伸を実現するためには、身体的な機能の維持増進と同様に、脳機能の維持増進が重要と考えることから、同様の普及支援措置が必要である。またトレーニングの学習内容は小学校低学年と同等であることから、児童と共同で実施することによる相乗効果と、地域コミュニティの創出効果もあり、そこに学校を使う必要性がある。	介護予防・地域支え合い事業の実施について(平成13.5.25老発213号)	介護者等が、都道府県知事が指定した福祉用具貸与事業者から、厚生労働大臣が定めた福祉用具の貸与を受けた場合、貸与費用の9割が保険から支給される。	8		介護予防・地域支え合い事業は、介護予防を目的として市町村が行う事業に対して都道府県が補助を行った場合、その一部について、国が都道府県に対して補助する仕組みである。市町村がこれを行い当該市町村に対して都道府県が補助を行う場合には、都道府県から国の補助協議の対象となる。				
宮城県	緊急経済産業再生戦略事業(サテライト型特別養護老人ホーム整備推進構想)	1392	1392010	091250	特別養護老人ホームにおけるサテライト型の入所施設の一時的な運営	特別養護老人ホームにおけるサテライトを本体施設とともに一つの施設として運営を可能とするよう制度の改正を行う。	特別養護老人ホームにおいてユニットケアを導入するための改修・整備を行う場合に、いくつかのユニットの定員を本体から減らし、その分のユニットはサテライトとして街の中に整備し、また、通所介護、訪問介護等の機能を付加することにより小規模・多機能サービスの拠点とする。この場合にサテライトを本体施設とともに一つの施設として運営を可能とする。	県内の特別養護老人ホームでは、既存施設の増設によるユニットケアへの取り組みが普及してきており、4人部屋等の居室を改修した個室ユニット化の取り組みも想定されているが、既存敷地内ではユニット型施設の増設ができないところもあることから、ユニットケアを推進するためには、既存敷地外に施設を増設した場合に、同施設を本体施設とともに一つの施設として運営していく必要があるため。	特別養護老人ホームの整備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)	上記基準には、サテライト型という類型を認めていない。	3		介護保険制度については、法律の原則において施行後5年を目途として制度全般について見直しを行うこととされており、現在、社会保障審議会介護保険部会等の場において議論を進めている状況にある。 ご提案については、こうした見直しの中で検討していく予定である。				
広島県廿日市市	安心して暮らせるまちづくり(合併効果が実感できる安心で快適なまちづくり)	2043	2043010	091260	指定通所介護事業所において、知的障害者及び障害児のサービス相互利用を可能にする。	指定通所介護事業所における知的障害者及び障害児の相互利用を認める。	相互利用を実施することにより、過疎地における在宅支援の充実に資する。	在宅障害者のデイサービスは通所可能な範囲での利用となるため、相互利用を実施することにより障害者デイサービスの利用を可能にする。	構造改革特別区域における指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の相互利用について(平成13年3月27日国発第0327001号)	構造改革特別区域において、近隣で知的障害者デイサービス事業を利用することが困難な知的障害者及び障害児が、介護保険法による指定通所介護事業所、身体障害者福祉法による指定デイサービス事業所又は知的障害者福祉法による指定デイサービス事業所を利用することを可能としている。	4		構造改革特別区域における特例措置として、「指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業」を容認しており、当該特例措置を活用することにより、ご提案の内容は現行でも実現可能である。(介護保険法施行例第3条第1項第1号)				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.*措置等の分類の見直し	46.*措置等の方法の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
熊本県	熊本型福祉でまちづくり構想(案)	2047	2047080	091270	介護保険制度等における障害や年齢にとらわれないサービスの創設	地域福祉の促進を図り、身近な地域でのサービス利用を一層推進するために、支援費制度や介護保険制度において、障害や年齢にとらわれず、障害児者と高齢者とが相互に利用できるサービス類型を創設する。	指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業。については、本県でも、昨年4月に認定された「福祉コミュニティ特区」において実施しているが、高齢者を対象とした福祉施設が存在しないような地域において、高齢者や障害児(者)が身近な地域で相互に利用できるサービス類型を創設することにより、これまで地域外の施設を利用していた者が地域内の施設を利用することが可能となるとともに、潜在化していたニーズの顕在化により、サービス量の増加を図ることも可能となる。	介護保険法においては要介護高齢者等、支援費制度においては障害児等をそれぞれ対象としており、さらに、支援費制度内でも、障害児、身体障害者及び知的障害者それぞれに制度が組み立てられている。対象者毎の制度そのものを否定するものではないが、特に地方では、高齢者に比べ障害児等を対象とした施設は少ないため、地域の実情に応じて、これらの者が相互に利用できるサービス類型も必要である。	身体障害者デイサービス事業と知的障害者デイサービス事業の相互利用、地域生活援助事業の相互利用並びに65歳未満の身体障害者による介護保険法の指定通所事業並びに指定短期入所生活介護事業の利用について(平成15年10月29日厚労省令第123001号、考案第1029001号) 構造改革特別区域における指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業。について(平成15年3月17日厚労省令第127001号、考案第1027001号) 指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成14年12月6日厚労省令第126000号)	介護保険法上の事業者を障害者(児)が利用した際にも、支援費及び補助金の支給対象としている。	4	5	障害者(児)のサービス基盤を充実させるとともに、既存の社会資源を有効利用する観点から、本来の利用者である高齢者の処遇に低下をもたらさず、かつ障害者(児)の処遇につき適切な支援が行われる場合には、介護保険の事業所を障害者(児)が利用することを可能としている。				
熊本県	熊本型福祉でまちづくり構想(案)	2047	2047120	091280	介護保険における在宅サービス利用の推進	介護保険において在宅サービス利用を推進するため、在宅サービスと施設サービスの利用者負担を見直す。	施設サービスにおけるホテルコストの徴収によって利用者負担額を引き上げるとともに、在宅サービスの利用者負担額を引き下げる等、在宅サービスと施設サービスの利用者負担を見直すことにより、在宅サービスの需要が拡大する。	在宅サービスに比べて施設サービス利用料に割安感があることから、施設指向が高まっており、介護保険制度の理念である「在宅サービス重視」が十分に実現されていない。	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号) 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)	介護保険3施設では、介護に要する費用の他、食事、居住等に要する費用も保険給付の対象となっている。	3		介護保険制度については、法律の附則において施行後5年を目途として制度全般について見直しを行うこととされており、現在、社会保障審議会介護保険部会等の場において議論を進めている状況にある。ご提案については、こうした見直しの中で検討していく予定である。				
熊本県	熊本型福祉でまちづくり構想(案)	2047	2047130	091290	小規模多機能ホームに係る介護保険の適用	「通所」、「宿泊」、「居住」、「ホームヘルプ」を一体的に提供する小規模多機能ホームが、高齢者の住み慣れた地域の中により多く展開することができるよう、同施設に対して介護保険を適用すること。	小規模多機能ホームに対して介護保険を適用することにより、痴呆高齢者等のQOLの向上が図られるとともに、在宅でのケアに係るニーズの拡大が期待される。	小規模多機能ホームについては介護保険制度の中に位置付けられていないため、地域の中での展開が十分になされていない。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成15年3月31日厚生省令第37号)	「通所」、「宿泊」、「居住」、「ホームヘルプ」といったサービスの形態は、「通所介護」、「短期入所」、「グループホーム」等として介護保険の給付対象としており、併設・合築によりこれらのうちの複数のサービスを1か所で提供している事業所もある。	3		介護保険制度については、法律の附則において施行後5年を目途として制度全般について見直しを行うこととされており、現在、社会保障審議会介護保険部会等の場において議論を進めている状況にある。ご提案については、こうした見直しの中で検討していく予定である。				
熊本県	熊本型福祉でまちづくり構想(案)	2047	2047140	091300	単独の居宅介護支援事業所の設立を促進するインセンティブの設定	利用者本位の介護サービス計画(ケアプラン)の作成を促進する趣旨から、サービス事業所併設ではない単独の居宅介護支援事業所の設立が促進されよう、介護報酬の中でインセンティブが働く仕組みを構築する。	利用者本位の介護サービス計画(ケアプラン)が作成されることにより、適切なサービスの提供がなされることにも、介護報酬の適正化にも寄与する。	単独の居宅介護支援事業所では経営が厳しい面があり、設立を促進するためには介護報酬上で評価の必要がある。	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)	居宅介護支援費においては、当該サービスに要する平均的な費用を勘案してサービス費を支給している。	3		ご提案の趣旨は、単独の居宅介護支援事業者の設立を進めることで、利用者本位のケアプランの作成を促進し、ケアマネジメントの質を向上させることと解するが、居宅介護支援に係る介護報酬については、ケアマネジメントの質を向上させるために、4種類以上の居宅サービスのケアプランを作成した場合の加算や、サービス担当者会議の開催や月1回の利用者の居宅への訪問等をおこなわなかった場合の減算をすでに設けているところである。さらに、利用者本位のケアプランの作成など適切なケアマネジメントのあり方については、介護保険制度の見直しの中で総合的に検討していきたい。なお、居宅介護支援事業者は、運営基準において、利用者の立場に立って、利用する居宅介護支援サービスが特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行わなければならないこととされており、利用者本位のケアプランの作成の促進については、運営基準に基づき指導・監督により対処すべき問題である。				
熊本県	熊本型福祉でまちづくり構想(案)	2047	2047150	091310	施設入所者のスムーズな在宅復帰を可能にする支援策の創設	介護保険制度の理念である「在宅サービス重視」に資するため、施設入所者が、一時的な帰宅体験等を創設してスムーズに在宅へ復帰することが可能となるよう、一時帰宅中の在宅サービスに係る支援策の創設。	在宅復帰を促すことによって、住み慣れた地域での生活を希望する高齢者のニーズに対応することが可能となり、当該高齢者のQOLの向上を図ることが可能となるとともに、在宅サービスのニーズの拡大が期待される。	施設入所中は在宅サービスの利用ができず、一度施設入所すると一時的に帰宅体験することが困難であり、在宅復帰が進まない状況にあるため、一時帰宅に係る支援策が必要。	指定施設介護サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービスおよび居宅療養管理指導に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号) 指定施設介護サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に係る部分)及び指定に要する費用の額の算定に関する基準(平成15年3月1日厚生省告示第37号) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に係る部分)及び指定に要する費用の額の算定に関する基準(平成15年3月1日厚生省告示第37号) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)	介護保険制度においては、施設入所している利用者が介護を受けるときは施設介護サービス費を支給しており、居宅サービスの算定については、施設入所(入院)者が外泊した場合には算定できない。	3		施設入所中の利用者については、一時的な帰宅の期間においても生活の本拠は施設にあると考えられ、その期間中においても一定の施設サービス費を支給していることから、居宅サービス費の利用は認められない。在宅復帰を促進するため、施設の介護支援専門員等が、退所後の在宅サービス等について入所者・家族等の双方に相談援助を行う場合や、退所前から居宅介護支援事業所との連絡による情報提供とサービス調整を行う場合について、施設サービス費に退所時等相談援助加算を設けているところである。なお、在宅での自立支援を図る観点から、在宅復帰への支援策の在り方についても、現在、高齢者リハビリテーション研究会において研究を行っており、その結果を踏まえて、介護保険制度の見直しの中で、検討してまいりたい。				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類、の見直し	46.'措置等の方法、の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
熊本県	熊本型福祉でまちづくり構想(案)	2047	2047160	091320	痴呆性高齢者グループホームの入所者等に係る住所地特例の適用	養護老人ホーム等の介護保険施設以外の施設入所者や痴呆性高齢者グループホーム利用者について、当該施設等が所在する市町村の負担が過大とならぬよう、特別養護老人ホーム入所者等と同様に住所地特例を適用すること、	養護老人ホーム等の介護保険施設以外の施設入所者や痴呆性高齢者グループホーム利用者について、特別養護老人ホーム入所者等と同様に住所地特例を適用することにより、これらの施設等の整備が促進され、利用者のニーズに対応したサービス提供が可能となる。	養護老人ホーム等や痴呆性高齢者グループホームの入所者等については住所地特例が適用されず、当該施設等が所在する市町村がこれらの入所者等の保険者となるため、当該市町村の財政負担が大きくなっている。	介護保険法第13条	住所地特例制度は介護保険施設(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設)に適用されている	3		住所地特例対象者は、自らが居住し、税金を納め、選挙権を有する市町村と、介護保険の保険者となる市町村が異なるため、自らの加入する介護保険の事業計画の策定や条例・介護保険料の決定に間与することができない等の問題を有しており、これを拡大することは慎重な検討が必要である。 グループホームや有料老人ホーム等については、介護保険施設ではなく、そこで生活を営む住居であるので、その所在市町村が費用負担を行うこととされている。また、養護老人ホーム等の施設においては、入所者が介護保険の適用を除外されている者や、必ずしも要介護状態とは限らない者であることから、住所地特例の対象とはしていない。 いづれにしても、介護保険制度については、施行後5年を目途として見直しを行うこととされており、住所地特例制度のあり方については、施行後の実施状況も踏まえつつ、この中で検討してまいりたい。				
兵庫県	長寿の郷構想	2104	2104010	091330	有料老人ホーム・痴呆性高齢者グループホームの入居者住所地特例	特別養護老人ホーム等介護保険施設に適用されている介護保険法の住所地特例、国民健康保険法及び老人保健法の住所地特例を有料老人ホーム等に在宅福祉サービスにも適用する。	有料老人ホーム・痴呆性高齢者グループホーム入居者への住所地特例による在宅福祉サービス	現行では郊外の地域等は地価が安いことから有料老人ホーム等の立地が進みやすいが、実際の入居者はその施設所在の住民でなく、都市部住民が多いため、当該市町は要介護老人が増え、介護保険財政を圧迫する恐れがあると立地(建設)に反対の傾向にある。そこで、介護保険法等の住所地特例を有料老人ホーム等に在宅福祉にも適用する必要がある。	介護保険法第13条	住所地特例制度は介護保険施設(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設)に適用されている	3		住所地特例対象者は、自らが居住し、税金を納め、選挙権を有する市町村と、介護保険の保険者となる市町村が異なるため、自らの加入する介護保険の事業計画の策定や条例・介護保険料の決定に間与することができない等の問題を有しており、これを拡大することは慎重な検討が必要である。 グループホームや有料老人ホーム等については、介護保険施設ではなく、そこで生活を営む住居であるので、その所在市町村が費用負担を行うこととされている。また、養護老人ホーム等の施設においては、入所者が介護保険の適用を除外されている者や、必ずしも要介護状態とは限らない者であることから、住所地特例の対象とはしていない。 いづれにしても、介護保険制度については、施行後5年を目途として見直しを行うこととされており、住所地特例制度のあり方については、施行後の実施状況も踏まえつつ、この中で検討してまいりたい。				
岡山県	ノーマライゼーション推進型地域統合ケア構想	2165	2165010	091340	デイサービスにおける'専従職員'・'専用設備、規制の緩和'	介護保険制度、障害者支援費制度及び精神障害者福祉制度に基づき各デイサービスにおける'専従職員'及び'専用設備、規制の緩和'、地域の多様なニーズに対応する統合ケアを上記各制度の助成対象とするとともに、高齢者、障害者(身体・知的・障害)、子どもなどといった幅広い対象者について、地域住民の参加と利用者相互のふれあいを活かした効果的な統合ケアを促進する。	介護保険制度、障害者支援費制度及び精神障害者福祉制度に基づき各デイサービスにおける'専従職員'及び'専用設備、規制の緩和'、地域の多様なニーズに対応する統合ケアを上記各制度の助成対象とするとともに、高齢者、障害者(身体・知的・障害)、子どもなどといった幅広い対象者について、地域住民の参加と利用者相互のふれあいを活かした効果的な統合ケアを促進する。	高齢者、障害者(身体・知的・精神)、子どもなどのケアは別々の制度により行われているが、緩和の制度を地域とノーマライゼーションの視点から見直し、幅広い対象者について、地域住民に密着した利用しやすい施設において、地域住民の参加と利用者相互のふれあいを活かした統合ケアを講ずることにより、世代や障害の有無を越えた交流による豊かな人間性の涵養や生きがいの創造、地域文化の伝承等を通じて、児童・高齢者虐待の防止や子育て支援、障害に対する理解等が効果的に促進されるとともに、新たな雇用創出、高齢者の社会参加等の効果が期待され、地域の活性化が推進される。	身体障害者福祉法に基づき(指定居宅支援事業者等の入居、設備及び運営に関する基準(平成14年6月13日厚生労働省令第78号)) 知的障害者福祉法に基づき(指定居宅支援事業者等の入居、設備及び運営に関する基準(平成14年6月13日厚生労働省令第79号)) 児童福祉法に基づき(指定居宅支援事業者等の入居、設備及び運営に関する基準(平成14年6月13日厚生労働省令第80号)) 身体障害者福祉法に基づき(指定居宅支援事業者等の入居、設備及び運営に関する基準(平成14年6月13日厚生労働省令第81号)) 身体障害者福祉法に基づき(指定居宅支援事業者等の入居、設備及び運営に関する基準(平成14年6月13日厚生労働省令第82号)) 身体障害者福祉法に基づき(指定居宅支援事業者等の入居、設備及び運営に関する基準(平成14年6月13日厚生労働省令第83号)) 身体障害者福祉法に基づき(指定居宅支援事業者等の入居、設備及び運営に関する基準(平成14年6月13日厚生労働省令第84号)) 身体障害者福祉法に基づき(指定居宅支援事業者等の入居、設備及び運営に関する基準(平成14年6月13日厚生労働省令第85号)) 身体障害者福祉法に基づき(指定居宅支援事業者等の入居、設備及び運営に関する基準(平成14年6月13日厚生労働省令第86号)) 身体障害者福祉法に基づき(指定居宅支援事業者等の入居、設備及び運営に関する基準(平成14年6月13日厚生労働省令第87号)) 身体障害者福祉法に基づき(指定居宅支援事業者等の入居、設備及び運営に関する基準(平成14年6月13日厚生労働省令第88号)) 身体障害者福祉法に基づき(指定居宅支援事業者等の入居、設備及び運営に関する基準(平成14年6月13日厚生労働省令第89号)) 身体障害者福祉法に基づき(指定居宅支援事業者等の入居、設備及び運営に関する基準(平成14年6月13日厚生労働省令第90号)) 身体障害者福祉法に基づき(指定居宅支援事業者等の入居、設備及び運営に関する基準(平成14年6月13日厚生労働省令第91号)) 身体障害者福祉法に基づき(指定居宅支援事業者等の入居、設備及び運営に関する基準(平成14年6月13日厚生労働省令第92号)) 身体障害者福祉法に基づき(指定居宅支援事業者等の入居、設備及び運営に関する基準(平成14年6月13日厚生労働省令第93号)) 身体障害者福祉法に基づき(指定居宅支援事業者等の入居、設備及び運営に関する基準(平成14年6月13日厚生労働省令第94号)) 身体障害者福祉法に基づき(指定居宅支援事業者等の入居、設備及び運営に関する基準(平成14年6月13日厚生労働省令第95号)) 身体障害者福祉法に基づき(指定居宅支援事業者等の入居、設備及び運営に関する基準(平成14年6月13日厚生労働省令第96号)) 身体障害者福祉法に基づき(指定居宅支援事業者等の入居、設備及び運営に関する基準(平成14年6月13日厚生労働省令第97号)) 身体障害者福祉法に基づき(指定居宅支援事業者等の入居、設備及び運営に関する基準(平成14年6月13日厚生労働省令第98号)) 身体障害者福祉法に基づき(指定居宅支援事業者等の入居、設備及び運営に関する基準(平成14年6月13日厚生労働省令第99号)) 身体障害者福祉法に基づき(指定居宅支援事業者等の入居、設備及び運営に関する基準(平成14年6月13日厚生労働省令第100号))	利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、人員及び設備の専従・専用要件の例外的な取扱いを行っている。 また、各種相互利用制度を実施している。	4, 5		障害者(児)のデイサービス事業は、各指定基準により人員及び設備の基準を定めているが、ご提案のとおり、地域の多様なニーズに対応できるよう、また、既存の社会資源を有効利用する観点等から、本来対象としている利用者の処遇に低下をもたらさず、かつ新たにサービスを利用する者の処遇につき適切な支援が行われる場合には、相互利用を可能としている。				
財団法人 水島地域環境再生財団	よみがえれ、水島のまち 水島再生プラン	3056	3056030	091350	高齢者・公営事業者福祉のための施設整備	デイケアセンター、ケアハウスの設置を促進することにより、高齢者が医療・生活面から安心して暮らせるまちづくりを目指す。医療・福祉関係の職種では、慢性的な人手不足が深刻であり、現行の医療保険制度をより事業者を活用しやすいものにするなどによって、人材育成の拡充、雇用の促進に対する支援措置を充実し、より充実したサービスの提供を可能にする。	ケアハウスでは、高齢者の日常生活をサポートすることによって就業等のその他の活動を保証するものであり、高齢者の1人暮らしが増加傾向にある今後において非常に重要な施設である。その建設・整備を促進することによって、高齢者に住みやすいまちづくりを進め、地域の活性化をはかる。	ケアハウスをはじめとする福祉施設の建設には莫大な費用がかかるだけでなく、その後の運営にも多額の経費と人的資源が必要である。そのため、企業が採算ベースに乗せることは困難であり、医療補助制度の充実、高齢者に対する自立支援の拡充が何よりも望まれる。	'社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)金'について、(平成3年11月25日厚生省社会交付要綱)においては、負担(補助)者は都道府県又は指定都市若しくは中核市となっている。	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)金交付要綱においては、負担(補助)者は都道府県又は指定都市若しくは中核市となっている。	3		社会福祉施設等施設整備費は、市町村又は社会福祉法人が行う施設整備に、都道府県が補助を行った場合、その一部について、国が都道府県に対して補助する仕組みであり、国が直接、補助対象事業を決定することはできない。				
別府八湯竹瓦倶楽部	別府八湯湯治場再生及び別府八湯竹瓦温泉路地裏散策エリア設定計画(別府温泉・路地裏再生プロジェクト)	3098	3098040	091360	介護保険法の改正	高齢者人口の増加に伴い、介護保険制度は給付が増大して良質な介護給付の確保と保険事業の健全経営の両立が大きな課題となっている。これを踏まえ、要支援、要介護1程度の認定を受けた高齢者を対象に、介護予防給付として「介護予防サービス」を新たに設け、心身状態の悪化を防ぐために、温泉療法医の指導の下に行う一定期間以上の温泉治療・療養(湯治)を対象とする。	オンパクの開催(目的) 新しい湯治の場として温泉療養地・長期滞在を目指すこと、天然温泉の力による健康増進プログラムを開発すること。 (内容) ・年2回開催。 ・温泉エクスサイズなどのプログラムを実施。 ・今後、推進主体をNPO法人化し、プログラムを日常化していく予定	高齢者人口の増加に伴い、介護保険制度は給付が増大して良質な介護給付の確保と保険事業の健全経営の両立が大きな課題となっている。介護保険給付として介護予防サービスを新設することにより、保険給付の削減が見込まれ、温泉を活用した介護予防産業を通じた新たな雇用創出が見込まれる。	介護保険法第62条	市町村は、要介護(要支援)被保険者に対し、条例で定めるところにより、市町村特別給付を行うことができる。	5		市町村は、要介護者や要支援者に対し、法定給付以外の独自の給付(市町村特別給付)を行うことができるとされており、当該地域の要介護(要支援)被保険者を対象に、条例に定め、行うことができる。 なお、現状では、温泉療養は統一的な療法として技術が確立されている状況には至っていないと認識しており、現時点でこれを全国的な法定給付とすることは困難である。				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の方法の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
石川町	住所地利による地域再生計画	1114	1114010	091370	住所地利の一元化	現在、歌達される当該施設の建設及び民間施設の誘致が容易となる。	住所地利を適用する。	福祉の措置の実施者は、居住地の市町村が行う事となっているものの、他町村から入所する生活保護者や介護保険においては施設所在市町村の負担が発生するため解消してほしい。	介護保険法第13条、国民健康保険法第5条	住所地利特例制度は介護保険施設(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設)に適用されている。市町村又は特別区の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする	3		住所地利特例対象者は、自らが居住し、税金を納め、選挙権を有する市町村と、介護保険の保険者となる市町村が異なるため、自らの加入する介護保険の事業計画の策定や条例・介護保険料の決定に關与することができない等の問題を有しており、これを拡大することは慎重な検討が必要である。 看護老人ホームは、必ずしも要介護者を入居させるものではないため、住所地利特例の対象とはされていないものである。 なお、介護保険制度については、施行後5年を目途として見直しを行うこととされており、住所地利特例制度のあり方については、施行後の実施状況も踏まえつつ、この中で検討してまいりたい。 国民健康保険においては原則、住所地主義を採用している。 従って住所を移すことによって国民健康保険制度に加入する資格が発生したことをもって、移す前の市町村で国保の適用をするというところは困難である。				
伊達市	伊達ウェルシアランド構想	1300	1300020	091380	高齢者居住環境の創出(安心ハウスの整備)	現行法で認められている「特定施設」は、有料老人ホームと軽費老人ホームであるが、有料老人ホーム設置運営指導指針に幅を留められている規模及び構造設備と高齢者優良賃貸住宅の住宅の基準とはほぼ同じであり、介護保険法による介護サービス提供体制の基準が適合した高齢者優良賃貸住宅についても「特定施設」としての認定を可能にする提案である。	高齢者優良賃貸住宅制度を活用した高齢者向け賃貸住宅において、高齢と共に必要な生活支援サービスを受けながら、安心して自立した生活を送ることができる居住環境の創出、ハードとソフトの融合が図られた居住施設「安心ハウス」の整備を促進し、入居者が所有している土地や住宅を社会資産として活用する事業である。	高齢者優良賃貸住宅に認定された高齢者向け賃貸住宅において、賃貸住宅の事業者が特定施設生活介護事業を行うことにより、加齢により介護の程度が進んだ入居者に対し、一事業者の責任により入居者が必要とする生活支援サービスを有効に提供することが可能になる。 このことにより、高齢者が将来に渡って安心して快適な生活が送れることから、入居希望者の潜在的ニーズが顕在化し高齢社会において選択できる居住環境の整備が促進される。更に入居者の所有している住宅や宅地を社会資産としての活用することが可能になり、住宅の流通が促進され、地域活性化に果たす役割、波及効果は非常に大きい。	(1)老人福祉法第(昭和38年)法律第133号)第29条第1項、(2)介護保険法(平成5年)法律第133号)第7条第16項、(3)指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年)厚生省令第37号)	老人福祉法においては、有料老人ホームを「常時10人以上の老人を人任せ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設であって、老人福祉施設法でないもの(同法第13条第1項)と定義しており、同法上の有料老人ホームを設置しようとする者は、あらかじめ、都道府県知事に届出を行うこととされている(同条同項)。 有料老人ホームについては、都道府県知事から指定居宅サービスに限り、入居、退去、費用等の介護等の有料老人ホームに入居している要介護者等に必要な日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話(以下「指定特定施設入所者生活介護」という。介護保険法第13条第1項)を行う場合、その介護サービスは保険給付の対象とされている。 指定特定施設入所者生活介護事業者である有料老人ホームを含め指定居宅サービスを行う事業者は、厚生労働省令で定める人員、設備及び運営に関する基準を満たす必要がある(介護保険法第74条第1項及び第2項)。この基準は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年)厚生省令第37号、以下「居宅サービス基準」といふ。)において定められている。	8		介護保険法上の基準を満たしている高齢者優良賃貸住宅というものはない。 特定施設のあり方などについては、介護保険制度全般の見直しの中で検討してまいりたい。 現行制度においては、高齢者向け優良賃貸住宅が、有料老人ホーム(「常時10人以上の老人を人任せ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設であって、老人福祉施設でないもの(老人福祉法第13条)」の形態を備えており、有料老人ホームとして届出をしており、かつ、法令上の基準を満たしているものである場合には、特定施設入所者生活介護の指定を受けることは可能である。				
喜多市	高齢化と共生する「大極拳のまち」の創造	1349	1349010	091390	「介護予防モデル事業」としての採択、大学への支援	日本武術大極拳連盟と協同で、大極拳がもたらす心と身体の変化を検証するため、対照群を幅広く(大極拳の未経験者と体験者、体験年数により区分)設定し大極拳による効果を検証し、健康法として国民の介護予防に繋げたい。 また、産・学・官連携による検証機器や介護予防用具の開発研究にも繋げたい。	日本武術大極拳連盟と協同で、大極拳がもたらす心と身体の変化を検証するため、対照群を幅広く(大極拳の未経験者と体験者、体験年数により区分)設定し大極拳による効果を検証し、健康法として国民の介護予防に繋げたい。	平成15年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)に係る実施計画書の提出について(平成15年1月22日老給発第0122001号)	「平成15年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)に係る実施計画書の提出について」に従い、当該通知の(別紙)「老人保健健康増進等事業実施要領」に基づき、高齢者の自立支援及び元来高齢者づくりのための調査研究等事業や老人保健の向上に資する事業等について、先駆的、試行的事業であって、相当の効果が期待でき、その効果が施策等に反映できる具体的な事業であるもの等について補助を行っている。	8		ご提案の「31. 具体的事業の実施内容」に、「(略)大極拳がもたらす心と身体の変化を検証するため、対照群を幅広く(大極拳の未経験者と体験者、体験年数により区分)設定し大極拳による効果を検証し、健康法として国民の介護予防に繋げたい。」とあることから、「平成15年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)に係る実施計画書の提出について」に従い、研究事業として応募されたい。					
長野県	コモンスの視点からのまちづくり	1068	1068040	091400	既存社会福祉施設の無償譲渡又は貸与の容認	サービスの提供主体としてだけでなく、地域に開かれた運営を進めることにより、地域福祉の拠点としてコモンズ再生の役割を担う宅幼老所の整備が円滑に進むようにする。	当県は全国に比べ高齢化が進んでおり、県ではその対策の一つとして、その人その人に合ったケアサービスの提供を目的とした小規模ケア施設(宅幼老所)の整備を進めている。株式会社やNPO法人等の宅幼老所への参入を促進するため、データベースセンター、児童館、保育所等を転用するなど、既存の社会福祉施設を、本来の利用目的以外の施設として利用を可能にすることにより、地域福祉の拠点としたい。	宅幼老所の整備にあり、立ち上げ時の費用の負担が困難な場合が多く、県において補助をしているが、既存施設の有効活用も今後必要である。	「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和38年)法律第179号)」「社会福祉施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担(補助)金に係る財産処分承認手続の簡素化について(平成12年3月13日社援第530号)」	社会福祉サービスの基盤の整備については、地域の需要に応じたサービスの拡充の必要性の観点から、既存の社会福祉施設等の効率的活用を図るため、「福祉各法の規定に基づき設置され、国庫補助事業完了後10年を超える期間を経過した、同一事業者における社会福祉施設等への転用」「地方公共団体又は社会福祉法人への無償譲渡又は貸与であって、同一事業を継続する場合(社会福祉施設等の事業を継続するもの)」については、すでに当該財産処分に係る補助金相当額の国庫納付は不要としているところである。	3		社会福祉施設等施設整備費等(以下「施設整備費」といふ。))は、地方公共団体等が整備する施設整備及び設備整備に要する費用の一部を負担(補助)することにより、保育に欠ける児童、介護を要する老人等社会的支援を高度に要する者の福祉の向上を図ることを目的として交付されているものであり、真に整備が必要な施設を補助対象としている。ゆえに社会福祉施設整備費を補助された施設については、国庫補助事業完了後10年を超える期間を経過し、社会福祉事業を行う施設に転用する場合には国庫納付は不要としているが、それ以外については、国庫納付を経る必要がある。 なお、国庫納付を経るものほかに、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成13年7月12日厚生労働省告示第239号)で定める期間を経過したのものについては、国として何ら制限を設けていない。	例えば、譲渡等の間に資産、運営、利益処分、解散時の取扱い等について条件を付すなどして譲渡等の相手方の団体について最低限の要件を確保したとしても要望の実現は不可能な場合、提案の実現により、株式会社やNPO法人等の宅幼老所への参入を促進するという趣旨を踏まえ、要望を実現するにはどうすればいいか再度検討し、回答されたい。			
長野県	コモンスの視点からのまちづくり	1068	1068060	091410	宅幼老所への入所措置の容認	地域福祉の拠点としてコモンズ再生の役割を担う宅幼老所が、対象者を要支援者・要介護者に限ることなく、地域ニーズに対応した運営ができるようにする。	身体上・精神上・環境上の理由及び経済的理由により居宅での生活が困難な高齢者は看護老人ホームに措置入所されているが、全ての高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、宅幼老所に入居した場合にも措置の対象とする。	地域福祉の拠点としてコモンズ再生の役割を担う宅幼老所が、対象者を要支援者・要介護者に限ることなく、地域ニーズに対応した運営ができることが必要である。	老人福祉法(昭和38年)法律第133号)第11条第1項第1号、第3号、老人福祉法施行令(昭和38年)政令第247号)第3条、老人保護措置費の国庫負担について(昭和47年6月1日)厚生省令第451号(厚生事務次官通知)	老人福祉法において、市町村は、65歳以上の者であって、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により居宅において看護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する看護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する看護老人ホームに入所委託を行っている。 また、65歳以上の者であって、看護者がいないか、又は看護者があってもこれに看護させることが不適当であると認められるものの看護を看護委託者に委託を行っているが、その看護委託費用については措置費が支弁されているところである。	3		看護老人ホームや看護委託制度については、現在検討を進めている介護保険制度全般にわたる制度見直しにあわせて、そのあり方を検討することとしており、その中の論点には、「措置」の取扱いも含められていることから、ご提案の当否についても、こうした見直しの中で検討していく予定である。				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.「措置等」の分類の見直し	46.「措置等」の方法の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答		
長野県	コモンスの視点からの入づくり	1069	1069040	091420	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	介護保険法施行令を改正し、平成15年3月24日厚生労働省告示第110号の居宅介護従業者と訪問介護員の研修修了資格の統一	介護保険法施行令を改正し、平成15年3月24日厚生労働省告示第110号の居宅介護従業者(障害者(児)ホームヘルパー)養成研修修了者を、介護保険法の訪問介護員として従事できるようにする。	障害者(児)ホームヘルパー養成研修修了者が、介護保険の訪問介護員として従事できるようにする。安定雇用が確保されることにより、居宅介護従業者(障害者(児)ホームヘルパー)の増加が見込まれる。	(1)介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条 (2)指定居宅介護及び居宅介護当居宅介護の提供に当たるとして都道府県知事の指定を受けたもの 当該訪問介護員養成研修事業書 なお、介護保険法施行令の施行の際に訪問介護員養成研修に相当するものとして都道府県知事が定めるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修を行った者から研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けることにより、訪問介護員として従事できる。	介護保険法の訪問介護員になるためには次に掲げる研修の課程を修了し、それぞれに定める者から研修を修了した旨の証明書の交付を受けなければならない。 都道府県知事の行う訪問介護員の養成に関する研修 都道府県知事が指定する者の行う研修であって厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けたもの 当該訪問介護員養成研修事業書 なお、介護保険法施行令の施行の際に訪問介護員養成研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修を行った者から研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けることにより、訪問介護員として従事できる。	3		居宅介護従業者研修と訪問介護員養成研修では、それぞれのサービス特性を踏まえて研修カリキュラムが構成されており、その内容が異なるので、居宅介護従業者研修を修了したことをもって、直ちに訪問介護員養成研修を修了した者とすることは困難である。	両資格の研修内容に重複する部分はないのか。提案者の要望を踏まえ、要望を実現するにはどうすればいいか再度検討し、回答されたい。	2		介護保険法において、「訪問介護」は「介護福祉士その他政令で定める者が行いことされ、その他政令で定める者」とは、介護保険法施行令において、 都道府県知事の行う訪問介護員の養成に関する研修 都道府県知事が指定する者の行う研修であって厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けた研修を修了したものとされている。 また、通知にて、訪問介護員の具体的な範囲などを示している。 御提案については、「指定居宅介護及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの、(平成15年厚生労働省告示第110号)第2号に規定する居宅介護従業者の養成研修を修了した者については、その者が介護保険制度における訪問介護員と同等の知識等を有するかどうか等について、都道府県知事が個別に判断した上で、必要な措置等を行うことができるよう、今年度中に通知の改正を行う。		
山梨市	福祉のまちづくり再生構想	1139	1139010	091430	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	養護老人ホーム被措置者の費用徴収基準の見直し	費用徴収基準の対象収入600千円以上の養護老人ホーム被措置者に対する費用徴収額の段階的な増額をすることにより、国・市の負担額が減少する。	高齢の一般年金受給者は年金で生計を維持している。しかし、養護老人ホームに措置されている年金受給者は費用徴収額を負担すれば、措置費に含まれる生活費において基本的な生活ができる。そのため、養護老人ホームに措置されている年金受給者と一般の年金受給者におけるの不均衡が生じている。したがって、養護老人ホームに措置されている年金受給者の費用徴収額を現行の水準から段階的に増額することにより不均衡の是正を図る。	老人保健措置費の国庫負担について(昭47年6月1日厚生省社第451号厚生省次官通知別表) 養護老人ホーム被措置者費用徴収基準	別紙参照。	3		養護老人ホームについては、現在検討を進めている介護保険制度全般にわたる見直しにあわせて、そのあり方を検討することとしており、その中の論点には、「措置」の取扱いも含まれていることから、ご提案の当否についても、こうした見直しの中で検討していく予定である。						
山梨市	福祉のまちづくり再生構想	1139	1139020	091440	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	介護保険料特別徴収額平準化対策	第1号被保険者保険料のうち特別徴収保険料(仮徴収第2期、第3期)分の保険料を標準額にかかわらず市町村が任意に設定することができるようにする。	第1号被保険者介護保険料のうち特別徴収保険料(仮徴収第2期、第3期)分の保険料を標準額にかかわらず市町村が任意に設定することができるようにする。被保険者の保険料納入の利便が向上する。	介護保険料納入者の負担感を抑え、計画的な納入を行わせるためには、各納期の金額を平準化する必要がある。介護保険法第140条第2項、介護保険法施行規則第158条第1項及び第2項の規定により仮徴収額の増額変更ができないため、保険料の平準化を行うには、普通徴収との併徴を行わなければならない。この場合、保険料滞納に結びつく可能性が高めて高く、また被保険者に説明するのにもたいへんな時間を要する。この事業を実施することにより、特別徴収保険料の平準化をスムーズに行うことで被保険者が納めやす(滞納が起こりにくい)徴収方法とともに介護保険運営の健全化を図り、介護保険サービスの一層の充実を図る。	介護保険法第140条第2項、介護保険法施行規則第158条第1項及び第2項	特別徴収の仮徴収額は、前年度の最後に行われた額を上限とされている。	3		仮徴収額時点では、被保険者の当該年度の税額が確定せず、支払うべき保険料額が定まらない状況において、過大な額を徴収することのないよう、前年度の最後に行われた特別徴収額を上限としているものである。ご提案の仕組みについては、介護保険制度の次期改正(制度施行後5年目)において、介護保険法等関係法令を改正し、年度を通して徴収額を平準化できる仕組みとするよう、検討しているところである。					
茨城県	県央地域ユニバーサルデザイン推進プロジェクト	1279	1279070	091450	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	福祉機器・住宅改修技術の研究開発に関する助成措置	民間企業が新たな福祉機器・住宅改修技術の研究・開発を行う場合の低利政策融資制度の創設し、また、法人税の減免等税制上の優遇措置を講じる。 ・地方公共団体が行う民間企業の福祉機器・住宅改修技術の研究・開発への支援措置に要する経費について、地方交付税に算入する。	本格的な高齢社会を迎え、福祉機器の活用、住宅改修の普及は地方公共団体の責務であり、新たな福祉機器・住宅改修技術の研究・開発は重要な課題である。これまでも、一定の支援措置が講じられてきたが、そのうえで、さらに税制上の優遇措置や地方公共団体が支援した場合の地方交付税措置等支援策を講じることにより、一層企業活動が活性化し、地域振興が促進される。	民間企業が行う福祉機器・住宅改修技術の研究開発を支援することにより、地域産業の活性化を図る。		6		担当ではない。						
大阪府社会起業家サポートセンター(大阪府社会起業家委員会、おおさか元気ネット)	地域コミュニティ活動の活性化	2034	2034090	091460	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	痴呆性高齢者グループホーム等補助要件の緩和	痴呆性高齢者グループホーム整備に係る補助金の補助要件の緩和を図るなど、地域における社会福祉サービス供給基盤の小規模多機能化を進めるべき。	痴呆性高齢者グループホームについて、既存施設設備の改修経費も施設整備費補助金対象となるよう補助基準の引き下げおよび要件の緩和を実施(ユニット当りの定額補助を、入所者1人当りのものへ、ユニット定員(現行5名)の引き下げ(3名へ)、補助対象経費に改修を追加)。	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)全交付要綱 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)	痴呆性高齢者グループホームの共同生活起居の入居定員は、5人以上9人以下としている。 「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)」について(平成3年11月25日厚生省社第409号事務次官通知)により、既存建物を買い取ったり、既存建物を改修したりすることが、建物を新築することより効率的であると認められる場合には、その買取費用又は改修費用を、施設整備費補助の対象としている。	8 3		「制度等の現状」で記述したように、既に定員毎に補助基準単価が定められている。 グループホームケアは、これまでの大規模施設におけるケアの反省に立った現場の実践の中から産み出されたケアであるが、ユニット(共同生活起居)の定員の下限を変更することの当否については、現在までで得られている痴呆性高齢者ケアに関する知見に照らして適切か否かという観点から検討することが必要である。現在の「5人以上」という下限は、これまでの現場におけるケアの実践の評価を踏まえ、入居者が安定した人間関係を築きながら生活する中で、ケアが可能な規模として定めているものであり、現段階でこれを変更すべき合理的根拠は見出し得ない。 「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)」について(平成3年11月25日厚生省社第409号事務次官通知)により、グループホームを開設する際に既存建物を買い取ったり、グループホームを開設する際に既存建物を改修したりすることが、建物を新築することより効率的であると認められる場合には、その買取費用又は改修費用を、施設整備費補助の対象としている。						

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類'の見直し	46.'措置等の方法'の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
福島市	地域介護ケアシステム	1120	1120010	091470	市長の認める地縁団体(町内会等)で実施する「ふれあいの家」を通所介護施設(デイサービス)として認可するため事業主体要件、人的基準及び施設基準等を緩和する。	市長の認める地縁団体(町内会)が運営する利用しやすい身近な施設として「ふれあいの家」を認可するための事業主体要件、人的基準及び施設基準等を緩和してほしい。	住み慣れた地域内で安心・安全な生活を受けられるデイサービス施設として「ふれあいの家」を地縁団体(町内会)が設置運営する。その認可要件である法人化、人的、施設設置基準の緩和を求める。また緊急災害時や疾病罹患時の身近な見守り、生活支援機能をもたせた居宅支援組織として立ち上げる。	「ふれあいの家」事業を、デイサービス(通所介護)施設として認可するため介護保険法及び省令の通所介護施設設置基準の緩和。 1.申請者の法人要件として市長の認める地縁団体(町内会)を認める 2.人員基準の生活指導員、看護職員を専従者から複数エリアを兼務 3.設備要件として、一般民家及び集会所、空き教室を想定しているため必要な設備の兼用緩和 4.対象者は、要支援要介護1-2の者	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)	5		ご提案の内容については、市町村独自の事業として市町村特別給付(介護保険法第62条)で行うことが可能である。 なお、介護保険制度上の通所事業としてのサービスを提供したいということであれば、介護保険制度は、全国の被保険者から徴収している保険料及び公費を財源として運営されているため、全国的に保険給付の対象としてふさわしいサービス等を法定しているため、その実施は一定の基準を満たし、推進府県知事等が指定した施設及び事業者等のみを提供できるとしている。 ご提案の内容については、申請者の法人要件については、基準該当サービスを提供する場合は、法人格は不要である。 人員基準については、保険給付の対象としてふさわしいサービスの提供に必要な基準を法定しているものあり、緩和することは困難である。 設備要件については、指定通所介護の機能訓練室等と、指定通所介護事業所と併設の関係にある医療機関や介護老人保健施設における指定通所リハビリテーションを行うためのスペースが明確に区分されているなどであれば、同一の部屋等であっても差し支えないこととしている。また、基準該当サービスを提供する場合には、機能訓練や食室のためのスペースが確保されていけばよく、そのスペースが「機能訓練室」「食室」といえるものである必要はないなど、基準が緩和されている。 ただし、サービス提供事業者は、正当な理由なく(当該サービスの提供を拒んでならないことと規定されており、御提案のとおり要介護者1-2の者に限定して実施することはできない。					
月籠町	介護予防・障害者支援による地域再生計画	1081	1081010	091480	施設の外使用許可	仕事等からの引退後も活動を活性化させ、ボケや社会的孤立、老人性の疾患から守り、生き甲斐の創出を図ることが重要である。学校の空き教室や既存の公共施設を自由に使えるようにし、生き甲斐作りや地域再生を後押しする。直接経済活性化や雇用創出には結びつかないが、地域再生を地域で考える場合に、伸びるまの縮みにできれば、	学校の空き教室や既存の公共施設を利用した健康教室、ふれあいサロン、ミニデイサービス等の開催、子どもたちの交流、老人保健法や介護保険法に基づく介護予防施設だけでなく、生涯学習などのあらゆる施策を総動員・有機的に組み合わせ「要介護」高齢者を増やさず、高齢者がそが地域を牽引するよう、地域再生を図る。	施設の外使用許可	「介護予防・地域支え合い事業の実施について(平成13年5月25日老発第213号)」 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号) 身体障害者福祉法に基づく(指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準(平成14年6月13日厚生労働省令第78号)) 知的障害者福祉法に基づく(指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準(平成14年6月13日厚生労働省令第80号)) 児童福祉法に基づく(指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準(平成14年6月13日厚生労働省令第82号))	事業の実施場所については特段の制限なし	6	学校等に関する財産処分に関する問題であり、割り振られた支援措置への対応について、担当府省庁には当たらない。 なお、介護保険制度、介護予防事業及び支援費制度においては、一定のサービス水準を確保するために指定事業者が満たすべき人員、設備及び運営に関する基準等を定めているが、事業の実施場所については特段の制限を設けていない。 このため、指定基準を満たし、適切なサービス提供を行うことが可能であれば、学校の空き教室や既存の公共施設を活用して事業を実施することは可能である。					
富山県	精神障害者社会復帰推進構想	1289	1289010	091490	精神障害者居宅等介護事業の利用対象者の拡大	当該事業の利用対象者は、精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者又は精神障害を支給事由とする年金たる給付を受けているもので、日常生活を営むのに支障があるものとされているが、これに、通院医療費公費負担制度の対象者を加える。	当該事業の利用対象者に通院医療費負担制度の対象者を加える。患者票の写しにより行うこととする。 なお、当該便宜の必要性(日常生活の支障の有無)については、市長村長が主治医の意見を求めることにより確認することとする。	手帳不所持者については、事業の利用申込みと同時に手帳の申請を行っても良いとされているが、手帳の交付までには数ヶ月の時間を要するため、速やかにサービスを提供することができない。手帳よりも普及している通院医療費負担制度の対象者を加えることにより、サービス開始の迅速性及び申込みの利便の向上を図る。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の3第1項、第50条の3の2第1項第1号及び第2項 精神障害者居宅生活支援事業の実施について(平成14年3月27日 障発第0327005号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	精神障害者居宅介護等事業の利用対象者は、原則として精神障害者保健福祉手帳(以下「手帳」という。)を所持する精神障害者又は精神障害を支給事由とする年金たる給付を現に受けている者であって、精神障害のために日常生活を営むのに支障があり、食事及び身体の清潔の保持等の介助等の便宜を必要とするものとする。ただし、手帳の申請と事業の利用申込みとを同時に行っても差し支えないものとする。	5	日常生活に対する制限が認められる者に交付されるのが精神障害者保健福祉手帳であるため、手帳を所持する精神障害者等を、当該事業の対象としたところであるが、居宅生活支援事業の実施主体は市町村であるところ、現行においても、手帳の申請と事業の利用申込みを同時に行なった者で、市町村が事業実施の必要を認めたいについては、当該事業の利用対象者とする事ができることとしている。					
富山県	精神障害者社会復帰推進構想	1289	1289020	091500	精神障害者短期入所事業の利用要件の拡大	当該事業の利用要件としては、精神障害者の介護等を行うものが、疾病等の理由により、その居宅において介護を行うことができない(「介護者の事情」ため、当該事業を利用する必要があると市長村長が認めた場合とされているが、これに、本人の事情を加える。	当該事業の利用要件として、介護者の事情に加え、単身の障害者本人が一時的な心身の不調(入院までには至らないもの)により単独して日常生活が営めない場合についても対象要件とする。	単身の精神障害者については、心身の不調により一時的に日常生活が営めないことがあるが、この場合においても、短期入所事業を適応させ、安心して地域で生活できる体制の整備を図る。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の3第1項、第50条の3の2第1項第2号及び第3項 精神障害者居宅生活支援事業の実施について(平成14年3月27日 障発第0327005号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	精神障害者短期入所事業の利用は、精神障害者の介護等を行う者が、疾病、出産等の理由により、居宅において当該精神障害者の介護等を行うことができない場合に限定されている。	3	精神障害者短期入所事業の利用は、精神障害者の介護等を行う者が介護を行うことができない場合に、当該精神障害者を短期間施設に入所させて介護等を行うことを目的とする事業である。 今回の提案が、現行の事業に加えて、精神障害者本人の事情によって短期入所事業を利用できるようにして欲しいとの要望であれば、実現された場合には、従来型の補助金が拡大され、新たな財政支出を伴うものである。					
富山県	精神障害者社会復帰推進構想	1289	1289030	091510	小規模通所授産施設を経営を目的として法人を設立する場合の資産要件の緩和	今後、身近な地域における訓練や活動の場としての役割が期待されている小規模通所授産施設の設置を促進するため、当該施設の経営を目的として法人を設立する場合の要件のうち、資産に関する要件を緩和し、法人の設立が円滑に行えるようにする。	社会福祉施設の経営を目的として法人を設立する場合の要件のうち、基本財産については、施設用不動産が国又は地方自治体から貸与又は使用許可を受けている場合においては、1,000万円以上に相当する資産を有していなければならないが、今後、小規模通所授産施設当該施設の設置を促進するため、当該施設の経営を目的とした法人の設立にあたっては、これを100万円以上に緩和する。	現在、運営の安定化を図るため、家族会等が運営する小規模作業所から小規模通所授産施設への移行を促進しているが、設置主体の法人化のうち資産要件がネックとなり移行が進んでいない状況にある。資産要件を緩和し法人化を進めることにより運営の安定化を図る。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の2第2項、第50条の2第3項 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第7号、第60条 障害者に係る小規模通所授産施設を経営する社会福祉法人に関する資産要件等について(平成12年12月1日 各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市長あて厚生大臣官房障害保健福祉部長、厚生労働省社会・援護局長通知)	小規模通所授産施設の経営を目的として法人を設立する場合には、次に掲げる要件を満たしているものとされている。基本財産については、原則として、小規模通所授産施設に用い供する不動産(以下「施設用不動産」といふ。)のすべてについて所有権を有していることとされている。ただし、1,000万円以上に相当する資産(現金、預金、確定有価証券又は不動産に限る。)を有している場合には、施設用不動産について面若しくは地方自治体から貸与若しくは使用許可、又は面若しくは地方自治体以外の者から貸与を受けていても差し支えない。	8	精神障害者小規模通所授産施設を経営する事業については、社会福祉法上、第2種社会福祉事業に位置づけられており、資産要件が課されない非営利法人等の形態により施設を経営することが可能である。					

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の見直し	46.'措置等の方法、見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
大阪府	地域コミュニケーション活動の活性化	2034	2034020	091520	小規模通所授産施設運営事業補助金の交付対象の拡大	社会福祉法上、原則として社会福祉法とされている1種事業の経営主体のうち、身体・知的障害者小規模通所授産施設の設置・経営に関してのみ、NPO法人を社会福祉法人と同等に扱う旨の改正。また、身体障害者保護費国庫負担(補助)金交付要綱、障害児及び知的障害者施設措置費等の国庫負担(補助)金交付要綱、上、補助金の交付対象として、「社会福祉法人が設置する小規模通所授産施設の運営事業に対する…」と明記されているため、社会福祉法人と並列するNPO法人を交付対象として拡大する旨の改正。	府の小規模通所授産施設運営事業補助金の交付対象の拡大(NPO法人を追加)	社会福祉法上では、精神障害者の施設は2種事業で、社会福祉法人以外の設置・経営が認められているのに対し、身体・知的障害者の施設は1種事業で、設置・経営は原則として社会福祉法人に限定されている。 NPO法人が経営主体となることは、2種事業ではあるが、同様・同等の施設である精神障害者小規模通所授産施設で妥当性は実証されているため、社会福祉法第60条の原則の例外として同法第62条第2項に基づき(都道府県知事の許可申請手続きを課す)に定めることとする。 また、この補助金交付要綱上の交付対象の限定も、同法の規定によるところが大きいと考えられるため、同要綱の改正も併せて円滑に進めるためにも、法の改正は必要である。	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第60条、第62条 身体障害者保護費の国庫負担(補助)について(平成5年4月) 1日厚生省発社援第119号)別紙身体障害者保護費国庫負担(補助)金交付要綱3(2)ノイ 障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設措置費国庫負担金交付要綱4(2)オ	社会福祉施設を設置して、第1種社会福祉事業を経営しようとするときは、市町村又は社会福祉法人以外の者が施設を設置して第1種社会福祉事業を営む場合は、都道府県知事への届出が必要であり、社会福祉法人以外の民間主体の場合は、都道府県知事の許可が必要とされている。 また、各交付要綱において、社会福祉法人が設置する小規模通所授産施設を補助対象としている。	3		社会福祉法人が施設を設置して第1種社会福祉事業を経営しようとする場合には、事業開始前に都道府県知事に届け出ることとされ、国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者が施設を設置して第1種社会福祉事業を営むようとする場合には、都道府県知事の許可が必要となる。この点から、社会福祉法人と比較して公的関与が少なくない者に対し、事業開始時をとりあてて個別に都道府県知事の許可にかからしめることにより、事業の公正かつ適正な実施を確保する必要があるためである。このため、ご提案のNPO法人について、社会福祉法人と同様の取扱いをすることはできない。	提案の趣旨を踏まえ、第2種事業について認められている社会福祉法人以外の経営について、第1種事業についても同様に認めようとする旨を、再度検討し、回答されたい。	3		社会福祉法人と国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者との間で、事業開始時における公的関与の差異を設けている理由は、社会福祉法人と比較して公的関与が少ない者に対し、事業開始時をとりあてて個別に都道府県知事の許可にかからしめることにより、事業の公正かつ適正な実施を確保する必要があるためである。このため、ご提案のNPO法人について、社会福祉法人と同様の取扱いをすることはできない。
熊本県	熊本型福祉でまちづくり構想(案)	2047	2047040	091530	居宅外でのホームヘルプサービスの利用及び居宅外送迎の可能化	居宅外でのヘルパーの利用を認めるために、身体障害者福祉法第四節の二第2項と知的障害者福祉法第四節第2項の「居宅において行われる」、児童福祉法第六節の二第1項「家庭において行われる」を「居宅等」「家庭等」とし、教育や生産活動などの自立のための活動や社会生活上不可欠な場所を含むこととする。 また、短期入所やデイサービスなどの送迎において「居宅」を基点とし、送迎するものについても、「居宅等」を基点とする。	「居宅」だけでなく、学校等地域生活をするうえで、不可欠な「居宅外」の場所でも、ヘルパーの活用を可能にする。 また、「居宅」と事業所間のみで認められている「居宅等」及び短期入所の送迎を、「居宅外」の場所と事業所間との送迎を可能にする。 これにより、当人のQOLの向上が図られるとともに、ニーズに対応したホームヘルプサービス等が提供され、これまで潜在化していたニーズが顕在化することで、地域内での需要拡大にもつながる。	現在の支援費制度では、「居宅」を基点にサービスが作られているために、「居宅」以外の活動については、大変使いづらいサービスとなっている。障害者の生活が高齢者と異なり、教育や自立のために「居宅」以外の広範囲な生活場があるにもかかわらず、「居宅」以外での活動を支援するサービスが乏しいため、地域生活に支障をきたし、介護者に過重な介護負担を強い、入所施設から在宅へという政策を妨げている要因一つになっている。	身体障害者福祉法(昭和34年法律第283号)第4条の2第2項 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第4条第2項 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準(平成15年厚生労働省告示第27号) 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準(平成15年厚生労働省告示第29号) 児童福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準(平成15年厚生労働省告示第31号)	現行の身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業及び児童居宅介護等事業は、居宅において行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活等に要する費用の額の算定に関する基準である。 また、現行の身体障害者居宅介護サービス並びに身体障害者短期入所、知的障害者短期入所及び児童短期入所においては、居宅と事業所との間の送迎を行った場合に送迎加算を実施している。	3.5		教育や自立のための生活場面においては、本来それぞれに必要な介護等が行われるべきである。今回の提案は、現行の事業に加えて新たに居宅外でのヘルパー利用についても補助金の対象としてほしいとの内容であり、新たな財政支出を伴うものである。 また、送迎サービス加算の取扱いについては、「指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準」の制定に伴う留意事項について(平成15年3月24日発第032401号)において、「送迎サービスについては、事業所と居宅までの送迎を原則とするが、道路が険険で居宅まで送迎できない場合等のやむを得ない場合には、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で行ったものについて加算を算定することができるもの」とし、市町村が個々の具体的なケースにつき考慮の上、地域の実情に応じた取扱いをしている。				
熊本県	熊本型福祉でまちづくり構想(案)	2047	2047060	091540	中高生障害児等の身体障害者・知的障害者サービス利用可能化	中高生障害児等は、高齢者、知的障害者、身体障害者、児童、いずれのサービス制度においても対象者の年齢要件から対象外となっており、福祉コミュニティ特区においてもサービスが利用できない。 そこで、身体障害者及び知的障害者サービス事業の年齢要件を特例的に12歳に引き下げることにより、中高生障害児等の利用を可能にする。 この特区において認められている「指定通所介護事業等における知的障害者及び障害児の受入事業」と併用することで、ニーズのある全ての障害児者が、身近な施設を使ってサービスを受けることが可能となり、ニーズに即したサービスの提供が可能となるとともに、サービスの需要の拡大にもつながる。	中高生障害児等の保護者は、当該児童の身体が大きく伴い、日常の介護負担が大きいため、レスパイトサービスのニーズが大変強く、特に、夏休み・放課後のサービスと、重なり、入浴については切実な声が寄せられており、サービスが必要である。 しかし、現行の制度では、中高生障害児等は年齢的に「サービス」の対象者と認められていない。	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条第2項の2第3項 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第4条第3項	現行の身体障害者サービス事業及び知的障害者サービス事業は、18歳以上の身体障害者及び知的障害者を対象としている。	3			身体障害者サービス事業及び知的障害者サービス事業は、18歳以上の身体障害者及び知的障害者を対象とするものである。				
熊本県	熊本型福祉でまちづくり構想(案)	2047	2047070	091550	身体障害者の短期入所に係る「タイムケア」の利用可能化	児童と知的障害者の介護も、身体障害者の介護も、「短期入所」を利用する理由や原因は、介護者の疾病その他の理由によって介護を行うことができない場合とあって、両者に殆ど差異はないと考えられる。全ての障害児者の地域での生活を支援するという意味から、身体障害者の介護者も短期入所の「タイムケア」を便するようにする。	重複障害児の場合、18歳までは身体障害者の施設「タイムケア」が利用できるが18歳になると同じ施設「タイムケア」が受けられなくなり、そのため、遠の(重)心児者の施設に行かなくてはならないなど、サービスの低下をまねいている。 身体障害者の施設で継続して「タイムケア」が受けられるようになれば、介護者の利便性は高まる。 また、現在は、身体障害者の短期入所に「タイムケア」がないことにより、介護者の要件がタイムケアで事足りる場合であっても、「宿泊」を伴う利用をしているようなケースがあるものと思われる。	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条第2項の2第3項 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第4条第3項	現行の身体障害者短期入所においては、1日についての適用単価を設定し、事業を実施している。	3			身体障害者福祉法は、「身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって身体障害者の福祉の増進を図ること」を目的としており、身体障害者の自立の促進を図ることが重要であると考える。 身体障害者短期入所事業は、身体障害者の介護を行う者が、居宅での介護ができない場合や、身体障害者に対して機能訓練等を行う場合に実施するものであり、障害者本人に着目して支援するサービスである。これに比べて、身体障害者に「タイムケア」を認めてはどうかとの提案は、保護者の負担軽減を図るためのものと考えられ、障害者本人への支援という視点で希薄である。このため、利用者本位の観点から、また、身体障害者の自立を促進する観点からも、本提案は認められない。 あわせて、本要望が実現された場合には、利用回数の増大により、国庫補助金の総額が増大し、新たな財政支出を伴うこととなる。 なお、重複障害児の場合は、18歳になった場合、知的障害者短期入所の利用が可能であるため、通常はサービスの低下をきたさないが、提案の具体的な事例では、知的障害者の事業所が遠くであり、「身近なところでサービスを利用するために、身体障害者の短期入所事業所で知的障害者の受入れを行うこと」が本意ではないかと考える。この場合、現行でも都道府県知事等に申請すれば、知的障害者の短期入所事業所となることが可能である。				
加茂町	加茂町中心市街地活性化構想	2070	2070010	091560	小規模市街地でもできるような採択要件の緩和と授産施設を公民館施設とする利用制限の緩和	空き家及び駐車場問題 現在かなりの数の空き家があり、この空き家を取り壊し、駐車場として整備を実施する。そのことにより商店街の駐車場としても利用可能となる。また、隣接する空き家も取り壊して、火事でもあれば大変な被害が予想されることから、延焼防止としての役割も担う。 商店街の憩いの広場及びバリアフリー 高齢者による商店街利用が増加している中で、高齢者のニーズにあった商店街を形成していく必要がある。そのひとつとして、高齢者の抱える課題や悩みを解消していくため、高齢者が集まるようなところである憩いの場を設置する。また、市街地活性化のため、各種イベントを実施するための常設イベントを設置したイベント広場や公衆トイレを整備する。 中心市街地内にある、加茂町駅は14年より無人化となったため、少年達の溜まり場となっており、利用客から苦情が殺到している。地域住民や事業者等により防犯を行っているところではあるが、なかなか効果があるわけではないところである。そうした中、本町の窓口でもある駅舎を改修しより払い下げを受け、内部改修を行い、観光地として多くの出入りがある施設として地域の活性化ならびに少年少女の非行防止を図る。 授産施設の公民館施設 本町においては、公民館施設がないことから、中心市街地内にある授産施設を公民館施設として利用することで、地域コミュニケーションの活性化を図っていく。	小規模市街地の現状は、衰退の一途をたどっている中で、行政の支援が必要であり、小規模市街地でもできるような採択要件の緩和と補助制度を導入して建設した授産施設を公民館施設とする利用制限の緩和	「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和39年法律第179号) 「社会福祉施設整備費及び社会福祉施設等整備整備費国庫負担(補助)金に係る負担金等の特例」(平成12年11月13日社援第530号)	社会福祉サービスの基盤の整備については、地域の需要に応じたサービスの拡充の必要性の観点から、既存の社会福祉施設等の効率の活用を図るため、国庫補助事業完了後10年を超える期間を経過した同一事業者における社会福祉施設等への転用 地方公共団体又は社会福祉法人への無償譲渡又は譲与とあって、同一事業を継続する場合(社会福祉施設等の事業を継続する場合)については、当該当該財産処分に係る補助金相当額の国庫納付は不要としているところである。	3		社会福祉施設等施設整備費等(以下「施設整備費」という。)は、地方公共団体等が整備する施設整備及び設備整備に要する費用の一部を負担(補助)するものとして、保育に欠ける児童、介護を要する老人等社会的支援を高度に要する者の福祉の向上を図ることを目的として交付されているものであり、特に整備が必要な施設を補助対象としている。ゆえに社会福祉施設整備費を補助された施設については、国庫補助事業完了後10年を超える期間を経過し、社会福祉事業を行う施設に転用する場合には国庫納付は不要としているが、それ以外については、国庫納付を経る必要がある。 なお、国庫納付を終るものほかに、「補助事業等により取得し、又は利用の増加した財産の処分制限期間」(平成13年7月12日厚生労働省告示第233号)で定める期間を経過したのものについては、国として何ら制限を設けていない。	公民館は社会福祉事業を行う施設ではないが、公的性格を有するものであることに配慮して転用等を認めることはできないが、提案の趣旨を踏まえ、要望を実現するにはどうすればいいか再度検討し、回答されたい。	5	今回のケースについては、要望先に確認したところ、本授産施設は国庫補助を受けていないことが判明した。(日本自転車振興会より補助を受け昭和48年施設工事を着工し、昭和49年4月より授産施設運営していること。) 国庫補助を受けていない施設については、当番からは特に財産処分に対する制限はしていない。		

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類'の見直し	46.'措置等の方法'の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答		
月舘町	介護予防・障害者支援による地域再生計画	1081	1081020	091570	事業所要件の緩和等	全国一律基準の施設基準・事業所認定基準の緩和。現状では、支援費制度への新規参入は、人員基準等で難しい。増かに、新規事業所を立ち上げれば、各程度の雇用創出になるが、その前提となる「採算」が担保されなくては雇用も絵に描いた餅。それよりも、介護保険事業所でも兼務で事業参入を可能にした方が採算も取れ、1-2名の確実な雇用が見込めるなら、そちらの方が現実的。	基準を緩和し、介護保険事業所での支援費制度への取り組みを可能にする。	現在、業務の認定要件や人員基準が採算ベースに程遠いという問題点があり現実的ではなく地域の実情に行わせた方が効果的かつ効率的である。	身体障害者サービス事業と知的障害者サービス事業の相互利用、地域生活援助事業の相互利用並びに65歳未満の身体障害者による介護保険法の指定通所事業並びに指定居老人所生活介護事業の利用について(平成15年10月28日障発第1029001号、老発第1029001号) 構造改革特別区域における指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業について(平成15年3月27日障発第0327001号、老発第0327001号) 指定住宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成14年12月26日障発第1226002号)	介護保険法上の事業所を障害者(児)が利用した際にも、支援費及び補助金の支給対象としている。	4.5		障害者(児)のサービス基盤を充実させるとともに、既存の社会資源を有効利用する観点から、本来の利用者である高齢者の処遇に低下をもたらさず、かつ障害者(児)の処遇につき適切な支援が行われる場合には、介護保険の事業所を障害者(児)が利用することを可能としている。						
茨城県	県央地域ユニバーサルデザイン推進プロジェクト	1279	1279080	091580	障害者、高齢者に対する移動支援	障害者が「R、バス等の公共交通機関や高速道路等有料道路を利用した場合の割引制度を拡充する。各駅に常駐して障害者、高齢者への乗車及び降車を介助する「乗車介助員ボランティア」の確保を助成する。	障害者、高齢者の外出及び移動が容易となることにより、障害者の社会参加が促進される。	現在の障害者割引制度には、利用距離制限や介助者制限があり、障害者の利用を妨げている側面があるため、障害者の利用が一層促進されるよう、条件を緩和する必要がある。また、障害者の交通機関の利用を促進するためには、他者による援助体制の充実に課題がある。このため、助成措置を講じて行く必要がある。	身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について(昭和57年8日厚生社会局長、児童家庭局長連名通知)	身体障害者及びその介護者が「R、バス等の公共交通機関や高速道路等有料道路を利用した場合に一定の場合には、旅客運賃等が割引きとなる。	6		障害者が「R、バス等の公共交通機関や高速道路等有料道路を利用した場合の割引制度、及び「障害者や高齢の乗客について乗降車の介助を行うボランティアを駅に常駐させること」については、厚生労働省では担当していない。なお、各種障害者割引は、各交通事業者が自主的判斷により自由に企画し導入を図っているものであり、提案事項に関連する通達として挙げられているのは、それらを都道府県等に周知するために厚生労働省から発出したものである。						
富山県	富山型地域福祉の推進	1288	1288010	091590	富山型小規模多機能施設を認定し、その支援措置を講ずる。	社会福祉事業として位置づけるため、社会福祉法に明示し、積極的にその設置を推進する。	多機能社会福祉施設を社会福祉施設、事業として、位置づける。小規模かつ多機能な施設については、入所5人、その他20人未満を除外する旨の規定を緩和する。または、対象者の総計である旨を明定する。	現在、自然発生的に設立されている富山型小規模多機能施設の形態そのものを社会福祉事業として認めることにより、在宅福祉、地域福祉の流れが促進される。従来の集団のケアでは、要介護度が悪化するから、「なるべく(少)人数による目の届いた生活、他世代との交流によるケアモデル」を認知するもの。	社会福祉法第2条	社会福祉法上社会福祉事業と位置づけられるのは、社会福祉法第2条に規定されている事業に限られている。また、社会福祉法第2条第4項において、社会福祉事業に位置づけられるべき施設等の人数要件が規定されている。	3		それぞれの社会福祉事業について、届出をし、又は許可を受け、それぞれの施設の最低基準を満たした上で、社会福祉事業を組み合わせた複合施設を設置することは、現行においても可能である。	貴省の回答によれば、それぞれの社会福祉事業について、届出をし、又は許可を受け、それぞれの施設の最低基準を満たした上で、社会福祉事業を組み合わせた複合施設を設置することは、現行においても可能である。要望内容は実現できるのか、確認されたい。	3			多機能社会福祉施設の経営を社会福祉事業として位置づけることは困難であるが、ご要望の多機能社会福祉施設の設置を行うことは現行においても可能である。	
富山県	富山型地域福祉の推進	1288	1288040	091600	より身近な地域に、地域福祉を推進するセンターの機能を持つ多くの施設が設置されるように、税法上の恩典を付与する。	空き家、空き店舗等の改修による福祉コミュニティづくりを推進する。そのため、その条件、環境を整備する。	既存民家の買収、取得については、空き店舗の活用、福祉事業としての活用など一定の要件を満たしたNPO法人については、社会福祉法人と同様の税制面における優遇措置等を講ずる。NPO法人へ個人名義の空き家を寄付した場合(本来事業としての福祉事業を行う場合)、寄付金控除を行う。認定NPO法人が行う本来事業としての福祉事業は非課税とする。	空き家、空き店舗等社会資源の有効活用を図り、積極的に地域福祉を支援するセンターを整備する。	NPO法人に係る税制については、「平成16年度税制改正大綱(平成15年12月17日、自由民主党・公明党)において、「NPO法人の行う民間非営利活動の役割が今後ますます高まることが期待されていることを踏まえ、その実態を見極めながら、活動の透明性の確保にも留意しつつ、認定要件のあり方について引き続き検討する」とされているところである。	3		NPO法人に係る税制については、「平成16年度税制改正大綱(平成15年12月17日、自由民主党・公明党)において、引き続き検討することとされている。福祉事業を行うNPO法人の税制上の取扱いについては、この検討結果を踏まえ、税制改正要望の必要性を含め、検討してまいります。	貴省回答にある「検討」を踏まえた実施予定時期(検討スケジュール)及び実施内容を明確にされたい。	3		NPO法人に係る税制については、「平成16年度税制改正大綱(平成15年12月17日、自由民主党・公明党)において、引き続き検討することとされている。福祉事業を行うNPO法人の税制上の取扱いについては、この検討結果を踏まえ、税制改正要望の必要性を含め、検討してまいります。			
熊本県	熊本型福祉でまちづくり構想(案)	2047	2047170	091610	福祉活動を行うNPO法人等への国庫補助制度の適用	子育て、在宅サービスに取り組むNPO法人等が非営利で福祉活動を行う団体に係る当該福祉活動に必要な施設、設備の整備や運営に関する経費について、社会福祉法人同様各種国庫補助制度の対象とする。	多様な福祉サービスの担い手が生まれることにより、よりニーズに即したサービスが提供され、新たなニーズの発生も期待される。	NPO法人等については、保健医療福祉分野の国庫補助制度の対象とされていない。	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について	NPO法人に対しては、社会福祉施設整備費を補助していない。	3		地方公共団体以外の社会福祉施設等施設整備費の補助対象主体として、社会福祉法人が認められる趣旨は、社会福祉施設等施設整備費補助の補助対象主体は、高い公益性と社会的信頼が求められる社会福祉事業を継続的、安定的に運営していくために、その資産、運営、利益処分、解散時の取扱い等に關して最低限の要件を満たす必要がある。社会福祉法人はこれらの要件を満たす特別な法人類型として制度上規定されていることにある。社会福祉法人は、法人の適正な運営を担保するため、役員や解職報告や法人の解散命令などの強力な公的関与の手段が法律上与えられている。事業に必要な資産を保有しなければならない。残余財産の帰属についても、他の社会福祉法人に帰属することとするが、これによらない場合には国庫に帰属することとされている。経営が思わしくないなどの一方的な事情による安易な撤退は認められない。ところであるが、一方、NPO法人は、法人の認証の取消し等公的関与はあるが、役員や解職報告がないなど、公的関与は極力抑制されている。(所轄庁の介入を防ぐという法の精神がある。)資産の規定は特になし。残余財産の帰属については、NPO法人以外の主体にも帰属可能である。社員総会の決議により撤退する場合は、所轄庁の認定は不要である。ことから、上記趣旨に照らせば、NPO法人を社会福祉施設等施設整備費補助の補助対象主体として認めることはできない。	例えば、補助の際に資産、運営、利益処分、解散時の取扱い等について条件を付すなどして補助金の交付対象団体について最低限の要件を確保したとしても要望の実現は不可能なのか、提案の実現により、身近なところでの地域福祉の拠点の創設が可能となるとする提案の趣旨を踏まえ、要望を実現するにはどうすればいいかを再度検討し、回答されたい。	3	NPO法人を社会福祉施設等施設整備費の補助対象とするためには、社会福祉法人と同等の規制が必要であると考え、NPO法人は、特定非営利活動を行うことを目的とし、公的関与や規制が極力抑制された法人であり、社会福祉法人と同等の規制をかけるのはNPO法人制度そのものの趣旨に反することとなる。			

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類'の見直し	46.'措置等の方法'の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
熊本県	熊本型福祉でまちづくり構想(案)	2047	2047180	091620	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	地域福祉の推進を図るため、ボランティア・NPO等が、公営施設の一部を活動拠点として介護や子育てに関する相談窓口や育児サークルなどを行う場合に、当該事業に必要な設備整備について社会福祉法人等と同様に国庫補助対象とする。また、県営住宅と福祉施設とを併設する場における総合的な補助金の創設	ボランティア・NPO等が、公営施設の一部を活動拠点として介護や子育てに関する相談窓口や育児サークルなどを行うことにより地域に定着しサービスが提供されることと、県営住宅と福祉施設との併設を推進することにより、少子高齢化の進展の中で、身近なところで地域福祉の拠点の創設が可能となる。	NPOやボランティア等は、社会福祉法人等と比べ財政基盤が弱い中、さらに事業実施の際の国庫補助等でも差異が設けられているため、新たに事業展開することが困難な状況にあり、また、県営住宅と福祉施設との併設については、県営住宅の整備に関する補助制度と社会福祉施設の整備に関する補助制度との組み合わせることが困難である。	社会福祉施設等施設整備費補助費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について	NPO法人に対しては、社会福祉施設整備費を補助していない。	3		地方公共団体以外の社会福祉施設等施設整備費の補助対象主体として、社会福祉法人が認められる趣旨は、社会福祉施設等施設整備費補助の補助対象主体は、高い公益性と社会的信頼が求められる社会福祉事業を継続的、安定的に運営しているために、その資産、運営、利益処分、解散時の取扱い等に関して最低限の要件を満たす必要がある。社会福祉法人はこれらの要件を満たす特別な法人類型として制度上規定されていることにある。 社会福祉法人は、法人の適正な運営を担保するため、役員了解報告や法人の解散命令などの強力な公的関与の手段が法律上与えられている。事業に必要な資産を保有しなければならない。残余財産の帰属についても、他の社会福祉法人に帰属することとするか、これによらない場合には国庫に帰属することとされている。経営が思わしくないなどの一方的な事情による安易な撤退は認められない。ところであるが、一方、NPO法人は、法人の認証の取消し等公的関与はあるが、役員了解報告がないなど、公的関与は極力抑制されている。(所轄庁の介入を防ぐという法の精神がある。)資産の規定は特になし。 残余財産の帰属については、NPO法人以外の主体にも帰属可能である。社員総会の決議により難滞する場合は、所轄庁の認定は不要である。ことから、上記趣旨に照らせば、NPO法人を社会福祉施設等施設整備費補助の補助対象主体として認めることはできない。	例えば、補助の際に資産、運営、利益処分、解散時の取扱い等について条件を付すなどして補助金の交付対象団体について最低限の要件を確保したとしても要望の実現は不可能なのか、提案の実現により、身近なところで地域福祉の拠点の創設が可能となるとする提案の趣旨を踏まえ、要望を実現するにはどうすればいいかが再度検討し、回答されたい。	3	NPO法人を社会福祉施設等施設整備費の補助対象とするためには、社会福祉法人と同等の規制が必要であると考えられるが、NPO法人は、特定非営利活動を行うことを目的とし、公的関与や規制が極力抑制された法人であり、社会福祉法人と同等の規制をかけるのはNPO法人制度そのものの趣旨に反することとなる。	
枚方市	福祉コミュニティ・ビジネス構想	2141	2141010	091630	NPO活動等の活性化支援	コミュニティサービスを実施するNPO法人や社会福祉法人等への運営・活動を活性化するためのアドバイザー派遣や人材の研修・育成、活動支援などに資する経費に対して、地方財政措置を講じることで、事業者の確保や事業内容の充実が図れる。	地域福祉事業に実績を持つNPO法人や社会福祉法人等が障害者を雇用し、高齢者障害者対策事業、地域や子育て支援事業に関して、公的施策制度に乗り遅れ部分、地域福祉事業に実績を持つNPO法人や社会福祉法人等が障害者を雇用しニッチ産業としてコミュニティビジネスを展開する上で必要なアドバイザー派遣や人材の研修・育成、活動助成などを行う。	公的な施策や制度が整備される中でも、日常生活において、高齢者や障害者そして子育てなどで、様々なニーズが存在しその部分をカバーする為にNPO法人や社会福祉法人等の民間活力を活用することで事業展開をめざす。そのために、活動支援の為に財政的措置を講じる必要がある。		6	本提案については、当省の担当とするところでない。						
大阪府、創業推進連絡協議会	バイオメディカル・クラスターの創成	2029	2029020	091640	生活保護受給者に治療における特定療養費の支給可能化	生活保護法第52条第2項の規定を緩和して、生活保護受給者に治療における特定療養費を支給可能とし、生活保護受給者の治療参加を可能とするもの	大阪府は、平成16年春に開設される「国立医薬品研究センター」の誘致、平成15年4月の特区1号の認定を受け「バイオメディカルクラスター創成特区」をはじめ、同時期に「創業推進連絡協議会」を発足させるなど、基礎研究から医薬品の開発、臨床試験に至る総合的な創薬を推進するための各種取り組みを行っている。本提案は生活保護受給者に治療における特定療養費を支給可能とし、より多くの受給者の協力を得て治療のスピードアップを図ることで創薬推進の一助に繋げるものである。	現在、生活保護法第52条第2項の規定により、厚生労働大臣が定めている医療給付は健康保険法に基づく一般的な医療のみが対象となっており、治療などの特定療養費は支給対象外となっている。このことが生活保護受給者の治療協力を困難なものとしている。治療は企業が新薬を開発するために行うものであるが、一方で安全で有効な医薬品を社会に広く(患者)提供するという社会貢献という一面もある。また、生活保護受給者にとって社会貢献ができないだけでなく、ある意味最先端の医療を受ける機会を奪われていることにもなる。本提案は、このような問題を解消するとともに創薬推進の一助となるものである。	生活保護法第五十二條第二項の規定による診療方針及び診療報酬のうち、特定療養費の支給に係るものは指定医療機関及び医療保護施設には適用しないこととされている。	生活保護法の規定による診療方針及び診療報酬については、国民健康保険の診療方針及び診療報酬のうち、特定療養費の支給に係るものは指定医療機関及び医療保護施設には適用しないこととされている。	3	現行でも製薬会社が全額費用負担することにより治療が行われるのであれば、生活保護受給者も参加できる。生活保護制度における最低基準の保障としての医療は、通常、特定療養費の支給に係るもの以外の保険給付の範囲で確保されていると認められるため、生活保護において特定療養費の支給に係る医療は保障しないこととしている。	提案者の要望は、生活保護受給者に治療における特定療養費を支給可能とし、より多くの被験者の協力を得て治療のスピードアップを図ることであり、その趣旨を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	3	特定療養費制度は、差額ベッドなど患者の選択と負担による特別なサービスや、医療技術として確立していない高度な医療を対象としたものであるが、これらは未だ保険給付とされるまで標準化されているものではない。したがって、生活保護制度における最低限の生活の保障としての医療は、通常、特定療養費の支給に係るもの以外の保険給付の範囲で確保されている。また、国民健康保険は、加入者が保険料を納めるとともに1割の自己負担が医療が受けられる制度である一方、生活保護は、全額公費負担で必要な医療が受けられる制度であることから、国民健康保険で認められている医療をすべてから生活保護でも認めることは適当でない。さらに、財政的にも、生活保護費に占める医療扶助の割合は5%を超えており、給付適正化が求められているところである。なお、現行でも製薬会社が全額費用負担することにより治療が行われるのであれば、生活保護受給者も参加できる。		
富山県	富山型地域福祉の推進	1288	1288050	091650	地域福祉活動としてのケアネット1事業において、地域通貨の可能性を検討し、福祉によるまちづくり、活性化を推進する。	地域福祉活動における有償ボランティアに対し、地域通貨の採用、可能性を検討し、その活性化を図る。ケアネット1事業における地域通貨の検討に対し、支援措置を講じる。	有償ボランティアから、福祉サービスとしての創業、や起業化が期待される。			6	地域通貨の検討に対し、支援措置を求める提案であるが、提案主体に内容を確認したところ、総務省の地域再生関連対策の1つとして掲げられている「ITを活用した地域通貨の導入、普及検討に対する財政措置」を活用したいということが判明したため、当省の担当ではない。						
有限会社 PHM データサービス	ホームレスを防ぐ町内債	3103	3103010	091660	法人自治会によるホームレスの解消 地域サポーターの活用	生活困窮家庭からの生活保護要請を受け付ける市町村の担当部署が該当世帯の所属する地域自治会町内会及び認定サポーターと協力し、住宅ローン返済の保証人となり、銀行から借り入れる。この支援活動により対象家庭はホームレスへの転落を防ぎ、子育てが可能になったり世帯の安定が得られる。更に市町村では生活保護世帯の増加を防ぐことが出来る。	法人化された自治会による町内債の発行で住宅ローンが払えずホームレス予備軍の世帯を救済することが出来る。また保険や証券などの業務に携わってきたファイナンシャルプランナー(地域サポーター)による継続した家計への指導、支援により該当世帯の立ち直りを図る。	住宅ローンを抱えている世帯には返済が滞った場合過去や自己資産など厳しい状況が待ち受けている。また生活保護法も資産形成に当たっては該当家庭の家計破綻には法律の適用も難しい。地域の問題としてこのようなケースに対応するには自治会単位で救済委員会を設ける必要がある。		6	厚生労働省としても、低所得者に対し、地域の創生工夫を生かした支援を行うことは、大変意義深いものであると考えている。生活保護制度においても、生活保護申請時の面接相談の充実等、要保護者に対する生活保護適用前の自立更生対策が重要であると考えている。もっとも、具体的な自治会における町内債の発行の可否等については、地方自治法第269条の2(地域による団体)等に関するものと考えられるため、当省においては判断できない。						
愛媛県	愛媛県公共施設木材利用推進構想	2149	2149020	091670	国庫補助事業の採択要件の緩和	国庫補助事業の中で、例えば、林野庁所管の「木造公共施設整備事業」では、公共施設を木造化することによって、学校に隣接した施設であること、先駆性のある木造施設であることなどの規制があることから、地域の実情に合わせて、これら規制を緩和することにより、木造化を推進する。	現在、全庁的に公共施設の木造化に取り組んでいる「公共施設等木材利用推進連絡会議」において、毎年、翌年度に建設予定である県、市町村、学校、医療法人等の木造化が促進され、多くの木材資源を有する農山村地域における雇用の場が確保されるとともに、林業・木材産業や地域経済の活性化が期待される。	農山村における地域経済の活性化や木質資源を活用した資源循環型社会の構築に当たり、その省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成15年厚生労働省令第132号)	地方公共団体がその設定する特区内において、専門家等の意見を踏まえ、平屋建の社会福祉施設等について、必要な安全性を有すると認め、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、耐火及び準耐火建築物の規定を適用しないことができる。	4	社会福祉施設においては、構造改革特区における特例措置として、「耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外による社会福祉施設等設置事業」を容認しており、当該特例措置を活用することにより、ご提案の内容は現行でも実現可能である。						

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の方法の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
仙台市	健康づくりウェルネス・コミュニティ構想	1368	1368060	091740	遠隔診療、家庭内AED等に対する健康保険の適用拡大	IT機器等を活用した遠隔診療や、絶望的な院外での心停止時の救命措置を改善するための家庭内での自動体外式除細動機(AED)の使用に代って在宅療養管理指導料などの名目により健康保険の適用を認める。	頻繁な通院が必要となる患者等への通院による負担を軽減したり、院外での日常生活を送りQOLの向上を実現させるために、遠隔による診療を行う。また、慢性疾患患者に対しては家庭内でのAEDの普及により絶望的な院外での心停止時の救命措置を改善する。	患者のQOL向上を実現するための有効な次世代の診療体制のあり方として非常に有効な手段と考えられるが、全額患者の負担としたままでは、当該医療行為の実施を実質的に阻むことになる。	医師法、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法	医療従事者以外の者が自動体外式除細動器(AED)を使用した場合、医師法第17条違反となる。	7	新たな医療技術に対する診療報酬点数の設定は、当該技術の有効性、安全性や効能、効果等について、エビデンスに基づいて中央社会保険医療協議会において審議した上で、必要に応じ、それに相応しい評価を行うものである。したがって、今回御提案のシステムについても、ルールに則って、有効性、安全性等についての科学的根拠に基づいた資料とともに必要な手続きを経る必要がある。なお、御提案の中にある在宅人工呼吸指導管理料といった在宅療養に対する指導管理は、継続的、慢性的な疾患に対する医師の指導管理を評価しているものであり、除細動器のように非常の場合に使用することを想定するような機器についての「指導管理」という考え方はなじまないと考えられる。なお、医療従事者以外の自動体外式除細動器の使用については、現在、当省に設置された「非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用のあり方検討会」において、その条件のあり方等の検討を行っているところである。					
構想町	官民共生によるへき地医療システムの活性化	2078	2078010	091750	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、国民健康保険法調整交付金交付要綱の見直し	採算性が低い(民間の医療施設のない)地域で、民間の開業をすすめるために国保診療施設の建物や医療機器等を貸付し、国保診療施設と同レベルで地域医療を継続して行く場合、その貸付する国保診療施設の運営等にかかった補助金に對しての手続きの簡素化(県レベルで対応)とその補助金返還の免除。また、貸付後においても貸付物件の修繕、更新に對して国保診療所と同じ補助対象扱いとするよう見直しをすべきである。	採算性が低い地域において、経営に大きな負担となる施設投資を少なくするため、国保診療施設の建物や医療機器等を貸付することにより、民間の開業を促進し雇用の場の確保と町外からの利用者の増大を図る。また、官民それぞれ役割分担による地域の自立と地域住民の健康保持・地域医療の活性化をはかる。	採算性が低い(民間の医療施設のない、不採算地域の医療体制の強化と住民の健康保持をはかるため、公立で運営していた施設を民間に委託することにより、官と民の共生によるへき地地域の医療システムを再生する。	国民健康保険法第82条	保険者は、被保険者の療養環境の向上のために必要な事業を行うこととする。	3	直営診療所は、保険者が、無医地区等を解消するために運営する施設であり、当該施設の有効活用により、被保険者の健康管理に資する他の保健事業の実施をも期待されるものである。国保の直営診療所に対する補助金は、このような趣旨に基づき適切な運営の確保を目的としており、建物等については当該目的が履行されるか不確実となるため補助金の返還義務が生じることとなる。ただし、条件等を付すこと等により当該補助金の目的が確保される場合もあることから、個別の事例に則して判断することとなる。また、上記の目的を達成するために直営診療所に対して国庫補助をしており、施設を貸付した後も継続して補助することは当該趣旨を鑑みれば困難である。	提案者の要望は、国保診療施設の建物や医療機器等を民間に貸付し、国保診療施設と同レベルで地域医療を継続していく場合、その補助金の返還の免除等を求めるものである。要望内容は実現できるのか、確認された。	3	直営診療所は、保険者が、無医地区等を解消するために運営する施設であり、当該施設の有効活用により、被保険者の健康管理に資する他の保健事業の実施をも期待されるものである。当該施設の転用等における補助金の返還等については、条件を付すこと等により当該補助金の目的が確保される場合もあり得ることから、条件を整理するとともに個別の事例に則して判断してまいりたい。		
熊本県小国町	食資源、森林資源、温泉などを生かした健康の里づくり	2091	2091010	091760	根拠に基づいた健康増進プログラムへの公的医療保険の適用	温泉クア療法のような疾病の予防やリハビリテーションを目的とした療法、森林浴や機能性食品の摂取など、健康維持を目的とした活動が、科学的根拠が十分に実証されていく、適切な管理に基づいて、適切な医療保険が適用できるようにしていく。	温泉クア療法や森林浴などの健康増進プログラムの処方や実践アドバイスをする指導員の育成を行っていく。同時にそれらの指導員の活動施設を整備していく。このことにより、地域に新たな魅力と雇用の場を創出していく。	現行の健康保険法では、疾病の治療のみに保健が適用されており、疾病の予防や健康増進のための取組はほとんどが対象外となっている。国民の健康に関するニーズは高くなりつつあるが、健康維持のための投資に対する意識が自由で高いとは言えない。そのような中で、個人の負担を極力抑えて、多くの国民が正しい健康増進活動を生の中に取り入れていけるようになれば、QOL(生活の質)の向上とともに、増加の一途の医療費負担につながるものと考えられる。同時に、廉価で質の良い健康サービス提供を進める事になり、健康をキーワードとした新しい地域産業育成に繋がっていくものと考えられる。	健康保険法、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法	医療保険においては、保険医療機関が行う病気やケガに対する治療を給付の対象とし、予防に当たっては、保険医療機関外で行われる医療や、単なる健康増進、予防は給付対象とはしていない。	3	医療保険制度における保険給付は、限られた財源を効率的に使用する観点から疾病や傷の治療のみを対象としており、予防については、各保険者が保健事業としてそれぞれの判断に基づき実施していくことが適当とされている。また、健康づくりを推進するため、「健康日本21」を推進しており、身体活動・運動を柱としたその普及啓発等を推進しており、市町村が実施していることと承知している。					
稚内市	地球環境に貢献する国際交流都市の形成	1327	1327090	091770	医師の確保	市立稚内病院は、圏域におけるセンター病院として、充実を図ってきた。近年は、ロシア人の救急患者も増えてきており、地域医療はもとより、隣国サハリン州からの救急医療にも十分に対応するべく、特に、医師の安定的な確保を中心とした医療体制の整備・充実が必要である。	サハリン州における石油・天然ガス開発事業やインフラ整備等により稚内港を中継基地とした貨物の輸出入や人の流れの増加等相互交流が進む中、地域医療のみならず隣国サハリン州からの救急医療に対応するべく、医療体制の整備・充実。当市が目指す国際交流都市の形成に資するものであり、地域経済の活性化や地域雇用の創出に繋がるものである。	市立稚内病院は、圏域におけるセンター病院として、さらには、24時間体制の救急病院として、そのニーズに応えられるよう充実を図ってきたが、特に医師の確保が大きな課題となっている。医師を含む医療技術者の慢性的な不足は、道内へき地市町村の共通した悩みであり、赤谷医療圏の中核病院である市立稚内病院においても、特に医師は定数が満たされていない。こうした状況の下で、サハリンとの交流が活発化してきている近年は、ロシア人の救急患者も増えてきており、その件数は、今後更に増加していくものと推察される。こうした中で、更に、外国人(特にロシア人)の救急患者の受け入れを行っているが、医師の引き揚げなどにより、その体制維持が非常に困難な状況となっている。外国人の救急医療体制の一層の充実が強く望まれているところである。地域医療はもとより国際交流拠点都市として、隣国サハリン州からの救急医療にも十分に対応するべく、特に、医師の安定的な確保を中心とした、医療体制の整備・充実が必要である。			5	昨年11月に、医師の確保が困難な地域における医療の確保を推進するための諸課題について関係省庁が十分に連携・調整し、具体的な取組を推進するため、総務省、厚生労働省、文部科学省の3省による「地域医療に関する関係省庁連絡会議」を設置し、関係者からのヒアリング等を行った。近々当面の取組も、今後の検討課題等について可能な限り整理を行う予定である。	貴省の回答は地域医療施策の連携についての一般論を記述したものであるが、提案者の求める稚内地域の医師の確保についてどのように考えるのか明らかにされたい。	8	いただいた提案事項の内容等からは、提案の具体的な内容が明確ではなかったため、提案主体に対し度々にわたる必要支援措置について具体的に御指示いただきたい旨申し上げたが、具体的な御回答がいただけなかった。		
稚内市	地球環境に貢献する国際交流都市の形成	1327	1327100	091780	医療通訳の公的制度化	市立稚内病院は、圏域におけるセンター病院として、充実を図ってきた。近年は、ロシア人の救急患者も増えてきており、地域医療はもとより、隣国サハリン州からの救急医療にも十分に対応するべく、診療・治療・通訳の体制について、安定的なシステムづくりと財政措置が必要である。	サハリン州における石油・天然ガス開発事業やインフラ整備等により稚内港を中継基地とした貨物の輸出入や人の流れの増加等相互交流が進む中、地域医療のみならず隣国サハリン州からの救急医療に対応するべく、医療体制の整備・充実。当市が目指す国際交流都市の形成に資するものであり、地域経済の活性化や地域雇用の創出に繋がるものである。	外国人の救急患者の受け入れにあたって、問診時と医療の内容等の説明、さらに医療行為の実施段階においては、言葉の問題が大きな障害となる。診療・治療の大きな壁となるのが言語の問題である。現在は、こうした事態が生じた場合、サハリン残留邦人で永住帰国し、市内に在任している人に、一時的に通訳を依頼しているが、その対応については、一般財源で措置している状況である。永住帰国者の存在自体、地域的な特徴でもあり、協力を受けているが、これに係る経費の財源措置が必要である。こうした通訳の体制について、安定的なシステムづくりと財政措置が緊急の課題となっているところである。		医療通訳について、財政措置は講じていない。	3	必然的に追加的な財政支出を伴うものであるため、実現は困難である。					

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類の見直し	46.'措置等の方法の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
福岡町	大学と連携した地域再生事業	2003	2003010	091790	(事項名)JR福岡駅周辺整備(事項名)薬科大学周辺整備	・地域再生構想等に基づく事業の実施のための交通結前点改善事業、まちづくり交付金等の優先的採択	・薬科大学の新設に伴う建築工事やその周辺整備及び開学後の学生の活発な消費活動やマンション需要の高まりなど、大きな経済効果が期待できる。 ・薬科大及び近畿福祉大学、県立福岡高校にも配慮したJR福岡駅周辺整備(橋上駅整備、駅前広場整備、道路整備、区画整理事業)の実施により、商業が活性化され、新たな雇用創出効果が期待できる。	現在、福岡町内に学生向けマンションの供給が不足しており、またJR福岡駅周辺に商業施設もないため、近畿福祉大学の学生は隣接する姫路市等から通学しており、薬科大学の新設により、学生数が倍増しても地元には経済的メリットが少ない。そのため、民間でマンションや店舗を建築可能なインフラ整備を行うことにより学生が在任し、経済の活性化や雇用創出につながるが、また、薬科大学周辺においても、市街化調整区域の規制等により周辺整備が進まず、現状では将来計画されている大学附属病院の誘致を行うには不十分である。そのため、地域医療の核となる可能性のある病院の誘致が可能な条件整備を行いたい。	医療法第30条の3第4項	都道府県の医療計画における基準病床数については、国が定める標準の式により算定することとされている。	3	国が定める基準病床の制度は、国が標準の算定式を示し、各都道府県が地域の実情を踏まえつつ算定し、医療計画に位置づけることにより、病床過剰地域の病床を抑制するとともに、病床不足地域の病床の整備を促進するなど、病床の地域偏在の是正を目的としているものである。 なお、基準病床数は医療法に基づき、計画策定後の医療需要の変化等に対応するため、少なくとも5年ごとに都道府県で見直しすることとされている。	提案者の要望は、現在国が定める標準の式により算定することとなっている基準病床数の緩和を求めるものであり、提案者の趣旨を踏まえ再度検討し、回答されたい。	3		医療提供体制の整備に当たっては、先に固くしようとして厚労省の本音を出していき(必要があるところ、特定の地区における基準病床数の緩和は、地域間の医療資源配置の不均衡等の弊害を招来する可能性があり不適切である。 また、新設される薬科大学周辺は市街化調整区域であるが、今後大学附属、学生用マンションや商業施設、大学附属病院の誘致などが必要との提案であるが、当該区域(中播磨圏)は、既存の病床数が基準病床数を超過しており、必要な病床数確保の面から見ても既に地域医療の確保はなされていることから、弊害を生じる可能性のある基準病床数の緩和を行って、新たな附属病院を誘致し、これ以上の病床数を増加させる必要性は認められない。	
ゼックテクノロジーズ株式会社	地域再生・知のユキピタス社会構築プロジェクト	3107	3107010	091800	コミュニティ・クリエーター育成事業に関する財政措置	1. 地域活性化対策費等、補助金にて補助金・交付金に計上する。 2. 外国人医師の診療免許登録について緩和措置をする。	コミュニティ・クリエーターを育成事業	現下の地方公共団体の財政悪化では、地域創生のための新事業の創出が実施できない状況にあるため、地方公共団体の条例・規則による取決が設置の障害になっているため。	医師法第17条、外国医師又は外国歯科医師が行う臨床研修に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律、外国医師又は外国歯科医師が行う臨床研修に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について(医政局長通知)	我が国において医業を行うためには、外国の医師であっても、原則として我が国の医師免許を取得することが必要である。その特例として、臨床研修の許可を受けた外国の医師は、臨床研修指導医の実地の指導監督の下に医業を行うことができる。	5	昨年3月に「外国医師又は外国歯科医師が行う臨床研修に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について(医政局長通知)」を発生し、医療に関する知識及び技能の修得に加え、これに付随して行う教授を目的として入国する外国医師に対しても、臨床研修の許可を与えることとしたところである。					
合資会社地域社会貢献協会	坂本欄田'徳の里、づくりプロジェクト	3001	3001010	091810	坂本欄田'徳の里、づくりプロジェクト	新山村振興等農林漁業特別対策事業について(財)都市農山漁村交流活性化機構の事業(市の事業実施主体)についての採択範囲を地域の活性化に主体的に実践する企業、個人等にまで広げるべきである。	1. 欄田ミュージアムの里館 2. パゾール広場(土産、地産)月の里 3. 病院でもない病院 4. 耕雲軒 5. 自然に育まれた人と自然共生都市、山村との交流促進 6. 自活、自立への地域活性化 7. 伝統文化への継承 8. 予防医学への道しるべ 9. 未来への子供達の育成	自然に育まれた人と自然共生都市、山村との交流促進自活、自立への地域活性化伝統文化への継承予防医学への道しるべ未来への子供達の育成				今回地域再生構想を実現するために提案者が必要とする支援措置の内容が明確でなかったため、提案主体に照会させていただいた中で、	照会の結果を踏まえ、検討し、回答された。	8		提案主体から御回答がいただけなかった。	
兵庫県	独立行政法人医薬品医療機器総合機構関西センター(仮称)設置構想	2106	2106010	091820	厚生労働省の医療機器開発に係る審査機関を神戸市に設置	厚生労働省の医療機器開発に係る審査機関を神戸市に設置する。	医療関連産業の振興	現行では厚生労働省の医療機器開発に係る承認申請・審査機関は東京にしかなく、一定レベル以上の医療機器の製造販売に伴う国の承認に際して、厳格な基準をクリアするための開発段階における当局面との調整が不可欠であり、神戸市及び周辺地域の医療機器開発を行う中小企業者の負担となっている。そこで、厚生労働省の医療機器開発に係る承認申請、審査機関を神戸市に設置する必要がある。	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第5条第14条の2、第14条の4、第14条の4の2、第14条の5、第14条の2、第19条の4、第23条	平成16年4月1日に、認可法人医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構を廃止した上で、国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センターや(財)医療機器センターの業務の一部(医療用具に係る同一性調査業務)を統合し、新たに独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「新機構」といふ。)を設立することとしている。	3	医薬品・医療機器等の承認審査においては、その審査業務や調査業務は新機構が実施するが、最終的な承認判断は引き続き厚生労働本省にあり、また厚生労働本省において審査方針等を定めるなど、新機構の審査部門との連絡・調整を行う必要が生じてくるなど、厚生労働本省と新機構は、審査業務においては密接不可分の関係にある。 また、医薬品・医療機器等の審査業務や調査業務は、高い専門性が求められる業務であり、審査技能を一面所に集約したほうが、より効率的に業務を実施できるものと考えている。 以上より、厚生労働本省の近く、かつ一面所に新機構の事務所を設置するほうが適切であると考えているところである。 なお、承認申請について電子化を進めている。新機構ではインターネットによるオンライン申請を開始することとしており、全国から申請することが簡便となる。	医療機器開発に係る審査機関を神戸市に設置することにより、医療機器開発の迅速化を図るという提案の趣旨を踏まえ、容認を実現できないか再度検討し、回答されたい。また、貴省回答にある承認申請についての電子化の推進により、提案者の要望内容が実現できるのか、確認されたい。	3	医薬品・医療機器等の承認審査においては、その審査業務や調査業務は新機構が実施するが、最終的な承認判断は引き続き厚生労働本省にあり、また厚生労働本省において審査方針等を定めるなど、新機構の審査部門との連絡・調整を行う必要が生じてくるなど、厚生労働本省と新機構は、審査業務においては密接不可分の関係にある。 また、医薬品・医療機器等の審査業務や調査業務は、高い専門性が求められる業務であり、審査技能を一面所に集約したほうが、より効率的に業務を実施できるものと考えている。 以上より、厚生労働本省の近く、かつ一面所に新機構の事務所を設置するほうが適切であると考えているところである。 なお、承認申請について電子化を進めている。新機構ではインターネットによるオンライン申請を開始することとしており、全国から申請することが簡便となる。		
大阪府、創薬推進連絡協議会	バイオメディカル・クラスタの創成	2029	2029010	091830	医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構の大阪事務所設置	大阪府での先導的創薬研究におけるGLP、GCPの国際連携	大阪府での先導的創薬研究におけるGLP、GCPの国際連携	現在、「医薬品機構」が行うGLP、GCPの信頼性調査及び実地調査は、製薬会社が医薬品機構の調査を受け、医薬品機構職員が製薬会社・研究所で医薬品機構の調査を行う現地調査を実施している。これら業務を行う国の関係機関である「医薬品機構」の事務所は東京1ヶ所にしか設置されていないため、毎回東京から大阪へ赴き医療機関、製薬会社の本社や研究所に対する実地調査を行っているが、非常に効率が悪い。一方、大阪に本社・研究所がある製薬企業では、「医薬品機構」との相談業務等の関係から当該業務を担当する開発本部を東京に設置するなどの対応を取っており、大阪・東京に二分化を余儀なくされている現状にある。本支援措置は、これらの問題を解消するとともに創薬のスピードアップなどに繋げるもので、大阪の地域再生には是非とも必要とする支援措置である。	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第5条第14条の2、第19条の4、第23条	平成16年4月1日に、認可法人医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構を廃止した上で、国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センターや(財)医療機器センターの業務の一部(医療用具に係る同一性調査業務)を統合し、新たに独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「新機構」といふ。)を設立することとしている。	3	医薬品・医療機器等の承認審査においては、その審査業務や調査業務は新機構が実施するが、最終的な承認判断は引き続き厚生労働本省にあり、また厚生労働本省において審査方針等を定めるなど、新機構の審査部門との連絡・調整を行う必要が生じてくるなど、厚生労働本省と新機構は、審査業務においては密接不可分の関係にある。 また、医薬品・医療機器等の審査業務や調査業務は、高い専門性が求められる業務であり、審査技能を一面所に集約したほうが、より効率的に業務を実施できるものと考えている。 以上より、厚生労働本省の近く、かつ一面所に新機構の事務所を設置するほうが適切であると考えているところである。 なお、承認申請について電子化を進めている。新機構ではインターネットによるオンライン申請を開始することとしており、全国から申請することが簡便となる。	医療機器開発に係る審査機関を大阪に設置することにより、医療機器開発の迅速化を図るという提案の趣旨を踏まえ、容認を実現できないか再度検討し、回答されたい。	3	医薬品・医療機器等の承認審査においては、その審査業務や調査業務は新機構が実施するが、最終的な承認判断は引き続き厚生労働本省にあり、また厚生労働本省において審査方針等を定めるなど、新機構の審査部門との連絡・調整を行う必要が生じてくるなど、厚生労働本省と新機構は、審査業務においては密接不可分の関係にある。 また、医薬品・医療機器等の審査業務や調査業務は、高い専門性が求められる業務であり、審査技能を一面所に集約したほうが、より効率的に業務を実施できるものと考えている。 以上より、厚生労働本省の近く、かつ一面所に新機構の事務所を設置するほうが適切であると考えているところである。 なお、承認申請について電子化を進めている。新機構ではインターネットによるオンライン申請を開始することとしており、全国から申請することが簡便となる。		
福井県	福井港港湾物流推進構想	1088	1088010	091840	福井港の開港、無線検査港の指定	福井港の開港、無線検査港の指定	福井港への外航船の直接入港により、物流経費と時間が短縮し、他の開港等との競争力が強化され、企業誘致促進が図られる。	福井港には、手続きのためだけに開港に寄港している船舶があり、物流経費・時間的コストがかさみ、他港との競争力低下の原因となっている。	昭和45年12月11日新築第871号、厚生省公衛安全局長通知	無線検査については無線検査手続大綱により、その対象港を指定している。	5	本件は、同様の趣旨の特区提案において回答したとおり、検査手続は本邦に継続する際の最初の港で行うこととなっているため、開港法上の開港であることが必要であること等、一定の基準を満たしている港については、無線検査の対象港に指定しているところである。今後は、当該港の入港実績及び見込み、体制の整備状況等を動機としながら、無線検査対象港としての指定を考慮してまいりたい。					

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の見直し	46.'措置等の方法、見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
福岡市	オープンカフェの設置による地域再生計画	1119	1119040	091850	露店の飲食店出店にかかる許可の容易化・迅速化	道路上で露店(飲食店)の出店にあつての基準の緩和と手続の簡素化を図る。	オープンカフェとともに、露店(飲食店)を設置することにより、お客の回遊性を図り、中心市街地の賑わいを創出することで、経済の活性化と雇用の拡大を行う。	露店(飲食店)の出店は、一時的なイベント等においては、規制が緩和されているが、ある程度の期間にわたる出店は、許可が困難な状況である。	営業許可の基準等は都道府県等が条例で定める。(食品衛生法第19条の18、第20条)	営業許可の基準等は都道府県等が条例で定める。(食品衛生法第19条の18、第20条)	5		食品の製造、販売等を反復継続して実施する行為として「営業」に当たるかどうかが等、提供するサービスの様態による営業許可の要否の判断や、営業施設に関する基準の緩和、営業許可に関する事務の簡素化等は、地域の実情に応じ都道府県等の判断によって行うことができるものである。この提案の趣旨については都道府県等の判断により実現が可能である。				
新城市	「今夜は街に出かけよう」構想	1237	1237010	091860	遠方からの開業手続きの利便性の向上	新しく事業を始めるときに必要となる、行政官庁に対する様々な許可や認可の手続きが円滑に行えるよう、手続き方法の簡素化を図る。	全国からレストランのオーナーシェフを募集し、空き店舗を無償で貸し付け開業してもらうが、できるだけ広範囲からの応募が得られるよう、遠方からの開業に係る手続きの利便性の向上を図る。新しく事業を始めるためには、様々な行政官庁の許可や認可が必要であり、遠方からの手続きが円滑に行えるよう、居住地の官庁へ提出できたり、インターネット申請ができるようにしたい。	新しく事業を始める場合、開業地を管轄するいくつもの官庁に、許可や認可の書類を提出しなければならず、全国から事業者を募集しても、開業までの手続きに時間がかかることから、遠方からの応募者が得られにくい。	飲食店営業等を行う場合は、都道府県等が定める基準を満たした上で、都道府県知事等に対して営業の許可の申請を行い、営業の許可を受けなければならない。(食品衛生法第21条)	飲食店営業等を行う場合は、都道府県等が定める基準を満たした上で、都道府県知事等に対して営業の許可の申請を行い、営業の許可を受けなければならない。(食品衛生法第21条)	5		営業許可に関する事務の簡素化等は、地域の実情に応じ都道府県等の判断によって行うことができるものであり、また、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律も昨年施行されているので、都道府県等における申請電子化や書類の郵送による申請手続きについては都道府県等の判断により実現が可能である。				
神奈川県	グリーンツーリズムによる水源地域の活性化構想	1283	1283030	091870	小学校転用による施設再利用	補助金により整備された財産の効率的利用の促進	・小学校校舎により廃止された校舎を再利用し、市民農園利用者の活動拠点、農業体験宿泊施設とする。 ・民間・NPO等への行政財産の貸付	・補助金導入施設の転用が規制されているため、簡易宿泊施設の営業許可の規制があるため。	旅館業法第3条、旅館業法施行令第1条	宿泊料を受けて、人を宿泊させるものを旅館業法の適用対象としている。	3		農業体験宿泊施設であっても、宿泊料を受けて不特定多数に役務を提供する以上、一定の衛生規制をクリアしていることが不可欠である。したがって、業務の適正な運営を確保するため、公衆衛生上一定の構造設備を満たしているかにつき事前に確認する必要がある。このため、許可制度に係らなければならないものではないかと再度検討し、回答されたい。	3			「農業体験施設整備費」を行うことができる者については、グリーンツーリズム法第5条第3項に基づき、農林漁業従事者又はその親族とする者が行うものに限定されており、規定の名称「農林漁業従事者」以外の法人や地域団体職員等の地元団体は含まれていない。 旅館業法において、農業体験施設の旅館業法に該当する施設に該当する場合は、あくまで、実際の農業に専ら従事し、その暮らしぶりを体験するものである。それ以外の者が運営する施設であれば、通常のホテル及び旅館に宿泊して、農林漁業を体験する場合と何ら変わらないものである。宿泊料を受けて不特定多数に役務を提供する以上、ホテル、旅館と同様に一定の衛生基準をクリアしていることが不可欠であると考え、したがって、当該要請の実現は困難である。
千葉県	既存水源(県営工業用水水源)の有効活用	1309	1309010	091880	既存水源の有効活用を図る上での国庫補助及び起債制度の見直し	既存水源の有効活用により、国庫補助金及び起債を財源として取得した水源を他の事業体に転用又は融通する場合、水道事業体間若しくは都市間水道では目的外使用とされ、国庫補助金の返還及び起債の繰上償還が求められることに対し、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の「目的外使用」の解釈の弾力化や補助金返還と交付の相殺のみでの導入などによる補助金のあり方の見直し及び起債の繰上償還の方法等の改善を提案する。 なお、起債の繰上償還の方法等の改善に係る具体的な提案内容は以下のとおりである。 事業体(借入者)において繰上償還する借入証書を選択できるようにすること。 一般会計出資(債)については、その算定に当たり、補助金交付がない場合であっても補助対象要件を満たす場合には出資対象経費として認定できる等制度の見直しを図ること。(詳細は、別紙のとおり)	工業用水道の既存水源を上水道水源に用途転用するとともに、上水道事業体間での地域間水道融通を同時に行い、水道不足の解消と地域住民の水道料金負担の活性化をはかる。 また、水源の移転に伴う新規浄水場の建設及び管理については、PFの活用及びPFIソリューション等を検討し、地域雇用の創出を図る。	国庫補助金及び起債を財源として取得した水源を他の事業体に転用等を行う場合、目的外使用とされ、国庫補助金の返還が必要とされることから多額の資金を必要とし、既存水源の有効活用を図れないばかりではなく、ひいては供給を受ける地域住民の水道料金等の負担となる。	・水道施設整備費国庫補助金交付要綱について(昭和六十二年五月二〇日 厚生事務次官通知)	(水道における国庫補助制度) <名称> 水道水源開発等施設整備費 <補助対象> 地方公共団体 <補助率> 1/2・1/3	5.6		施設の転用については、現行の水道施設整備費国庫補助金交付要綱の補助対象事業の補助要件に合致すれば予算の範囲内で国庫補助金交付は可能である。なお、工業用水道国庫補助については、経済産業省、起債の案件については、総務省に担当している。				
喜多市	グリーン・ツーリズムで地域活性化	1342	1342010	091890	農泊の認証	農泊の実施により滞在型グリーン・ツーリズムを確立し、地域産業の活性化及び農村所得の向上を図る。 農泊の定義追加(農)既存の農村住宅において、交流を主体とした宿泊で、居住地の市町村長が推薦する者が行う営業農泊については届出とする旨を追加 設備基準の適用除外	農泊の実施により滞在型グリーン・ツーリズムを確立し、地域産業の活性化及び農村所得の向上を図る。 農泊の定義追加(農)既存の農村住宅において、交流を主体とした宿泊で、居住地の市町村長が推薦する者が行う営業農泊については届出とする旨を追加 設備基準の適用除外	現行法令では農泊やグリーン・ツーリズムに関する概念は無く、他の施設、内容と類似するものとなつてまい地域の独自性や個性が発揮されない事ありのままの農村でのほんのものの生活を提供できない。	旅館業法第3条、旅館業法施行令第1条及び第2条、旅館業法施行規則第5条第1項第4号及び同条第2項	宿泊料を受けて、人を宿泊させるものを旅館業法の適用対象としている。	3		宿泊料を受けて不特定多数に役務を提供する以上、ホテル、旅館と同様、一定の衛生基準をクリアしていることが不可欠である。したがって、業務の適正な運営を確保するため、公衆衛生上一定の構造設備を満たしているかにつき事前に確認する必要がある。このため、事後の規制である届出制度ではなく、許可制度に係らなければならない。よって、当該要請の実現は困難である。 なお、提案理由には「現行法令では農泊やグリーン・ツーリズムに関する概念は無く」と記載されているところであるが、現行法令においても、農林漁業者が農業体験施設民泊を行う場合について、簡易宿所営業の基準の適用に係る特別措置を講じているところである。	3			「宿泊料を受けて不特定多数に役務を提供する以上、ホテル、旅館と同様、一定の衛生基準をクリアしていることが不可欠である。したがって、公衆衛生上一定の構造設備を満たしているかにつき事前に確認する必要がある。このため、事後の規制である届出制度ではなく、許可制度に係らなければならない。よって、当該要請の実現は困難である。 座敷蔵を用いて農泊を行うに当たっては、公衆衛生上の見地から、適当な換気、採光、照明等の構造設備を有していることが求められるが、その具体的な要件及び衛生措置の基準については都道府県の条例によるものであるため、要請の実現の可否は各都道府県の判断によることであると考える。
つくば市	筑波研究学園都市のリニューアル及びつくばエクスプレスを活用した地域活性化構想	1388	1388010	091900	健康づくりを核とした地域の活性化及び新産業の創出	(施策の利便性の向上) 大学・研究機関での先端科学プログラムの導入、実践及び民間企業との連携によるツアー企画等新事業の創設。	健康づくりへの関心が高まる中、筑波研究学園都市を抱える当市のポテンシャルを發揮し、産・官・学連携によるプログラムの創設、実践を行う。このことにより、「つくば」の豊かな自然環境、里山の保全活動等への参加をプログラムの一つとすることで、環境保全の啓発と体力の向上、維持といった相乗効果が期待できる。	産官学連携の強化			6		担当ではない。				
つくば市	筑波研究学園都市のリニューアル及びつくばエクスプレスを活用した地域活性化構想	1388	1388020	091910	健康づくりを核とした地域の活性化及び新産業の創出	(施策の利便性の向上) 大学・研究機関での先端科学プログラムの導入、実践及び民間企業との連携によるツアー企画等新事業の創設。	首都圏からの立地条件やつくばエクスプレスを活用することで、滞在型・日帰型等ニーズにあった柔軟なプログラミングを創設、実践する。このことにより、「つくば」の豊かな自然環境、里山の保全活動等への参加をプログラムの一つとすることで、環境保全の啓発と体力の向上、維持といった相乗効果が期待できる。	健康プログラム実践にあつてのマーケティング、企画、事業評価等を総合的にこなす人材「ウェルネスマネージャー」の養成を行うことで、関係機関の連携強化、新たな産業の創出が期待できる。			6		担当ではない。				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の方法の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答				
呉市	(仮称)広市民センター建設事業	2071	2071010	091920	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律,の適用免除	地域活性化の核となる公共施設の建て替えに当たり、既存施設の供用期間が一定期間を経過し、新たな施設が既存施設に比べ機能面での向上が見込まれ、なおかつ国庫補助金の交付を受けずに建設する場合においては、既存施設の建設時に交付された国庫補助金の返還義務を免除していただきたい。併せて国庫補助金を財源に建設した公共施設の財産処分制限期間見直しの検討をお願いする。	国庫補助金の返還義務の免除(効果..概算) 青年教育センター:6,250千円 武道場:3,300千円 保健所:未定	公共施設の建て替えに当たり、既存施設の供用期間が一定期間を経過し、新施設が既存施設に比べ機能面での向上が見込まれ、国庫補助金を返還せずして建設する場合において、既存施設建設時に交付された国庫補助金の返還義務は、実体上不合理であるとともに財政的にもマイナス要因となる。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(厚生労働省告示) 保健衛生施設等施設 設備整備費国庫補助金交付要綱 保健衛生施設等施設 設備整備費国庫負担(補助)金に係る財産処分承認手続きの簡素化について	補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を補助金の目的に反して処分することは補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定により厚生労働大臣の承認が必要とされているところであり、国庫補助金の返還の有無等の取扱いについては、個々のケースによりその実情が異なるため、事例に応じて判断を行っている。	3又は5	補助金によって取得した財産が、補助を行った目的に反して処分されることとなつては、補助金の交付の本来の目的を達成し得なくなるから、補助金等適正化法第22条において財産の処分について制限を設けているところである。しかしながら、地域における事情の変化等に対応するため、事業を開始してから相当期間を経過し、補助目的が達成したと認められる施設について同種施設等に転用する場合には、補助施設の残存期間、転用後の施設として使用することを条件として補助金の返還は不要とする等の取扱いを行っている。また、「保健衛生施設等施設 設備整備費国庫負担(補助)金に係る財産処分承認手続きの簡素化について」に示す財産処分に該当する場合には、処分報告をもって承認があったものとして取り扱うものとし、補助金の返還は不要としているところである。	提案者の要望内容は、実現できるのか、確認されたい。	5(場合によっては3)		今回ご提案の件については、当該施設を取り壊す予定である等伺っている。現行の取扱いでは、取壊し費用と当該施設の評価額を相殺した結果、取壊し費用が多い場合には国庫補助金の返還の免除をすることが可能である。今回の件については、取壊し費用の見積り額が不明であり、また、具体的な見積もりは平成17年度以降である等伺っているため、具体的な内容が決まった段階でお知らせいただきたい。					
構原町	地域健康の里づくり事業	2075	2075010	091930	町で行う健康づくり事業補助金(交付金)の見直し	町の実施する国保ヘルスマップモデル事業等の国保事業の対象者を他被保険者にも拡大し、その財源措置を国、及び各医療保険者による交付金とする。	具体的事業内容 生活習慣病の発症予防、進行予防を各地域に住む生活者として個別指導と集団指導を取り合わせ効果的に実施。地元産産機関、保健師、栄養士、運動指導士、地元健康づくりボランティアに委託協働で行う。事業評価は高知大学医学部にお願ひし、科学的根拠に基づいたものとする。地元温泉や散策道、地元食材など地元の資源も大いに活用し、地域資源の再開発、見直しにつなげる。 対象者 概ね69歳までを対象とするが、保険の種類による対象者の差を設けず、地域単位で実施する。	保険の種類にかかわらず地域に住む生活者として、保健サービスの受け手として、また、この体験を通して主体的に健康づくりに関わり、地域全体の健康づくりに進展の可能性がある。このような事業はこれまでの規制だけでは実現できない。		3	提案主体に確認したところ、地域全体として取り組むヘルス事業として新たな制度を創設し、その財源を国及び各医療保険者からの拠出で賄うという追加的な財源措置を求めるものであった。	町が取り組んでいる健康施策を教育や職域まで広げ、生涯を通じ、地域に根差した一体的、継続的な施策として位置付けるという提案の趣旨を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	8		提案の内容につき、提案主体に再度照会したが、御回答をいただくことができなかった。						
大津市	吉都大津リネッサンス	2085	2085010	091940	公共施設の移転に係る補助金返還及び起債残高一括返還の免除	高齢化が進み、会社や行政機関の郊外への移転が進む中心市街地を再生させるためには、住みやす(働きやすい)町の機能を取り戻すことが最も大切である。そのため、公共施設の中心市街地への再配置を検討しているが、その場合には次の支援策が不可欠になる。公共施設の中心市街地への移転時における補助金や起債残高の一括繰上返還の免除	高齢福祉や子育て支援、健康づくり、ライフラインなどの機能を有する心と体の健康センターを市が再開発ビルの空き床を利用して設置することを検討している。健康センター等市民生活に直結した公共施設を高齢化の進む中心市街地へ移転し、地域再生の核とする。	現在、既存施設の有効活用を図るための方策を多く検討しているが、方針が決定した際に生じる補助金返還等の問題を解消しておく必要があるため	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(厚生労働省告示) 保健衛生施設等施設 設備整備費国庫補助金交付要綱 保健衛生施設等施設 設備整備費国庫負担(補助)金に係る財産処分承認手続きの簡素化について	補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を補助金の目的に反して処分することは補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定により厚生労働大臣の承認が必要とされているところであり、国庫補助金の返還の有無等の取扱いについては、個々のケースによりその実情が異なるため、事例に応じて判断を行っている。	3又は5	補助金によって取得した財産が、補助を行った目的に反して処分されることとなつては、補助金の交付の本来の目的を達成し得なくなるから、補助金等適正化法第22条において財産の処分について制限を設けているところである。しかしながら、地域における事情の変化等に対応するため、事業を開始してから相当期間を経過し、補助目的が達成したと認められる施設について同種施設等に転用する場合には、補助施設の残存期間、転用後の施設として使用することを条件として補助金の返還は不要とする等の取扱いを行っている。また、「保健衛生施設等施設 設備整備費国庫負担(補助)金に係る財産処分承認手続きの簡素化について」に示す財産処分に該当する場合には、処分報告をもって承認があったものとして取り扱うものとし、補助金の返還は不要としているところである。	健康センター等市民生活に直結した公共施設を高齢化の進む中心市街地へ移転する場合に補助金の返還免除等を求める提案者の要望内容は実現できるのか、確認されたい。	5(場合によっては3)		国庫補助を受けた施設の転用については、現行の取扱いでは、事業を開始してから相当期間を経過し、補助目的が達成したと認められる施設について国庫補助対象施設に転用する場合、補助施設の残存期間、転用後の施設として使用することを条件として補助金の返還は不要としている。今回ご提案のあった件については、今後の施設の転用先について案が固まっていな段階である等伺っており、具体的な計画が決まった段階でお知らせいただきたい。					
大津市	吉都大津リネッサンス	2085	2085130	091950	公共施設の移転に係る補助金返還及び起債残高一括返還の免除	健康センター等市民生活に直結した公共施設を高齢化の進む中心市街地へ移転しているが、その場合、その公共施設が移転した跡を利用して、防災センターを整備したときに、当該公共施設設置の際、交付を受けた補助金の返還及び起債残高の一括返還を免除	地震調査委員会の長期評価によると、本市域を南北に縦断する葛懸湖西南断層帯について、今後30年以上の地震発生確率は0.09%～9%と高く、誠に憂慮すべき状況にある。地震、風水害など様々な災害から市民の生命や財産を守るため、万一の災害発生に、当該公共施設設置の際、交付を受けた防災センターの整備などの機能を併せた防災拠点施設として、防災センターの整備を検討している。	現在、防災センターの整備について、様々な事業手法を検討している。選択肢の一つとして、既存の公共施設が移転したあとの活用も検討しているが、その場合には、当該公共施設を設置したときの補助金返還等の問題が考えられるため、	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(厚生労働省告示) 保健衛生施設等施設 設備整備費国庫補助金交付要綱 保健衛生施設等施設 設備整備費国庫負担(補助)金に係る財産処分承認手続きの簡素化について	補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を補助金の目的に反して処分することは補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定により厚生労働大臣の承認が必要とされているところであり、国庫補助金の返還の有無等の取扱いについては、個々のケースによりその実情が異なるため、事例に応じて判断を行っている。	3又は5	補助金によって取得した財産が、補助を行った目的に反して処分されることとなつては、補助金の交付の本来の目的を達成し得なくなるから、補助金等適正化法第22条において財産の処分について制限を設けているところである。しかしながら、地域における事情の変化等に対応するため、事業を開始してから相当期間を経過し、補助目的が達成したと認められる施設について同種施設等に転用する場合には、補助施設の残存期間、転用後の施設として使用することを条件として補助金の返還は不要とする等の取扱いを行っているところである。	提案者の要望内容は、実現できるのか、確認されたい。	5		国庫補助を受けた施設の転用については、現行の取扱いでは、事業を開始してから相当期間を経過し、補助目的が達成したと認められる施設について国庫補助対象施設に転用する場合、補助施設の残存期間、転用後の施設として使用することを条件として補助金の返還は不要としている。今回ご提案のあった防災センターについては、内閣府所管の国庫補助(地域防災拠点施設整備モデル事業費補助金)の対象施設となっており、上記の取扱いに該当すると思われるが、当該施設設置基準に合致しているか等、確認をした上での判断となるため、具体的な施設の内容が決まった段階でお知らせいただきたい。					
天華町	下田温泉地域再生構想	2004	2004010	091960	国民保養温泉地の指定を受けた地域を重点的に整備推進する。	国民保養温泉地として指定された下田温泉を魅力ある地域資源を有効活用し、かつ温泉利用効果が充分期待されるよう、温泉の有する保健的機能や周辺の自然環境を取り入れた足湯、砂浴、露天風呂等の整備、自然教育、学習機能を持たせた交流拠点としてのビジターセンターなどの施設整備、生態系を配慮した河川の環境整備など、町を実施主体として整備する。また、地域住民による花いっぱい運動の展開、道の整備、放流、アヒルの飼育、籠の放流、町ぐるみのイベントなどを実施し、自然を活かした体験プログラム開発、地産産業の連携強化など地域住民主体とした組織の確立を図る。施設整備、組織の確立による人材の育成、雇用創出、交流人口の増加により、地域の活性化が図られ、経済効果を波及できる。	国民保養温泉地は、温泉地のうち温泉利用効果が十分期待され、かつ健全な保養地として大いに活用される場を温泉法第14条に基づき、環境庁長官が指定し整備等もなされた。下田温泉は、熊本県内で昭和36年に(3箇所)国民保養温泉地の指定を受け、当時、天草島内唯一の温泉場として地域住民の生活の一部として定着し、県内外から観光客も増大していた。しかしながら、昨今の温泉ブームと住民福祉施策の急激な元、国県は各地域に温泉地帯等の補助事業を認可した結果、近隣地に温泉地帯が乱立し、従来の国民保養温泉指定地は温泉の枯渇化と思われた自然環境が破壊されてきている。国県はこのような時こそ、国民保養温泉本来の趣旨に沿った利用施設の整備充実と温泉地環境の改善が不可欠で、この国民保養温泉地の指定を受けた地域を重点的に整備推進する必要がある。		補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(厚生労働省告示) 保健衛生施設等施設 設備整備費国庫補助金交付要綱 保健衛生施設等施設 設備整備費国庫負担(補助)金に係る財産処分承認手続きの簡素化について	補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を補助金の目的に反して処分することは補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定により厚生労働大臣の承認が必要とされているところであり、国庫補助金の返還の有無等の取扱いについては、個々のケースによりその実情が異なるため、事例に応じて判断を行っている。	6	温泉法は環境省に移管されている。									

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
農事組合法人フラワービレッジ富洲生産組合	健康の駅・園芸福祉の里	3015	3015010	091970	所用金額 合計 600万円也の支援処置	31の「具体的事業の実施内容」を実施するにあたり、事業を潤滑に運営するために所要金額の支援措置を受ける必要がある。	件名:健康の駅・園芸福祉の里 目的:健康増進をはかる・スローライフ・スローフードの体験 対象:主に都市住民 参加者:一泊二日コース 50名 一日コース 100名 内容:園芸作業・園芸福祉 森林浴・温泉入浴等、健康講話・健康診断・健康相談(専門医師による)、健康データの作成(東大式TH方式による) 事業主体者:農事組合法人 フラワービレッジ富洲生産組合 協力者:富洲村 村内NPO 2団体 効果:園芸活動・園芸福祉・自然活動を通じた健康増進のデータ 事業推進における地域雇用の創出・地域資源の活用 都市農村交流における地産品の販売など経済効果	このプログラムは、健康増進という全府共通の目的であるため、適する事業が見当たらないこと、また、予算ベースでの運営が難しいこと、ただし、実験事業としてマニュアルが確立されれば、以後事業ベースとして地域再生のための重要なプログラムとして継続できること、特に農村の高齢化に伴う農業経験者による園芸指導等人材に事欠かない、農村高齢者にとっても園芸指導者になることによって生きがいや健康増進の効果がある。参加者には、スローライフ・スローフードの体験により、健康増進の効果と、健康調査による変化の状況や、専門医の相談が受けられる。		6		担当ではない。					
富山県	安全で安心な地域水道づくり	1290	1290010	091980	町内会等の簡易水道の布設に対する国庫補助(簡易水道等施設整備費)の適用	国庫補助(簡易水道等施設整備費)は市町村のみを対象としているが、町内会等の簡易水道を補助対象とし、水道施設の整備促進を図る。	町内会等の簡易水道の布設に対する国庫補助制度の要件緩和・事務窓口は市町村	国庫補助対象が市町村に限られているため、対象範囲を町内会等の簡易水道にも追加する。	水道法第44条 簡易水道等施設整備国庫補助金交付要綱	現行の補助要綱において、国庫補助は地方公共団体が行う水道事業者の用に供する施設の整備について行っている。	3		水道施設整備に対する補助は、採算が取れない地域における水道の普及など、一般においては整備が行われない事業等を対象としている。このため、補助対象事業者を地方公共団体としている。	提案者の要望は、町内会等の簡易水道を補助対象とすることにより、水道施設の整備促進を図るというものであり、その趣旨を踏まえ再度検討し、回答されたい。	3		水道事業については、独立採算が基本原則であるが、採算が取れない地域における水道の普及など、一般においては整備が行われない事業等を対象とすることから、地方公共団体を補助対象事業者としているところであり、地方公共団体以外に補助することは困難である。なお、地方公共団体が所有権を取得し整備を行う事業に対しては補助の対象となる場合もある。
豊橋市	多文化共生まちづくり構想	1261	1261030	091990	永住を前提としない外国人及び短期在留外国人の年金加入の弾力化	外国人及び短期在留外国人の年金加入を義務付けない。	永住を前提としない外国人及び短期在留外国人について、年金加入を義務付けないことにより、健康保険加入者の増加を図る。	永住を前提としない外国人及び短期在留外国人についても、健康保険と年金への加入が義務付けられていないことから、社会保障制度への加入が進まず、医療現場における高額医療費の未払いなどの問題が起きている。	国民年金法第7条、厚生年金法第9条、第10条	国民年金では、20歳以上60歳未満で日本国内に住所のある人は全て被保険者になることとなっている。 厚生年金では、適用事業所に使用される70歳未満の人が被保険者となることとなっている。(ただし、日雇い労働者、短期間(2ヶ月以内)の臨時使用人、季節的業務(4ヶ月以内)や臨時的事业の事業所(6ヶ月以内)に使用される人は除く。)	3		社会保障制度については、国籍による差別なく適用の対象とすることが国際的にも要請されているところである。また、不慮の事故などによる障害や死亡の場合には、障害給付や遺族給付を行う必要もあることから、永住を前提としない外国人であっても公的年金の適用を除外することは適当ではない。				
豊橋市	多文化共生まちづくり構想	1261	1261040	092000	年金脱退一時金の納付金返還適用期間の延長並びに返還の率の緩和	年金脱退一時金の納付金返還適用期間の延長並びに返還の率を緩和する。	年金脱退一時金の納付金返還適用期間の延長並びに返還の率を緩和することにより、年金及び健康保険加入者の増加を図る。	年金納付金返還適用期間の限度が3年となっており、永住を前提としない外国人にとって不利益な要因となるため、年金及び健康保険加入者の増加を図るため、日本に短期滞在する外国人に対する特別の措置であること、期間が定められている在留資格期間の最長期間が3年以内であること、一時金の対象となる出国者の大部分が滞在期間1年以上であること、(6月を超える滞在の外国人出国者のうち、90%以上が滞在期間3年以内)「入国管理統計年報(調べ)」	国民年金法改正附則第9条の3の2、厚生年金保険法改正附則第29条	厚生年金の被保険者期間が6年以上ある日本国籍を有しない者(国民年金の被保険者でないものに限る)であって、老齢厚生年金の支給資格期間を満たしていないものに、請求により脱退一時金を支給する。 国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間と半額免除期間の1/2に相当する期間が6月以上ある日本国籍を有しない者(被保険者でないものに限る)であって、老齢基礎年金の支給資格期間を満たしていないものに、請求により脱退一時金を支給する。 脱退一時金は、被保険者期間が3年以上ある者についても3年分を限度として支給することとしているが、その基本的考え方、日本の短期滞在する外国人に対する特別の措置であること、期間が定められている在留資格期間の最長期間が3年以内であること、一時金の対象となる出国者の大部分が滞在期間1年以上であること、(6月を超える滞在の外国人出国者のうち、90%以上が滞在期間3年以内)「入国管理統計年報(調べ)」	3		社会保障制度については、国籍による差別なく適用の対象とすることが国際的にも要請されているところであり、また、不慮の事故などによる障害や死亡の場合には、障害給付や遺族給付を行う必要もあることから、国籍を問わず、厚生年金、国民年金を適用することから、厚生年金、国民年金を適用することとして、日本に短期滞在する外国人については、25年間の資格要件を満たさないため保険料納付が年金給付に結び付かず、「掛捨て」となるという問題については、二重加入の調整を目的とする2国間の社会保障協定の締結により解決が図られるもの(当該協定は、現在ドイツとイギリスの間では実施済、アメリカと韓国との間では署名がされたところ。)である。脱退一時金はこのような協定が締結されるまでの特例的な制度であることから、返還の対象となる期間を延長することは適当ではなく、また、その額についても、保険料の還付の性格を有することに鑑み設定されていることから、これ以上の額の返還することは適切ではない。	3		提案者の要望は、年金及び健康保険加入の障害要因となっている年金脱退一時金の納付金返還適用期間及び返還率の緩和を求めるところであり、提案の趣旨を踏まえ再度検討し、回答されたい。	
我孫子市	年金福祉事業団法第17条第1項第4号の規定に基づく貸し付け審査の改善による生活保護費の不正支給防止	1040	1040010	092010	(旧)年金福祉事業団法第17条第1項第4号の規定に基づく貸し出し審査の改善	年金担保貸付制度の審査に当たっては、借入者の生活実態や返済能力に見合った貸し出しを行うよう金融機関に義務付けること。	年金担保貸付金第17条第1項第4号に規定された年金の受給権者に、その受給権を担保として小口の貸付け(年金額の10か月以内の額)1万円から150万円までの範囲内)で貸付けが行われているが、貸し出し審査で借入者の生活実態や返済能力を十分に調査し、貸付額を返済期間に費消し、担保期間を無収入で暮らすことを選ぶ者が増加し、生活保護の申請者が増加することが危惧される。そのため、貸し出しに当たって、借入者の生活実態や返済能力を調査することを貸し出し金融機関に義務付ける必要がある。	独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166号)第12条第1項第1号 独立行政法人福祉医療機構業務方法書第44条から第49条 独立行政法人福祉医療機構年金担保貸付率制(平成15年規程第15号)	独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)が行っている年金担保貸付において、年金受給者からの申請を受け付け、当該金融機関及び機構において、年金受給資格等の事項について審査を行った上で資金の貸付けを行っている。 また、返済については、年金額の全額を返済に充てる全額償還と年金額の半額を返済に充てる半額償還という二方法がある。	3		現在、機構の受託金融機関においては、年金担保貸付制度を利用することにより年金受給者である借入申込者が生活困窮に陥ることが明らかと判断される場合は貸し付けの対象としない、という方針の下で個々の貸付審査を行っているところである。					

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の見直し	46.'措置等の方法の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
藤原町 日光市 那須町 塩原町	'日光国立公園、観光新生プロジェクト	1173	1173060	092020	(藤原町) 地域の中核的医療機関としての総合病院の整備	町の中核的医療機関である陸肺労災病院(労働福祉事業団経営)の廃止通告が固くならなかったが、病院の有無は地域住民はもとより、観光をはじめとする旅行者にとっても大変重要である。特に主要温泉地である町にとっては大きな打撃となり、ひいては本県経済に及ぼす影響も多大なものとなるが懸念される。ついでには、当病院を総合病院として、独立行政法人化される国立病院で継続されるよう求めたい。	地域住民の医療を通じた健康の確保及び修学旅行をはじめとする団体旅行等を誘致する場合の、不測の事態に対応しうる救急医療の確保が図られる。	地域医療の後退及び旅行者による団体旅行等が激減されることに伴う観光客数の更なる減少、温泉街の停滞	労災保険においては、業務災害や通勤災害などの被災労働者に対して、適切かつ迅速な医療を行い、一日も早く労働能力を回復し、社会復帰を図ることが強く要請されており、また、業務災害や職業病などの医療については、一般に傷病の場合よりも、これらの医療にふさわしい豊富な医学的知識と専門的な技術を有する人材の確保、これらの者がその能力を十分発揮できる設備をそそぐ医療機関が必要となる。労災病院は、これらの要請にこたえ、労災保険の目的に積極的に寄与するため設けられた医療機関である。また、独立行政法人国立病院機構(以下「機構」といふ。)、は、「国から民間へ、行政の運営を基本的考え方として取りまもられた行政改革会議最終報告等に基づき、中央省庁等改革の一環として、国立病院・療養所が独立行政法人に移行することにより平成16年4月に発足し、厳しい経営状況の中、経営改善に取り組むこととなる。また、そもそも国立病院・療養所は、「国立病院・療養所の再編成・合理化の基本指針」(昭和60年3月28日策定)に基づき、地域における医療供給体制の中で基本的・一般医療の提供は他の公私の医療機関に委ね、国立病院・療養所は「政策医療」を実施することとした上で、その役割を適切に果たし得ない国立病院・療養所については、再編成計画を策定し、その移譲・廃止等を昭和61年より進めてきたところである(対象87施設のうち73施設を既に実施、残る14施設のうち10施設については機構において移譲・廃止等を実施予定)。したがって、独立行政法人化の趣旨からも、機構が果たすべき役割からも、機構が新たに地域医療を担う総合病院を運営することは考えられず、対応は不可能である。	3 (対応は不可能)							
大阪府社会起業家サポーターズ(大阪府、社会起業家委員会、おおさか元気ネット)	地域コミュニティ活動の活性化	2034	2034070	092030	労働金庫の貸付業務対象先拡大	CBに関する労働金庫の貸付について、融資対象を拡大する。	労働金庫法第58条第4項に基づき(会員以外)の資金の貸付については、労働金庫が融資段階においてCBであることを認める事業に限り、中間法人やいわゆるワーカーズ・コレクティブ等を融資対象とするべき。	地域再生の新たな担い手であるCBは、NPO法人をはじめ、中間法人、ワーカーズ・コレクティブ、有限会社、事業協同組合、株式会社、社会福祉法人など多様な法人形態によって展開されている。大阪では、近畿労働金庫によるCB向けの融資制度が実施されているが、対象がNPO法人に限定されているため、CBの幅広い活動実態に及びきれない実情である。CBの発展を図っていくためには、労働金庫による融資の対象拡大を図ることが不可欠である。	労働金庫法第58条第4項 同施行令第3条第6号 平成14年3月12日金融庁・厚生労働省告示第2号	3 (対応は不可能)		対応は不可能(分類3) 理由: 労働金庫は、労働組合等の団体の行う福利共済活動のために金融の円滑化を図り、その健全な発展を促進するとともに、労働者の経済的地位の向上を図るために設立された会員制の協同組織金融機関であることから、会員以外の者に対する資金の貸付けについては、労働金庫の設立趣旨に照らし適切であって、会員の利用を妨げない範囲において、「営利を目的とし法人」又は「労働者の福祉の増進を図るため資金の貸付け又は非形の割引を行うことが適当なものである」といった要件を満たすものに限定しているところである。したがって、コミュニティ・ビジネスを行う法人等全額対し貸付けを行うことは労働金庫の設立趣旨を逸脱することになり不可能である。なお、中間法人のうち、住民の福祉の増進を図ることを目的とするものや、ワーカーズ・コレクティブのうち、労働金庫の会員となっていないものについては、貸付けの対象としてきているところである。					コミュニティ・ビジネスも含め、融資対象となりうるかについては、その具体的な事業の実施主体、事業内容等が、労働金庫が行う金融としての要件を満たしているか否かにより判断しているところである。したがって、コミュニティ・ビジネスを行う法人等全額対し貸付けを行うことは労働金庫の設立趣旨を逸脱することになり不可能である。
三島町	森林業のビジネスチェーン再構築による地域再生構想	1098	1098050	092040	緊急雇用創出特別交付金の事業委託先の条件緩和と支給額、支給期間の変更	豊かな森林環境を維持していくためには、森林維持・管理を業とする地域住民が必要となる。そこで、新たにこれらの事業を自ら始めようとする地位住民に対し、事業が軌道になるまでの期間、緊急地域雇用創出特別交付金で対象となる森林管理事業を、失業者が3人以上事業に参画するといったような条件を前庭に、個人事業主に対しても事業委託ができるようにする。なおその際の委託費用は、既存の委託費用の半額程度とし、その代わりそれぞれの事業者が自立して事業が行えるようになるまで、3年を上限に委託期間を延長することができるようにする。これにより、経済的に自立可能な森林維持・管理事業者を育成が可能となり、新たな雇用が地域に創出される。これはまた、経済林のみならず、本地域に広大に存在する広葉樹林の森林環境を維持し、さらに水源地としての環境を良好に保つための人材の育成でもある。	本地域においては、すでに個人で森林維持・管理を業として成り立っているものがあり、この需要は今後もそそがれる者と思われる。一方本地域においては、失業者が急増しており、この中には新たに役らぬように自立した業として創業者の有効な支援策がほとんど存在しない。この支援が行えれば、地域特性に適合した、自立した職業と雇用の創出が可能となる。	緊急地域雇用創出特別緊急事業実施要領(平成15年2月10日付け厚生労働省発職第0210001号事務次官通達)	5	委託の対象者に法人格の有無による制限を付けていない(基金実施要領第5の2及び第6の2)。また、本事業としては委託期間についての特段の制限は設けていない。(雇用される者については原則9ヶ月以内の雇用期間)なお、本事業は平成16年度末で終了することとなっている。							
猪苗代町	雇用対策、求職者の早期就職促進	1158	1158010	092050	職業安定法に基づく地方公共団体が行うことのできる無料職業紹介事業の拡充	地域の求職者及び求人企業が身近なものとして利用できる利便性を図るため、「求職」、「求人」の早期対応を図るため、職業安定法による地方公共団体が行うことのできる無料職業紹介事業の内容を拡充していただきたい。	現在は、会津若松公共職業安定所管内の求人情報を提供する「求人情報提供窓口」を開設しているが、十分な効果が得られていないため、無料職業紹介事業を実施し、町商工会や町内企業等関係機関と連携しながら、雇用の拡大、雇用機会の開拓、求職者の早期就職促進を図り、もって地域経済の発展及び地域の活性化に資する。	地方公共団体が無料職業紹介事業を行うことにより、地域求職者の早期就職及び地域求人企業の早期雇用確保を図ることができる。平成15年6月13日法律第82号改正の職業安定法により地方公共団体が無料職業紹介事業を行うことができることとなるが、事業対象が一部に限定されているため、地域求職者及び求人企業の身近な町としての十分な取り組みを行うことができない。地域と密着した町が取り扱う事業であることによる利便性を図り、充実した雇用対策を講ずるため職業安定法により地方公共団体が行うことのできる無料職業紹介事業の内容の拡充をお願いしたい。	改正職業安定法の施行(平成16年3月1日)により、地方公共団体の実施に附帯する業務として無料職業紹介事業を届出により行うことができることとなる。	5		無料職業紹介事業が附帯する行政施策については、改正職業安定法第33条の4第1項に規定された「住民の福祉の増進、産業経済の発展」に関する施策は例外であり、これらに限定されるものではなく、例えばリターン就職の促進のための施策、生活相談等のカウンセリングを中心とする再就職支援に係る施策、自然環境の保全のための施策等、地方公共団体において、自ら行うべき行政施策であると判断されるものであれば認められる。また、行政施策と無料職業紹介事業との関連性については、地方公共団体において、当該行政施策を効果的に実施する等の観点から無料職業紹介事業の実施が必要であると判断するものであれば、それで行うものでもあり、特段、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の範囲が狭く限定されるものではない。					
野田市	ユビキタス・スタディ&ワーク-生涯学習環境の高度化と雇用創出	1175	1175040	092060	シルバー人材センターの充実	教育に関する専門的スキルを有する人材を確保するため、シルバー人材センターとNPO法人の人的交流を図ることについて、地域雇用機会増大促進支援事業の対象とする。	今後高齢社会の深度により、高齢者の雇用創出と生きがい対策としてのシルバー人材センターの今後の役割がますます大きくなるが予想され、また厚生労働省のシルバー人材センターの職域拡大の方針を見据えつつ、特に教育に関する専門的スキルを有する人材をシルバー人材センターに登録してもらうことにより、NPO法人とシルバー人材センターの派遣事業等による人的交流を図り、もって当該職域の一員を担う人材の確保を図ると共に、高齢者の雇用創出と生きがい作りの環境を構築する。	地域の特性に応じた高齢者の雇用創出を積極的に図っていくため要望するもの。	平成16年度新規事業(予算事業、予算成立後事業実施通過を予定)	平成16年度新規事業として、地域雇用機会増大促進地域において産業振興に伴う雇用面の問題を解決するため、市町村及び地元経済団体等により設立された協議会から、地域の創意工夫を活かした事業の提案を受け、高い雇用創出効果認められる提案を行った協議会に対し事業を委託して実施する予定。	3		地域雇用機会増大支援事業は、関係市町村、経済団体等地域の力を集結させ、いわゆる地域の総力を挙げた地域や産業の振興の取組を行うことにより、雇用機会の増大を図ることを目的とする事業であり、関係市町村、経済団体等で構成する協議会が提案する事業のうち雇用機会創出効果の高い事業を採択し、委託する提案公募型事業であることから趣旨に照らし不適切。				事業内容が不明確であり、要件に合致するか否か不明。なお、地域雇用機会増大支援事業は、関係市町村、経済団体等地域の力を集結させ、いわゆる地域の総力を挙げた地域や産業の振興の取組を行うことにより、雇用機会の増大を図ることを目的とする事業であり、関係市町村、経済団体等で構成する協議会が提案する事業のうち雇用機会創出効果の高い事業を採択し、委託する提案公募型事業である。

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類'の見直し	46.'措置等の方法'の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答		
栃木県	栃木県経済新生構想	1211	1211140	092070	地域求職活動援助計画の区域拡大	宇都宮・小山地域(2市8町)を対象とした現在の「栃木県地域求職活動援助計画」の適用区域を栃木県全域とする。 現在の要件 自然的経済的社会的条件が同一の地域 月平均求職者が概ね3,000人以上 求職者に求人情報が適切に提供されていないこと 求職者の就業が困難な状況にあること 要件の改善 現在の適用区域を栃木県全域とすること	「栃木県地域求職活動援助計画」に基づき、県内の求職者に対し求人に関する情報を適切に提供し、求職者の安定した職業への就業を援助する。 人材受入情報の収集・提供 職業講習の実施 企業合同説明会の実施 職業適性検査の実施 就職ガイダンスの実施 求職者・就業者間の交流会の実施 労働力需給調査の実施	足利銀行の一時国有化により、経営不安等による事業活動の縮小、雇用調整が懸念される。県全域における雇用環境の悪化が懸念され、求職者が安定した職業に就(ための求人情報の適切な提供が困難になり、労働力需給のミスマッチの発生が懸念される。	地域雇用開発促進法第2条第4項 地域雇用開発促進法施行規則第4条及び第5条 地域雇用開発促進法第4条に基づく「雇用機会増大促進地域、能力開発就職促進地域、求職活動援助地域及び高度技能活用雇用安定地域における地域雇用開発の促進に関する指針(厚生労働省告示第308号)第1の1(3)	地域雇用開発促進法に基づく「求職活動援助計画等」は、都道府県が地域雇用開発促進法の規定(第7条3項ほか)に基づき関係市町村の意見を聴いた上、計画を作成し、国が同意する仕組みとなっており、地域の実情に応じた事業展開が図られるようになっている。したがって、既存の制度で提案事項と同様の効果をもたらすことが可能。	貴省の回答にある「既存の制度で提案理由の事項と同様の効果をもたらすこと」との意味を明らかにされたい。	5				5			栃木県全域を求職活動援助地域にすることも可能なので、現在の同意計画を変更し、国に同意を求められたい。
栃木県	栃木県経済新生構想	1211	1211150	092080	高度技能活用雇用安定計画の同意要件改善	地域雇用開発促進法に基づく「高度技能活用雇用安定計画」に係る国の同意要件を緩和する。 現在の同意要件(いずれか) 最近6か月間の地域の常用有効求人倍率の月平均値が全国の常用有効求人倍率の月平均値以下 最近6か月間の常用有効求人倍率の月平均値が最近5年間のいずれかの同期の常用有効求人倍率の月平均値と比し低下 要件の改善(次の要件を追加) 最近6か月間の地域の常用有効求人倍率の月平均値が1倍未満	「県南高度技能活用雇用安定計画」に基づき、高度の技能等を活用した新事業展開による新たな雇用機会の開発を図るとともに、製造業の構造変化に伴う円滑な労働移動や「ものづくり」を支える人材の育成を推進し、地域の雇用の改善を図る。 新たな雇用機会の開発促進 ・新事業展開のための高度技能労働者の確保支援 ・雇用環境の改善、労働者福祉の増進 ・新事業展開のための雇用開発の情報提供 失業なき労働移動の実現 ・新事業展開や技能職種等の情報提供 求人、求職のマッチング支援	足利銀行の一時国有化により、雇用環境の悪化が懸念される。 県南地域は製造業関係の多数の事業所及び労働者を有し、基盤となる技能が集積しているが、県南地域は、経済・雇用状況が厳しい現況にあり、今後、地域社会の発展の基盤を揺るがしかねない状況にある。 現在の要件では、計画の同意が困難であり、企業における新事業展開による新たな雇用機会の開発などを支援することができない。	地域雇用開発促進法第2条第5項 雇用機会増大促進地域、能力開発就職促進地域、求職活動援助地域及び高度技能活用雇用安定地域における地域雇用開発の促進に関する指針(厚生労働省告示第308号)第1の1(4)	地域雇用開発促進法第4条に基づく「雇用機会増大促進地域、能力開発就職促進地域、求職活動援助地域及び高度技能活用雇用安定地域における地域雇用開発の促進に関する指針(厚生労働省告示第308号)第1の1(4)」を要件としている。	3		当該改善提案は、全国のほとんどの地域が高度技能活用雇用安定地域に該当することとなるほか、追加の財政措置が必要であることから対応は困難。	本要望は、地域限定の措置を求めるものである。要望の実現により、新たな雇用機会の開発を図るとともに、地域の雇用の改善を図るといふ趣旨を踏まえ、要望が実現できないか再度検討し、回答されたい。	3		当該改善提案は、全国のほとんどの地域が高度技能活用雇用安定地域に該当することとなるほか、追加の財政措置が必要であることから対応は困難。 また、当該提案を栃木県のみで適用することは不適切。		
栃木県	栃木県経済新生構想	1211	1211160	092090	緊急地域雇用創出中小企業特別委託事業の要件改善	緊急地域雇用創出特別基金事業である中小企業特別委託事業の委託対象者の内、中小企業信用保険法第2条第3項第6号による認定を受けた企業の委託要件を緩和する。 現在の要件 常時雇用する労働者の数が50人未満 売上高が3年前から直近の事業年度まで2年連続減少 直近の事業年度の生産指標が3年前に比べ3分の1以上減少 要件の改善 中小企業事業主 最近3ヶ月間の生産指標が前年同期比から減少	中小企業の雇用の安定や雇用機会の創出を目的とした事業の委託を推進し、県及び市町村における緊急かつ臨時的な雇用・就業機会の創出を図る。 環境の保全、改善等に資する事業 防災体制の整備に資する事業 住民の福祉や健康増進に資する事業 歴史、文化、伝統工芸品等に関する理解の促進等に資する事業など	足利銀行の一時国有化により、中小企業の経営不安等による事業活動の縮小、雇用調整が懸念される。 現在の緊急地域雇用創出特別基金事業である中小企業特別委託事業対象者の要件が厳し、また、直近の事業年度の指標としているため、突発的に業績の低下した企業に対して迅速に支援することができない。	緊急地域雇用創出特別基金事業実施要領(平成15年2月10日付)厚生労働省発第0210001号事務次官通達)	緊急地域雇用創出特別基金事業のうち中小企業特別委託事業については、雇用機会の創出に加えて、経営の悪化した中小企業における雇用の安定についても目的としていることから、本事業を受託できる中小企業については、従業員数が50人未満であること、最近の売上高が一定以上減少していることなどを要件としていることである。	本事業は、一般的に売上高等が減少傾向にあり、現在厳しい状況にある中小企業の雇用の安定や雇用機会の創出を目的に創設されたところであり、中小企業信用保険法第2条第3項第6号に規定する金融環境の変化により経営の悪化した中小企業のみを特別な委託対象とすることはできない。	3		本事業は、一般的に売上高等が減少傾向にあり、現在厳しい状況にある中小企業の雇用の安定や雇用機会の創出を目的に創設されたところであり、中小企業信用保険法第2条第3項第6号に規定する金融環境の変化により経営の悪化した中小企業のみを特別な委託対象とすることはできない。	提案者の要望は、足利銀行の一時国有化などの突発的なことが原因で、業績が低下した企業に対して、迅速な支援を求めるものではないか、再度検討し、回答されたい。	2.3		本事業は、一般的に売上高等が減少傾向にあり、現在厳しい状況にある中小企業の雇用の安定や雇用機会の創出を目的に創設されたところであり、中小企業信用保険法第2条第3項第6号に規定する金融環境の変化により経営の悪化した中小企業のみを特別な委託対象とすることはできない。なお、本事業は、中小企業の雇用の安定や雇用機会の提供を目的とするものであるが、最近の景気が着実に回復している状況を踏まえ、今後においては、景気の回復が雇用機会の創出・拡大に確実に結びつうようにしていくことが重要であることから、従来の事業類型のほかに、売上高の減少割合である「1/3以上減少、を「1/5以上減少」とする。事業に従事する労働者のうち新規雇用の割合である「1/10以上(最低1人以上)」、を「1/2以上(最低1人以上)」とする新たな事業類型の創設等を行う。	
栃木県	栃木県経済新生構想	1211	1211170	092100	離職者向け特別職業訓練の実施要件の改善	離職者の急増等の緊急的な変化に対応して、年間計画にない特別職業訓練の実施を可能とし、かつ、対象者の年齢を問わないこととする。	足利銀行の一時国有化に起因する離職者の増加が懸念されるが、これらに迅速に対応し、特別職業訓練として、転職を容易にする緊急再就職訓練を実施する。	特別職業訓練は、国と協議の上で年間計画を立てて実施するため、雇用情勢の変化に迅速に対応した訓練が実施できず、また、訓練対象者が中高年齢者優先とされている。しかしながら、足利銀行の一時国有化の影響で、今後、雇用情勢が悪化するような場合には、離職者の円滑な転職に資する訓練の緊急実施が必要となる。	職業能力開発促進法第15条の6第3項 委託訓練実施要領(平成13年12月3日発第519-2号)	本事業については、年度当初に都道府県が作成する計画に基づき、国と委託契約を締結することにより実施している。また、特別職業訓練対象者として、中高年ホワイトカラー離職者を中心として定めている。	本事業については、年度当初に都道府県が作成する計画に基づき、国と委託契約を締結することにより実施している。また、特別職業訓練対象者として、中高年ホワイトカラー離職者を中心として定めている。また、対象者については、委託要領上では「公共職業安定所に求職申込を行っており、さらに、受訓指示又は受訓推薦を受けた者」を対象として整理しており、年齢制限を設けているものではない。	5							

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の方法の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
富山県	とやま地域再生・雇用対策プロジェクト	1293	1293020	092170	中小企業基盤人材確保助成金の助成対象の拡大	「中小企業基盤人材確保助成金」の助成対象にNPO法人を加えること、中小企業基本法で定義する「中小企業(者)」にNPO法人を含め、雇用機会の拡大を図るもの	＜現状と支援措置＞ 現在、中小企業労働力確保法に基づき、創業・異業種進出等を支援する制度である「中小企業基盤人材確保助成金」においては、助成対象となる「中小企業(者)」には、NPO法人が含まれていないことから、NPO法人へも対象を拡大し、創業・異業種進出等の促進による地域の活性化と雇用機会の増大を図る。	NPO法人による起業化が今後多く見込まれるため、創業・異業種進出等を支援する中小企業基盤人材確保助成金の支給対象にNPO法人を加える必要がある。 中小企業労働力確保法第2条の「中小企業者」の中にNPO法人を加える。	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(中小企業労働力確保法)第2条	特定非営利活動法人(NPO)は、中小企業労働力確保法の対象とはならない。	3		中小企業労働力確保法に基づき(中小企業基盤人材確保助成金は、中小企業対策の一環として、雇用機会の創出の大きな担い手として期待される中小企業を対象に創設したところであり、本助成金の対象にNPO法人を含めることはできない。	提案者の要望は、「中小企業基盤人材確保助成金」の助成対象をNPO法人へも拡大し、雇用機会の増大を図るというものであり、その趣旨を踏まえ再度検討し、回答されたい。	3		助成対象の拡大は追加財政支出を伴うことから、対応は困難である。
富山県	とやま地域再生・雇用対策プロジェクト	1293	1293030	092180	中小企業の雇用安定の拡大のための受託企業の要件緩和による事業促進化	受託企業要件の緩和 「12年連続の売上高減少」要件を削除 「13年連続の売上高減少」要件を削除 「13年前に比べ売上高減少(3分の1以上)」要件を現在の半分程度に緩和 対象企業の拡大により事業の活用が促進され、より多くの中小企業の緊急的な雇用の維持・安定が図れる。	＜現状と支援措置＞ 「12年連続の売上高減少」要件を削除 「13年前に比べ売上高減少(3分の1以上)」要件を現在の半分程度に緩和 「13年前に比べ売上高減少(3分の1以上)」要件を現在の半分程度に緩和 「13年前に比べ売上高減少(3分の1以上)」要件を現在の半分程度に緩和	緊急地域雇用創出特別基金事業(中小企業特別委託事業)の受託企業の要件が厳しかったため、本来においては、当該事業が十分に活用されていない状態にある。(対象事業主アンケート調査を実施したところ、当該事業所の8割を建設業種が占めており、このため事業内容も限定され、幅広い職種を対象とした事業実施が難しいなど活用が不十分な状況。)このため、中小企業の緊急的な雇用の維持・安定が十分に図られていないことから、事業実施要領の委託対象者の要件を見直す。	緊急地域雇用創出特別基金事業実施要領(平成15年2月10日付け厚生労働省発職第0210001号事務次官通達)	緊急地域雇用創出特別基金事業のうち中小企業特別委託事業については、雇用機会の創出に加えて、経営の悪化した中小企業における雇用の安定についても目的としていることから、本事業を受託できる中小企業については、従業員数が50人未満であること、最近の売上高が一定以上減少していることなどを要件としているところである。	3		本事業は、厳しい経営環境におかれ売上高が減少している一定規模以下の中小企業について、地方公共団体から事業を委託することにより、当該事業所における労働者の雇用機会の維持・創出を図るものであり、臨時応急の措置として実施しているものである。このため、本事業の委託先として対象とするのは、経営の悪化の影響を受け、雇職者を生じさせる可能性の高い従業員数50人未満規模の企業であり、現行の要件も、そのようなものとして設定しているものである。	受託対象企業の拡大により、中小企業の緊急的な雇用の維持・安定を図ることから、従来の事業類型のほかに、生産指標の減少要件である「1/3以上減少」を「1/5以上減少」とする、新規雇用者割合である「1/10以上(最低1人以上)」を「1/2以上(最低1人以上)」とする等の要件の一部を見直した新たな事業類型を創設する。	2・3		本事業は、中小企業の雇用の安定や雇用機会の提供を目的とするものであるが、最近の景気が着実に回復している状況を踏まえ、今後においては、景気の回復が雇用機会の創出・拡大に確実に結びついていることなどが重要であることから、従来の事業類型のほかに、生産指標の減少要件である「1/3以上減少」を「1/5以上減少」とする、新規雇用者割合である「1/10以上(最低1人以上)」を「1/2以上(最低1人以上)」とする等の要件の一部を見直した新たな事業類型を創設する。
富山県	キャリアアップ教育推進構想	1298	1298020	092190	インターンシップ受入企業への助成措置	国のインターンシップ推進等に関する事業費等の使途拡大	ジュニア・インターンシップ推進事業費の受入企業への助成金としての使途拡大	インターンシップの実施においては、受入企業の負担が大きく、実施規模の拡大には、受入企業への支援が必要。	通達(平成15年4月1日付け職発第0401011号)「高等学校における職業意識形成支援事業の実施」について、	インターンシップ受入れ先企業を開拓する事業を経済団体等に委託実施している。ハローワークが実施するジュニア・インターンシップにおいては、事業主が実習生の受入に際して、事前講習等を実施した場合には、その講師に対する謝金を支給。	3		インターンシップの受入れは、各企業において、若年人材の育成等に関する社会的責任を踏まえ、できる限りの対応をすべきものであり、企業に対する助成金の支給はその趣旨に照らして不適切である。なお、ハローワークが実施するジュニア・インターンシップにおいては、実習生の受入に際して、事前講習等を実施した場合には、その講師に対する謝金を支給していること。	提案者の要望は、インターンシップ受入企業への助成措置により、インターンシップの実施拡大を図るというものであり、その趣旨を踏まえ再度検討し、回答されたい。	3		インターンシップの受入れは、各企業において、若年人材の育成等に関する社会的責任を踏まえ、できる限りの対応をすべきものであり、企業に対する助成金の支給はその趣旨に照らして不適切である。なお、ハローワークが実施するジュニア・インターンシップにおいては、実習生の受入に際して、事前講習等を実施した場合には、その講師に対する謝金を支給していること。
仙台市	健康づくり(リウマチ・コミュニティ)構想	1368	1368160	092200	介護施設における高齢者雇用に対する助成金の適用対象年齢の拡大	特定求職者雇用開発助成金の受給対象年齢を介護サービス提供事業者において75歳から70歳までの者を対象とした場合に同助成金の支給が受けられるようにする。	介護福祉産業分野での雇用拡大が期待されている。このときに、高齢者の介護予防を担い身体的な自立を促すと共に、経済的にも自立する施策の実施、家族(自分の親等)の介護のため退職を余儀なくされた市民が家族の介護に加え地域内の他の介護者の介護をしながら生活資金を得られるような施策の実施、の観点から事業の実施を行うことを想定している。	介護福祉産業分野での雇用拡大が期待されている。このときに、高齢者の介護予防を担い身体的な自立を促すと共に、経済的にも自立する施策の実施、家族(自分の親等)の介護のため退職を余儀なくされた市民が家族の介護に加え地域内の他の介護者の介護をしながら生活資金を得られるような施策の実施、の観点から事業の実施を行うことを想定している。	経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴う雇用保険三事業に係る給付金制度の改正について(通知)	特定求職者雇用開発助成金は高齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者を公共職業安定所または、無料・有料職業紹介事業等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う制度である。対象労働者のうち高齢者については、60歳以上65歳未満を対象としている。	3		65歳以上の労働者については、基本的には雇用対策の対象ではない。60才未満の者を支給対象とするについては、追加の財政措置が必要となり、不適切。	介護福祉産業分野において、高齢者の労働機会の創出を図るという提案の趣旨を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	3		65歳以上の労働者については、基本的には雇用対策の対象ではない。60才未満の者を支給対象とするについては、追加の財政措置が必要となり、不適切。
大阪府	雇用状況の改善	2032	2032010	092210	緊急地域雇用創出特別基金事業の要件緩和	緊急地域雇用創出特別基金事業の要件緩和	「13年前から直近の事業年度まで2年連続売上高減少、直近の事業年度の生産指標が3年前に比べ3分の1以上減少している企業」の要件を緩和することにより、委託対象者の範囲を広げ、雇用創出の拡大を図る。	中小企業特別委託事業については、委託対象者の要件緩和が必要。	緊急地域雇用創出特別基金事業実施要領(平成15年2月10日付け厚生労働省発職第0210001号事務次官通達)	緊急地域雇用創出特別基金事業のうち中小企業特別委託事業については、雇用機会の創出に加えて、経営の悪化した中小企業における雇用の安定についても目的としていることから、本事業を受託できる中小企業については、従業員数が50人未満であること、最近の売上高が一定以上減少していることなどを要件としているところである。	3		本事業は、厳しい経営環境におかれ売上高が減少している一定規模以下の中小企業について、地方公共団体から事業を委託することにより、当該事業所における労働者の雇用機会の維持・創出を図るものであり、臨時応急の措置として実施しているものである。このため、本事業の委託先として対象とするのは、経営の悪化の影響を受け、雇職者を生じさせる可能性の高い従業員数50人未満規模の企業であり、現行の要件も、そのようなものとして設定しているものである。	委託対象者の範囲を広げ、雇用創出の拡大を図るという提案の趣旨を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	2・3		本事業は、中小企業の雇用の安定や雇用機会の提供を目的とするものであるが、最近の景気が着実に回復している状況を踏まえ、今後においては、景気の回復が雇用機会の創出・拡大に確実に結びついていることなどが重要であることから、従来の事業類型のほかに、生産指標の減少要件である「1/3以上減少」を「1/5以上減少」とする、新規雇用者割合である「1/10以上(最低1人以上)」を「1/2以上(最低1人以上)」とする等の要件の一部を見直した新たな事業類型を創設する。
熊本県	熊本セミコンダクタ・フォレスト構想	2048	2048040	092220	地域雇用機会増大促進支援事業の実施地域の要件緩和	地域雇用機会増大促進支援事業の実施地域の要件緩和	半導体産業の振興と相まって、その雇用機会増大効果を図るための以下のような取組を行う。 「くまもとテクノ産業財団で実施している「ネットワーク型半導体教育・研修講座」や国内外留学等による地域人材育成、ネットハンティング会社等による人材の動員等」 「労務管理、人事戦略等に係る地域内外の専門家によるコンサルティング支援	地域再生計画を策定しようとする区域(13市町村)として活動しているものが多く、不安定な状況に置かれている。「緊急雇用創出特別基金事業」の各種規制を緩和し、芸術家を雇用することにより、安定的な創作活動の機会を提供するとともに、地域の芸術的環境の醸成を図り、もって地域の活性化に資することとする。	平成16年度新規事業として、地域雇用開発促進法に基づき(雇用機会増大促進地域)において産業振興に伴う雇用面の問題を解決するため、市町村及び地元経済団体等により設立された協議会から、地域の創意工夫を活かした事業の提案を受け、高い雇用創出効果が認められる事業を行った協議会に対し事業を委託して実施する予定。	平成16年度新規事業として、地域雇用開発促進法に基づき(雇用機会増大促進地域)において産業振興に伴う雇用面の問題を解決するため、市町村及び地元経済団体等により設立された協議会から、地域の創意工夫を活かした事業の提案を受け、高い雇用創出効果が認められる事業を行った協議会に対し事業を委託して実施する予定。	検討中		「地域雇用機会増大促進支援事業」について、地域再生計画を策定して雇用対策に取り組み雇用機会増大促進地域以外の地域についても実施できるようにするという提案の趣旨を踏まえ、要望を実現するにはどうすればいいか検討し、回答されたい。	1		地域雇用機会増大促進支援事業(以下「増大プラス事業」という。)の実施可能な地域範囲について、認定された再生計画中に増大プラス事業を活用することが含まれており、地域再生計画を策定された市町村の区域が、雇用機会増大促進地域に併合、求職者の供給に比し雇用機会が相対的に不足しているため、当該求職者がその地域内において就職することが困難な状況にあるとの判断である場合、雇用機会増大促進地域でなくとも、増大プラス事業の実施可能な範囲とする。なお、本事業は産公連携事業であり、関係市町村、経済団体等で構成される協議会が提案する事業のうち雇用創出効果の高い事業を採択し委託することとなる。	
京都府	京の芸術家支援事業(文化ニューディール事業)	2055	2055010	092230	緊急雇用創出特別基金事業を活用した芸術家の雇用	緊急雇用創出特別基金事業を活用し、芸術家の雇用を図る。	「京都文化財団に委託し、京都府内在住の芸術家の創作活動を支援する。対象は、当該事業の調整を行うアートプロデューサー、制作活動やパフォーマンスを行う芸術家とする。」「展示系の芸術家には、作品の制作を依頼し、要望のある市町村に「ブリックアート」として設置するとともに、公共の博物館等で展示公開する。」「舞台系芸術家は、公共の場でのパフォーマンスを実施するとともに、教育現場等において、ワークショップを実施する。」「アートプロデューサーには総合的な企画調整機能の役割を課す。	京都には多くの芸術家が在住しているが、個人として活動しているものが多く、不安定な状況に置かれている。「緊急雇用創出特別基金事業」の各種規制を緩和し、芸術家を雇用することにより、安定的な創作活動の機会を提供するとともに、地域の芸術的環境の醸成を図り、もって地域の活性化に資することとする。	緊急地域雇用創出特別基金事業実施要領(平成15年2月10日付け厚生労働省発職第0210001号事務次官通達)	本交付金事業は、各地域の実情に応じ、地方公共団体の創意工夫に基づいた事業を実施し、公的部門における緊急かつ臨時的な雇用・就業機会を創出するものである。	3・5		本事業は、公的部門における緊急かつ臨時的な雇用・就業機会を創出するものであれば、地方公共団体が地域の実情に応じた事業を企画・実施するものであり、事業の種類に特種の制約を設けておらず、芸術家を活用した事業の企画・実施は可能である(基金実施要領第5の1)。なお、平成14年12月20日の事業費に占める人員費割合が7割以上の場合も認めるとの運用の改善を行い、現行制度の効果的な運用を図っていることである。また、要件緩和については考えない。	芸術家を雇用することにより、安定的な創作活動の機会を提供するという提案の趣旨を踏まえ、要件の緩和についても再度検討し、回答されたい。	3・5		本事業は、公的部門における緊急かつ臨時的な雇用・就業機会を創出するものであれば、地方公共団体が地域の実情に応じた事業を企画・実施するものであり、事業の種類に特種の制約を設けておらず、芸術家を活用した事業の企画・実施は可能である(基金実施要領第5の1)。また、本事業は、平成16年度末までの構造改革の集中調整期間中における臨時応急の措置として実施しているものであり、延長は考えていない。

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類'の見直し	46.'措置等の方法'の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
堺市	地域雇用再生構想	2088	2088010	092240	緊急地域雇用創出特別基金事業の委託対象者の条件撤廃	緊急地域雇用創出特別基金事業のうち中小企業特別委託事業の委託対象者の条件である「常時雇用の従業員数、売上高、事業活動指標」にかかる条件を撤廃する。	本市においても緊急地域雇用創出特別基金事業を活用し、地域雇用の確保に努めているが、継続雇用に結びつきにくいのが現状である。このことから当該事業の最終年度である平成16年度においては、中小企業特別委託事業の委託対象者の条件を撤廃し、この厳しい経済の下、活力ある企業も委託の対象者とするにより継続雇用の可能性を向上させる。	委託対象企業を拡大することにより、継続雇用の機会の拡大を図るため	緊急地域雇用創出特別基金事業実施要領(平成15年2月10日付け厚生労働省発第0210001号事務次官通達)	緊急地域雇用創出特別交付金事業のうち中小企業特別委託事業については、雇用機会の創出に加えて、経営の悪化した中小企業における雇用の安定についても目的としていることから、本事業を受託できる中小企業については、従業員数が50人未満であること、最近の売上高が一定以上減少していることなどを要件としているところである。	3		本事業は、厳しい経営環境におかれ売上高が減少している一定規模以下の中小企業について、地方公共団体から事業を委託することにより、当該事業所における労働者の雇用機会の維持・創出を図るものであり、臨時応急の措置として実施しているものである。このため、本事業の委託先として対象とするのは、経営の悪化の影響を受け、雇用者を発生させる可能性の高い従業員数50人未満規模の企業であり、現行の要件も、そのようなものとして設定しているものである。	委託対象企業を拡大し、継続雇用の機会の拡大を図るといふ提案の趣旨を踏まえ、要望を実現するにはどうすればいいかが再度検討し、回答されたい。	2・3		本事業は、中小企業の雇用の安定や雇用機会の提供を目的とするものであるが、最近の景気が着実に回復している状況を踏まえ、今後においては、景気の回復が雇用機会の創出・拡大に結びつきやすいにしていることが重要であることから、従来の事業類型のほかに、生産指標の減少要件である「1/3以上減少」を「1/5以上減少」とする、「新規雇用者割合である「1/10以上」(最低1人以上)」を「1/2以上」(最低1人以上)」とする等の要件の一部を見直し新たな事業類型を創設する。
兵庫県	雇用機会の増大促進構想	2110	2110010	092250	雇用機会増大促進地域に係る要件の弾力化	雇用機会増大促進地域に係る要件について、常用有効求職者数や事業所数に係る要件を概ね満たしておればよいようにする。	雇用機会の増大促進	現行では雇用機会増大地域に係る要件を具備し、引き続き地域雇用促進法に基づく各種助成金等の活用による雇用機会の増大促進を図ることができるが、西播磨地域では、現在の雇用機会増大計画期間終了時(H18.3)に、当該地域が計画の要件を具備しているが不透明であり、中長期的な視点での企業誘致等に支障をきたしている。そこで、常用有効求職者数や事業所数に係る要件を概ね満たしておればよいように計画の要件を弾力化する必要がある。	地域雇用開発促進法第2条第2項 地域雇用開発促進法施行規則第1条 雇用機会増大促進地域、能力開発就職促進地域、求職活動援助地域及び高度技能活用雇用安定地域における地域雇用開発の促進に関する指針(厚生労働省告示第308号)第1の1の(1)	3		提案のとおり「要件を概ね満たすこと」とすることは、運用が恣意的になり適切ではない。	常用有効求職者数や事業所数に係る要件の弾力化を求める提案の趣旨を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	3		提案のとおり「要件を概ね満たすこと」とすることは、運用が恣意的になり適切ではない。要件緩和に伴い、追加の財政支援措置が必要となる可能性がある。	
岡山県	条件不利地域における地域資源を生かした農村再生	2167	2167050	092260	新規就農者及び雇用法人への支援	1 営農開始には多額の初期投資が必要となり、さらには経営安定には数年かかるため、円滑な就業に向けた研修費(月額15万円程度)支給に対して、農林水産省の新規就農支援事業の補助対象とする。 2 従業員を雇用した事業主(農業も同様)へは、厚生労働省の助成措置(地域雇用開発促進助成金)があるが、零細な農業法人に対しては、天候の影響が大きい農業の特異性を考慮し、支給対象期間を現行の6ヶ月から12ヶ月に、また支給率を1/4から1/3に支給内容の拡充を図る。	1 岡山県では、毎年100人の新規就農者の確保・育成をめざして、各地で就業相談を実施するとともに、就業希望者に対し先進的農家で研修を実施し、研修期間中は研修生に対し月額15万円を単独で支給しているが、国庫補助対象となることにより、より多くの研修生への支給が可能となる。 2 零細な農業法人に対しては、天候の影響が大きい農業の特異性を考慮し、支給内容の拡充が必要である。	1 営農開始には多額の初期投資が必要となり、さらには経営安定には数年かかるため、円滑な就業に向けた研修費(月額15万円程度)支給に対して、国庫による補助が必要である。 2 零細な農業法人に対しては、天候の影響が大きい農業の特異性を考慮し、支給内容の拡充が必要である。	雇用保険法施行規則第112条第2項第3号 平成13年9月12日職発第640号、能発第367号、雇発第595号 「経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う雇用保険三事業に係る給付金制度の改正について」(通知)	地域雇用開発促進法第9条第1項に規定する雇用機会増大促進地域、農村地域工業等導入促進法第2条第1項に規定する農村地域等に事業所を設置又は整備し、その地域に居住する求職者等を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、資金6か月相当額の6分の1(中小企業事業主4分の1)助成や労務又は整備に要した費用及び雇い入れた労働者数に応じて助成している。	3		支給対象期間、支給率を上げることが追加の財政支出を伴い困難。	零細な農業法人に対する支給内容の見直しを求める提案者の要望を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	3		支給対象期間、支給率を上げることが追加の財政支出を伴い困難。
日興コーポリアル証券株式会社	地域資本市場創成プロジェクト	3024	3024060	092270	投資調査の為の特別交付金事業要件の緩和	地域資本市場への投資ニーズ調査を継続的に実施、公表することは、潜在的な投資ニーズを掘り起こすことにより発行者の効率的な市場利用につながる。しかし、毎回の調査には大きな人的コストが発生するため、投資ニーズ調査が緊急地域雇用創出特別交付金による事業として認定される、各地方における地域資本市場創成プロジェクトへの大きな支援策となる。	地域資本市場創成プロジェクトからの当初の利益は利用者である地域における発行者や投資家である住民に還元されるべきで、プロジェクト推進主体に当面収益性は無い、立上げ段階における調査対応への支援があれば、プロジェクト推進ニーズは高まる。	緊急地域雇用創出特別基金事業実施要領(平成15年2月10日付け厚生労働省発第0210001号事務次官通達)	本交付金事業は、平成16年度末までの措置として、各地域の実情に応じ、地方公共団体の創意工夫に基づいた事業を実施し、公的部門における緊急かつ臨時的な雇用・就業機会を創出するものである。また、本事業は、雇用創出効果を高めるため、都道府県全体で事業費に占める人件費の割合が8割を超えること等一定の要件を定めている。	3		本事業は、地方公共団体が地域の実情に応じた事業を企画・実施するものであり、事業の種類に特段の制約を設けておらず、地方公共団体が企画すれば、地域資本市場に関する事業等の実施は可能である(基金実施要領第5の1)。なお、平成14年12月20日に、事業に従事する労働者のうち新規雇用の失業者の割合が概ね85%の場合に、事業費に占める人件費割合が7割以上の場合も認める等の運用の改善を行い、現行制度の効果的な運用を図っているところであり、更なる要件緩和については考えていない。また、本事業は、平成16年度末までの構造改革の集中調整期間中における臨時応急の措置として実施しているものであり、延長は考えていない。	提案者の要望は、地域資本市場への投資ニーズの継続的調査を行うにあたり、事業実施期間の延長等を求めるものであり、その趣旨を踏まえ再度検討し、回答されたい。	3		本事業は、地方公共団体が地域の実情に応じた事業を企画・実施するものであり、事業の種類に特段の制約を設けておらず、地方公共団体が企画すれば、地域資本市場に関する事業等の実施は可能である(基金実施要領第5の1)。なお、平成14年12月20日に、事業に従事する労働者のうち新規雇用の失業者の割合が概ね85%の場合に、事業費に占める人件費割合が7割以上の場合も認める等の運用の改善を行い、現行制度の効果的な運用を図っているところであり、更なる要件緩和については考えていない。また、本事業は、平成16年度末までの構造改革の集中調整期間中における臨時応急の措置として実施しているものであり、延長は考えていない。	
特定非営利活動法人就業支援ネットワーク	地域活性化と母子家庭等就業支援事業	3051	3051100	092280	緊急雇用対策事業時の就業者の条件変更	緊急地域雇用創出特別交付金(基金)事業に被雇用者として母子家庭等(パート)就業者、児童扶養手当受給者を受け入れて人件費に充当し、本事業に於いて就業する。	緊急地域雇用創出特別交付金(基金)事業に被雇用者として母子家庭等(パート)就業者、児童扶養手当受給者を受け入れて人件費に充当し、本事業に於いて就業する。	緊急雇用対策事業の雇用者は無職者限定。しかし母子家庭等は無職者が少ないがパート就業者が4割強であり、そのほとんどが児童扶養手当受給者である。それらが雇用対策事業での被雇用者となれば、現状の就業先を複数抱え夜も外出して就業し、子育てはおろか自分自身のカラダをも犠牲にし続けなければならない。母親不在の家で幼い子供らは寂しさを暮らせ、子供自身も外出して健康な生活を維持することは困難となる。尚かつ年金制度の改定でパート就労時間の短縮を余儀なくされ収入が激減する可能性は大である。そうなったときに給付金を外れ自立する事はますますできなくなる。自立支援推進特定モデル事業の実施自治体すらいない状況では、母子家庭等の自立は机上の空論となってしまう。	緊急地域雇用創出特別基金事業実施要領(平成15年2月10日付け厚生労働省発第0210001号事務次官通達)	本事業は厳しい雇用失業情勢の下で、緊急かつ臨時的な雇用・就業機会を創出することを目的としており、雇用創出効果を高めるよう、都道府県の事業計画全体で事業に従事する労働者のうち失業者の雇入れ割合が概ね3/4以上という要件を充たしていれば、母子家庭等(パート)就業者であっても当該事業での就労が可能である。	5		本事業は基本的に失業者を対象としているが、失業者以外(委託先の従業員等)の就労も想定しており、都道府県の事業計画全体で事業に従事する労働者のうち失業者の雇入れ割合が概ね3/4以上という要件を充たしていれば、母子家庭等(パート)就業者であっても当該事業での就労が可能である。				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類'の見直し	46.'措置等の方法'の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
関東リーガルマインド	民間活力の積極的活用による地域経済活性化について	3088	3088010	092290	民間によるワストップセンターの設置	民間事業者が求職者に対して、ワストップで職業紹介・トータルサービスを提供できるよう、求職者からの紹介手数料徴収禁止規定を撤廃していただきたい。	民間事業者による'ワストップ職業紹介サービス'により、地域の失業率を改善する。	民間活力による地域経済の活性化を実現させるため	職業安定法第32条第3項、職業安定法施行規則第20条第2項、職業安定法施行規則第20条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める額を定める件(平成14年厚生労働省告示第26号)	有料職業紹介事業者は、原則として求職者から手数料を徴収してはならないこととされており、例外的に一定の求職者(モデル、芸能家、年収1200万円を超える科学技術者及び経営管理者)から就職後六ヶ月以内に支払われた賃金の10.5/100(免税事業者は10.2/100)に相当する額以下の手数料を徴収する場合のみ認められている。	7						
野田市	環境バイオシティ野田構想	1174	1174050	092300	新規事業の創出	地域雇用機会増大促進支援事業	新たな事業を創出するとともに、必要な人員の確保を行い、あわせて関連事業における雇用促進を進める必要がある。	バイオ資材研究成果を活用した新産業・新規事業の創出を行うため。	平成16年度新規事業(予算成立後事業実施通達を提出予定)	平成16年度新規事業として、地域雇用機会増大促進法に基づく雇用機会増大促進地域において産業振興に伴う雇用面の問題を解決するため、市町村及び地元経済団体等により設立された協議会から、地域の創意工夫を活かした事業の提案を受け、高い雇用創出効果が認められる提案を行った協議会に対し事業を委託して実施する予定。		検討中			1		地域雇用機会増大促進支援事業(以下'増大プラス事業'という。)の実施可能な地域の範囲について、認定された再生計画中に増大プラス事業を活用することが盛り込まれており、地域再生計画を認定された市町村の区域が、雇用機会増大促進地域と同様、求職者の増加に対し雇用機会が相当程度不足しているため、当該求職者がその地域内において就職することが困難な状況にあるもの判断できる場合、雇用機会増大促進地域でなく、増大プラス事業の実施可能な範囲とする。なお、本事業は協議会(協議会)が提案する事業のうち雇用創出効果の高い事業を採択し委託することとなる。
関東リーガルマインド	デュアルシステムの促進 - 若年者トライアル雇用事業・'ジョブカフェ'への拡大適用 -	3087	3087020	092310	デュアルシステムの促進(短期的政策)	'若年者トライアル雇用事業、の職業紹介ルート(通称:'ジョブカフェ')にも拡大する。'ジョブカフェ'は、ハローワークのみならず、地方公共団体・民間事業者・学校なども連携した若年者就業支援施設であるため、より多くの若年者・企業に対する職業紹介ルートの間口を広げることになり、制度の実効性も大幅に高まることになる。	'ジョブ・カフェ'への人材情報提供、求人情報、各種職業知識・能力開発研修カリキュラムの企画・制作、一民間事業者として協力している。	'若年者トライアル雇用事業'は、企業が、ハローワーク(公共職業安定所)から紹介された若年者(30歳未満)を一定期間試行的に雇い、その業務遂行能力を見極めたうえで、本採用するかどうかを決めるという制度である。ただし、この制度は、ハローワーク経由の職業紹介だけに限定適用されており、間口が狭(実効的な制度とはなっていない)それを改善する方法としては、紹介ルートを多様化させ、より多くの若年者のアクセスを可能とするために、'若年者トライアル雇用事業'の職業紹介ルート(通称:'ジョブ・カフェ')を'若年者'のためのワストップセンター(通称:'ジョブ・カフェ')にも拡大する。'ジョブ・カフェ'は、ハローワークのみならず、地方公共団体・民間事業者・学校なども連携した若年者就業支援施設であるため、より多くの若年者・企業に対する職業紹介ルートの間口を広げることになり、制度の実効性も大幅に高まることになる。	雇用保険法施行規則第110条の3(通達(平成15年3月28日付け職発第0328002号)別添'トライアル雇用事業実施要綱'、'若者自立・挑戦プラン'、'若者自立・挑戦プラン'、(平成15年6月10日若者自立・挑戦戦略会議)	ハローワークに求職申込みをしており、職業経歴、技能、知識等の状況等から就職が困難であると判断される30歳未満の若者、短期間(原則3か月)試行的に受け入れて就業させる事業者に対し、対象労働者1人につき月額3万円の奨励金を3か月支給する。都道府県の要請に応じ、ジョブカフェにハローワークを併設する。	5	都道府県の要請に応じ、ジョブカフェにハローワークを併設することとしており、ジョブカフェに併設されるハローワークにおいては、ジョブカフェ利用者に対するトライアル雇用の実施は、可能である。		貴省の回答によれば、ジョブカフェに併設されるハローワークについてはトライアル雇用の実施は、可能である。	5		○若年者トライアル雇用事業については、ハローワークの職業紹介過程の一環として、職業経歴の不足等から常用雇用のために有効であると認められる者を選定し、十分な職業指導等を行った上で、トライアル雇用に係る職業紹介を行うものであり、国としての関与が必要なものである。○なお、都道府県の要請に応じ、ジョブカフェにハローワークを併設することとしており、ジョブカフェに併設されるハローワークにおいては、ジョブカフェ利用者に対するトライアル雇用の実施は、可能である。
石川県	石川デジタルコンテンツ産地形成推進構想	1051	1051020	092320	若年者のためのワストップサービスセンターのモデル地域の指定	デジタルコンテンツ産地を担う若手人材をOJTにより育成する石川県独自のEビジネス・デジタル事業を核として、若年者に対して、カウンセリングから研修等まで一貫したサービスを実施するために、'若者自立・挑戦プラン'に基づき(若年者)のためのワストップサービスセンター(通称:Job-Cafe)整備のためのモデル地域に指定	デジタルコンテンツを活用したEビジネスを推進できる人材(Eビジネスプロデューサー)を養成するため、県と企業から実際に発注されるEビジネス企画案件にOJT方式で取り組む教育プログラム(石川県Eビジネス・デジタル)に、カウンセリングから一貫した教育を追加することにより、デジタルコンテンツ産地を担う若手人材を育成する。	若年者のためのワストップサービスセンター(通称:Job-Cafe)整備のためのモデル地域に指定			6	本提案については、当省の担当とするところでない。					
石川県	石川ニッチトップ企業倍増計画	1052	1052060	092330	若年者のためのワストップサービスセンターのモデル地域の指定	キラリと光る技術を有する企業に対し、人材不足のデスパレを克服するための支援を行うため、若年者に対して、カウンセリングから研修等まで一貫したサービスを実施する。'若者自立・挑戦プラン'に基づき(若年者)のためのワストップサービスセンター(通称:Job-Cafe)整備のためのモデル地域に指定	キラリと光る技術を有する企業が求める工学系・MOT人材や若年技能者等を養成するため、本県に集積する高等教育機関の優秀な学生等若年者に対し、カウンセリングから一貫した教育を実施することにより、ニッチトップ企業育成のための人材不足のデスパレを克服する。	キラリと光る技術を有する企業が、国内外で競争力ある事業展開を行うためには、それを可能にする人材を育成する基盤をいかに形成し、ニッチトップ企業創出の土壌形成を図る必要がある。			6	本提案に関しては、当省の担当とするところではない。					
千葉県	雇用対策の推進と産人材の育成	1308	1308010	092340	緊急地域雇用創出特別交付金事業の継続	本県においては、緊急地域雇用創出特別基金事業を有効に活用し、()'障害者就業支援センター'を設置して、就労を希望する障害者に対してマンツーマンで各々の能力・特性に合った就業支援を実施()'県民再就職支援センター'を設置して再就職を支援するための相談・情報提供を実施()本年度、全国に先駆けて'地域キャリアセンター'を設置して、高校新卒者の就職支援を実施、など様々な就業支援策を展開し、成果を挙げているが、こうした地域雇用の増加に大きく貢献する施策に対しては、17年度以降も基金事業を継続すること。	緊急地域雇用創出特別基金事業を有効に活用して、()'障害者就業支援センター'を設置して、就労を希望する障害者に対してマンツーマンで各々の能力・特性に合った就業支援を実施()'県民再就職支援センター'を設置して再就職を支援するための相談・情報提供を実施()本年度、全国に先駆けて'地域キャリアセンター'を設置して、高校新卒者の就職支援を実施、など様々な就業支援策を総合的に展開している。	現在の緊急地域雇用創出特別基金事業が平成16年度で終了することから、現在交付金により実施している事業のうち、就業支援の基幹となり、地域の雇用拡大に大きく貢献する事業については、これを継続することが必要である。	緊急地域雇用創出特別基金事業実施要領(平成15年2月10日付け厚生労働省発職第0210001号事務次官通達)	本交付金事業は、平成16年度末までの臨時対応の措置として、各地域の実情に応じ、地方公共団体の創意工夫に基づいた事業を実施し、公的部門における緊急かつ臨時的な雇用・就業機会を創出するものである。	3	本交付金については、平成16年度末までの構造改革の集中調整期間中における臨時対応の措置として実施しているものであり、延長は考えていない。	提案者の要望は、就業支援の基幹となり、地域の雇用拡大に大きく貢献する事業についての継続を求めるものであり、その趣旨を踏まえ再度検討し、回答された。	3	本交付金については、平成16年度末までの構造改革の集中調整期間中における臨時対応の措置として実施しているものであり、延長は考えていない。		

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の方法の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答				
京都府	障害者雇用の促進による社会福祉事業の活性化	2054	2054010	092350	障害者等の雇用数に応じた介護保険及び支援費単価の設定・財源として法定雇用率未達成企業納付金等の活用	事業規模に関係なく、障害者等の雇用数に応じて介護保険及び支援費の単価を設定し、必要財源は、法定雇用率未達成企業納付金等を活用。	事業規模に関係なく、障害者等の雇用数に応じて介護保険及び支援費の単価を設定し、必要財源は、法定雇用率未達成企業納付金等を活用。	本府における社会福祉事業者の規模は小さく(障害者雇用促進法の対象となっていないため、社会福祉施設や社会福祉サービス事業者において不況等もあり障害者雇用が進まない)、状況を打破するためには、具体的に障害者雇用に係る財源支援等が求められる。	障害者雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、一般の民間事業主は雇用する常用労働者の1.8%(雇用率)に相当する数の身体障害者又は知的障害者を雇用することが義務付けられている。この雇用率を満たさない事業主は雇用率に不足する身体障害者又は知的障害者の数に応じて障害者雇用納付金を納める義務があり、現在は法定の常用労働者数30人以上の企業を対象に障害者雇用納付金を徴収している。また、障害者雇用調整金、報奨金、各種助成金を支給している。	3	障害者雇用納付金制度については、事業主が身体障害者又は知的障害者を雇用した場合に生じる追加的な費用を事業主の間で調整すること等を目的に、業種に関わることなく(障害者雇用納付金を徴収し、これを原資として助成金等を支給しているものである。このため、介護保険及び支援費と連動させ、業種を特定することなく(徴収している障害者雇用納付金を特定の業種のためにのみ支出することは業種間の不公平性を生じ、当該制度の趣旨に反するものである。また、常用雇用労働者数301人以上の規模の企業については、法定雇用率を満たしている場合に障害者雇用調整金を受けることが可能であり、常用雇用労働者数300人以下の規模の企業についても、一定の身体障害者又は知的障害者を雇用している場合に報奨金を受けることが可能であるため、要項内容が実現した場合、企業の収益が二重に生じることも当該要項を措置することは困難である。	事業規模に関係なく、障害者等の雇用数に応じて介護保険及び支援費の単価を設定することにより障害者の雇用を図るといふ提案者の要望を踏まえ、再度検討し、回答された。	3		障害者雇用納付金制度については、事業主が身体障害者又は知的障害者を雇用した場合に生じる追加的な費用を事業主の間で調整すること等を目的に、業種に関わることなく(障害者雇用納付金を徴収し、これを原資として助成金等を支給しているものである。このため、介護保険及び支援費と連動させ、業種を特定することなく(徴収している障害者雇用納付金を特定の業種のためにのみ支出することは業種間の不公平性を生じ、当該制度の趣旨に反するものである。また、常用雇用労働者数301人以上の規模の企業については、法定雇用率を満たしている場合に障害者雇用調整金を受けることが可能であり、常用雇用労働者数300人以下の規模の企業についても、一定の身体障害者又は知的障害者を雇用している場合に報奨金を受けることが可能であるため、要項内容が実現した場合、企業の収益が二重に生じることも当該要項を措置することは困難である。					
長野県	コモンスの視点からのづくり	1069	1069100	092360	職業能力開発施設教育訓練方法の弾力化	職業能力開発施設教育訓練方法にITを活用した通信教育を採用する。この場合、職業能力開発施設での訓練をもとに資格取得の要件を満たすものと認められる他の他省庁が所管する資格(自動車整備士等)についても、当該教育訓練方法によってもよいものとする。	職業能力開発施設の座字の教育訓練にインターネットを活用した手法を採用し、多様な職種に利用しやすい環境を整え、社会人の再教育を推進する。	学科に関する訓練を職業能力開発施設での座字に限定する現行の方法では、資格取得を目指す職者の利用が不可能なため	職業能力開発促進法施行規則第10条及び第11条	施行規則10条及び11条において、訓練の実施方法については、通信の方法によって行うことができるとされている。自動車整備士等資格については、所管する担当省庁が個別の公共職業訓練施設毎の設備や体制等を考慮した上で訓練コースを認定・指定等を行い、当該訓練修了をもって取得できるものもある。	5(インターネットの活用) 6(資格の取得)	職業能力開発促進法施行規則第10条及び第11条において、普通課程及び短期課程の普通職業訓練の実施に当たり、通信の方法によっても行うことができる旨規定されており、現行制度においても一定要件の下インターネットを活用した職業訓練の実施は可能である。資格の取得については所管外である。									
富山県	とやま地域再生・雇用対策プロジェクト	1293	1293040	092370	若年者対策訓練(国10/10)の委託先に県を含めるよう要領の改正	若年者職業能力開発支援事業の実施主体に県を加えるよう請規定の変更を求めるとの、	学卒未就職者や早期離職者、フリーター等を対象とした就職促進のための民間教育訓練機関を活用した委託訓練については、雇用・能力開発機構が主体となっており、このため、県は独自に若年者就職支援事業を実施しているが、実施回数が少ないことから受講者のニーズに充分応えられない状況にある。若年者の雇用情勢については、依然として厳しい状況が続いていることから県と雇用・能力開発機構が連携を図り、充実した体制で若年者の就職支援事業を実施するため、県が実施する若年者就職支援訓練(H15～実施)や若年者	厚生労働省の「若年者職業能力開発支援事業」の実施主体には、実施要領によって雇用・能力開発機構と定められている。県では、県単独で若年者の就職支援事業を実施しているが、国の委託事業として実施できない場合は、雇用・能力開発機構と連携し、より効果的な事業・訓練を実施することができる。	平成15年6月19日付付職発第0619001号	現行においてはフリーター等に対する訓練を実施する若年者職業能力開発支援事業は、雇用・能力開発機構で実施するものとして予算措置しているところである。	2	現行の事業は、15年度で修了する。なお、これを発展させた形で、16年度から日本版デュアルシステムを導入する予定であり、このうち職業能力開発施設を活用した「普通課程活用型」については、都道府県が主体となる。									
富山県	とやま地域再生・雇用対策プロジェクト	1293	1293060	092380	職業訓練指導員免許の取得手続の簡素化	職業訓練指導員試験の受験免除者に対する職業訓練指導員免許交付の事務手続きの効率化を求めるとの、	現状、職業訓練指導員免許の交付は、職業能力開発総合大学校修了者や指導員試験の合格者等からの申請に基づいて行われている。一方、職業能力開発促進法及び同法施行規則では指導員試験の受験を免除される者であっても、試験の受験申請手続きを行い、試験合格として申請をしなければ免許の交付をできない規定となっている。このため、企業内で従業員の指導者に取得を奨励している企業においては、指導員試験の受験を免除される者であっても、年1回実施している試験時期まで手続きを待たなければならぬことから改正の要望がでている。	職業訓練指導員免許は、指導員試験を免除される者であっても試験の受験申請手続きを行い、かつ試験合格者としての申請をしなければ免許の交付を受けることができない。このため、試験免除者は随時交付申請することができず、取得機会に限られる。	職業能力開発促進法第28条第3項、第30条の2第1項、職業能力開発促進法施行規則第40条、第46-48条、第48条の3	職業訓練指導員免許は、申請に基づき職業訓練指導員試験合格者等に対し、都道府県知事から交付することとなっている。また、知事は、一定の資格を有する者に対して、指導員試験の全部又は一部を免除できることとなっている(法第30条5項)。その場合、免除を受けようとする者は免除の要件に該当する書面を知事に提出(同第47条)。知事により免除が認められ、その後、知事に免許申請を行うこととなっている。(同第40条)	5	現行制度において、指導員試験の実施回数については、職業能力開発促進法による特例の定めはなく、都道府県知事の判断で決定されるものであり、年に複数回試験を実施している県も多い。試験の全部を免除される者に限定して実施するなどの工夫により随時の手続きも行いうるものと考えている。									
千葉県	雇用対策の推進と産業人材の育成	1308	1308030	092390	既存施設を再生・有効活用する場合の国庫補助金の返還免除	県立高等技術専門校(職業能力開発促進法第15条の6第1項第1号に規定する「職業能力開発校」)は、その施設又は設備に要する経費の1/2を国が負担しており、専門校の利用目的を変更した場合、補助金を返還する必要がある。県では、時代の変化に応じた適度な産業人材育成を図るため、官民の役割分担等を進めながら、職業能力開発支援機能の拡充に向けた職業訓練委託を進めることとしている。また、これに伴い、再編される専門校については、地域の事情とニーズを踏まえ、地域の活性化に効果的な活用促進を図ることとしている。このため、高等技術専門校の再編に伴い、専門校施設等の利用目的を変更した場合でも、地域の活性化につながるような目的に活用する場合は、返還が免除されるよう提案するものである。	県立高等技術専門校の再編後においては、地域の事情とニーズを踏まえ、地域の活性化に効果的な活用促進を図ることとしている。活用策については、民間事業者、NPO法人、大学、地元市町村で「活用のアイデアと手法」を探る検討会を開催することを検討しているところである。県としては、現在のところ、施設・設備を活用した住民向け技術講習や中高年(副業)のツールとして活用することを考えている。職業能力開発支援の拡充の一環として行う県立高等技術専門校の再編に当たっては、大きな制約条件となると考えられ、また、地元市町村のニーズに基づいて地域の活性化に向けた新たな活用促進を図る際の障害にも考えられるので、支援措置が必要である。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 職業能力開発促進法により取得した財産等の管理について(昭和62年3月24日付付職発第63号 労働省職業能力開発局長通達)	補助事業により取得した物件を用途変更若しくは廃止する場合、補助金等の交付の目的に類似した目的への用途変更である場合は残存価値の返還を要しないこととしているが、それ以外の目的への用途変更若しくは廃棄である場合は、残存価格等から国庫補助負担率等によって算出した額を国庫へ納付することとなる。	3	本補助事業は、都道府県立職業能力開発施設の建物、機械の整備事業等を円滑に行いせしめ、労働者の職業能力の開発及び向上を促進することを目的として、各都道府県からの申請に基づき交付しているものである。目的外への使用の用途変更等を行った場合は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に従うこととなるため、返還を求めるとなるが、どのような変更を検討しているのか、個別具体的にに相談いただきたい。										職業能力開発校の施設転用については、平成16年度から手続の簡素化及び地域再生の観点からの転用に当たっての大臣同意基準等の必要な事項を明確化した通達を都道府県に発出する。

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の方法の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
日上市	ひとづ(り)ものづ(り)地域づくり構想	1377	1377100	092400	民間企業の施設及び機器を有効活用してのニーズにあった人材の育成	厚生労働省の職業能力開発促進法によれば、職業能力開発校の各訓練科目ごとに必要とする設備については、「教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができる」と認められているものであることとされており、職業能力開発校自体に設置されなくても、近隣の民間施設に存在し適切に活用できる場合は設置されているものとみなすことができる。また、訓練科目ごとに定められている各種の授業時間を柔軟に適用し、企業ニーズに合わせた人材の育成を図る。	職業訓練校を民間研修機関に隣接して設置し、民間訓練機関に設置していない必要な機器のみを整備することで対応する。また、訓練科目ごとの必要時間を柔軟に適用し、民間企業からのニーズに合わせた職業訓練を行い、職場にすぐ対応できる訓練生を育て、雇用の確保に寄与する。	職業能力開発校の施設及び設備の老朽化が進んでおり、また企業ニーズに直結しない人材育成となっている。ものづ(り)を継承していくために、地域や時代が求める職業人の育成を進め、雇用の確保に努めている。	職業能力開発促進法第19条及び職業能力開発促進法施行規則第10-15条	訓練時間数については公共職業訓練については職業訓練の基準に従い実施することとされており(法第19条)、このうち、総訓練時間数の下限と訓練期間の上限を職業能力開発促進法施行規則第11条において定めている。設備については、施行規則第10-15条において、教科の科目に応じ、訓練を的確に行うことができると認められるものでなければならぬ。	3		職業能力開発促進法施行規則10-15条において、職業能力開発校の各訓練科目ごとに必要とする設備は「教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること」とされており、ある訓練科目が公共職業訓練施設以外の訓練施設を利用しなければならないのであれば、当該施設は訓練基準を満たしていなければならないこととなり、他の施設が利用可能としたとしても、当該訓練を公共職業訓練としては実施できない。	提案者の要望は、職業訓練校において、民間訓練機関の設備を有効活用して民間企業からのニーズに合った職業訓練を実施するというものであり、その趣旨を踏まえ、要望を実現するにはどうすればいいか再度検討し、回答された。	5		職業能力開発促進法第16条第1項により公共職業能力開発施設は国及び都道府県が設置し、職業能力開発促進法第15条の6第1項により、当該施設において職業訓練を実施することとされている。また、職業能力開発促進法第19条及び職業能力開発促進法施行規則10-15条に基づき、職業能力開発校の各訓練科目については、「教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること」とされていることから、基本的には公共職業能力開発施設において訓練を実施すべきと考えるが、訓練の需要が急激に増大した場合や、新たな施設の設備に膨大な費用がかかる場合であって近隣の認定訓練校において既に同等の施設が存在する場合については、条例で都道府県立民間校の分設という取扱いにすることにより現行制度においても対応できる。
山形県	やまがた産業ルネッサンスプラン	1385	1385010	092410	ものづ(り)産業のコラボレート支援のための補助事業の弾力的運用	国庫補助事業で整備した職業訓練施設や県立高校を活用し、企業のコラボレート施設に転用する場合、補助金返還義務を免除するもの。	廃止した県立の職業訓練施設や県立高校を活用したコラボレート施設に、複数の企業が入居して、企業間の交流を通じて技術の向上や共同受注の推進を図るもの。	補助事業により整備した職業訓練施設等「訓練事業」以外の用途に供する場合、補助金の返還義務が伴い、自治体の大きな負担となっているため、	職業能力開発促進法第22条	補助事業により取得した物件を用途変更若しくは廃止する場合、補助金の交付の目的に類似した目的への用途変更である場合は残存物件の返還は要しないこととしているが、それ以外の目的への用途変更若しくは廃棄である場合は、残存価格等から国庫補助負担率等によって算出した額を国庫へ納付することとなる。	3		本補助事業は、都道府県立職業能力開発施設の建物、機械の整備事業等を円滑に行いせしめ、労働者の職業能力の開発及び向上を促進することを目的として、各都道府県からの申請に基づき交付しているものである。目的外への使用を用途変更を行った場合は補助金等に係る予算の適正化に関する法律に従うこととなるため、返還を求めるところとなるが、このような変更を検討しているのか、個別具体的に相談いただきたい。	提案者の要望は、補助事業により整備した職業訓練施設等の目的外での使用の円滑化を求めるものであり、その趣旨を踏まえ、要望を実現するにはどうすればいいか再度検討し、回答された。	1.3		職業能力開発校の施設転用については、平成16年度から手続きの簡素合理化及び地域再生の観点からの転用に当たっての大臣同意基準等の必要な事項を明確化した通達を都道府県に発出する。
大阪府	雇用状況の改善	2032	2032020	092420	離職者等再就職支援能力開発事業の弾力化	離職者等再就職支援能力開発事業の実施にあたり、訓練対象者や訓練時間数、委託料の単価等を、各地域の特性に応じて弾力的に設定できるように運営方法の見直しを図ること、離職者等の再就職支援を強化する。	若年者、障害者、母子家庭の母親、ホームレス等地域の事情に応じて対象者を限定した訓練コースの設置 ・訓練時間数の制限の撤廃(対象、目的により訓練時間を伸縮可能にする。) ・委託料単価全国一律設定の弾力化など	現在の離職者等再就職支援能力開発事業では国の定めた基準に基づき、全国一律、画一的な対応が求められているが、雇用失業情勢には地域の特徴があり、各地域が離職者等の就職にあたってより効果的な訓練を実施するためには、地域特性に応じた当該事業の弾力的な運用が必要である。	委託訓練実施要領	離職者等再就職支援能力開発事業は雇用保険法第63条に基づく雇用保険被保険者等(被保険者及び被保険者であった者)を対象とした事業である。また、訓練時間数については職業能力開発促進法施行規則第11条において、総訓練時間数の下限と訓練期間の上限を定めているが本事業については、1月あたりの訓練時間が100時間以上であり、総訓練時間として標準300時間としているところである。委託料については、その適正な執行を確保するため、委託訓練実施要領において、その上限額を示しているところである。	5		都道府県において就職に資する訓練科目や講座の設定にあたっては、地域の人材ニーズを的確に把握した上で設定することとしている。したがって、雇用保険被保険者等の範囲内であれば、地域の事情に応じて対象者を限定した訓練コースの設定は可能である。また、訓練時間については、国から都道府県に委託し、雇用保険財源を活用したセーフティネットとして実施される離職者向け訓練であることを踏まえると下限を定めることは必要と考えるが、できる限り弾力的な設定を可能としている事業であることから、1月あたりの訓練時間が100時間以上であり、総訓練時間として標準300時間としているところである。さらに、委託訓練実施要領に記載されている委託料については、適正な執行を確保する必要があるため、上限額を示しているものであり、上限額以下ならば弾力的に設定することは可能であり、これにより対応することが困難である場合についても、厚生労働省と協議の上、設定された。				
兵庫県	産業界「財」育成構想	2112	2112010	092430	公共職業訓練の施設外訓練の弾力的運用	職業能力開発制度の運用を改善し、公共職業訓練の施設外訓練(専修学校等への委託訓練)について、 ・在職者も対象とすることができるようにする。 ・企業ニーズに応じた高度な内容の訓練で訓練費用が高額となる場合については、求職者にも受講料の一部の自己負担を課せられることができるようにする。	公共職業訓練の施設外訓練(専修学校等への委託訓練)の充実	現行では職業能力開発の促進のための公共職業訓練が行われているが、中小企業では従業員の能力開発を単独で実施することが困難。ニーズを同じとする企業の従業員を集めて訓練することにより、地域産業を支える人材育成を効率的に実施することができる。施設外訓練機関では、求職者に加えて在職者を訓練対象とすることで事業リスクを軽減できる。そこで、公共職業訓練の施設外訓練の弾力的な運用を行う必要がある。	職業能力開発促進法第15条の6第3項 職業能力開発促進法第15条の6第3項 23条第1項	職業能力開発促進法第15条の6第3項に規定する短期課程の普通職業訓練として行われている。短期課程の訓練期間は6月(訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合においては、1年)以下の適切な期間とされ(同規則第11条第1項第4号)、総訓練時間は2時間以上とされている(同第5号)。これを受けて、情報通信関連コース及び知識等習得コースの総訓練時間については、厚生労働省の委託訓練実施要領においては300時間を標準とし、最低50時間以上としているところである。	3		職業を転換しようとする労働者等、を対する公共職業訓練は、雇用のセーフティネットとして多様な訓練コースに対応しなければならず、また、受講料を徴収することは困難であることから、民間教育訓練機関も活用しつつ、公共職業訓練として積極的に実施すべきものとする。しかし、これら以外の者(在職者等)に対する公共職業訓練については、官民の役割分担の原則に従い民間教育訓練機関で実施できないものを実施すべきであり、委託訓練の活用は不適当である。なお、求職者に対する訓練は雇用のセーフティネットとして実施するものであることから、引き続き無料のものとして行う必要がある。	3		公共職業訓練の施設外訓練の弾力的運用を求め提案者の要望を踏まえ、再度検討し、回答された。	
福岡/パソコン協同組合	地域再生と雇用につながるパソコン教育の効率化	3027	3027010	092440	職業訓練受講時間の改善	現行では、3ヶ月で300時間以上の受講となっているが、通常の技能習得や高度な資格を除いた資格取得は1ヶ月で120時間で可能であるため、受講時間の削減	文書作成・表計算の基礎から応用までの講座を行い、パソコンスキルアップと資格取得を目指す。 インターネット・電子メールの操作や知識を取得する。 プレゼンテーションソフトの操作や作成知識を取得する。 ビジネスマナー知識の向上。	雇用・能力開発機構の委託提出書類での委託訓練カリキュラムの訓練時間が300時間となっている。地域のパソコン教室での受講設定時間は、高度で専門的でない資格取得のための講座時間は概ね100時間程度の設定となっている。また職業訓練指導員は、都道府県知事の免許取得者でなければならず、地域のパソコン教室では取得者はいない。	職業能力開発促進法第15条の6第3項(委託訓練)第19条(職業訓練の基準)職業能力開発促進法施行規則第11条(短期課程の訓練基準)委託訓練実施要領平成13年12月3日能発第519-2号)第4、2、(2)	委託訓練については、職業能力開発促進法施行規則第9条に規定する短期課程の普通職業訓練として行われている。短期課程の訓練期間は6月(訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合においては、1年)以下の適切な期間とされ(同規則第11条第1項第4号)、総訓練時間は2時間以上とされている(同第5号)。これを受けて、情報通信関連コース及び知識等習得コースの総訓練時間については、厚生労働省の委託訓練実施要領においては300時間を標準とし、最低50時間以上としているところである。	3		委託訓練は雇用のセーフティネットとして実施される離職者向け公共職業訓練であることから、直接就職に結びつものではない。3か月訓練の就職率が42.0%(平成14年度実績、以下同じ。)である一方、提案の1か月の委託訓練の就職率は32.2%にとどまっている。また、予算執行調査の結果等を踏まえると、1か月120時間という訓練時間は訓練による就職を促進する効果は乏しいと考慮されており、委託訓練実施要領における標準訓練時間の削減は、適当ではない。	3		現行の受講時間について、受講コースなどによって弾力的な実施ができないか、再度検討し、回答された。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の見直し	46.'措置等の方法、見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答	
福岡/パソコン協同組合	地域再生と雇用につながるパソコン教育の効率化	3027	3027020	092450	職業訓練受講人数の改善	現在の20～25名の一斉受講では受講生のレベルに差があり、レベルに合ったキメ細やかな指導ができないので、5名前後の少人数制とし、講習実施回数の増加。	少人数の徹底講習で各人のスキルにあった講座進行を行い、資格取得は2級や3級レベルを目指す。	雇用・能力開発機構の委託訓練受託対象要件では、概ね10人～25人の定員設定が可能であるとなっているが、地域のパソコン教室では、基本的に少人数制度を設けており、教室の広さ自体も10名定員位の広さなので、対象外となってしまう。	職業能力開発促進法 第15条の6第3項(委託訓練) 第19条(職業訓練の基準) 職業能力開発促進法施行規則第11条(短期訓練の訓練基準) 委託訓練実施要領(平成13年12月3日能発第519-2号)第4、3	委託訓練実施要領において、委託訓練を行う一単位の訓練生数は、概ね10人から30人とし、離職者等の発生状況及び地域労働市場の動向等によって弾力的に取り扱うこととしている。	5		委託訓練の1コース当たりの定員については、公共職業訓練の訓練効果を確認し、委託先機関が訓練期間中及び訓練終了後の就職支援を確実に実施することを担保する旨で定めている。したがって、受講生のレベルに応じたキメ細かな指導を図るために、各前後の少人数定員設定は可能である。なお、提案の5名程度の少人数制による訓練実施が可能である旨を明確にするよう、委託訓練実施要領の見直しを検討する。					
富山県	とやま地域再生・雇用対策プロジェクト	1293	1293050	092460	離職者等再就職訓練事業委託に成果主義を導入する際の地域性配慮	現在、国は民間教育訓練施設に委託して実施する職業訓練については、H16年度から全国一律要件で、成果主義を導入した委託費の支払いを実施することが予定されている。 しかし、地域によっては資格停止等となった場合、地域に必要な訓練の実施が困難となることや委託先の確保が難しくなることから、計画的に事業を実施するためには地域の実情を加味する必要がある。 国改正(案)訓練実施経費+就職支援経費の2本立て 前年度の委託訓練の平均就職率を上回った場合に就職支援経費を支給。更に施設内訓練の就職率を上回った場合は	地域の雇用情勢や産業構造に違いがあることから、全国一律基準の就職率によって委託費に差をつけることや委託を停止することは、計画的な訓練の実施ができなくなることに加え、委託機関の確保が困難になることから、円滑な委託訓練を実施するためには、地域性に配慮する必要がある。	職業能力開発促進法 第15条の6第3項、委託訓練実施要領	委託訓練における就職状況は、施設内訓練に比べ低い状況となっている。このため、委託先機関の就職率向上を図るため、現行の委託費(上限5万円)に訓練実施経費(上限5万円)と就職支援経費(上限2万円)に区分し、就職支援経費については委託先機関の就職率に応じて支給額に格差をつける仕組みを平成16年度より導入することとしている。	3、5		委託訓練は、雇用のセーフティネットとして全国的に実施される離職者向け訓練であることから、新たな支給基準は、全国の就職実績の引上げを図るため一律の基準を適用することとしている。資格停止については、来年度は経過措置として雇用情勢や産業構造の違いなどの地域性に配慮してはしいという提案者の要望を踏まえ、再度検討し、回答されたい。		3、5		委託訓練は、雇用のセーフティネットとして全国的に実施される離職者向け訓練であることから、新たな支給基準は、全国の就職実績の引上げを図るため一律の基準を適用することとしている。資格停止については、経過措置として基準を下回る場合でも、初回については就職率向上のための訓練カリキュラムの改善指導を行うこととする。なお、NPO委託訓練は、個別型委託訓練であるため、就職率に応じた委託費を支給するタイプの訓練ではない。		
札幌市	交流と創造の空間・活動づくり	1258	1258050	092470	PFI事業を推進するための規制措置、補助金の弾力的適用	PFI事業として公共施設等の整備を行う場合の補助金交付や、税制措置について、地方公共団体等が自ら事業を実施する場合とイコールフットingを図る。	PFI事業についても非課税措置がなされた場合、地域に必要な訓練の実施が困難となることや委託先の確保が難しくなることから、計画的に事業を実施するためには地域の実情を加味する必要がある。 国改正(案)訓練実施経費+就職支援経費の2本立て 前年度の委託訓練の平均就職率を上回った場合に就職支援経費を支給。更に施設内訓練の就職率を上回った場合は	現行の制度では、課税措置を避けたり、補助金の交付を受けやすくなるために、BTO方式のPFIを採用するケースが多くなりがちであり、所有も含めた民間開放に結びつきにくい。	医療施設については、既にBOT、BTOともに「医療施設等施設整備費補助金」において平成14年度から補助ができるように改正を行っている。 社会福祉施設整備費補助金については、憲法第99条において「公営その他の公の財産は、(中略)公の支配に属しない慈善若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」と規定されていることから、公の支配に属しない法人については、施設整備費の補助対象とすることはできない。 保健衛生施設等施設整備費補助金については、現在、PFI事業に対する補助は行っていない。 水道施設整備事業にかかる国庫補助金については、現行の補助要領において、国庫補助は地方公共団体が行う水道事業者の用に供する施設の整備について行っている。	3		医療施設については既にBOT、BTOともに「医療施設等施設整備費補助金」において平成14年度から補助ができるように改正を行っている。また、税制上は、BTO方式は既に非課税措置を講じられている。さらに、BTO方式についても平成16年度に税制改正要望をしたが認められなかったところである。現在、高知市市民病院についてはBTO方式で、近18市町村病院についてはBTO方式で整備が進められているところであり、BTO方式を採用するケースが多くなりがちであるというご指摘は当てはまらない。 社会福祉施設等については、民間企業等が設置し、かつ、運営するものであり、同方式で行った場合に国庫を補助することは民間企業等の所有に係る施設の整備に対する補助となるため憲法上認められない。 保健衛生施設等については、PFI事業に対する補助は現在検討中である。水道施設整備事業に係る国庫補助金については、PFI法BTO方式によるものについては国庫補助を行うことは可能である。また、BTO方式以外によるものについては、具体的事業内容に応じた検討が必要と考えられる。		3	イコールフットingの観点から、BTO方式、BTO方式を問わず補助対象とできないか再度検討し、回答されたい。			
栃木県	栃木県経済再生構想	1211	1211010	092480	政府系金融機関の金融環境変化対応資金の融資条件の緩和	国民生活金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫の「金融環境変化対応資金」について、貸出基準を緩和して踏み込んだ融資を行うとともに、現在、担保と保証人が必要とされているが、これを、原則として無担保、第三者保証人なしの制度とする。	国民生活金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫の「金融環境変化対応資金」について、原則として無担保、第三者保証人なしの制度とする。これにより、足利銀行の破綻により資金繰りの悪化が懸念される中小企業に対する円滑な資金供給を可能とする。	国民生活金融公庫法 第18条、第28条	国民生活金融公庫の「生活衛生貸付」における金融環境変化対応資金については、金融機関破綻等、取引状況の変化による一時的な資金繰り難となっている事業者の中長期的な業績の回復、事業継続と返済能力を確保するための判断をするため、経常利益の計上、経営状況の悪化が見られないこと、という条件を付けている。また、特別措置により、国民生活金融公庫においてはリスクに見合った上乗せ金利を付すことで、1千万円を限度として担保や第三者保証人を不要としている(平成16年度より貸付限度額を1,500万円より引き上げ)。	1		金融環境変化対応資金の貸出基準の緩和、原則無担保・第三者保証人不要とするなどについては、国民生活金融公庫全体のリスク管理上の問題もあり共有である財務省の見解等を踏まえつつ要件の緩和等について検討する。		1	費省回答にある「検討」を踏まえた実施予定時期及び実施内容を明確にされた。			
栃木県	栃木県経済再生構想	1211	1211020	092490	政府系金融機関の特別貸付の貸付対象等の拡充	商工組合中央金庫、中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫の特別貸付の貸付対象を拡充し、再生が軌道に乗っている事業者に対して次の - からの借入金の返済(リファイナンス)資金の円滑な融資を可能とすることにより、県内中小企業等の短期的、業種的な再生を促進させる。 株式会社産業再生機構 再生に取り組み中小企業等に対する投資事業を行うために中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律及び産業活力再生特別措置法に基づいて組成された中小企業等投資事業有限責任組合(地域中小企業再生ファンド) 株式会社整理回収機構	商工組合中央金庫、中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫の特別貸付の貸付対象を拡充し、再生が軌道に乗っている事業者に対して次の - からの借入金の返済(リファイナンス)資金の円滑な融資を可能とすることにより、県内中小企業等の短期的、業種的な再生を促進させる。 株式会社産業再生機構 再生に取り組み中小企業等に対する投資事業を行うために中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律及び産業活力再生特別措置法に基づいて組成された中小企業等投資事業有限責任組合(地域中小企業再生ファンド) 株式会社整理回収機構	国民生活金融公庫法 第18条	国民生活金融公庫においては、平成16年度より株式会社産業再生機構や株式会社整理回収機構等に係る企業再生に取り組み中小企業を支援するための貸付制度を創設する。 なお、借入金返済目的とする資金の融資については、民衆圧迫とならない範囲であること、借入金返済のための融資が事業者にとって必要である合理的な理由が存在すること、事業者の融資資金返済能力に問題がないと判断されること、を満たすことにより対応可能である。	5		国民生活金融公庫法第18条による貸付業務の運用により対応可能である。		2	国民生活金融公庫において、株式会社産業再生機構や株式会社整理回収機構等に係る企業再生に取り組み中小企業を支援するための貸付制度について、平成16年度より創設する。			

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類'の見直し	46.'措置等の方法'の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	2079	2079080	092500	競争的資金等による研究開発終了後の機械器具等の管理法人・大学への無償譲与	地域新生コンソーシアム研究開発事業など産学官連携を推進するための競争的資金等を活用し、国の委託を受け研究開発を実施する場合、管理法人は、研究開発(補充研究を含む)終了後、購入した機械器具等を国に返納しなければならぬが、当該機械器具等を活用した、新たな産学の研究開発を促進するため、現物を管理法人もしくは大学(私立大学を含む)に無償譲与できるようにする。	内容)産学官連携の推進による研究開発機能の強化を通じた地域産業振興(効果)採択テーマは、比較優位にある研究分野であるので、競争的資金等で購入した機械器具等の蓄積を通して、当該分野の機能的向上や新たな産学研究開発グループの創出を図ることができる。	管理法人は、研究開発(補充研究を含む)終了後、購入した機械器具等を国に返納しなければならず、その後の当該地域・大学における産学の研究開発の進展に何ら活用されない。		6		厚生労働省の競争的資金は、全国の保健医療分野等の研究を行う研究者を主な対象としており、コンソーシアム等の研究共同体への研究費の交付は行っていない。なお、厚生労働省の競争的資金では、研究開発終了後に購入した機械器具等の国への返納を義務づけていない。					
水屋グループと西東京市役所防災課との共同提案(現在進行中)	日本の新しい防災予防対策整備の強化策ならびに、地域住民の防災への意識改革地産工業の活性化及び構造改革。	3057	3057010	092510	各市の公共施設に備える飲用水整備を図る為自治体レベルでの予算支援	各市における財源不足による防災予算が取れない為、防災整備の遅れが目立ちます。地域住民の意識改革や酒販店の意識改革及び構造改革の促進のためにも必要最低限の支援措置を考慮します。日本における地下水の汚染、緊急時戸に指定されている場所でも飲用水の確保が先必ず不足して行くことである。対策整備には時間が相当かかるので国よりなんらかの対策を願います。	西東京市と西東京市小売酒販組合との協力協定書を添付しておりますが、地域ありとあらゆる場所に最低1400箱のビュアウォーター18リットル入りを用意するものとし、ラフングストックという無駄のない体制整備が実現いたします。この事業の理念は、意識改革を主とするがペットボトル等のゴミ問題、減量化、資源の再利用、再活用も念頭に置き、地域住民のリサイクル活動の促進や飲用水の重要性なども普及してまいります。	基本理念は、公共施設及び、地域住民各家庭における飲用水の確保は事業者負担、各家庭負担を要しております。しかし意識改革にはそれ相当の期間を有するためいち早く体制整備を図る為、住民の目立つ場所だけでも備えてい必要はあると思えます。		6	担当ではない。						
月鏡町	国有施設の開放・有効活用による地域再生計画	1082	1082010	092520	国の機関・施設、遊休国有地等の利活用規制の緩和	国の機関・施設、遊休国有地等の利活用を促し、その使用に当たっての規制を大幅に緩和する。	国の機関・施設、遊休国有地等は、自由に使えることを市区町村や住民にPRする。その使い方やアイデアは住民に委ねる。当然、管理上問題ないよう、義務も負ってもらうのが当然である。申請許可制でなく、届出制で。	おそらく、現状は「私的」なものには使用させないであろうし、申請主義で、その内容をあれこれ、これを添付する。期間がどの、内容が、とか事細かくで、結局なんやかも「使用させない」方向に持っていくこととしては、役所は問題がないほうが楽だから、地域再生を目指すからには、多少のリスクは必要、住民活動支援、性善説で。		6	担当でない						
茨城県	県央地域ユニバーサルデザイン推進プロジェクト	1279	1279090	092530	ホテル・観光施設等におけるホスピタリティの向上	・ホテル・観光施設等が障害者やその関係者を講師として迎えホスピタリティの向上を目指すもてなし向上指導事業に対し、助成措置を講じる。	ホテル・観光施設等のホスピタリティの向上により、滞在型観光客の増加、観光産業の振興が図れる。	特に、高齢者、障害者の観光施設の利用を促進するためには、ホスピタリティの向上が課題であるが、このホスピタリティを養成する場合の助成措置がないのが現状である。このため、助成措置を講じ、地方公共団体等が事業に積極的に取り組める環境を作る必要がある。		6	担当ではない。						
菊池市	いってみたい農山村・やってみたい農林業	2128	2128020	092540	教育、福祉、医療、環境、農林業の特色を越え生活者の視点に立った食育の推進	各種施策の集中、各府省で行われるであろう食育関連施策(ソフト面)を、効果的かつ一元的に地域と連携しながら、その地域に集中して行われた。	国からの支援を受け、関係部局、関係者団体が一体となって、事業主体(市、農業法人、その他企業団体)が行う消費者教育、食育理解の活動、啓蒙を積極的に支援する。特に消費者教育については、地域及びその周辺にあるスーパー、量販店、農産物直売所、飲食店、学校、病院、福祉施設、公共施設などにガスター等の掲示を行うとともに、安全で安心できる地域農産物の購買が自分たちの地域・環境・食を守るといった観点から、その購買意欲の向上(意識改革)を図る手立てをあらゆる面から重点的かつ積極的に講じることとしたい。生活者の視点に立った食育の推進は、効果的に農山村や農林業への関心の高まりにつながり、このことが、多様な農産物産品の育成にも大きく作用することとなる。	この提案のねらいは、農外からやる気のある多様な人材をより多く確保、支援し、その個人の力を最大限生かすことである。食と農業は、市民生活になくてはならないものであり、その食と農業からの恩恵を将来的に受けるためには、何を行うべきかということにより多くの消費者に考える機会を与える必要がある。そのためにも、関係府省の特色を越え生活者の視点で分かりやすく、食と農の大切さを伝える必要がある。消費者の食と農山村・農林業に対する関心・理解の高まりは、多様な農産物産品を育成する上で必要不可欠なものであり、地域再生構想の土台となるものである。		6	食育について、当該提案事項に関しては担当ではない。						
袋井市	市民と地域の健康づくり	1169	1169010	092550	「市民と地域の健康づくり」の拠点整備(機能付加)に係る各府省連携による集中的な支援(関連補助事業の一元的な推進)	既存の公民館を活用した「市民の健康づくり」の拠点整備(機能付加)に係る各府省連携による集中的な支援(関連補助事業の一元的な推進)	地域コミュニティ強化、健康寿命の延伸や地域健康水準の向上、地域内世代間交流や生きがいづくりなどを視座のコンセプトとして、地域の特性やニーズを踏まえながら、従来の公民館が有する機能(生涯学習、コミュニティ、貸館など)に、健康づくり(出張(休日)検診、保健相談・保健指導、フィットネスなど)、福祉(児童プレイルーム、放課後児童クラブ、生きがい対応型デイサービス、高齢者いきいき農園など)、コミュニティ強化支援(コーディネーターの設置など)、行政サービス(各種証明の発行、行政相談、公共施設予約システムなど)といった機能を付加する。の詳細については、地域の特性に応じて決定)また、これらに必要なハード整備を行う。	本構想を実現するためには、各府省にまたがる補助事業を一元的(同時的かつ複数)に活用することが効果的かつ効果的であり、各府省の政策目的に加え、本構想の趣旨の一つとなる地域コミュニティの強化等の効果も加味する中で、府省連携による集中的な支援をいただきたい。	児童福祉法第6条の2第12号	5	放課後児童クラブは、学校や児童館など様々な場所で実施でき、公民館において放課後児童クラブを実施することは可能である。						
加西市	「花と歴史と愛のまち-かさい」を活かした産業再生計画	2007	2007020	092560	第三セクターに対する総合的支援	公共性が高い第三セクターについては、まちづくり的及び福祉的等の視点から施策の集中を図り、総合的に支援を行う。	第三セクターによる鉄道及び再開発ビルについては、公的セクター職員の出向支援及びPFの導入支援等まちづくり的及び福祉的等の視点からの施策の集中的総合的支援を行い、商業及び観光業の再生につなげ、中心市街地の活性化を図る。	外部と中心市街地を結ぶ鉄道や再開発ビルの管理については、特に鉄道については福祉的な意味合いが強い。維持・活用することが困難となっている。福祉の意味合いが強い等の第三セクターについては厚生労働省の支援や市街地活性化につなげるための関係府庁の総合的な支援が必要である。		6	鉄道、ビル等については担当ではない。						

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
長崎県	産学官連携リーディングプロジェクトを軸とした地域経済再生計画	2122	2122010	092570	産学官連携リーディングプロジェクトへの集中的投資・支援	「産学官連携リーディングプロジェクト」成功のための手法・段階ごとの支援を「廃止」、または「連結」、一貫した研究開発支援を実現。 1「一貫した研究プロジェクト」 ・基礎研究、応用研究、知的財産化、実用化、製品化、事業化の流れの中に存在する「死の谷」を克服するため、各府庁縦割りの研究予算を連携・統合し、政策パッケージとして提供する。 2「一貫した研究評価システム」 ・基礎研究から商品化・事業化に至る複数プロジェクトを、同一メンバーによる評価委員会により、一貫した責任ある評価を実施する。中間評価・事後評価の結果を後継プロジェクトに反映させる。 3「一貫した人材支援システム」 ・技術の研究開発から、事業化、製品化までを戦略的にマネジメントできる「目利き」人材を、各プロジェクトに配置する。	テーマ1「海洋環境の修復と海洋資源の持続的利用による地域再生」 地域結集型共同研究事業(「ミクロ海洋生物の生理機能活用技術の開発」)の成果をベースとして、東アジアにおける海洋科学の国際的研究拠点をめざす。 テーマ2「医療診断技術の革新と安心・安全で質の高い生活環境の創造による地域再生」 都市エリア産学官連携促進事業(「QOL医療診断に向けた非侵襲センシング技術」)の成果をベースとして、理工連携による「ミ」を活用した医療診断機器の開発拠点をめざす。	本県固有の資源や強みを基盤に、産学官連携により本県の直面する課題の解決策を示し、地域社会の再生を積極的にめざすうえで、関係府庁の支援強化の強化を是非お願いしたい。			3		厚生労働省の競争的資金は原則的に公募型を採用しており、毎年度全国から研究課題を公募し、応募のあった研究課題のうち外部評価によって総合的に高く評価された研究を対象に研究費を配分している。 なお、政府としては、総合科学技術会議を中心として、府庁横断的な資源配分の重点化、重要研究開発の評価、研究人材の確保・育成等を実施しており、厚生労働省としても関係府庁と連携して取り組んでまいりたい。	複数府庁にまたがる施策について、関係府庁との連携の下、事業への集中的な投資・支援を図るといふ趣旨を踏まえ、再度検討し、回答されたい。また、提案者が想定している事業に合致する貴省所管の個別の競争的資金があるかどうかについても明らかにされたい。	3		厚生労働省の競争的資金制度は、国民の保健医療等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ることを目的としており、御指摘のような特定地域・事業の活性化を直接の目的とするものではないため、ご提案に沿うことは困難である。 なお、医療機器分野等を対象とした研究事業もあるが、あくまでも地域プロジェクト単位ではなく研究者単位で研究費を交付している。 また、政府としては、総合科学技術会議を中心として、府庁横断的な資源配分の重点化、重要研究開発の評価、研究人材の確保・育成等を実施しており、厚生労働省としても関係府庁と連携して取り組んでまいりたい。
大阪商工会議所	医療機器・研究開発支援機器の開発促進コンソーシアム	3067	3067010	092580	医療機器・研究開発支援機器の開発促進コンソーシアム	各省の医療機器・研究開発支援機器開発補助金制度を一元化する事で、補助金を求める企業が申請しやすい環境を整備するよう窓口一本化する。その上で、大阪商工会議所が推進する医療機器・研究開発支援機器開発促進コンソーシアムから立ちあがった共同プロジェクトに対して、補助金枠を設定。あるいは少なくとも優先審査制度の認定を提案する。これにより、重要な案件開発が確実に助成を受けられることとなる。これが有効に機能するかどうか見極めるため、まず3年をめどに見極めを行うことが妥当と考える。	大阪商工会議所では、医療機器・研究開発支援機器開発を促進する「次世代医療システム産業化フォーラム」を実施。医療機関のニーズ、研究者のシーズが提示され、その製造化に向けて共同開発が進められる。すでに22の研究機関や大学、114社企業が参加しており、18もの具体的な共同開発プロジェクトが立ちあがり、確実に機器開発が促進されるプラットフォームとして有効に機能している。これにより在阪企業の潜在する技術力を生かして医療機器・研究開発支援機器産業の活性化を図ることができ、新たなビジネスチャンス創出が実現する。	各省の機器開発補助金制度の最新情報を得ることは、補助金を求める企業や産学連携コンソーシアムといった申請主体にとって煩雑な作業を伴い、結果的に申請時期を逃してしまうなど不便が多い。各省の制度を一元化して一括して情報を得ることができれば、最適な制度に申請を行うことが可能となり、申請主体にとって利便性が高まる。また、大商の「次世代医療システム産業化フォーラム」のように、有用な案件で望ましい共同開発チームが組まれている重要な案件は、補助対象として優先順位の高いものであるが、これまでの補助金制度では、一律の審査しか実施されていないため、適用枠の設定により、助成すべき案件に補助金を与えることが必要であると考え。	厚生労働省研究補助金取扱規程(平成10年厚生省告示第130号) 厚生労働省研究補助金取扱規程(平成10年4月9日厚科第256号)等		3		厚生労働省の競争的資金は、保健医療分野等の研究を行う研究者を対象として、原則的に公募型を採用しており、毎年度全国から研究課題を公募し、応募のあった研究課題のうち外部評価によって総合的に高く評価された研究を対象に研究費を配分している。 したがって、御提案に沿うことは困難である。 なお、申請しやすい環境整備については、研究開発に係る各省の施策についての情報の提供が一層、円滑かつ迅速に進められるよう関係府省と連携して今後も引き続き取り組んでまいりたい。	提案の実現により、補助金申請の利便性が高まり、医療機器・研究開発支援機器産業の活性化を図るといふ趣旨を踏まえ、再度検討し、回答されたい。また、提案者が想定している事業に合致する貴省所管の個別の競争的資金があるかどうかについても明らかにされたい。	3		厚生労働省の競争的資金制度は、国民の保健医療等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ることを目的としており、御指摘のような特定地域・産業の活性化を直接の目的とするものではないため、ご提案に沿うことは困難である。 なお、医療機器分野等を対象とした研究事業もあるが、あくまでも地域や管理法人単位ではなく研究者単位で研究費を交付している。
五箇町	複合型産業拠点形成プロジェクト	1028	1028020	092590	新たな産業拠点の形成のための関連施策の集中実施	【各種施策の集中】 新たな産業拠点の形成に資する基礎的施策を推進するため、各府庁において実施する関係施策を集中的に展開する。	新4号国道における暫定4車線化(最終的には8車線)及び主要交差点の早期立体化を実現し、アツテス道や上下水道、河川改修などの基礎整備を集中的に実施し、商業・流通業などの産業立地を促進する。	新たな産業拠点の形成を促すには、拠点の形成に際し、事業の早期完了を図るには、集中的な整備促進が必要である。	水道施設整備費国庫補助金交付要綱について(昭和六三年五月二〇日 厚生事務次官通知)	(水道における国庫補助制度) <名称> 水道水源開発等施設整備費 <補助対象> 地方公共団体 <補助率> 1/2・1/3・1/4	5		水道施設整備費国庫補助金交付要綱の補助対象事業の補助要件に合致すれば国庫補助金交付は可能である。	貴省の回答にある「補助要件」の内容を明らかにされたい。	5		水道施設整備費国庫補助金交付要綱について(昭和六三年五月二〇日 厚生事務次官通知)の表第1を御覧いただきたい。
掛川市	日本教済運動という名の地方都市経営構想	1064	1064010	092600		1歩行文化の確立の社会実験に対する支援 歩く道を輝かに地域・広域連携と境の境や橋の境など交流の境を歩かせる。エコツリズム、ウォーキング効果の研究、環境保護の道の整備を行う。歩くと切れぬ子どもを育成するとともに正しい身体能力と知的能力のバランスによる真の健康教育を行う。 歩くことで健康長寿者の増加、病弱者の減少、健康保険・介護保険財政の健全化を促進する。 歩くと切れぬ子ども育成、北京大学と国際一歩の歩く文化、健康長寿者の増加、病弱者の減少、健康保険・介護保険財政の健全化を促進する。 歩くと切れぬ子ども育成、北京大学と国際一歩の歩く文化、健康長寿者の増加、病弱者の減少、健康保険・介護保険財政の健全化を促進する。 歩くと切れぬ子ども育成、北京大学と国際一歩の歩く文化、健康長寿者の増加、病弱者の減少、健康保険・介護保険財政の健全化を促進する。 歩くと切れぬ子ども育成、北京大学と国際一歩の歩く文化、健康長寿者の増加、病弱者の減少、健康保険・介護保険財政の健全化を促進する。	日本教済運動として、全市内、全市民、建村の歩行運動を行う。	生涯学習、地域学習、地域振興、経済活性化、健康増進などの複合的施策に対し、支援施策を集中していただきたい。	特になし	3		健康づくりを推進するため、「健康日本21」を推進しており、身体活動・運動を柱としてその普及啓発等を推進しているところである。	健康づくりを推進するため、「健康日本21」を推進しており、身体活動・運動を柱としてその普及啓発等を推進しているところである。	3		健康づくりを推進するため、「健康日本21」を推進しており、身体活動・運動を柱としてその普及啓発等を推進しているところである。	
仙台市	健康づくりウェルネス・コミュニティ構想	1368	1368010	092610	健康施策に関わる総合的なパッケージ型モデル事業としての適用(各府庁補助事業の重点化)	健康寿命の延伸を実現し、介護保険及び医療保険の費用負担の膨張を抑制させるための国が指定する総合型モデル事業として本提案構想を位置付け、各府庁における施策を連携させつつ補助事業の重点化を図ることにより、高齢化社会に対応した次世代の健康・福祉施策を早期に確立させる。これにより、効率性にかつ早期に本提案構想を位置付け、各府庁補助事業の重点化を図る。	健康寿命の延伸を実現し、介護保険及び医療保険の費用負担の膨張を抑制させるための国が指定する総合型モデル事業として本提案構想を位置付け、各府庁における施策を連携させつつ補助事業の重点化を図ることにより、高齢化社会に対応した次世代の健康・福祉施策を早期に確立させる。これにより、効率性にかつ早期に本提案構想を位置付け、各府庁補助事業の重点化を図る。	本市では既に、国のプロジェクトとして認定を受けた、「高齢化社会対応産業クラスター事業」「IT活用」のフィンランド健康福祉プロジェクト(「健康福祉分野での知的クラスター創成事業」)があり、また、疫たきり予防・感染予防策の研究を地域で実証実験を展開している「闘争プロジェクト」さらには国際的産業特区を起因とする東北大学との共同事業である「脳機能健康プロジェクト」等の取り組みを行っており、これらを総合的に行うモデル事業としてのベースが十分にある。		8		提案主体に確認したところ、当該提案事項は他の「健康づくりウェルネス・コミュニティ構想」関連の提案事項のものとされており、この欄自体には要望事項がないとのことであった。					
古殿町	流籠馬の串づくりによる地域再生計画	1364	1364040	092620	地域資源活用促進事業等の活用による事業の促進	流籠馬用馬の育成施設及び流籠馬の伝承・披露のための施設、都市との交流促進施設(体験宿泊施設、軽水公園施設等)を整備するにあり、地域資源活用促進事業、地域雇用機会増大促進支援事業等の活用による事業の促進を図る。	流籠馬用馬の育成施設及び流籠馬の伝承・披露のための施設、都市との交流促進施設(体験宿泊施設、軽水公園施設等)を整備するにあり、地域資源活用促進事業、地域雇用機会増大促進支援事業等の活用による事業の促進を図る。	本町のような中山間地域の小規模町村にとって、各種補助事業を活用して財源を確保し事業を遂行する必要性が高いため。	平成16年度新規事業として、地域雇用機会増大促進支援事業(予算事業)を平成16年度新規事業として実施する予定。	3		施設の設定、整備事業は厚生労働省の所管事業ではなく、当省の委託事業として実施することは不適切。					

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類の見直し	46.'措置等の方法の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答				
荒尾市	荒尾市における中小企業及び観光と農漁業の共生対流活性化事業	2153	2153050	092630	農林水産省、国土交通省、経済産業省、厚生労働省の補助事業の集中化	荒尾市の地域再生拠点施設には、農林水産省の農業構造改善事業、民間結集型アグリビジネス創出技術開発事業、漁業経営構造改善事業、国土交通省の道の駅整備事業、経済産業省の地場産業等活性化補助金、伝統的工芸品産業振興に関する法律第7条(共同振興計画)に基づく補助事業、厚生労働省の地域再生雇用支援ネットワーク事業の集中化の要請。	(1)観光土産品や地域農産物販売する「特産品マーケット」の建設 「産地ブランド」である「産地」を軸として鮮度と生産者の差別化農産物の直売施設 「地元製造製造業者等による地場農産物を原料とした観光土産品を販売する」ので、併せて加工施設を併設して「菓子や、豆、こんにゃく等」でできた商品、のデパートが共存するマーケット施設 (事業効果) 販売額170万円、雇用18名(職員2名、パート16名)が見込まれる他、製粉新フードシステム、選別農地の活用、耕作地の作付による土地利用等の向上が見込まれる。 (2)特産品加工施設の建設 特産品である赤米(パチ)、の加工を始めて、地元産米、安全な製粉材料、スローフードの惣菜づくり等を行う。 (事業効果) 雇用12名、職員1名、パート11名 (3)オーガニックレストランの建設 レストラン隣接の農地や地元産米を使用した安全、新鮮な食材を使ったメニューや、産後ケア料理を提供する。 (事業効果) 販売額750万円、雇用3名(職員1名、パート4名) (4)職人の伝統工芸品である「小代焼」の実験・体験と販路開拓施設、小代焼の両方を兼ねてもらうこと小代焼7部品の特産品ある作品を展示・販売し、国の伝統工芸品としての価値を高め、小代焼の発展を図る。 (事業効果) 販売額110万円、雇用2名(パート2名) (5)市民農園や体験農園、観光施設、施設ローの整備 遊休農地や周辺の山林、川を活用して市民農園、製のものづくり体験農園、訪れる人がリフレッシュできる健康ロード、観光施設を整備する。 (事業効果) 販売額27万円、雇用2名(職員2名)の他、遊休地の活用と特産品である製粉の振興 (6)産地方向性施設 産地情報、観光施設の案内だけでなく、生産者と消費者、観光客と販売店、観光施設の双方を結ぶネットワークの構築と特産品の販売や観光の振興を図る。 (事業効果) 販売額100万円、雇用1名(パート2名) (7)その他、駐車場、トイレの整備	本市構想は地域の農産水産物、地場中小企業、観光の振興及び広域交流の推進を図るため、それらが一体的に融合した拠点施設建設であるので、一体的な支援が必要である。	『地域再生雇用支援ネットワーク事業』の創設について(平成15年12月19日発表)	自ら地域再生に取り組む市町村等に対し、(1)情報/ノウハウ、(2)支援/協力、(3)助成措置の活用3本柱で雇用面から積極的に支援する事業(2月頃創設予定)	1			『地域再生雇用支援ネットワーク事業』の創設などにより地域再生に取り組む市町村に積極的に支援を行うこととしている(『地域再生雇用支援ネットワーク事業』の創設について(平成15年12月19日発表))、創設支援や求人の確保などの具体的な課題について、都道府県労働局に今後設置するワンストップ相談窓口などに相談いただきたい。))							
神戸市	神戸医療産業都市構想の推進による地域再生構想	2022	2022010	092640	産学民官の連携による地域の科学技術振興・産業活性化のための中核機関の機能強化	産学民官の連携による地域の科学技術振興・産業活性化のために、以下の中核機関の機能強化が必要である。 (1)民間資金導入による中核機関の財政基盤強化 中核機関の「特定公益増進法人」としての認定要件の緩和 「特定公益増進法人」が新事業創出促進法第9条(特別措置)で資金の導入を受けられること。事業実施要件の緩和 (2)地方公共団体による中核機関への支援体制の強化 中核機関への地方公共団体からの財政支援に対する必要な措置 中核機関への出資金及び寄付金の財政支援の確保と取組の強化(国庫または地方公共団体の出資比率の制限)等 (3)中核機関の機能強化を図るための研究費・競争的資金の活用と弾力化 競争的資金の活用と弾力化 事業費と取組の強化(国庫または地方公共団体の出資比率の制限)等 (4)大学のバリエーションの育成を支援するライフサイエンスTLOを創設するための承認TLOの承認基準の弾力化 「原則」大学TLOの推進 「弾力化」承認には学長の同意が必要との指標 重要分野の弾力化(学部長等の同意)	(1)(2)民間資金の導入及び地方公共団体の支援により、中核機関の財政措置を強化し、産学民官の連携による地域の科学技術振興・産業活性化に資する。 (3)地域の科学技術振興を目的とする公益法人や大学等における産学連携型の研究活動を加速することにより、地域における革新技術・新産業の創出を通じた地域経済の活性化を図る。 (4)京大、東大、神戸大、理化学研究所など、関西を中心に広域横断的な研究機関を対象として、ライフサイエンスインキュベーション)及び技術移転を促進するため、承認TLOとして、「ライフサイエンスTLO」を創設する。 これにより、ライフサイエンス分野特有の課題に対応した事業化支援体制を構築することが可能となり、その結果、研究成果の事業化が加速され、地域経済の活性化に資することとなる。	(1)民間資金を導入しやすくすることにより、中核機関の財政基盤が強化され、地域産業活性化に資する。 (2)地域産業活性化に向けた中核機関の財政基盤強化は、地方公共団体における将来の税源の確保につながるため、後年度負担を求めることが適切である。 (3)すべての研究費(競争的資金)に間接経費30%が適用されていない。本来、間接経費によって中核機関の活性化及び産学連携の加速を図る必要がある。 (4)大学知財本部の設置に伴い、ライフサイエンス分野での知的財産を、早期に実用化、産業化するためにも、専門的・広域的なTLOが必要。しかしながら、国からは、承認TLOの要件として、原則1大学TLOと指導されている。承認TLOを設置するには学長の同意が必要と指導されている。これらの承認基準を明確化するとともに、要件の弾力化が必要。	厚生労働科学研究費補助金取組規程(平成10年厚生省告示第130号) 厚生労働科学研究費補助金取組規程(平成10年4月9日厚科第256号) 厚生労働科学研究費補助金取組規程(平成10年4月9日厚科第256号) 厚生労働科学研究費補助金取組規程(平成10年4月9日厚科第256号)	厚生労働科学研究費補助金については、公募研究課題3千万円以上に対して20%を限度として間接経費を交付している。医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構の保健医療分野における基礎研究推進事業においては、研究委託研究機関としての国立大学では、研究費に間接経費10%、私立大、公益法人、企業等では、一般管理費8%を導入している。(共同研究機関としての国立試験研究機関には研究費を交付していない。) 科学技術基本計画では、「間接経費の比率は目安として当面30%程度とする」とされている。	3, 6		(1),(2),(4)は当省所管の制度ではなく、担当ではない。) (3) 間接経費比率の大幅な引き上げは、研究費の削減につながるため試験研究に支障が生じる恐れがあることから、今後についても実施状況を見ながら必要に応じて見直しを図っていく考えである。								
愛知県豊田市	都市農山村共生生活活性化構想	1192	1192050	092650	都市と農山村の共生・対流の推進についての、施策集中化	現状、関係省連絡会議による優先事業の配分や、民間の会議・フォーラム・シンポジウム等において、多様な居住環境整備、都市と農山村の交流・共生を支える交流基盤の整備推進について、既存制度の統合化による国支援事業の活用促進、及び個性を活かした市単独事業の実施による地域活性化を図る。	地域連携システムの整備、グリーンツーリズムの推進、地産地消の仕組みづくり、多様な居住環境整備、都市と農山村の交流・共生を支える交流基盤の整備推進について、既存制度の統合化による国支援事業の活用促進、及び個性を活かした市単独事業の実施による地域活性化を図る。	現状、国の関連事業メニューが、省庁ごとに非常に細分化して市町村にとっては利用しにくい。また、統合化して、その利用勝手をも向上させることにも、対象外となっている事業を明確化させることにより単独事業対応を進めるため、				本提案については当省の担当とするところではない。									
神奈川県	知的イノベーション創出プログラム(神奈川方式の知的財産戦略)	1284	1284020	092660	光科学分野を中心とするKAST研究成果に競争的資金の集中投資	KASTでは、流動研究プロジェクトなどで優れた研究成果を創出している。特に独自の大きな展開が期待される研究成果については、研究者と産業界の関係を継続して、強力な成果展開を進めている。これらKASTの研究活動により創出された有望な研究成果は、KASTの研究システムを活用して成果展開を図ることが最も効果的であり、光科学分野を中心とするKAST研究成果に、国等の各種競争的資金の集中投資をお願いしたい。	『知的イノベーション創出プログラム』の重点分野である「光科学(光触媒等)」について、KASTの研究システム(成果創出・技術移転・費方式)を最大限に活用し、研究成果の強力な地域展開を図られる。 光科学重点研(KAST3大技術) ・光触媒材料グループ ・近接場光学グループ ・マイクロ化学グループ	KASTの研究システムにより創出された研究成果について、国等の競争的資金を投入してへ展開する際は、KASTの研究者としてかつKASTを中核機関として推進することが最も望ましい。KASTが創出してきた基本的特許の活用開発にかかる国等の競争的資金は、KASTへ集中投資を行う。	厚生労働科学研究費補助金取組規程(平成10年厚生省告示第130号) 厚生労働科学研究費補助金取組規程(平成10年4月9日厚科第256号)	厚生労働省の競争的資金は、保健医療分野等の研究を行う研究者を対象として、原則的に公募型を採用しており、毎年度全国から研究課題を公募し、応募のあった研究課題のうち外部評価によって総合的に高く評価された研究を対象に研究費を配分している。したがって、御提案に沿うことは困難である。	3		厚生労働省の競争的資金は、保健医療分野等の研究を行う研究者を対象として、原則的に公募型を採用しており、毎年度全国から研究課題を公募し、応募のあった研究課題のうち外部評価によって総合的に高く評価された研究を対象に研究費を配分している。したがって、御提案に沿うことは困難である。								
千葉県	『東京湾ゲムベイ地域』の形成の推進	1303	1303050	092670	科学技術予算の重点投入	『東京湾におけるゲム科学の国際拠点形成(都市再生プロジェクト)の実現のため、対象地域である、かずさ、千葉、柏、東葛地区において取り組むこととしている健康科学分野の産業化を目指したゲム科学分野に関する関連予算を重点的投資。	都市再生プロジェクトを実現するため、かずさ地域において、かずさDNA研究所や生物遺伝資源保存施設が有する資産を基に、臨海部の企業や大学・研究機関等が共同して実施する産業化・実用化を目指した研究プロジェクトを、国の科学技術予算による重点的支援を得ながら積極的に進めていく。 また、千葉地域、柏・東葛地区において、千葉大学、東京大学柏キャンパス、東京理科大学などを中心に企業との新技術創出に向けた共同研究プロジェクトを創出していく。	我が国がゲム科学分野で国際的に優位に立つためには、『東京湾ゲム科学の国際拠点形成(第四次都市再生プロジェクト)が目指しているプロジェクト』の着実な進展が必要であるが、現在のところ、本プロジェクトに対し、重点的に科学技術予算の措置がなされていないので、所要の措置が必要である。	厚生労働科学研究費補助金取組規程(平成10年4月9日厚科第256号)	『東京湾におけるゲム科学の国際拠点形成』については、平成14年7月2日のプロジェクトに係る都市再生本部決定において、国としての総合的な支援を集中的に推進することが期待されているところであり、国における推進体制の構築の一環として、関係各府等からなる協議の場として『東京湾ゲム科学推進協議会』が平成15年1月に設置され、関係府省の一つとして厚生労働省も参加している。	3		厚生労働省としては、ゲム科学等の先端技術の研究開発は、画期的な創業や新たな治療技術の開発に資する重要な研究開発分野として位置付けている。しかしながら、厚生労働省の競争的資金は原則的に公募型を採用しており、毎年度全国から研究課題を公募し、応募のあった研究課題のうち外部評価によって総合的に高く評価された研究を対象に研究費を配分している。したがって、御提案に沿うことは困難である。								

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類'の見直し	46.'措置等の方法'の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答	
仙台市	健康づくりウェルネス・コミュニティ構想	1368	1368020	092680	健康施策として各府省庁の施策の集中	各府省庁が所管する健康福祉分野における、介護医療技術の増立及び育成、産業創出等の各種の施策を集中して本提案構想に適用する。	財務省・厚生労働省・経済産業省における健康福祉分野事業に対する補助制度、支援制度及び保険適用範囲の拡大策を本構想に集中的に適用することにより、高齢化社会に対応した次世代の健康・福祉施策を早期に確立させる。これにより、効率的かつ早期に本格的な高齢化社会への対応が可能となる。	本市では既に、国のプロジェクトとして認定を受けた、「高齢化社会対応産業クラスター事業」「IT活用」のフロンティア健康福祉プロジェクト(健康福祉分野での知的クラスター創成事業)があり、また、様々な予備的・地産地消の研究を地域で実証実験を展開している「鶴ヶ谷プロジェクト」には国際的産業特区を起因とする東北大学との共同事業である「脳機能健康プロジェクト」等の取り組みを行っており、これらを総合的に行うモデル事業としてのベースが十分にある。		8		提案主体に確認したところ、当該提案事項は他の「健康づくりウェルネス・コミュニティ構想」関連の提案事項のものとされており、この欄自体には要望事項がないとのことであった。						
神戸市	神戸医療産業都市構想の推進による地域再生構想	2022	2022020	092690	地域ごとのクラスター形成に向けた。特定分野での研究費(競争的資金)及び科学技術振興施策の集中投資の推進	都市再生プロジェクト・知的クラスター形成に向けた。特定分野での研究費(競争的資金)及び科学技術振興施策の集中投資の推進	都市再生プロジェクト・知的クラスター形成に向けた。特定分野での研究費(競争的資金)及び科学技術振興施策の集中投資の推進	地域ごとにクラスター形成の促進による地域経済の活性化を図るためには、特定分野での研究費(競争的資金)及び科学技術振興施策・地域産業振興施策の集中投資が重要課題である。	厚生労働科学研究補助金取扱規程(平成10年厚生省告示第130号)・厚生労働科学研究補助金取扱規則(平成10年4月9日厚科第256号)		3		厚生労働省の競争的資金は、保健医療分野等の研究を行う研究者を対象として、原則的に公募型を採用しており、毎年度全国から研究課題を公募し、応募のあった研究課題のうち外部評価によって総合的に高く評価された研究を対象に研究費を配分している。したがって、地域特性を評価項目に明示的に盛り込むことは、競争的資金の性質を大きく変えるものであり、御提案に沿うことは困難である。	提案の実現により、ライフサイエンスのスーパークラスター形成の促進を図るといふ趣旨を踏まえ、再度検討し、回答された。	3	厚生労働省の競争的資金制度は、国民の保健医療等に關し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ることを目的としており、御提案のような特定地域のクラスター形成の促進を直接の目的とするものではないため、ご提案に沿うことは困難である。		
福岡市	ロボット共存都市・福岡	2080	2080010	092700	ロボット関連施策に係る実証実験の福岡市における集中実施	次世代ロボットビジョン懇談会(経済産業省)の提言に基づき展開される各種施策の実施地域として本市域を活用。また、複数の府庁で研究開発される各ロボットの検証実験の場として、本市域域を活用。	ロボット関連施策及び研究開発は現在、各府省庁に個別実施されているが、いずれにおいても、社会普及の前提として実証実験が必要と見られ、同一フィールド(環境)での実験は貴重であり、「ロボット開発・実証実験特区」の認定に加え、情報関連産業、大学等の集積など、ロボット研究開発に高いポテンシャル、モチベーションを有する本市域にてこれら実証実験を集中展開する意義は大きい。また、実験の結果取り纏められる各種基準は世界初のものとなる。これらは、「博多スタンダード」として世界中へ広まり、もって、本市におけるロボット研究開発拠点形成や新産業の創出が促進される。			6		本提案に関しては、当省の担当とするところではない。						
華加市	古さと新しさが調和する賑わいと潤いのある「今様・華加宿」	1130	1130030	092710	中小小売商業高度化事業構想の認定対象者の追加及び対象事業の拡大	中心市街地活性化法第18条で、TMOになり得る組織として、商工会議所、商工会、第三セクター特定会社、第三セクター公益法人の4者が挙げられる。この該当組織に、地域住民自治組織、商店街組織といった既存の地域組織が含まれるよう同法の変更又は緩和すること。取り扱う活性化の項目を商業に限定せず、中心市街地に求められる都市機能(福祉、住宅、文化等)もその対象事業として追加すること。	現在、住民主体によるまちづくり活動を促進させるための「パートナーシップによるまちづくり事業」を進めているが、まちづくりに関する内容を最終的に決定するのは、行政である。現在参加型まちづくりといった名称により「住民参加」が標榜されているが、参加型まちづくりは決定までの「仕組み」の中には十分に取入れられていないのが現状であるといわざるを得ない。住民参加、住民による決定した内容によってまちづくりを進めていくためには、それだけの権限、自治権を住民側に付与し、本道の重み、責任を持たせなければ、本道のパートナーシップとはなり得ない。まちづくりは進められない。当該事業では、住民主体によるまちづくり活動を進めながら、その地域の課題、課題の整理、それを受けて地域の将来像の検討、そして、その将来像を実現させるための計画づくりを行っている。しかし、できあがった計画は、現状では地域内での合意、紳士協定のものではなく、何らかの権限や規制、拘束力を持ち合わせていない。そこで、住民の作成した計画、住民の意思をより確実に実現するために、今回の中心市街地活性化法の適用が必要である。	平成12年度現在、活性化基本計画を策定している市町村は104存在するが、その反面、市町村がTMO構想を認定した部局は1部局にとどまっている。これは、各自がTMO構想については、市民参加により「つくりと」り進めたいという意向が強いと考えられる。しかし、既存のまちづくり制度にはない新しい試みであるTMOにはいくつかの改善すべき課題が存在していると考えられる。まず、まちづくり組織が成熟していない都市において、単にTMOを設立し、補助金の受け皿組織的に利用している事例が見受けられる。適切な準備段階を経て本来の機能を十分に発揮するTMOの設立は困難であると考えられる。さらに、TMOのモデルといわれるアメリカのBIOでは、専任スタッフを配置している。それらは、地元市民組織などの指導を受けたものやボランティアの経営者や大企業の経営者からの転身者が多く、そのための専門のノウハウを持ち、経営能力が高いのが特徴といえる。アメリカとは異なり、地域住民自治組織、商店街組織がある日本においては、こうした組織継承やその連携のもとに積極的に活かすことが重要である。次に、TMOは、中心市街地活性化法では「中小小売商業高度化事業構想の認定構想推進事業者」として位置づけられている。ここでのTMOは商業機能の活性化に特化してしまっている。本来あるべきTMOとしてのまちづくり会社になるためには、商業機能だけでなく、福祉・居住・文化など総合的なまちづくりの視点が必要とされるが、法律ではそのあり方とされていない。また、全国一律に定められているため、地域の実情に合わせた形での対応が難しくなっている。このような現状を反映し、中心市街地に求められる都市機能をふまえたTMOの位置づけ、再構築が必要である。以上のように地域組織の活用、総合的まちづくりの視点に立った活性化を実現するためには、右記の法令の改正、緩和が必要であると考えます。			6	本提案事項の中心市街地活性化関係は当省の担当ではない。						
神奈川県	知的イノベーション創出プログラム(神奈川方式の知的財産戦略)	1284	1284010	092720	財団法人であるKASTを、公的研究機関として法的認定	財団法人であるKASTを、公的研究機関として法的認定	本構想の中核的な研究活動を行っているKASTの研究事業などが、研究機関として大学や国の独立行政法人と同様の研究環境を整備される。このことにより、神奈川県が取り組んでいる「知的イノベーション創出プログラム」の強力な推進が可能となる。	KASTは、実質的には地域における大学以上の公的研究機関としての役割を担っているにもかかわらず、組織として財団法人であるため、国の各種競争的資金の申請要件から外れてしまうケースが多かった。KASTの活動は、これまでも、基礎的経費は県の補助金などを中心として推進してきているが、本支援措置が実現されることにより、その成果のより大きな展開を図る際、国の競争的資金の積極的な活用が図られ、本構想の推進が可能となる。	厚生労働科学研究補助金取扱規程(平成10年厚生省告示第130号)・厚生労働科学研究補助金取扱規則(平成10年4月9日厚科第256号)等	左記細則2(2)によって公益法人についても交付対象とされている。	6	厚生労働省の競争的資金は、保健医療分野等の研究を行う研究者を主な対象としており、御提案にある産業技術強化法第16条の認定とは関連性が無い。なお、厚生労働省の競争的資金については、財団法人も既に対象としている。						

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類'の見直し	46.'措置等の方法'の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
北海道滝川市	商業都市の再生	1390	1390060	092730	幼保一元化の推進	地域の大学として貢献する国学院短期大学は、幼児教育学科を有することから、その専門性等のメリットを生かし行政の連携により、公設民営型(国学院短期大学に運営委託)の幼稚園・保育所が一体となった子育て施設を設置したい。	少子化が進む中、子どもの成長と家族や地域のニーズ考え、効率的・効果的な子育て支援を進めるが大きな課題であり、幼保一元化は地域の実情にふさわしい子育て支援策と考えます。幼稚園入園年齢制限の緩和と幼稚園と保育所等の教育・保育活動の一体的運用 保育所における保育所児と幼稚園児の合同保育の容認 保育の実施にかかると事務を教育委員会への委任の容認	児童福祉法、学校教育法	保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、幼稚園は学校教育法に基づく教育施設である。	7			保育所と幼稚園は、それぞれ整備充実を図る中で、施設の共用化や資格の相互取得の促進等、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきている。 また、保育所と幼稚園の共用化施設において、合同保育を実施するために、構造改革特区第2次提案及び第3次提案において、特例措置を設けたところであり、この制度の活用により御提案は実現できると考える。 なお、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を進めているところである。具体的には、特区における保育所と幼稚園の保育室の共用化の措置の実施状況等も踏まえ、平成16年度中に総合施設の在り方について基本的考え方を取りまとめ、平成17年度に試行事業を先行実施するなど、必要な法整備を行うことも含め様々な準備を行い、平成18年度からの本格実施を目指す、こととしている。				
石川町	幼児教育、保育の一元化による地域再生計画	1113	1113010	092740	保育所、幼稚園運営の一元化	1施設で保育と幼児教育の運営を可能とする。	現在の施設において入所、入園希望児童すべてを受け入れる。	少子化の現状の中で、限られた施設で効率的な子育て支援が図れる。	児童福祉法、学校教育法	保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、幼稚園は学校教育法に基づく教育施設である。	7			保育所と幼稚園は、それぞれ整備充実を図る中で、施設の共用化や資格の相互取得の促進等、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきている。 また、保育所と幼稚園の共用化施設において、合同保育を実施するために、構造改革特区第2次提案及び第3次提案において、特例措置を設けたところであり、この制度の活用により御提案は実現できると考える。 なお、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を進めているところである。具体的には、特区における保育所と幼稚園の保育室の共用化の措置の実施状況等も踏まえ、平成16年度中に総合施設の在り方について基本的考え方を取りまとめ、平成17年度に試行事業を先行実施するなど、必要な法整備を行うことも含め様々な準備を行い、平成18年度からの本格実施を目指す、こととしている。			
袋井市	協働により実現する若い世代が安心して働き、子育てができるまち	1167	1167030	092750	文部科学省と厚生労働省の連携強化	預かり保育と放課後児童クラブの統合実施及び地域組織やNPO法人への委託を可能とする。放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱の対象事業とする。幼稚園と保育所の概念を取り払った子育て支援施策の充実を積極的に支援する。	預かり保育と放課後児童クラブの統合実施及び地域組織やNPO法人への委託を可能とする。放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱の対象事業とする。幼稚園と保育所の概念を取り払った子育て支援施策の充実を積極的に支援する。	児童福祉法第6条の2第12号	放課後児童クラブは、保育所や幼稚園などの場で実施でき、地域組織やNPO法人への運営委託は可能である。	3			放課後児童健全育成事業を実施するNPO法人等が放課後児童健全育成事業の対象外の児童等を預かる事業を市町村から委託を受けて実施することを妨げるものではないが、放課後児童健全育成事業として対象となる児童については、保育その他の施策がそれぞれの施策の目的によって対象が定められ、必要なニーズに対応することから、小学校就学前の児童を放課後児童健全育成事業の対象とする考えはない。(預かり保育の委託については、他府庁である。)	預かり保育と放課後児童クラブについて、提案者の構想する事業が要望に沿って円滑に実施できるように、預かり保育を所管する文部科学省との間で連携して予算執行する等工夫することなどができないか、要望を実現するにはどうすればいいかという観点から再度検討し、回答された。	3	預かり保育の対象は就学前の児童であるが、就学前の保育に欠ける児童の保育については、乳幼児を適切に保育する観点から必要な受け入れ体制を整備された保育所等において対応すべきであり、放課後児童健全育成事業の対象とすべきものは考えていない。	
会津坂下町	幼・保一元化による保育・教育内容の充実	1214	1214020	092760	教育・保育環境の充実のための幼・保一元化	国庫補助により整備した施設の目的外使用や文部科学省・厚生労働省間の垣根を越えた制度の合理的な再編	就学前の幼児の教育・保育環境を充実させるため、幼稚園・保育所の垣根を越えて一元化教育を実施する。	少子化の進行により園児が減少している幼稚園と待機児童が増加している保育所を就学前の教育・保育の場として一体的に捉え、地域の子供の教育・保育環境の向上を図るため。	児童福祉法、学校教育法	保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、幼稚園は学校教育法に基づく教育施設である。	7		保育所と幼稚園は、それぞれ整備充実を図る中で、施設の共用化や資格の相互取得の促進等、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきている。 また、保育所と幼稚園の共用化施設において、合同保育を実施するために、構造改革特区第2次提案及び第3次提案において、特例措置を設けたところであり、この制度の活用により御提案は実現できると考える。 なお、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を進めているところである。具体的には、特区における保育所と幼稚園の保育室の共用化の措置の実施状況等も踏まえ、平成16年度中に総合施設の在り方について基本的考え方を取りまとめ、平成17年度に試行事業を先行実施するなど、必要な法整備を行うことも含め様々な準備を行い、平成18年度からの本格実施を目指す、こととしている。				
小野町	健康・安心のまちづくりによる地域再生	1240	1240060	092770	幼稚園及び保育所の一元化	少子化、両親の共働きという家庭の増加等を背景とする利用者ニーズの多様化、就学前の子どものための良い育成環境を整備を図るためには、幼稚園と保育所の両者の機能を巧みに活かした受け入れ態勢の整備が必要であり、既存施設の共用と合わせて、子育て支援の必要な子どもや保護者のニーズに合わせた施設運営を可能とするために、幼稚園、保育所の一元化をお願いしたい。	従来の幼稚園の就学前の教育機能や保育園の保育機能を融合した施設運営を図り、子育て支援の必要な保護者のニーズにあったサービスメニューを複数準備し、利用者が複数の選択肢の中からサービスの享受が図られることにより少子化に歯止めをかける。 また、現在は利用者の所得に応じた料金設定から、利用するサービスにあった使用料体系の構築を図る。	現在の二元制度下(幼稚園、保育園)においては、多様化する利用者ニーズへの十分な対応が図られていない。幼保一元化により、地域の実情に合った子ども達の育成環境の整備充実が図られる。	児童福祉法、学校教育法	保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、幼稚園は学校教育法に基づく教育施設である。	7			保育所と幼稚園は、それぞれ整備充実を図る中で、施設の共用化や資格の相互取得の促進等、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきている。 また、保育所と幼稚園の共用化施設において、合同保育を実施するために、構造改革特区第2次提案及び第3次提案において、特例措置を設けたところであり、この制度の活用により御提案は実現できると考える。 なお、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を進めているところである。具体的には、特区における保育所と幼稚園の保育室の共用化の措置の実施状況等も踏まえ、平成16年度中に総合施設の在り方について基本的考え方を取りまとめ、平成17年度に試行事業を先行実施するなど、必要な法整備を行うことも含め様々な準備を行い、平成18年度からの本格実施を目指す、こととしている。			

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類、の見直し	46.'措置等の方法、の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答		
埼玉県	こどもいきいき育成構想	1316	1316010	092780	幼保一体施設における幼稚園教諭、保育士資格の共有化	幼保一体施設において、幼稚園児と保育所児の合同保育は、構造改革特区の認定を受けることにより、実施可能となっている。しかしながら、この場合でも、幼稚園教諭と保育士資格の両方を有していることが条件となっている。幼保一体施設では、幼稚園教諭と保育士の交流が図られ、実質的にその能力の向上が期待されるため、混合保育の実施に際し、幼稚園教諭が保育士資格のどちらか片方を有していれば差し支えないものとする。	・保育士資格のみの資格を有している職員による幼保一体施設における合同保育の実施を可能とする。	・幼保一体施設における合同保育の実施の際に、保育に当たる職員が保育士資格と幼稚園教諭の資格の両方を有しているものに限定されたため、人事配置など柔軟な施設運営の妨げとなっている	構造改革特別区域における「保育所における保育所児及び幼稚園児の合同事業」について	合同保育を行う一つの要件として、従事する職員が保育士資格及び幼稚園免許を併有することが規定している。	3		構造改革特区第2次提案及び第3次提案を受け、保育所と幼稚園の共有化施設において合同保育を実施するために、特例措置を設けたところである。合同保育を行う要件として、従事する職員が保育士資格及び幼稚園免許を併有することを挙げているのは、両資格については、たとえば、保育士資格を取得するには、幼稚園免許とは違い、小児保健や小児栄養の知識が必要など、要求される専門性が異なるからである。 保育士資格と幼稚園免許の相互取得を促進するため、平成14年度、保育士養成課程について、幼稚園教諭の養成課程との整合性が図られるよう科目・単位数などの見直しを行い、さらに、今年度、規制改革推進3ヶ年計画(再改定)や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」に基づき、保育士試験において、幼稚園免許所有者が一部の科目を免除申請できるような措置を講じたところである。 なお、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を進めているところである。具体的には、特区における保育所と幼稚園の保育室の共有化の措置の実施状況等も踏まえ、平成16年度中に総合施設の在り方について基本的考え方を取りまとめ、平成17年度に試行事業を先行実施するなど、必要な法整備を行うことも含め様々な準備を行い、平成18年度からの本格実施を目指す、こととしている。						
川俣町	保育園待機児童解消のための幼稚園施設の有効活用	1361	1361010	092790	幼稚園内への保育クラスの設置	保育園の1部分を幼稚園施設内におくことができるような措置が必要。 保育園における給食の実施について、他からのケータリングや弁当などの代替ができるなど柔軟な運用の容認。 保育園の保育内容と幼稚園のカリキュラムの混在についての容認。	年齢ごとの保育クラスを幼稚園内に設置し、幼稚園のカリキュラムを実施する。	保育園を新たに設置することなく、待機児童の解消を図ることができること、柔軟性のある効率的な職員の配置が可能となり、職員増を最小限に抑えたい中、住民の要望にこたえることができる。	・児童福祉施設最低基準第32条第1号及び第5号 ・保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日児発第86号) ・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認(平成15年9月12日構造改革特別区域推進本部決定)など	保育所には調理室を設けなければならない。また、保育所の施設外において調理し搬入することは原則認めないなどの基準を設けている。	幼稚園の一部を保育所に転用することについては5 公立保育所における給食の外部搬入については4 保育内容の統一については5 その他については7	保育所と幼稚園は、それぞれ整備充実を図る中で、施設の共有化や資格の相互取得の促進等、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきている。 幼稚園の一部を保育所へ転用することについては、保育所と幼稚園の連携をもう一段進めるため、先般、文部科学省の方より、一定の要件の下で相当額の国庫納付を必要とせず、転用が可能となる規制緩和措置を講じたところである。 保育所における食事については、子どもの発育・発達に欠くことができない重要なものでもあり、離乳食等一人ひとりにきめ細やかな対応ができること、実しい家庭的な雰囲気の中で、おいしく食事ができること、が必要。このような認識の下、保育所の調理室については、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細やかな対応、多様な保育ニーズへの対応、食育を通じた児童の健全育成を図る観点から、必要であると考える。 なお、構造改革特区第3次提案を受け、特区において、公立保育所の運営の合理化を進める等の観点から、次の要件に該当する場合、公立保育所における給食の外部搬入を認めたところ。 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けること 児童の食事の内容・回数・時機に適切に対応することができること 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る							
下川町	働ける環境の支援体制の推進	1234	1234010	092800	幼保複合に伴う平等給食に係る支援措置	安心して働ける環境づくりと就学前の教育の整備で幼稚園児と保育所児を同一施設で保育しコミュニケーションを図り、良い環境で就学に望み、よい環境で働けるよう取り組んでいきたい。また、少子化で子どもも少なくなっていることから幼い頃からの環境整備も必要であると考え、従来の幼稚園と保育園所にある財政的措置の運営費又は支弁費等の集約を望むものである	安心して働けるための環境整備に子育て支援があるが、子供の教育には制度的区分けは必要なく、幼保複合化が行われようとしており、良い環境で働けるよう取り組んでいきたい。また、少子化で子どもも少なくなっていることから幼い頃からの環境整備も必要であると考え、従来の幼稚園と保育園所にある財政的措置の運営費又は支弁費等の集約を望むものである	少子化、高齢化、核家族化など地域とも厳しい環境になってきている。核家族化によい環境の保育が主におかれ、働きたくも働けない環境にある。そこで、子育ての支援をすることにより働くことができ、地域にとっても活力が出て、起業の可能性もあり新たな地域の活性化にもつながる。若い世代の努力が不足がちであり、子育てが終わった人たちの雇用がおおみられることから子育ての支援が重要である。また、幼保複合化により体制を整備し保育所機能を優先した支援体制を実施するためにも私的契約児への支弁費の拡大又は幼稚園の交付税措置等の集約は必要である。	児童福祉法、学校教育法	保育所は児童福祉法に基づき(児童福祉施設)であり、幼稚園は学校教育法に基づき(教育施設)である。	7		保育所と幼稚園は、それぞれ整備充実を図る中で、施設の共有化や資格の相互取得の促進等、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきている。 また、保育所と幼稚園の共有化施設において、合同保育を実施するため、構造改革特区第2次提案及び第3次提案において、特例措置を設けたところである。 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を進めているところである。具体的には、特区における保育所と幼稚園の保育室の共有化の措置の実施状況等も踏まえ、平成16年度中に総合施設の在り方について基本的考え方を取りまとめ、平成17年度に試行事業を先行実施するなど、必要な法整備を行うことも含め様々な準備を行い、平成18年度からの本格実施を目指す、こととしている。						
秋田県	高齢化に対応したまちづくり構想	1186	1186010	092810	学校給食センターにおける高齢者向け配食サービスの実施	学校給食センターを活用した高齢者用の食事サービスの実施 文部科学省と厚生労働省の施策の連携、一元化 学校栄養職員業務要件緩和	高齢者への配食が地域の経済事情や自治体の財政事情で十分対応できない地域において、学校給食センターの機能や学校栄養職員を活用して、本来業務に支障のない範囲で高齢者用の配食サービスを実施することにより、地域における在宅及び施設入所高齢者の配食しやすい(すな)、地域に住む高齢者の生活利便性が向上する。また、効率的な施設の管理運営により町村財政負担の軽減が図られる。	少子高齢化が全国的にも進んでいる本県においては、児童生徒数の減少が顕著(反面、高齢者の増加が著しい)のため、高齢者への食事提供のニーズは高まっており、既存の学校給食センターの本来的な機能を損なわず、地域の実情に合わせ、高齢者用の食事事も作れるよう、条件整備を進める必要がある。	規定なし	規定なし	6		高齢者に対する配食サービスを行う観点に関し、学校給食センターでは不可能という規制は設けてはならず、割り振られた支援措置への対応について、担当府省庁には当たらない。	8				高齢者の施設サービスにおける食事の外部搬入を認めるかどうかという観点から、費省も関係するものと思われる。学校給食センターを活用した高齢者用の食事サービスの実施について、提案者の構想する事業が要望に沿って円滑に実施できるように、学校給食施設を所管する文部科学省との間で連携する等工夫することができないか、要望を実現するにはどうすればいいかという観点から再度検討し、回答されたい。	
愛知県、豊橋市、蒲郡市、田原市、御津町	国際自動車産業交流都市	1352	1352060	092820	国における外国人に対する諸政策の一本化	三河港地域を構成する自治体には、外国人が多く居住し、自動車産業に勤務する者も多い、外国人との共生は今後のこの地域の重要な課題であるが、外国人に関わる各種制度が関係府庁により個別に運営されているため、外国人にとって不便である。そこで、入国管理をはじめとして査証許可や医療・保険・教育等の外国人に関連する施策について国において窓口を一元化するなど総合的な対応を図る。これにより、在住外国人も日本人と同様に生活し働ける多文化共生社会を整備することで、在住外国人の日本における長期的生活設計が可能となり、不動産の購入や教育支出など経済効果が期待できるとともに、外国人の企業による雇用の増大が期待できる。	国において、多文化共生推進のための基本方針の策定や、それを実現するための諸課題に取組み下記の府庁間の調整を行うための統括窓口を設置する。 入国(在留審査・管理(法務省)) 査証発給(外務省) 日本語教育、子女教育(文部科学省) 医療保険、年金、雇用管理(厚生労働省) 地方自治体への支援等(総務省) 不法滞在者・治安対策(警察庁)	外国人の長期滞在化・永住化傾向が高まっており、地域の一旦として生活するようになることで、教育・保険・医療など現行の法制度では対応しきれない多くの問題が発生している。また、国においてこれら外国人の長期滞在化・永住化に対応する基本方針が明らかでない、対応する総合窓口等も存在しないため、地方公共団体においてこれらの問題への対応が困難となっている。			6		本提案については、当省の担当とするところでない。			3		提案者の要望は、外国人に係る医療保険、年金及び雇用管理を含めた外国人に対する諸政策一本化のための統括窓口設置を要望しているものであり、これについては費省も関係していると思われるので、提案の趣旨を踏まえ検討し、回答されたい。	行政効率の観点から新たに統括窓口を設置することは困難であるが、外国人に係る行政については関係府庁間で連携を図っており、今後とも関係機関の連携を密にしていきたい。

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類、の見直し	46.'措置等の方法、の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
愛知県	あいち・なごやモノづくり産業振興構想	1354	1354040	092830	国における外国人に対する諸政策の一本化	名古屋圏には、外国人が多く居住しているが、外国人との共生は今後のこの地域の重要な課題であるが、外国人に関わる各種制度が関係府庁により個別に運営されているため、外国人にとって不便である。そこで、入国管理をはじめとして査証許可や医療・保険・教育等の外国人に関連する施策について国において窓口を一元化するなど総合的な対応を図る。これにより、在日外国人も日本人と同様に生活し働ける多文化共生社会を整備することで、在日外国人の日本における長期的生活設計が可能となり、不動産の購入や教育支出など経済効果が期待できるとともに、外国人の企業による雇用の増大が期待できる。	国において、多文化共生推進のための基本方針の策定中、それを実現するための課題に取り組み下記の省庁間の調整を行うため、統括窓口を設置する。 入国・在留審査・管理(法務省) 査証発給(外務省) 日本語教育、子女教育(文部科学省) 医療保険、年金、雇用管理(厚生労働省) 地方自治体への支援等(総務省) 不法滞在者・治安対策(警察庁)	外国人の長期滞在化・永住化傾向が高まっており、地域の一員として生活するようになることで、教育・保険・医療など現行の法制度では対応しきれない多くの問題が発生している。また、国においてこれら外国人の長期滞在化・永住化に対応する基本方針が明らかでなく、対応する総合窓口等も存在しないため、地方公共団体においてこれらの問題への対応が困難となっている。	内閣官房副長官補室が庶務を行い、外国人に関する諸問題を検討するため「外国人労働者関係省庁連絡会議」が設置されている。	法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、総務省、警察庁を含む12省庁を構成員として、年2回程度開催している。	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類、の見直し	46.'措置等の方法、の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
小野町	健康・安心のまちづくりによる地域再生	1240	1240030	092840	健康保険・老人保健・介護保険制度の一元化及び保険者の一本化	高齢者に係る給付の重複等を是正し、もって住民の利便性と健康づくり思想の高揚を図るため、現在個別に給付事業を行っている健康保険・老人保健・介護保険制度の一元化をお願いしたい。	健康保険・老人保健・介護保険制度の一元化により、高齢者に顕著な診療・介護給付等の重複を防止、過剰給付を防止すると共に同一医師等の指導による「ダブルケア」を実施し、健康づくりの重要性が喚起され、高齢者が、自ら健康づくりを自覚し、適正な給付水準を保つことが可能となる。また、個別事務を統合することにより、事務効率の向上を図る。	高齢者に係る給付の重複等を是正し、もって住民の利便性と健康づくり思想の高揚を図るため、健康保険・老人保健・介護保険制度の一元化が必要である。	国民健康保険法 老人保健法 介護保険法	現在、国民健康保険、老人保健制度、介護保険はそれぞれ個別に給付事業等を行っている。	3	介護保険制度については、従来、福祉、医療の双方の制度からそれぞれに提供されていた介護サービスについて、総合的にサービス提供を行うとともに、給付と負担の関係の明確化や社会的入院の解消を図ったものである。また、老人保健制度は、老人の身や疾病の特性に応じて医療・健康診査等の各種の保健事業を総合的に実施すると同時に、高齢化の進展の中で増大する高齢者医療費を国民が公平に負担することを目的としている。また、国民健康保険・介護保険の保険者については、制度運営の責任主体の明確化を図るとともに、各サービスの給付と負担の関係を明確化する観点から、制度等に設ける必要があると考えている。以上の趣旨を踏まえ各制度を適切に運営することが適当であり、健康保険・老人保健・介護保険制度の一元化を図ることは適切ではない。なお、現在でも、老人保健法第34条の2において介護と医療の給付の重複を防止する規定を設けるなどの措置を講じているが、今後は、平成15年3月に閣議決定された「医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針」に規定されているように、保健・医療・介護等の連携による各サービスの効率化をさらに進めていくこととしている。	提案者の要望を踏まえ、再度検討し、回答されたい。				
茨城県	ひたちなか地区の土地活用及び港湾利用推進プロジェクト	1278	1278060	092850	検査体制の一元化	現在、検査対象ごとに実施されている検査事務について、対象区域内においては、体制を一元化して行うこととする。	船舶・人に係る検査及び動植物、食品に係る検査について、対象区域内の検査機関を一元化して対応することにより、迅速かつ効率的な手続きとする。このことにより行政サービスの効率化を図り、港湾の利便性を高めることで常陸那珂港の利用を促進する。	現在、常陸那珂港の検査事務については、検査対象ごとに、厚生労働省、農林水産省の職員が出張等により実施している。このため、対象区域内において検査機関を一元化して体制を整備することにより、リードタイムの短縮を図り、早期の引き取りを要望する荷主のニーズ等への対応を可能とする提案を行うものである。	食品衛生法 検査法	食品衛生法に基づき、輸入食品等の安全性を確保する目的から、販売又は営業上使用する食品等を輸入しようとする者は届出を行わなければならない。検査感染症の国内侵入を防止する目的から、本邦に入港しようとする船舶の長は、検査法に基づいた通報を行い許可を受けた後でなければ、国内の港に入港してはならない。また、本邦到着後船舶の健康状態に関する報告書を提出することとしている。	3	常陸那珂港においては、検査については検査官が臨場することなく、航行中の無線検査により手続を行っていること。食品等輸入届出書については、貨物が到着する前に届出を行う事前届出制により行っていること。輸入食品等のモニタリング検査についても、試験結果の判定を待たずに輸入手続を進めることができるものであること。常陸那珂港の体制においても、貨物を不要に留置することなく、流通させることが可能である。また、行政サービスの効率化によって、円滑な流通が確保されるべきであることについては、従前より輸出入・港湾手続関連の行政担当官庁において、輸出入・港湾手続関連府省連絡会議や総合物流施策推進会議等において十分連携を図ってきたほか、平成15年7月には輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化の運用を開始する等、関係業界等の要望に応じて対応してきたことである。今後とも関係省庁間の連携により一層推進してまいりたい。	検査対象ごとに異なる検査事務の一元化によって、港湾の利便性を高めるという提案の趣旨を踏まえ、再度検討し、回答されたい。			検査については、検査感染症の病原体の国内侵入を防止することを目的として、船舶、人の検査等の業務を検査官が行っており、また、輸入食品の安全対策については、食品による衛生上の危害防止等のため専門的な知識を有する検査官等職員による輸入時のチェックが行われていることである。このように、国民の健康保護の観点から、検査及び輸入食品管理業務についてはそれぞれの専門知識を有する職員が行うべきと考える。ただし、輸出入者の利便性の向上、港湾関連手続の簡便化、迅速化等の観点から、輸出入・港湾関連の行政担当官庁において十分連携を図るとは、重要な課題である。これまでも、輸出入・港湾手続関連府省連絡会議、総合物流施策推進会議等において、関係府省間の連携を図ってきたほか、昨年7月には、「国の力」・迅速で必要な輸出入・港湾関連手続を行うことを可能とするシングルウィンドウシステムが稼働したところである。今後ともこうした関係府省間の連携を更に強化していくことが重要と認識している。ご要望の趣旨である港湾物流のリードタイム短縮による利便性の向上については、これらの対応により実現できるものと考えている。	
神戸市	神戸港再生構想	2023	2023020	092860	検査所における輸入食品の検査体制の強化・充実	国際的な経済特区内における税関職員の執務時間外の常駐体制と同様な、検査所の輸入食品の検査体制の確立	税関職員の執務時間外の常駐体制と同様な、検査所における輸入食品の検査体制の強化・充実することで、港湾物流のリードタイムを短縮し、神戸港の競争力を強化する。	輸入食品の検査は、税関の通関業務に先立って実施されるものであり、これらの検査業務が円滑に実施されることは、港湾物流のリードタイム短縮につながるものと考えられる。平成15年4月に神戸港が国際的な経済特区の認定を受け、およそ8ヶ月が経過したが、税関の執務時間外の体制が整備されたことで、時間外の輸出入申請は増加している。この税関の体制と一体的に輸入食品の検査体制を整備することは、時間外の輸出入手続きに対する需要をさらに顕在化し、取扱量の増加が見込まれる。特に、生鮮食料品など迅速な処理を必要とするものも多く、事業者からの期待が寄せられている。	食品衛生法	検査体制 検査所では、輸入食品等について幅広く監視(モニター)し、違反が発見された場合には検査を強化するなど、必要に応じた輸入時の検査体制を構築することを目的としてモニタリング検査制度を導入している。 執務時間外対応 現在、食品等輸入届出書の窓口となる主要港湾の厚生労働省検査所は、土・日・休日は閉庁となっているが、税関の執務時間外における通関体制の整備に合わせ、平成15年7月より検査所においては、執務時間外連絡窓口(平日17:00～21:00、土・日・休日8:30～17:00)を開設するとともに、要望があれば適宜対応しているところである。 事前届出制度の活用 食品等輸入届出書については、貨物到着7日前から届出を受け付けており、そのうち検査を要しないもので食品衛生上の問題を生じるおそれのない貨物については、搬入前に届出済証を交付しているところである。	5	モニタリング検査は、試験結果の判定を待たずに輸入手続きを進めることができるもので、貨物の流通を妨げるものではない。また、食品等輸入届出書については、多くの場合は事前届出制度等により、食品等の輸入貨物が港に滞留することはないが、全国における平成15年の届出件数約168万件に対し、執務時間外対応が約400件と多少なりとも要望があることから、今後も事前届出制度の活用等、現行体制の効率化を図りつつ適切に対応するとともに、平成16年度予算(案)においても、24時間フルオープン化に対応できるよう輸入食品監視支援システム(FAINS)の改定、主要港湾の食品衛生監視員の増員等、行政需要に見合った適正な人員配置を図ることとしている。					
大分県	港湾CIC利便性向上のための国・県タイアップ計画	2060	2060010	092870	県専門職員の福岡検査所職員、動物検査所門司支所業務発令	現在、福岡検査所支所から食品衛生監視員の派遣を受けながら行っている輸入食品検査業務については、福岡検査所支所において研修を受け、その食品衛生監視員として業務発令を受けた大分県の食品衛生監視員も行うようにする。現在、動物検査所門司支所から職員の派遣を受けながら行っている輸入動物検査業務については、動物検査所門司支所において研修を受け、その職員として業務発令を受けた大分県の専門職員も行うことができるようにする。	輸入食品検査業務について、福岡検査所から出張してくる食品衛生監視員と、福岡検査所の食品衛生監視員として業務発令を受けた大分県の食品衛生監視員が行えるような体制を構築する。 輸入動物検査業務について、動物検査所門司支所から出張してくる職員と、動物検査所門司支所業務発令を受けた大分県の専門職員が行えるような体制を構築する。	現在、大分港における食品検査については、福岡検査所が所管しており、輸入食品に係る届出は福岡検査所で行わなければならない。年数次回の輸出入の抜き取り検査では、福岡検査所の食品衛生監視員の出張予定との調整が必要になる。また、動物検査については、動物検査所門司支所が所管しており、同支所の職員の出張によって行われているため、出張予定との調整が必要になる。これらは、輸入業者にとって負担となっており、大分港を敬遠する原因になっている。	食品衛生法	輸入食品の監視業務は、全国の一様な監視体制、輸出国との政府レベルでの折衝・協議の必要性等から国の検査所により行われている。 検査体制 検査所では、輸入食品等について幅広く監視(モニター)し、違反が発見された場合には検査を強化するなど、必要に応じた輸入時の検査体制を構築することを目的としてモニタリング検査制度を導入している。 執務時間外対応 現在、食品等輸入届出書の窓口となる主要港湾の厚生労働省検査所は、土・日・休日は閉庁となっているが、税関の執務時間外における通関体制の整備に合わせ、平成15年7月より検査所においては、執務時間外連絡窓口(平日17:00～21:00、土・日・休日8:30～17:00)を開設するとともに、要望があれば適宜対応しているところである。 事前届出制度の活用 食品等輸入届出書については、貨物到着7日前から届出を受け付けており、そのうち検査を要しないもので食品衛生上の問題を生じるおそれのない貨物については、搬入前に届出済証を交付しているところである。	3	輸入手続については、遠方利用者の利便性を考慮し、輸入届出のオンライン化、事前届出制度の活用、郵送による書面届出の受理等、簡便化、迅速化を図っていることである。また、検査体制については、平成15年の大分港の輸入実績(届出件数約400件、検査件数約10件)を踏まえ、事前届出制度を活用すれば、貨物の到着に合わせた検査の実施等、輸入者の意向に合わせた事前の調整は、福岡検査所の現行体制でも十分可能である。また、これまで輸入者の負担を軽減した輸入届出のオンライン化、事前届出制度の活用、郵送による書面届出の受理等、輸入手続の簡便化、迅速化を図るとともに、検査体制についても、モニタリング検査により、貨物の取去のみを行い、その試験結果の判定を待たずに輸入手続きを進めることができる等、貨物の流通を妨げることのないよう対応しているところである。なお、今後、さらに恒常的な行政需要があり、対応が求められる場合には、国において迅速な検査体制が構築できるよう適正な人員配置を図ることにより対応したい。	提案者の要望は、大分港における職員体制の充実により、現行では、検査の実施の際に必要な職員の出張予定等の調整の改善を求めるとともに、提案の趣旨を踏まえ、再度検討し、回答されたい。			平成15年の大分港の輸入実績(届出件数約400件、検査件数約10件)を踏まえ、事前届出制度を活用すれば、貨物の到着に合わせた検査の実施等、輸入者の意向に合わせた事前の調整は、福岡検査所の現行体制でも十分可能である。また、これまで輸入者の負担を軽減した輸入届出のオンライン化、事前届出制度の活用、郵送による書面届出の受理等、輸入手続の簡便化、迅速化を図るとともに、検査体制についても、モニタリング検査により、貨物の取去のみを行い、その試験結果の判定を待たずに輸入手続きを進めることができる等、貨物の流通を妨げることのないよう対応しているところである。なお、今後、さらに恒常的な行政需要があり、対応が求められる場合には、国において迅速な検査体制が構築できるよう適正な人員配置を図ることにより対応したい。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類、の見直し	46.'措置等の方法、の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
下関市	下関港港湾物流サービス機能内消化構想	2063	2063010	092800	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	下関港を利用する貨物は、少し割高な輸送コストを負担しても、スピードを要求する貨物が多く、本港の荷主等は一刻も早く(確実に当該貨物を目的地へ運びたい希望を持っている。現在、下関港において通関業務は年中無休の体制が整備されているものの、日・祝日に植物・動物・食品の検査が出来ないため、日・祝日に入港する船舶の貨物は滞りが出来なため、利用に制限を受けている。こうした荷主等のニーズに応えられるよう、365日年中無休の検査業務体制を整備していただくことにより、下関港を利用する外貨貨物の増大、関連企業への経済波及効果が期待できる。	海上輸入貨物の植物・動物・食品に関する検査についても、祝間と同様に日・祝日の対応をしていただくことにより、下関港における外貨貨物について年中無休の即日通関を可能とする。	現在、下関港では植物・動物・食品検査を必要とする貨物は、日・祝日の取扱を取りやめる等の対応を行っているが、曜日に関係なく(取扱いが出来ることによる)利便性の向上から、下関港を利用する貨物量の増加、地域関連企業への経済波及効果が見込まれる。	食品衛生法	検査体制 検査所では、輸入食品等について幅広く監視(モニター)し、違反が発見された場合には検査を強化するなど、必要に応じた輸入時の検査体制を構築することを目的として、モニタリング検査制度を導入している。 執務時間外対応 現在、食品等輸入届出手続の窓口となる主要港湾の厚生労働省検査所は、土・日・休日は閉庁(下関は土曜 8:30 - 17:00開庁)となっているが、祝間の執務時間外における通関体制の整備も含め、平成15年10月より検査所においては、執務時間外連絡窓口(平日 17:00 - 21:00、土・日・休日 8:30 - 17:00)を開設するとともに、要望があれば適宜対応しているところである。 事前届出制度の活用 食品等輸入届出手続については、貨物到着1日前から届出を受け付けており、そのうち検査を要しないもので食品衛生上の問題を生じない貨物については、搬入前に届出済証を交付しているところである。	モニタリング検査は、試験結果の判定を待たずに輸入手続きを進めることができるもので、貨物の流通を妨げるものではない。また、食品等輸入届出手続について、多くの場合は事前届出制度等により、食品等の輸入貨物が滞りすることは少ないが、全国における平成15年の届出件数約168万件に対し、執務時間外対応が約400件と多少なりとも要望があることから、今後も事前届出制度の活用等、現行制度の効率化を図りつつ適切に対応するとともに、平成16年度予算(案)においても、24時間フルオープン化に対応できるよう輸入食品監視支援システム(FAINS)の更改、主要港湾の食品衛生監視員の増員等、行政需要に合わせた適正な人員配置を図ることとしている。						
青森県	国際線を核とした地域の活性化	1107	1107010	092890	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	・地域の活性化、ビジョン・キャンペーン推進のため、地方空港におけるCIC関係要員の充実及び弾力的な相互応援など、関係省庁の連携と柔軟な体制の確保による地方空港の国際化促進に向けた支援 ・国際線運航時におけるCIC関連業務について、県職員の応援が可能となるような制度の導入	青森・ソウル線の増便をはじめとする青森空港の国際化促進	CICは、それぞれ所管省庁が分かれており、各機関の連携により体制が整わないと国際線の運航ができないため	検査法	外国から来航した航空機の長は、検査済証又は仮検査済証を受けた後でなければ、当該飛行機を検査飛行場以外の場所に着陸させ、または着水させてはならない。ただし、検査所長の許可を受けて当該航空機を着陸させ、若しくは着水させる場合、この制限をしない。 また、検査所長は、検査感染症につき、外国から来航した航空機に乗ってきた者に対し必要な質問、診察等を行い、必要に応じ隔離、停留等の措置をとること、または検査官をしてこれを行わせることができる。	5(3)		青森空港には職員が常駐し検査を行っており、ご提案の国際線の増便等にも、現行の体制で対応できると考えている。 なお、地方空港の国際化に関しては、関係省庁の協力体制の強化及び情報交換を図るとともに、国際化に係る手続が円滑に行われるようCIC関係省庁及び国土交通省により構成される「空港・港湾におけるCIC連絡調整会議」を設置し、連携を図っているところであるが、今後とも、この連携を強化してまいります。				
熊本県	熊本型福祉でまちづくり構想(案)	2047	2047110	092900	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	生涯にわたる健康の維持・増進を図るためには、生活習慣が確立される思春期(中学生)の子どもの健康の維持・増進が必要である。そこで、思春期の子ども達への身体・血液検査、骨密度測定等各種検査を実施することが可能となるよう、厚生労働省と文部科学省とが連携した施策を構築する。	生活習慣が確立される思春期(中学生)の子どもの健康の維持・増進を図ることにより、長期的に見れば、将来の生活習慣病や骨粗しょう症等を予防することが可能となり、医療費の抑制効果が期待される。	学校保健(文部科学省)と地域保健(厚生労働省)とがより一層連携した取組みが必要。	健やか親子21検討会報告書	我が国の母子保健における取組の成果や課題を整理し、21世紀の母子保健の取組の方向性を示し、国民をはじめ自治体関係団体等で推進する国民運動計画である「健やか親子21」に取り組んでいる。その中で、厚生労働省と文部科学省が連携し、取組の方向性の明確なメッセージを示し、地域における保健、医療、福祉、教育等の連携の促進を図りつつ、思春期の保健対策を強化し、健康教育を推進することとしている。	3		3(今後とも「健やか親子21」の推進に努めてまいりたい。なお、健康改善についての各種検査を思春期に実施することの有効性が確立していない現時点においては、慎重な対応が必要である。)	思春期の子ども達の健康の維持・増進を図るとして提案者の趣旨を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	3	今後とも「健やか親子21」の推進に努めてまいりたい。なお、健康改善についての各種検査を思春期に実施することの有効性が確立していない現時点においては、慎重な対応が必要である。	
あさぎり町	石倉を拠点とした駅前商店街の活性化	2161	2161030	092910	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	石倉を宿泊施設に改造するために建築基準法等の規定をクリアする必要があるので、これらの規制緩和等の検討をお願いしたい。	石倉を宿泊施設として活用することにより、他の地域との差別化と滞在型観光の進展を図る。	旅館業法第3条、旅館業法施行令第1条	宿泊料を受けて、人を宿泊させるものを旅館業法の適用対象としている。	3		一般に、宿泊料を受けて不特定多数に役務を提供する以上、ホテル、旅館と同様の衛生基準をクリアしていることが不可欠であることから、当該要望の実現は困難である。ただし、旅館業法は、最小限の基準しか示しておらず、具体的な要件及び衛生措置の基準については都道府県の条例によるものである。	3	提案者の要望は、現存する石倉を宿泊施設として活用し、宿泊業を行う際の旅館業法等の規制緩和を求めものである。その趣旨を踏まえ、要望を実現するにはどうすればいいかを再度検討し、回答されたい。また、石倉については何が問題となるのかについても明らかにされたい。	旅館業法に係る提案の趣旨については、地域再生に係る計画の認定を受けた地域については、農林漁業体験施設と同様、客室の床面積が3㎡以上の認定を適用しないこと、「適当な採光、換気」について、必要な要件の緩和を行うこと、であると考えているところである。 に関しては、農林漁業体験施設の経営者に、旅館業法の要件を適用しないこととしているは、あくまで、実際の需要に応じて、その敷しふりを実施するためであり、客室の床面積は客室の床面積に依存する場合は変わらないものであるため、同一の基準を適用すべきである。 に関しては、具体的な要件は都道府県の条例により定められているため、要望実現の可否は都道府県の判断によることであるとする。		
千葉県	雇用対策の推進と産業人材の育成	1308	1308020	092920	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	県では、若年者の就業について重要な政策課題として捉え、14年度、フリーター等の若年者就業について実態調査を実施し、時代に合った職業訓練や就業カウンセリングに力を入れていくこととしており、今後は、これらの実績を踏まえ、若年者の就業支援のためのワンストップセンターを設置し、施策の一環の拡充を図ることとしている。このため、厚生労働省、経済産業省等が平成16年度に計画している若年者就業支援策において、このワンストップセンターの設置運営を支援するとともに、ワンストップセンターの運営に関して国の職業紹介事業との十分な連携の確保など、国施策の連携促進、を提案。	若年者向け就業支援センターにおけるキャリアカウンセリングや併設されるハローワークでの職業紹介と併せ、産業人材の育成に係る経済産業省事業を実施する。これにより、若年者の就業支援に関するサービスのワンストップでの提供が可能となる。	平成16年度から3年間に経済産業省で実施する産業人材育成事業の受け皿として、千葉県では平成16年度に若年者向けの就業支援センター(ワンストップサービスセンター(仮称))を設置する予定であり、事業展開に必要な産学官民の連携作りにも既に取り組んでいる。こうしたことから、その事業効果を最大限に発揮するという面から、国の産業人材育成事業を本県で実施することが適当である。	「若者自立・挑戦プラン」(平成15年6月10日策定(若者自立・挑戦戦略会議)) 「若者自立・挑戦プラン」の推進 「若者自立・挑戦プラン」(平成16年1月20日策定(若者自立・挑戦戦略会議))	平成16年度より、都道府県が若年者のためのワンストップサービスセンターを設置する場合には、企業説明会や高校生の保護者の就職に関する意識の啓発等の「若年者地域連携事業」を委託するとともに、都道府県の要請に応じ、ハローワークの併設を行うことにより、支援することとしている。	2、6		平成16年度より、都道府県が若年者のためのワンストップサービスセンターを設置する場合には、企業説明会や高校生の保護者の就職に関する意識の啓発等の「若年者地域連携事業」を委託するとともに、都道府県の要請に応じ、ハローワークの併設を行うことにより、支援することとしている。				
三島町	森林業のビジネスチェーン再構築による地域再生構想	1098	1098020	092930	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	農林水産省、総務省、文部科学省、国土交通省、環境省の連携で行われている「都市と農山漁村の共生・対流推進会議」の機能を強化し、現在個別に実施されている施策を統一的に活用できるようにする。 そのための相談、申請窓口と事務機能を推進会議内もしくは地域再生本部等の適切な機関内に設ける。 本地域においては、「エコツーリズム」の推進を目的とした各府省の施策を統一的かつ集中的に実施する。	支援措置番号1において策定したアクションプログラムに基づき、「森林環境を活用したビジネスモデル創造プロジェクト」を推進する。 特に本地域において有能な人材を多く(保有し、短期間で成果が期待される)「エコツーリズム」におけるビジネスモデルづくりを推進する。 アクションプログラムの継続的な実施を実現する人材を確保するため、有能な人材の誘致を行うと共に、官民問わず地域の有望な若者を中心に、実践的な教育を実施する。 これにより、本地域に不足しているツアーコーディネーターやツアーオペレーターといった、エコツーリズムに関するプロの人材を創出し、さらに効果的な施策を実施することの促進を図ることを創出する。	本来複合的な産業である「エコツーリズム」の促進を実現するためには、既存の省庁の枠組みを超えた支援が必要となる。 そのため、現在「都市と農山漁村の交流・対流推進会議」が設置されているが、各府省の施策を統一的に運用するまでには至っていない。 この問題を解決するため、政府内に地域再生構想の内容に即したワンパッケージ型の支援策が実施できる、統一的な運用機関の設置を望む。			6		本提案に関しては、当省の担当とするところではない。				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類'の見直し	46.'措置等の方法'の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答	
栃木県	栃木県経済新生構想	1211	1211030	092940	産業再生機構、中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携	足利銀行の一時国有化による本県経済の停滞を防ぐためには、経営不振に陥っている企業を、迅速かつ集中的に、1社でも多く再生させる必要があることから、産業再生機構、中小企業再生支援協議会、整理回収機構、日本政策投資銀行をはじめとする政府系金融機関が相互に緊密な連携を図り、それぞれの支援機能を最大限に発揮していただくことが重要である。そこで、各機関担当者による連絡調整組織の整備により、各種支援施策の実効性を確保するものである。	経営不振に陥った企業を再生させていくことは、県内経済の活性化に不可欠な方策である。規模、業種等により企業再生の形態も様々であることから、産業再生機構、中小企業再生支援協議会、整理回収機構、日本政策投資銀行をはじめとする政府系金融機関が相互に緊密な連携を図り、それぞれの支援機能を最大限に発揮していただくことが重要である。そこで、各機関担当者による連絡調整組織の整備により、各種支援施策の実効性を確保するものである。	産業再生機構、中小企業再生支援協議会、整理回収機構、政府系金融機関が組織の壁を越えて相互に連携を図ることにより、県内企業に対する各種の再生支援の取組が迅速かつ効果的に実施されるようになる。			6		本提案に関しては、当省の担当とするところではない。					
東広島市	合併に伴う都市機能の再編成	2039	2039070	092950	国合同庁舎建設のための省庁間の調整	各地方機関の合同庁舎の早期建設のための各省庁間の調整。	各地方機関の施設・敷地の狭小化の解消を図るため、中心市街地への合同庁舎建設。	地方機関が市内各所にバラバラに存在しており、また、施設・敷地の狭小化が課題となっている。			6		本提案に関しては、当省の担当とするところではない。					
福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	2079	2079010	092960	対日直接投資総合案内窓口の地方への設置	現在、東京のみに設置されている対日直接投資総合案内窓口を、対内投資を促進する地域にも設置し、関係省庁の地方出先機関の対内投資担当窓口を一元化することにより、中国や韓国をはじめとした海外からの進出に対応する。	本市では、外国企業の進出支援のためのワンストップサービス機能を持つ「アジアビジネス支援センター」を設置する予定であるが、同センターと関係省庁の地方出先機関の対内投資担当窓口との連携により、より効果的な外国企業の誘致を図る。	地方に進出して外国人事業者にとって、日本で事業を実施する際に必要となる手続きは煩雑とされており、具体的な進出を検討する際の障害となっている。そのため、地方における対内投資の促進にはこのような総合案内窓口機能が必要である。			6		本提案に関しては、当省の担当とするところではない。	対日直接投資については、貴省も関係省庁と連携しているため、提案の趣旨を踏まえ検討し、回答されたい。	5		平成15年5月に設置した「対日直接投資総合案内窓口」において、既に民間事業者だけでなく、各地方公共団体及び関係機関等からの照会も受け付けており、地方公共団体からの問い合わせ等にも対応している。	
千葉県	「東京湾ゲムベイ」地域の形成の推進	1303	1303070	092970	研究成果のネットワーク化の推進等産学官の連携の強化	産学官の連携強化を推進するため、大学、国立試験研究機関等全国の知的基盤を提供する機関のネットワーク化を進め、バイオテクノロジーにおける研究成果に係る情報を、関係省庁横断的に、かつ、一元的に提供する国による総合的窓口を整備。	大学、国立試験研究機関等知的基盤を提供する機関の全国的なネットワーク化に基づき、国のバイオテクノロジーの研究成果に係る情報を活用することにより、当地域における産学官の共同プロジェクトを積極的に推進する。	産学官連携の共同プロジェクトを恒常的に実施していくためには、地域を超えた連携が必要であるが、地域間連携は希薄で、地域のナースやエースを迅速かつスムーズに域外と連携させることが困難な状況にある。国際競争力のあるゲム産業を加速化するためには、産学官の連携強化を推進することが重要であり、公開可能な研究成果情報の一元的な共有化が必要である。			6	政府では、「バイオテクノロジー戦略大綱」等に基づき、内閣府・総合科学技術会議を中心に、バイオテクノロジーの研究成果の活用等の取組を積極的に進めており、国の一元的窓口という提案の実施主体は当省ではないと考え、なお、厚生労働省としても、引き続き関係府省と連携してまいりたい。						
東広島市	合併に伴う都市機能の再編成	2039	2039060	092980	国の各地方機関の行政管轄区域の統一	市内における国の各地方機関の行政管轄区域の統一の方針の決定と統一までの期限の設定。	合併に伴う新市域内で行政管轄区域を統一することの政府の方針決定を求めるとともに、これが迅速に行われるために期限の設定を行う。	合併後の新市の一体性の強化や住民の利便性の向上を図るため、これらの管轄区域を同一にすることが必要である。			6		本提案に関しては当省の担当とするところではない。	提案者の要望は、新市域内で行政管轄区域を統一することを求めるものであり、東広島市等を所管する貴省の出先機関では社会保険事務所や公共職業安定所などがあると思われるため、提案の趣旨を踏まえ検討し、回答されたい。	5	社会保険事務所については、東広島市は、現在、呉社会保険事務所が管轄しており、合併後の東広島市の区域についても呉社会保険事務所が管轄する方向で準備を進めているところである。公共職業安定所については、雇用機会や労働力人口が一定程度集積している地域ごとに、その区域内の労働力供給調整が円滑に行われるように設置することを基本としつつ、利用者である求人者、求職者等が、十分なサービスを受けできるように設置することとしている。こうした考え方に沿って、東広島圏域の状況を分析し、地域労働市場の区域が大きく変化し、労働力の供給調整や利用者サービスに支障を生じている状況がみられれば、管轄区域の見直しを検討してまいりたい。		

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類、の見直し	46.'措置等の方法、の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答	
關北海道二十一世紀総合研究所	地方分権・民間主体型統計分析の実施	3036	3036010	092990	地域経済動向に関する統計の一元化と地方主体の実態把握	1. 国で実施されている統計業務の都道府県(市町村)への移管 2. 景気動向や世論調査等複数のアンケート調査等が同一企業や個人に依頼される結果、多大な手数をかけている。 3. 一部統計については、都道府県レベルのデータ公表に留まり、市町村レベルでの施策推進に不十分なデータもある。 4. 総務省アンケートによれば、こうした統計結果が市民や企業に有効活用されているとはいえない状況にある。 以上に対して、地域の民間企業の一管理の上で統計調査等を実施すれば、データの地域密着化やデータ集計・管理の効率化が図られることと、データの有効活用を推進する。また、調査員の募集・管理も地域企業が実施することにより、地域での雇用創出につながる。	1. 地域の各種統計(人口、商業、工業、雇用動向、景気動向、企業データベース等)で国で実施されているもの(都道府県(市町村)移管) 2. 地域企業による統計の一元管理と実施(地域での臨時雇用者を中心とした雇用管理を含む) 3. 地域企業による、地元企業や住民が利用しやすい利用促進につながる形式へのデータの加工、公表手法、デザインの見直し 4. 上記は、北海道での「道州制特区」の枠組みで、試することも考えられる。	・統計法 ・統計法施行令 ・各種調査規則等	【国の統計調査の移管】 国が行う統計調査は、行政施策の企画・立案のための基礎資料を得ること等を目的として、全国的な規模で、統一的な方法により実施しており、国の実態を把握するのみならず、地方における実態も一定の範囲で把握し、その結果を提供している。 なお、各自治体においては、さらに詳細な情報が必要な場合には、各自治体において追加して調査が行われている。 【統計事務の民間委託】 統計に関する各種事務の民間委託については、「国の行政組織等の減量・効率化等に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)の中で触れられており、各省において推進が図られているところである。ただし、国の基本的統計調査として、調査の円滑かつ確実な実施、調査結果の精度の確保が必要とされるものについては、地方自治体又は地方支分部局を通じて調査システムによって実施されており、また、必要に応じて、国又は地方公共団体が民間人等を非常勤の公務員に任命して実施している。	3. 国の統計調査の移管、5. (統計事務の民間委託)	【国の統計調査の移管】 国が行う統計調査を都道府県等に移管すると、行政施策の的確な推進が困難となる。 また、一元的な企画の下で統一的な方法で調査が行われないことにより、調査結果の精度の低下、地域間比較の困難を来す恐れがある。その結果、調査の実施面及び調査結果の利用面の双方において混乱を生じるおそれが高い。 さらに、国は、全国的な動向把握のみにとどめ、地方は地方ごとに調査を行うことにより自治体の経費負担の増大や報告者の負担を増大させることとなる。 なお、国が行う統計調査の実施に当たっては、統計法の趣旨に沿って、重複の排除、調査の簡素・合理化について配慮されているところである。 【統計事務の民間委託】 統計に関する各種事務の民間委託については、左記のとおり、その推進を図ることとする。 民間委託に当たっては、国民の信頼、協力を得るという観点から民間が実施した場合協力度合いが低下すること、また、受託できる事業者が事実上存在しない可能性があるほか、受託できる事業者が存在しても地域によって事業者が区々に分かれる可能性が強いことから調査の統一性の確保が困難なことから、調査精度が低下するおそれがあること、被調査者のプライバシーの保護が十分に図られないおそれがあること、また、個人や地域の利害に関わらない客観的・中立的立場で行う場合があること等の課題があるもの、これらの課題が解決できるものについては、委託の拡大を検討してまいりたい。	国が行う統計調査を都道府県等に移管すると、行政施策の的確な推進が困難となる。また、一元的な企画の下で統一的な方法で調査が行われないことにより、調査結果の精度の低下、地域間比較の困難を来す恐れがある。その結果、調査の実施面及び調査結果の利用面の双方において混乱を生じるおそれが高い。 さらに、国は、全国的な動向把握のみにとどめ、地方は地方ごとに調査を行うことにより自治体の経費負担の増大や報告者の負担を増大させることとなる。 なお、統計に関する更なる各種事務の民間委託の推進については、平成16年に統計関係府省により構成される検討会議を設置し、「調査精度への影響など統計調査における民間委託の状況や問題点を把握した上で、委託先として求められる業務能力、委託分野、委託方法などについて検討し、報告者の信頼確保に重点を置いた統計調査の民間委託に係るガイドライン」を平成16年度中に作成する。(統計行政の新たな展開方向、平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議合合せ)こととしている。	3. (国の統計調査の移管)、5. (統計事務の民間委託)					
山梨市	働く女性の支援再生構想	1146	1146010	093000	女性団体等による販売の許可	働く(婦人の家)において、勤労女性や勤労家庭の福利増進を目的とする団体等が、女性等の福利に必要なサービスの提供や物品に対する金品の受け渡し及び建物内で可能となること、	生活研究グループが特産品の果樹を材料としたびん詰、ジャム等や消費生活研究会の高齢利用した石巻物産の販売、女性労働協会開催の保育サービス講習会の修了者が行う病児などの急な短期保育サービスや現在策定中の次世代育成支援行動計画に関連するファミリーサポートセンターでの保育の提供による保育料の徴収など女性等の福利が推進する団体での、その団体の育成支援項目を達成するために必要な物品の販売やサービスの提供に対する対価の授受が可能になることにより、女性団体の経理的な補助ができる。	・育児休業等に関する法律の一部を改正する法律による改正前の男女雇用機会均等法第30条 ・働く(婦人の家)の設置及び運営についての望ましい基準	働く(婦人の家)は主に女性労働者を対象に、各種の相談に応じ、必要な相談、実習を行い、並びに体験及びクエーションのための活動や金品の受け渡し等、女性労働者の福祉に関する事業を総合的に実施し、平成15年3月末日現在214施設。	働く(婦人の家)の設置及び運営についての望ましい基準(昭和49年労働省告示第52号)に基づき、施設の目的に反しない限り、対応が可能								
特定非営利活動法人就業支援ネットワーク	地域活性化と母子家庭等就業支援事業	3051	3051050	093010	収入事業に対する認可(小冊子の広報誌同様世帯配布及び情報収集への行政の協力)	地域再生目的の情報を地方自治体発行広報誌への掲載又は広報誌同様行政により配布可能にする。本事業のための広報誌等の行政の情報発信手段での活用	母子家庭等に対する就業に関する情報提供、及び地域情報、商業、企業の広告を掲載した情報をデジタル・アナログにて行政情報提供手段にて発信。	通常広告収入等の収益事業に係わる民間情報は行政の情報発信手段は使用不可である。地域全体へ地域等の情報告知を徹底しなれば地域住民の意識下に情報は落ちない。今回の事業はこの周知徹底が出来なければ意欲の育成も、官民一体となった地域メテナスも不可能である。配布作業のコスト削減と効率化が図れ運営費の負担削減。	広報誌等の運用については、各自治体の責任において行われている。	3	広報誌等の運用については、各自治体の責任において行われるべきものであると考える(各自治体に相談されたい。)							
埼玉県	特別養護老人ホームの整備による福祉サービスの充実構想	1317	1317010	093020	特別養護老人ホームを設置する場合の土地確保に関する要件緩和	現行の要件「賃借料の水準は、無料又は極力低額であることが望ましい」から、既設法人が通所施設を設置する場合の要件「賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること」への要件緩和	特別養護老人ホームの整備における土地確保の要件を緩和することにより、土地の確保が困難な都市部において土地の確保が可能になり、特別養護老人ホーム整備の促進が図られる。	都市部においては土地の価格が高く、取得が困難である。賃借でも「賃借料が無料又は極力低額」の要件では賃貸する者が現れず、特別養護老人ホーム整備が円滑に進まない。要件を緩和することにより、土地の確保が可能になり、整備促進が図られる。	社会福祉法人の認可について(平成12年12月1日附第890号、社援第2818号、老発第794号、児発第908号) 国又は地方公共団体以外の者から施設用地の賃与を受けた特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について(平成12年8月22日社援第1896号、老発第599号)	地方自治法第245条の4第1項の規定に基づき(技術的助言として発出された)国又は地方公共団体以外の者から施設用地の賃与を受けた特別養護老人ホームを設置する場合は、「賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保又は福祉事業の特性にかんがみ、無料又は極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が寄附金等により当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要がある。」としている。	5	左記通知の趣旨は、特別養護老人ホームを経営する事業が安定的、継続的に行われることを担保すると同時に、特別養護老人ホームについて、その整備促進を図ることにある。 ご要望の「賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下である」場合であっても、「法人が寄附金等により当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる」場合がある。したがって、「賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下である」場合の施設用地賃与を受けた特別養護老人ホームの設置を認めることが、左記通知の趣旨(特別養護老人ホームを経営する事業が安定的、継続的に行われることを担保すること)に反しないものと所轄庁が判断する場合には、これを認めて差し支えない。						
堺市	地方行政財源再生構想	2086	2086010	093030	短期臨時職員の職務範囲の拡大(ケースワーク業務)	生活保護世帯のうち、高齢者世帯のケースワークについては、社会福祉士等の資格を有する短期臨時職員を活用する。なお、短期臨時職員のケースワーカー職については、職務の範囲、守秘義務及び分限等については条例化を行うなど正規職員に準じた条件整備を行うものとする。また、その職務上、一定の雇用期間が必要であるため、構造改革特別区域法による「地方公務員に係る臨時的任用事業」の活用も併せて行い、制度の安定的運用を図る。	長期化する経済不況の中で、生活保護世帯のうち稼働可能世帯の就労促進を図るために正規職員を重点的に投入することを可能にするため、	生活保護法第二十条 社会福祉法第十五条	社会福祉法に定められている社会福祉士等は生活保護法の施行において都道府県知事又は市町村長の事務を補助するものとされ、社会福祉士等は、事務職員又は技術職員とされている。	5	生活保護法に係る事務を行う社会福祉士については、社会福祉法の規定により更員とされていることから、更員として採用される短期臨時職員については、社会福祉士の要件を満たす限り、ケースワーク業務を行うことは可能である。 また、こうした要件に該当しない短期臨時職員であっても、ケースワークの補助的な業務を行うことは可能である。 現在、社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会において、自立支援等生活保護の制度・運用の在り方について議論していただいている。生活保護行政の実施体制の在り方についても検討することとしている。 また、三位一体の改革において、昨年12月に政府と与党の間で「生活保護費負担金の見直しについて、自治体の自主性、独自性を生かし、民間の力も活用した自立・就労支援の推進、事務執行体制の整備、給付の在り方、国と地方の役割・費用負担等について、地方団体関係者等と協議しつつ、検討を行い、その検討結果に基づいて平成17年度に実施する」と合意したところである。 これらの検討結果を踏まえ、平成17年度を目途に生活保護行政におけるケースワークについて、可能なものについては短期臨時職員を活用できるよう、地方公共団体に対して助言等を行うこととする。							

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類'の見直し	46.'措置等の方法'の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
大阪府社会起業家サポーターズ(大阪府、社会起業家委員会、おまざ元気ネット)	地域コミュニティ活動の活性化	2034	2034080	093040	小規模社会福祉法人の資産要件の緩和(基本財産の引き下げ)	小規模社会福祉事業の担い手となる小規模社会福祉法人の資産要件である基本財産の引き下げ等を図るべき。	より多くの住民等が地域福祉の担い手として主体的に参画できるよう、小規模社会福祉法人の資産要件である基本財産を引き下げ、併せて、通知において規制されている小規模社会福祉法人の経営する事業と併せて行うことができる事業の範囲を広げて、自治体の判断等により必要に応じて拡大できるような措置。	大阪府の抱える都市特有の地域福祉・介護課題に対応していくためには、地域におけるきめ細かな介護・福祉サービス供給基盤整備を確保することが不可欠である。また、大阪府独自の施策として、「街角デイハウス」や「痴呆高齢者グループホーム(改修型)整備事業」を推進しており、地域で多様な主体がサービスの担い手となる基盤が整っている。これらの現状から、大旗の課題に対応できる大阪スタイルの介護・福祉サービス供給基盤として、小規模多機能化を進めていく必要があるため。	社会福祉法第25条第4項第4号 社会福祉法施行令第1条 「障害者に係る小規模通所授産施設を運営する社会福祉法人に関する資産要件等」について、(平成12年12月1日厚生省大臣官房障害保健福祉部 厚生社会援護局長通知)	小規模通所授産施設の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合においては、原則として、小規模通所授産施設の用に供する不動産のすべてについて所有権を有していることが必要であるが、1000万円以上に相当する資産を有している場合には、施設用不動産について国若しくは地方自治体から貸与若しくは使用許可、又は国若しくは地方自治体以外の者から貸与を受けていても差し支えない。 小規模通所授産施設の経営を目的として要件を満たして社会福祉法人を設立した場合に、その法人は小規模通所授産施設の経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、小規模通所授産施設の経営と併せて行うことができる。 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業又は精神障害者地域生活支援センターを運営する事業 身体障害者サービス事業又は知的障害者サービス事業 身体障害者居宅介護事業、知的障害者居宅介護等事業又は精神障害者居宅介護等事業 当該小規模通所授産施設を利用する障害者等に対し、無料又は低額料金で建物を賃貸する事業	3	小規模通所授産施設については、小規模作業所からの移行を促進するため、例外的に社会福祉事業とする際に必要な人数規模要件を緩和するとともに、社会福祉施設を運営する社会福祉法人の設立要件についても、平成12年12月から緩和したところであるため、現時点で一層の緩和を図ることは事業の安定性・継続性との均衡等の問題があり困難である。また、当該法人はあくまで小規模通所授産施設の経営を目的として設立され、そのため例外的に資産要件を緩和した社会福祉法人であるため、一般の社会福祉法人と同様の事業を実施するためには通常の資産を有する必要がある。当該法人について資産要件の緩和を行ったまま事業の範囲を拡大することは困難である。					
大阪府社会起業家サポーターズ(大阪府、社会起業家委員会、おまざ元気ネット)	地域コミュニティ活動の活性化	2034	2034100	093050	民生委員の推薦に係る国籍条項の撤廃	民生委員推薦に係る国籍条項について、民生委員を推薦するに当たっては、当該市町村議会の議員の選挙権を有する者のうちから行うもの(民生委員法第6条)に規定されており、定住外国人の推薦を行うことができない。定住外国人であっても、広く社会の実情に照し、社会福祉の増進に熟意のある者であれば、地域の実情に応じて民生委員として推薦できるよう所要の措置を講じられたい。	民生委員推薦に係る国籍条項について、大阪では、数多くの在日外国人の方々が生きており、多文化共生の実現に向けて、国語や言語、文化の違いを認め合う地域社会づくりを進めていく必要がある。しかしながら、地域福祉推進の要である民生委員の推薦を外国人の者が受けることができない。このことは、同じ地域に住む外国人の中でも、地域貢献に対する意欲を持つ人も数多く出てきている中で、見直しが必要不可欠な制度であるといえるため。	民生委員法第6条	民生委員法6条において民生委員を推薦するに当たっては、「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熟意のある者」であって児童福祉法の児童委員となるためには日本国籍を有する者から推薦することとされている。民生委員・児童委員については、児童虐待等の立入調査等に基づく公権力の行使を行うことなどから、日本国籍を必要とする。	3	民生委員・児童委員(民生委員は、民生委員法に定められており、同時に児童委員は、児童福祉法によって民生委員が兼ねることとなっている。)は特別職の地方公務員であり、地方公務員の国籍要件については、「公権力の行使を行う公務員となるためには日本国籍を必要とする。」こととされている。民生委員・児童委員については、児童虐待等の立入調査等に基づく公権力の行使を行うことなどから、日本国籍を必要とする。						
熊本県	熊本型福祉でまちづくり構想(案)	2047	2047050	093060	民生委員の推薦に係る国籍条項の撤廃	現在、たんを吸引する行為は、医師及び看護職員にしか認められておらず、例外的に、たんの吸引を必要とする患者等の家族のみに認められていただけである。このような患者等の生活の質(QOL)の向上を図るとともに、家族の負担軽減を図るため、ホームヘルパーについても、たんを吸引する行為を行うことを認める。	在宅で療養している患者等のうち、頻繁にたんの吸引が必要となるについては、家族以外の人(医師及び看護職員を除く。)によるたんの吸引を認める。これにより、当人のQOLの向上と家族の負担軽減が図られるとともに、ニーズに対応したホームヘルパーサービスが実行され、また、これまで潜在化していたニーズが顕在化する中で、地域内での需要拡大にもつながる。	医師法第17条、保健師助産師看護師法第31条、「ALS(筋萎縮性側索硬化症)患者の在宅療養の支援」について、(医政局長通知)	医師でなければ、医療をなしてはならない。 看護師でなければ、傷病者若しくは小児(病)に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業としてはならない。	3	たんの吸引については、その危険性を考慮すれば、医師又は看護職員が行うことが原則であるが、昨年7月に「ALS(筋萎縮性側索硬化症)患者の在宅療養の支援について、(医政局長通知)を踏まえ、ALS患者に対する家族以外の人(ヘルパーなど)によるたんの吸引の実施について、一定の条件下では、当面のやむを得ない措置として許容されるという考え方を示したところである。ALS以外の在宅患者に対するたんの吸引については、引き続き検討しているところである。						
仙台市	健康づくりウェルネス・コミュニティ構想	1368	1368040	093070	大学病院の検査施設利用による検査業の登録緩和	大学病院が有する高度な検査設備と高度な知識と経験をもつ人材を活用して、有償による検査業を行うことを認める。法的には特定機能病院の地位を有したまま衛生検査所登録が可能となるよう、衛生検査所登録の登録要件から「病院等を除く」という項目を除外する。	SARSや院内感染症といった高度な検査業務について大学病院が地域医療機関から業務委託し衛生検査業務を行う。地域の医療機関と感染症ネットワークを構築することにより市民の感染防止に役立ち、感染予防に貢献できる。	特定が困難だったり、感染力が強(被害が大きい)感染症に対しては、一般の医療機関では対応が難しく(被害が拡大するケースが見られることから、専門的かつ高度な知識と設備を有する大学病院とのネットワーク構築は次世代の感染症防止策として必要不可欠と考える。		医師法第17条、保健師助産師看護師法第31条、「ALS(筋萎縮性側索硬化症)患者の在宅療養の支援」について、(医政局長通知)	7	提案の趣旨を踏まえ、対応策を記述された。	7	構造改革特区第4次提案を踏まえて検討した結果、「業として(反復継続して)行っていないこと」という要件は、「病院本来の検査業務に支障が生じていないこと」という要件を確実に担保するために入念的に設けていたものであり、の要件が満たされれば、の要件を個別に求める必要はないものと考えられることから、御要望の病院における専門性の高い検査業務の委託に関しては、今後、「業として(反復継続して)行っていないこと」を要件として求めないこととし、今年度中にその旨全国に周知することとする。			
福岡市	大学と連携した地域再生事業	2003	2003050	093080	(事項名)J福崎駅周辺整備(事項名)薬科大学周辺整備	県保健医療計画の基準病床数の緩和 地域医療の核となる大学附属病院誘致における、県保健医療計画の基準病床数の緩和を図られたい。(平成15年4月現在、中播磨地域の基準病床数5187を実病床数が超過しており、新規の病院建築が困難な状況である)	薬科大学の新設に伴う建築工事やその周辺整備及び開学後の学生の活発な消費活動やマンション需要の高まりなど、大きな経済効果が期待できる。 薬科大及び近畿福祉大学、県立福岡高校にも配慮したJ福崎駅周辺整備(橋上駅整備、駅前広場整備、道路整備、区画整理事業)の実施により、商業が活性化され、新たな雇用創出効果が期待できる。	現在、福岡市内に学生向けマンションの供給が不足しており、またJ福崎駅周辺に商業施設もないため、近畿福祉大学の学生は隣接する道路等から通学しており、薬科大学の新設により、学生数が倍増しても地元には経済的メリットが少ない。そのため、民間がマンションや店舗を建築可能なインフラ整備を行うことにより学生が在学し、経済の活性化や雇用創出につながる。また、薬科大学周辺においても、市街化調整区域の規制等により周辺整備が進まず、現状では将来計画されている大学附属病院の誘致が困難な状況である。そのため、地域医療の核になる可能性のある病院の誘致が可能な条件整備を行い、	医療法第30条の3第4項	都道府県の医療計画における基準病床数については、国が定める標準の式により算定することとされている。	3	国が定める基準病床の制度は、国が標準の算定式を示し、各都道府県が地域の事情を踏まえつつ算定し、医療計画に位置づけることにより、病床不足地域の病床の整備を促進するなど、病床の地域偏在の是正を目的としているものである。なお、基準病床数は医療法に基づき、計画策定の医療需要の変化等に対応するため、少なくとも5年ごとに都道府県で見直しすることとされている。					

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類'の見直し	46.'措置等の方法'の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
キャブテンあおもり㈱、㈱アイシーコンピュータシステム、マルマンコンピュータサービス㈱、㈱サンコンピュータ、吉田システム㈱、㈱アイディーエス、再森情報サービス協同組合	遠隔医療支援事業による産業創出	3097	3097010	093090	遠隔医療規制の緩和	遠隔診療・遠隔診断を可能としたいだけでは、無医村や辺地医療に効果的である。寝たり老人などの通院困難な患者への在宅医療も実現でき、医療費抑制にもなる。	遠隔診療・遠隔診断を可能としたいだけでは、無医村や辺地医療に効果的である。患者の負担軽減にもなる。遠隔医療サポートセンター業務と周辺の雇用も充実する。	医師法第20条、「情報通信機器を用いた診療(いわゆる遠隔診療)については(健康政策局長通知)	直接の対面診療による場合と同等ではないにしてもこれに代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、遠隔診療を行うことは直ちに医師法第20条に抵触するものではない。 現在でも保険医療機関において遠隔画像診断を行うことは可能である。	5		平成9年に「情報通信機器を用いた診療(いわゆる遠隔診療)」について(健康政策局長通知)を発出し、直接の対面診療による場合と同等ではないにしてもこれに代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、遠隔診療を行うことは直ちに医師法第20条に抵触するものではなく、直接の対面診療を行うことが困難である場合(例えば、離島、へき地の患者の場合など)往診又は来診に相当な長時間を要したり、危険を伴うなどの困難があり、遠隔診療によらなければ当面必要な診療を行うことが困難な者に対して行う場合には、遠隔診療によることも可能であると示している。 さらに、平成15年3月に同通知を一部改正し、遠隔診療により患者の療養環境の向上が認められるものを行うことも差し支えない旨を示したところである。					
茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	1277	1277120	093100	新産業の創出	研究機関において、研究のために採血する場合には、医師の指導・監督がなくても、看護師などが単独で携わることができるようにする。	研究機関において、研究のために採血する場合には、医師の指導・監督がなくても、看護師などが単独で携わることができるようにする。	研究機関において、研究のために採血であっても、医師の指導・監督がなければ、医師以外の看護師などが単独で携わることができず、研究の障害となっている。	医師法第17条、保健師助産師看護師法第31条第1項	医師でなければ、医療をなしてはならない。 看護師でなければ、傷病者若しくは(婦)に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業としてはならない。	5		養護学校において、日常的にいわゆる医療的ケアが必要な児童生徒について、学校や地域の実情を踏まえた適切な医療的ケアの実施体制の整備を図るため、文部科学省が当省との連携により「養護学校における医療的ケアに関するモデル事業」を実施しているところであり、当省としても、都道府県教育委員会が設置する運営協議会に民生・衛生部局の関係者、医療関係団体の関係者が参加するよう協力を求めるなど必要な協力を行っているところである。	提案者の要望は、研究機関において、研究のために採血する場合に、医師の指導・監督がなくても、看護師などが単独で携わることができるようにする旨であり、その趣旨を踏まえ再度検討し、回答されたい。	3		採血の可否の決定には、対象者の病態、健康状況等の総合的な医学的判断を要するため、看護師が採血を行うに当たっては、医師の指示を要する。
釜石市	環境産業を核とした釜石の再生構想	1185	1185110	093110	薬事法に係る承認の簡素化	現在、これまでの研究開発で得られた研究成果の技術確立と加工技術の標準化について更なる研究開発を進めている。今後は標準化された加工素材を理髪用ハサミ、義歯床、ステント、骨折用ボーンプレート等への素材提供もしながら、将来的には薬事法でクラス3に位置付けられる人工関節、人工股関節の製品化を目指す。	人工股関節のように体内に埋め込む生体材料は、薬事法でクラス3に位置付けられており、新規デバイスが承認を受けるためには、致々の動物実験や臨床試験が必要とされ、多額の費用と期間(10~20年)を要するが現状である。このことが国内生産を阻害する原因と考えられることから、承認について簡素化を図らねばならない。また、既に外国で承認を受けたデバイス又は既に存在するデバイスでも配合比率の違うものの承認についても簡素化を図らねばならない。	薬事法第14条	新規の医療用具又は既に承認されている医療用具であっても配合比がその承認範囲内に含まれない医療用具等の製造の際には、薬事法上、品目毎の承認が必要である。	3		医療用具の規制に関しては、従来より保健衛生の向上を図りつつ、承認にかかる手続きの簡素化、制度改正等に努めてきた。 1)平成16年4月から独立行政法人医薬品医療機器総合機構において、医療用具の治験及び申請前相談制度が開始される予定であり、当該制度を最大限に活用されることで開発から承認申請までの期間の短縮が期待され、また審査にあっても申請から承認までの期間の短縮がなされるよう努める。 2)外国で実施された医療用具の臨床試験に関するデータについては、平成9年3月31日薬発第479号通知により受け入れられている。既に承認されている医療用具であり配合比率の異なるものにあっても、配合比の違いによる安全性を確認する必要があることから、承認の簡素化は困難である。なお、医療用具の有効性・安全性に関しては、国際標準化機構、国際電気標準会議等において定められた国際基準をもとに、基準の策定を行っており、これに合致する医療用具として申請されたものについては、承認までの期間の短縮が期待される。					
三重県	みえメディカルバレー構想の推進	2057	2057080	093120	NPO法人による治験審査委員会設置の容認など(臨床治験)	大規模治験ネットワークの事務局であるNPO法人みえ治験審査委員会を設置できるようにする。 また、治験ネットワーク全体で症例数が確保できれば1施設あたりの症例数に制限を加えないこと、さらに治験参加患者のインセンティブについても制限を加えないこと。	臨床治験のスピードアップ 大規模治験ネットワークの事務局であるNPO法人みえ治験審査委員会にセントラル治験審査委員会を設置できるようにすること等により、臨床治験のスピードアップや被験者確保が図られる。	NPO法人は治験審査委員会設置主体として認められない。 1施設あたりの症例数を増やすように指導を受けるため、患者確保に時間を要し、治験のスピードが低下している。 また、患者へのインセンティブが制限されており、治験の同意取得率が低くなる要因となっている。	臨床試験の実施に関する基準(省令)第27条	治験実施医療機関に治験審査委員会を設置するか、診療所等の小規模の医療機関については、学術団体、旧法人(財団法人、社団法人)の設置する治験審査委員会を利用することができることとされている。NPO法人は治験審査委員会の設置主体として認められていない。	7		実施医療機関が治験審査委員会を設置できない小規模な医療機関ではないことから、提案者の事業は、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令第27条等又は第4号に該当しないと解されることであるが、NPO法人の適格性については厚生労働科学研究費補助金による研究班により検討が進められているところである。ただし、設置主体の種類にかかわらず外部機関の審議結果を利用して施設IRBの審議を効率化する対応は可能である。 なお、治験の実施に際して、一施設あたりの症例数についての一般的な規制は現在はなく、症例数については患者の参加状況において変動するものであり、個別に一定の目安を示すことはあっても、それを申請の承認申請の条件とするものではない。治験のインセンティブとして、被験者の治験参加に係る負担軽減費用(例えば交通費)について一回7000円という目安を示しているところであるが、各医療機関において設定する額については制限は設けていない。				
三島町	森林業のビジネスチェーン再構築による地域再生構想	1098	1098060	093130	健康食品の機能表示を可能とする薬事法の緩和	現在薬事法で規制されている健康食品の機能表示を可能にできるように、指定地域内の原材料を用いて指定地域内で生産された健康食品については、薬事法の適用を除外する特例を設ける。	森林において採取できる健康食品の原材料を、最先端のマーケティングを活用し、さらにハイセンスなデザインを施したパッケージや、コピライトを導入し、高品質で魅力的な健康食品の開発を行う。	本地域の森林には、古来から地域において薬として利用されてきた「健康食品」の原材料となる林産物が多く存在している。これらの多くは、効能が認められているにも関わらず、薬事法の対象外であるために薬事法により機能表示が規制されているものが少なくない。この規制を緩和することで、地域の林産品を、今以上に価値のある商品として提供することが可能となる。	薬事法第2条、「医薬品の範囲に関する基準(昭和46年6月1日薬発第476号別紙)。 健康増進法第26条、健康増進法施行規則第11条等、食品衛生法第11条、食品衛生法施行規則第5条	疾病の診断、治療や予防等の機能を表示する場合は医薬品として扱われ、薬事法の承認・許可が必要となり、健康食品として販売できない。ただし、健康増進法第26条の規定に基づき、特定保健用食品等として特定の保健の用途が期待できる旨の表示(身体の機能や構造に影響を与え、健康増進に役立つ旨の表示を含む、疾病の診断、治療、予防に関する表示を除く。)の許可を受けた場合には、医薬品として扱われず、健康食品としてその表示をすることが可能である。	5		特定保健用食品等としての許可を得れば、特定の保健の用途が期待できる旨の表示(身体の機能や構造に影響を与え、健康増進に役立つ旨の表示を含む、疾病の診断、治療、予防に関する表示を除く。)を行うことができる。				
荒尾市	荒尾市における中小企業及び観光と農漁業の共生対流活性化事業	2153	2153090	093140	梨のど飴等の効能書きへの薬事法66条の特例措置	本市では梨栽培が明治40年から始まり、今日では生産地として全国的に知られているが、地元では昔から「はしか」の熱さましやのどの痛み、咳には梨を食べさせるといふ風習があるので「梨のど飴」や「梨シロップ」の効能書きにその旨を記載することの薬事法66条の特例の要請。	梨加工品の商品力を高め、荒尾梨のブランド化を図る。	薬事法第2条、第68条、「医薬品の範囲に関する基準(昭和46年6月1日薬発第476号別紙)」	薬事法第2条第1項により、人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされるものは医薬品として扱われ、薬事法の承認・許可が必要である。承認前の医薬品については、薬事法第68条により、その名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告を禁じている。	3		はしかの熱さましやのどの痛み、咳に対する効能を標榜した「梨のど飴」や「梨シロップ」は、医薬品に該当するので、科学的に有効性、安全性等について審査した上で、承認・許可を受ける必要がある。 はしかは、医師による診察の下に適切な治療を受けるべき疾病であり、全国的に流通する製品については、医薬品としての科学的な審査を受けることなく、はしかに対する効能を表示することは、正しい医療を受ける機会を奪われるおそれがあるので、保健衛生上の観点から認められない。					

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類、の見直し	46.'措置等の方法、の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
(株)つえー	地域特産物の商品化事業	3111	3111030	093150	薬事法による規制の緩和	日本伝統の「冬至の湯」に使われる柚子を乾燥・殺菌し、入浴用として販売することが「薬事法」されるのは、小規模産地の商品化、ブランド化を阻害する、是非規制緩和をして欲しい。	(実施内容) 薬事法による規制の緩和 (効果) 新たな地域特産物の育成とその商品開発が図れる。	農産物の高付加価値による地域の活性化を図る必要がある。	薬事法第2条	浴槽に投入され又はこれに類する用法で使用されるもので、あせも、うちみ、肩のり等の効果、効果を増強するものは、医薬部外品に該当し、医薬部外品としての承認・許可が必要である。同様の用法で使用されるもので、身体を清浄等を目的とするものは、化粧品として扱われ、化粧品製造業の許可等が必要である。	8		柚子を乾燥、殺菌しただけで、外見から明らかに柚子と認識できる形状であった、疾病の治療又は予防等の機能を標ぼうしなれば、入浴用であっても、薬事法上の医薬部外品又は化粧品には該当せず、薬事法の規制はかからない。				
高郷村	太古のロマンあふれる川と緑の里たかさと村はまるごと夢博物館	1150	1150010	093160	都市交流による地域再生を図る構想であるが、核となるツーリズム整備の支援措置	化石の調査や発掘調査と交流による発掘体験を実施するには、現在は河川法による手続きが大変である。これらの手続きの簡素化、また、農業体験をする場合は農地法、農振法、食品衛生法等の規制緩和、さらには、農家への民泊を実施したいが、その受入れる民泊手続きの簡素化や複雑な届出の廃止(市町村への権限移譲も含む)。	グリーンツーリズム(農業体験・炭焼き体験・そば打ち体験など) 化石発掘体験、地層学習、文化財・史跡見学など) 自然探察(ボート漕ぎ体験、山野草群生地探訪、山登り、自然探訪など) 村営施設を利用した入浴体験 温泉によるリフレッシュ体験 上記によるメニューで都市交流を展開し地域再生を図りたい。	現行の補助事業については、これらのメニューの採択は難しく、単品の事業は無かったので取り組みが困難であった。また、補助と地方債の併用を提案する。	業として食品の製造、販売等を行う場合は、食品の種類・形態により営業の許可が必要になることがある。その場合、都道府県等が定める基準を満たした上で、都道府県知事等に対して営業の許可の申請を行い、営業の許可を受けなければならない。(食品衛生法第21条)	5		食品の製造、販売等を反復継続して実施する行為として「営業」に当たるかどうか等、提供するサービスの形態による営業許可の要否の判断や、営業施設に関する基準の緩和、営業許可に関する事務の簡素化等は、地域の実情に応じ都道府県等の判断において行うことができるものである。ご提案の趣旨については都道府県等の判断により実現が可能である。					
標津町	地域の産業や自然環境を活用した、都市住民との交流推進事業	1156	1156030	093170	新鮮な食材を活用し、都市住民に対し野趣あふれる料理の提供を行うための支援	新鮮な食材を、北海道らしい自然の中で提供(調理)するため、食品衛生法の緩和に向けた支援	漁港で水揚げされた新鮮な水産物を、野趣あふれる環境の中で食すことにより、本物を味わう感動が得られると同時に、地域水産物への理解と販売が促進される。	通常、食の提供に関しては屋内衛生施設での提供が義務付けられているが、これらの緩和が必要である。(責任ある事業者による徹底した衛生管理の下実施)	飲食店営業等を行う場合は、都道府県等が定める基準を満たした上で、都道府県知事等に対して営業の許可の申請を行い、営業の許可を受けなければならない。(食品衛生法第21条)	5		食品の製造、販売等を反復継続して実施する行為として「営業」に当たるかどうか等、提供するサービスの形態による営業許可の要否の判断や、営業施設に関する基準の緩和、営業許可に関する事務の簡素化等は、地域の実情に応じ都道府県等の判断において行うことができるものである。ご提案の趣旨については都道府県等の判断により実現が可能である。					
只見町	伝統文化の伝承(いづしづくり)	1331	1331010	093180	食品衛生法の緩和	町内旅館、民宿等でのいづし作りを簡易にする。	昔からの伝統食文化を伝承する。	登録事業者の規制がある	飲食店営業等を行う場合は、都道府県等が定める基準を満たした上で、都道府県知事等に対して営業の許可の申請を行い、営業の許可を受けなければならない。(食品衛生法第21条)	5		食品の製造、販売等を反復継続して実施する行為として「営業」に当たるかどうか等、提供するサービスの形態による営業許可の要否の判断や、営業施設に関する基準の緩和、営業許可に関する事務の簡素化等は、地域の実情に応じ都道府県等の判断において行うことができるものである。ご提案の趣旨については都道府県等の判断により実現が可能である。					
滝根町	「あぶくま洞(鍾乳洞)」を核とした活力ある観光地づくり	1137	1137020	093190	地域特産物等を販売する際の食品衛生管理者要件の緩和、営業許可区分の整理統合	農産物直売所等で加工食品を調理販売する際は食品衛生管理者の資格を必要とするが、一般農家が地域農産物等を加工調理販売する場合は食品衛生管理者となる要件を緩和する。また、34区分に分かれている営業区分を整理統合し、営業許可を取ることの簡素化を図る。	農家の人が食品衛生管理者となり、自らが加工調理した地域農産物の加工食品を販売することができる。また、営業許可を取ることの簡素化される。	現在是指定された教育機関を卒業したり、実務経験があれば、食品衛生管理者になることができる。34の営業許可区分ごとに営業許可申請が必要になる。	乳製品等特に衛生上の考慮を必要とする食品等の製造・加工を行う事業者は、その製造・加工を衛生的に管理させるため、その施設ごとに、専任の食品衛生管理者を置かなければならない。(食品衛生法第19条の17) また、以下の者でなければ食品衛生管理者となることができない。 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師 大学等で医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者 厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者 高校等を卒業し、食品衛生管理者を置かなければならない製造業・加工業において食品等の製造・加工の衛生管理の業務に三年以上従事し、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた講習会の課程を修了した者 (食品衛生法第19条の17) 飲食店営業等公衆衛生に与える影響が著しい「営業」として政令で定める34業種については、都道府県等が定める基準を満たした上で、都道府県知事等に対して営業の許可の申請を行い、営業の許可を受けなければならない。(食品衛生法第21条)	5		食品衛生法上、製造・加工の過程において特に衛生上の考慮を必要とする食品等として食品衛生管理者の設置が義務付けられているものは、全粉乳、食肉製品など食品衛生法第19条の17及び食品衛生法施行令第13条において定められているもののみであり、ご要望の中で具体的に想定されている餅の調理販売等は設置義務の対象となっていない。食品の製造、販売等を反復継続して実施する行為として「営業」に当たるかどうか等、提供するサービスの形態による営業許可の要否の判断や、営業施設に関する基準の緩和、営業許可に関する事務の簡素化等は、地域の実情に応じ都道府県等の判断において行うことができるものである。ご提案の趣旨については都道府県等の判断により実現が可能である。					
神奈川県	グリーンツーリズムによる水源地域の活性化構想	1283	1283040	093200	農家レストラン	農家を利用した飲食物の提供	市民農園において来訪者が自ら育てた農産物を使用した伝統的な田舎料理の提供	料理の提供や自家製どぶろくの販売には規制があるため。	飲食店営業等を行う場合は、都道府県等が定める基準を満たした上で、都道府県知事等に対して営業の許可の申請を行い、営業の許可を受けなければならない。(食品衛生法第21条)	飲食店営業等を行う場合は、都道府県等が定める基準を満たした上で、都道府県知事等に対して営業の許可の申請を行い、営業の許可を受けなければならない。(食品衛生法第21条)	5		食品の製造、販売等を反復継続して実施する行為として「営業」に当たるかどうか等、提供するサービスの形態による営業許可の要否の判断や、営業施設に関する基準の緩和、営業許可に関する事務の簡素化等は、地域の実情に応じ都道府県等の判断において行うことができるものである。ご提案の趣旨については都道府県等の判断により実現が可能である。				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類、の見直し	46.'措置等の方法、の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
喜多市	グリーン・ツーリズムで地域活性化	1342	1342040	093210	農泊を含む農山村及び農林業体験における食品提供の音認	農泊を含む農山村及び農林業体験での体験型による食品提供をスムーズに行い、地域ならではの食文化を提供する。 食品の提供及び漬物、味噌、しょうゆ等の加工について、参加者が体験し、交流を目的とする場合、適用除外であることを明確にする。	一般農村住宅、公民館等において、農家と滞在者が一緒に、地域の農林産物を活用し調理、加工の体験を行い、食文化を理解し、食料の大切さ、安全・安心、本当の美味しさを実感できるようにする。 漬物、味噌、しょうゆ等の加工についても行う。	現行法令では、製造品ごとに施設基準が定まっておらず、農産物の加工であっても大規模な改装が必要であり、農家の実態に馴染んでいない。	飲食店営業や醤油製造業等の営業を行う場合は、都道府県等が定める基準を満たした上で、都道府県知事等に対して営業の許可の申請を行い、営業の許可を受けなければならない。(食品衛生法第21条) 都道府県等は営業施設内外の清潔の保持等の公衆衛生上講ずべき措置について条例で必要な基準を定めることができる。(食品衛生法第19条の18)	飲食店営業や醤油製造業等の営業を行う場合は、都道府県等が定める基準を満たした上で、都道府県知事等に対して営業の許可の申請を行い、営業の許可を受けなければならない。(食品衛生法第21条)	5		食品の製造、販売等を反復継続して実施する行為として「営業」に当たるとどうか等、提供するサービスの様態による営業許可の要否の判断や、営業施設に関する基準の緩和、営業許可に関する事務の簡素化等は、地域の実情に応じ都道府県等の判断において行うことができるものである。この提案の趣旨については都道府県等の判断により実現が可能である。				
兵庫県・西宮市	芸術文化あふれるまちづくり構想	2099	2099090	093220	公共空間の活用の円滑化	道路使用許可申請、道路占用許可申請及び飲食店営業許可申請等の容易化・迅速化等の支援	駅前広場、歩道、公園等の公共空間における「ウォーマンス、パレード、ミニコンサート」等のイベント実施	街なかの公共空間を有効活用し、地域に賑わいの創出と芸術文化の振興に役立てる。	飲食店営業等を行う場合は、都道府県等が定める基準を満たした上で、都道府県知事等に対して営業の許可の申請を行い、営業の許可を受けなければならない。(食品衛生法第21条)	飲食店営業等を行う場合は、都道府県等が定める基準を満たした上で、都道府県知事等に対して営業の許可の申請を行い、営業の許可を受けなければならない。(食品衛生法第21条)	5		食品の製造、販売等を反復継続して実施する行為として「営業」に当たるとどうか等、提供するサービスの様態による営業許可の要否の判断や、営業施設に関する基準の緩和、営業許可に関する事務の簡素化等は、地域の実情に応じ都道府県等の判断において行うことができるものである。この提案の趣旨については都道府県等の判断により実現が可能である。				
あさぎ町	石倉を拠点とした駅前商店街の活性化	2161	2161010	093230	石倉の移設・用途変更に係る建築基準法等の弾力的運用等	明治時代から昭和時代にかけて造られた石倉の移設や用途変更に当たっては、建築基準法の組構造(第51条)等の基準をクリアする必要がある。現在、伝統的建造物群保存制度など建築基準法の制限緩和と規定が設けられているものもあるが、地域の資源を有効に活用するため、制度の拡大や規定の弾力的運用等の検討をお願いしたい。	免田駅前商店街の活性化策の一つとして、地域にある石倉を資料館、ギャラリー・ホール、店舗等に改設し利用することを検討している。また、他の地区にある石倉をここに移設することにより、石倉を活用したまちづくりを展開することも検討中である。	石倉の移設や用途変更に当たっては補強措置等が必要であるが、原形の変更による石倉の魅力の減少や費用の増加などの問題がある。	飲食店営業等を行う場合は、都道府県等が定める基準を満たした上で、都道府県知事等に対して営業の許可の申請を行い、営業の許可を受けなければならない。(食品衛生法第21条)	飲食店営業等を行う場合は、都道府県等が定める基準を満たした上で、都道府県知事等に対して営業の許可の申請を行い、営業の許可を受けなければならない。(食品衛生法第21条)	5		食品の製造、販売等を反復継続して実施する行為として「営業」に当たるとどうか等、提供するサービスの様態による営業許可の要否の判断や、営業施設に関する基準の緩和、営業許可に関する事務の簡素化等は、地域の実情に応じ都道府県等の判断において行うことができるものである。この提案の趣旨については都道府県等の判断により実現が可能である。				
三島町	森林業のビジネスチェーン再構築による地域再生構想	1098	1098070	093240	良質なミネラルウォーターの商品化を実現する食費衛生法の緩和	現在食品衛生法で規制されているミネラルウォーターの製造基準を、ヨーロッパの製造基準に準ずる内容とすることで、きちんとした検査を受け、基準を満たせば、湧水のままボトリングして商品として販売することを可能とする。	地域の森林に豊富に存在する良質な水を、ヨーロッパのナチュラルミネラルウォーターと同様の水のままボトリングし、ミネラルウォーターとして販売する。	ミネラルウォーターを商品として製造販売する際の大きな問題は、殺菌に要する施設整備のコストと製造原価の高さである。この問題が解決できれば、良質な水源を持つ地域においては、地域の経済力だけでもミネラルウォータービジネスを成立できる可能性大となり、きちんとした商品化が行えれば地域の特産品へと育ていくことも可能となる。そのため、製造基準の緩和が望まれる。	食品衛生法第7条食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準の一部改正(昭和61年6月21日衛生第116号、117号)	ミネラルウォーター類の製造基準において、原則として殺菌又は除菌をしなければならないこととされている。	5		ミネラルウォーター類については、厚生労働大臣が定める基準(ヨーロッパの基準に準じたもの)に適合する方法で製造するものについては、殺菌又は除菌を要しないこととされている。				
長野県	コモンスの視点からの観光・都市間交流型産業の推進	1070	1070140	093250	地域特産品開発の促進のための食品衛生法施行規制等の特例	酪農からチーズ製造販売まで一貫している農家について、食品衛生法施行規則で定める殺菌処理規制の適用せず、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に基づく(行政指導等を緩和して、生乳を使った地域特有のチーズ製造を可能とする。	牛乳の製造において、殺菌を義務づけているのは、高栄養の生乳には雑菌が繁殖しやすく、現在の大量の生乳を扱う集荷・製造システムで雑菌の繁殖を防ぐために必要不可欠なものである。しかし、自家牧場の生乳のみを使用しチーズを生産する場合には、しっかりと衛生管理されていることが可能となる。また、現在チーズの味を決めているのは、加熱殺菌した乳に加えた数種類のスター菌(最初に加える培養菌…輸入品)である。しかし、無殺菌生乳を使用することにより、その中に含まれている何十種類かの菌が働き、スター菌の添加の必要がなくなる可能性がある。また、地域の風土に根付いた菌で製造されるため、地域特有のチーズが出来る可能性があり、地域の酪農の活性化につながる。	現在、長野県の酪農戸数は、乳用牛780戸(飼育頭数約3万頭、全国10位)で、前年より4%減少している。しかし、酪農からナチュラルチーズの生産・販売までを一貫して行う農家がおり、酪農経営の維持に貢献している。現在はチーズの種類を安くて大手メーカーと共存しているが、本年度、海外資本のナチュラルチーズ工場が参入することにより、生産するチーズの差別化が急務となっている。しかし、乳製品に使われる原乳について、牛乳製造と同じ加熱殺菌を行うよう行政指導があるため、製造には殺菌乳しか使用することが出来ない。無殺菌生乳を使用すると、地域の風土のあった菌で製造出来るため、地域特有のチーズが出来る可能性がある。	乳及び乳製品のリスクアセスメントの汚染防止等について(平成5年8月2日付け乳169号生活衛生局肉衛生課長通知) 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部改正(平成14年12月20日付け食衛第1220004号健康局長官保健康部長通知)	ナチュラルチーズの製造に未殺菌乳を使用する場合には、製造工程において、保持式により3分間、又は同等以上の殺菌効果を得る方法により加熱殺菌を行うよう指導を行っている。	5		同様の趣旨の提案について回答したところであるが、未殺菌乳を使用した乳・乳製品による食中毒が国際的に発生しており、原因となるリステリア菌等の病原細菌は広く環境に分布していることから、ナチュラルチーズの製造にあたっては製造工程で加熱殺菌を行うか、殺菌乳を原料とすることが望ましいと考へ、通知により指導しているところであるが、病原細菌による汚染防止措置が適切に講じられていると確認される場合には、未殺菌乳を原料とする製造も可能と考へている。 安全なナチュラルチーズを製造するための方法については科学的な検討が必要であるが、現在、国において、ナチュラルチーズの製造に係る衛生管理に関して、補助金による研究事業の実施を検討しているところである。				
福岡県 田川市 香春町 添田町 金田町 田町 崎町 池町 堀町 大任町 村	田川地域産業再生構想	2136	2136040	093260	加工食品の製造・販売に関する規制の緩和	農産物直販施設等において製造・販売に関しての厚生労働省が所管する食品衛生法等の規制の緩和	グリーンツーリズムによる農産物直販施設等の充実・強化 農業レストラン 農産物直販施設 農家民泊	グリーンツーリズムによる農村振興及び地域振興のため、各種規制の緩和を要望するもの。	飲食店営業等を行う場合は、都道府県等が定める基準を満たした上で、都道府県知事等に対して営業の許可の申請を行い、営業の許可を受けなければならない。(食品衛生法第21条)	飲食店営業等を行う場合は、都道府県等が定める基準を満たした上で、都道府県知事等に対して営業の許可の申請を行い、営業の許可を受けなければならない。(食品衛生法第21条)	5		食品の製造、販売等を反復継続して実施する行為として「営業」に当たるとどうか等、提供するサービスの様態による営業許可の要否の判断や、営業施設に関する基準の緩和、営業許可に関する事務の簡素化等は、地域の実情に応じ都道府県等の判断において行うことができるものである。この提案の趣旨については都道府県等の判断により実現が可能である。				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類'の見直し	46.'措置等の方法'の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
宮城県	みやぎ産業クラスターの形成による地域経済再生	2067	2067010	093350	特定保健用食品の許可手続きの緩和及び保健機能食品の新たなカテゴリーの設置	保健機能食品の市場規模を拡大し、新規産業創出、既存企業の新商品開発を積極的に支援するための特定保健用食品の許可手続きの緩和等を行う。特定保健用食品と栄養機能食品の中間に位置する新たなカテゴリーを設ける。	「バイオ関連産業の創出、集積を図る上で、食の機能性を活用した特定保健用食品の開発が重要なテーマとなっており、大学等が有する食の機能性に関する研究成果を製品化に結びつける。	特定保健用食品の許可申請には、医薬品に匹敵する科学的データが要求されるが、その結果認められるヘルスクレーム(健康強調表示)は非常に限られている。関与成分、作用機序が明らかでなくとも、複合成分において有効性、安全性が保証されればヘルスクレームが表示できるような新たなカテゴリーを創設することで、大学等の研究成果が商品化に結びつきやすくなる。また、現在、特定保健用食品の許可申請にあわせて、商品ごとに必要とされる添付書類を、既存関与成分においては軽減することによって新規商品開発が加速される。	健康増進法第26条、健康増進法施行規則第11条第3号、食品衛生法第7条及び第11条、食品衛生法施行規則第5条、食品衛生法第370号、特定保健用食品の安全性及び効果の審査の手続きを受ける食品(次欄で既許可食品という)について別の者が申請を行う場合等にはヒトの試験データを不要とするなどの大幅な添付資料の緩和を図ったことである。	現行では、保健機能食品制度は下記の2つに分類されている。 特定保健用食品:体の生理学的機能などに影響を与える保健機能成分を含み、食生活において特定の保健の目的で摂取する者に對し、その保健の目的が期待できる旨の表示を行った食品。(厚生労働大臣による個別許可制) 栄養機能食品:厚生労働大臣が指定した栄養成分について、その機能の表示を行った食品。(厚生労働大臣が定める規格基準に基づき「自己認証」) また、特定保健用食品の添付資料については、昨年5月、既に許可等を受けている食品(次欄で既許可食品という)について別の者が申請を行う場合等にはヒトの試験データを不要とするなどの大幅な添付資料の緩和を図ったことである。	3(5)	特定保健用食品等を含む健康食品全体の制度のあり方については、現在公開開催中の「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会(有識者等16名)で、早急に提言をまとめるべく検討を進めているところであり、その提言を待たず必要の見直しを行うこととしている。また、特定保健用食品については、昨年5月既許可食品等について、ヒトの試験データを不要とするなどの大幅な添付資料の緩和を図ったことであるが、さらに上述の検討会が昨年10月20日にまとめた論点整理においても「特定保健用食品の規格基準の緩和、等と認識されており、検討会の提言を待たず必要の見直しを行うこととしている。	費省回答にある「検討」を踏まえた実施予定時期(検討スケジュール)及び実施内容を明確にされた。	3(5)	検討会の提言については、昨年末までにとりまとめる予定であったが、健康食品については、種類や販売形態が多岐にわたり、各団体等において、別添資料のとり意見が大きく分かれたほか、そもそも実態調査が必要との意見に基づき調査を行った。このため、提言は昨年末までにとりまとめられなかったが、引き続き「早急に提言を取りまとめる」とのこととされており、「論点整理」に基づき「検討」が終了次第、提言がまとめられる予定である。(今回の検討会は2月6日)、実施内容については、「審査基準を緩和すべき」といった意見がある一方で、別添資料にあるとおり、「特定保健用食品の審査基準は緩和せず、再評価を徹底するべき」、「審査基準を変更する必要なし」との意見もある上、「論点整理」に基づき「検討」も未だ行われていないことから、現段階で具体的な内容を述べることはできない。(別添資料 http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/09/s09-03-6a.html)		
三島町	森林業のビジネスチェーン再構築による地域再生構想	1098	1098040	093360	民泊を実現するための旅館業法の緩和	市町村長の裁量により、旅館業法に定める基準を満たさない一般民家においても宿泊サービスが行えるように、旅館業法に適用除外の特例を設ける。	本地域では、昭和49年に、全国に先駆けて都市と山村の交流を目的とした「ふるさと運動」を始め、一般民家を利用したボランティアベースの民泊、民泊を実施してきた。しかしながら、高齢化などの問題もあり、ボランティアベースでの「民泊」は、継続が困難な状況にある。そこで、この一定の基準を満たした一般民家において「民泊」を業として行えるようし、エコウィル系客の宿泊の受け皿を創出する。 宿泊サービスを提供する民家については、市町村が定めるサービス基準を満たすことを条件とする。ただしこれは、旅館業法が定める設備面での基準ではなく、あくまでもお客様をもちやすためのサービス業における基準とする。一般家庭における新たな入浴源が創出される。 また、夕食を提供しないB&Bタイプの宿泊形態を設けることで、民泊実施家庭の負担を軽減する共に、夕食を地域内の飲食施設でとってもらうことで、地域における外食産業の振興もはかる。	農家民宿は特区において実現しつつある。しかし、エコウィル系の対象は農家だけはなく、一般民家において地域の生活を体験し、地域住民と交流を深めることも、魅力的なエコウィル系のプロダクトとなりうる。それゆえ、旅館業法における適用対象の緩和措置を望む者である。	旅館業法第2条、第3条	3	一般に、宿泊料を受けて不特定多数に役務を提供する以上、ホテル、旅館と同様の衛生基準をクリアしていることが不可欠であり、エコウィル系民泊の概念が明確になっていないことから、当該要望の実現は困難である。ただし、旅館業法は、最小限の基準しか示しておらず、具体的な要件及び衛生措置の基準については都道府県の条例によるものである。	提案者の要望は、旅館業法に定める基準を満たさない一般民家においても宿泊料を受け、宿泊料金を受け付けることができるように要望したものと承知している。 旅館業法において、農林漁業体験型の民泊業に対し、簡易宿所の面積要件を適用しないこととしているのは、あくまで、実際の農家に宿泊して、その暮らしを体験するためである。提案は、通常のホテル及び旅館に宿泊して、地域住民と交流を図る場合と向ら変わらないものであり、宿泊料を受けて不特定多数に役務を提供する以上、ホテル、旅館と同様の衛生基準をクリアしていることが不可欠であると考えられる。したがって、当該要望の実現は困難である。 なお、農林漁業体験民泊業についても、あくまで簡易宿所の面積要件を緩和したのみであり、それ以外の衛生基準等については、当然に旅館業法の適用を受けているものである。	3	提案主体の要望事項については、「グリーンツーリズムに限らず、一般民家が旅館業法の適用を受けなくても宿泊サービスができ、宿泊料金を受け付けることができるように要望したものと承知している。 旅館業法において、農林漁業体験型の民泊業に対し、簡易宿所の面積要件を適用しないこととしているのは、あくまで、実際の農家に宿泊して、その暮らしを体験するためである。提案は、通常のホテル及び旅館に宿泊して、地域住民と交流を図る場合と向ら変わらないものであり、宿泊料を受けて不特定多数に役務を提供する以上、ホテル、旅館と同様の衛生基準をクリアしていることが不可欠であると考えられる。したがって、当該要望の実現は困難である。 なお、農林漁業体験民泊業についても、あくまで簡易宿所の面積要件を緩和したのみであり、それ以外の衛生基準等については、当然に旅館業法の適用を受けているものである。			
長野県	コモンの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進	1070	1070110	093370	農家民泊の促進のための旅館業法と食品衛生法の特例	旅館業法第3条で規定する旅館業法の許可及び、食品衛生法第21条で規定する飲食営業許可について、グリーンツーリズム、農作業体験者等を宿泊させる農家に限り「届出手続」とし、一般農家にて宿泊営業ができることとする。	長野県の豊かな自然を育む農山村を都市住民に体験してもらうためのグリーンツーリズム事業は、県内各地で多くの事業をもとに活発に行われている。農家民宿事業も、その大きな要素であるが、宿泊及び食品提供に係る規制を緩和し、農家民泊を推進することにより、都市農村交流を促進して地域再生を図る。	農作業体験などを希望する都市住民が増加するなか、農家に宿泊し家族的に開けながら毎シーズン訪れるリピーターも増えている。農家民泊営業は、普段の農家生活のままでその家族と一緒に宿泊体験するものであり、一般の民泊とは一線を画すものと考えられるが、関係法令による営業制限があり交流促進のための資源が有効活用されていない。そのため旅館業法及び食品衛生法の許可を緩和(届出)することで農家生活のままの宿泊を多くの希望者に体験させることができ、農家民泊の促進につながり農村都市交流はさらに活発化する。	旅館業法第2条、第3条	3	宿泊料を受けて不特定多数に役務を提供する以上、ホテル、旅館と同様、一定の衛生基準をクリアしていることが不可欠である。したがって、業務の適正な運営を確保するため、公衆衛生上一定の構造設備を満たしているかつき事前に確認する必要がある。このため、許可制度に係らなければならない。よって、当該要望の実現は困難である。 なお、現行法令においても、農林漁業者が農林漁業体験民泊業を行う場合には、簡易宿所営業の面積要件を適用しないこととしているところである。	提案者の要望は、農家が宿泊業を営む際の旅館業法等の許可制度を緩和するものである。その趣旨を踏まえ、要望を実現するにはどうすればいいか再度検討し、回答された。	3	農林漁業体験民泊業であっても、宿泊料を受けて不特定多数に役務を提供する以上、ホテル、旅館と同様、一定の衛生基準をクリアしていることが不可欠である。したがって、公衆衛生上一定の構造設備を満たしているかつき事前に確認する必要がある。このため、許可制度に係らなければならない。よって、当該要望の実現は困難である。 なお、現行法令においても、農林漁業者が農林漁業体験民泊業を行う場合には、簡易宿所営業の面積要件を適用しないこととしているところである。			
常葉町	グリーンツーリズムを活用した地域間交流	1157	1157010	093380	農家民宿を可能とするための規制緩和	農家民宿を可能とするための規制緩和を図る。	一般農家において旅行者を宿泊させる	農家民宿を可能とするため規制緩和を図る。	旅館業法第2条、第3条	3	5	農林漁業者がグリーンツーリズム法(農山村滞在型企画活動のための基礎整備の促進に関する法律)に定める「農林漁業体験民泊業」を行う場合は、簡易宿所の面積要件を適用しないこととしている。					
只見町	山里の農家民泊を主体とした都市との交流促進プラン	1339	1339010	093390	グリーンツーリズムに関わる許認可(宿泊業の緩和、食品衛生法の緩和、消防法の緩和、旅行業法の緩和、道路交通法の緩和) 農地法の緩和 農地法の緩和 都市との対法事業の国土交通省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省等の支援の連携、集中	普通の農家であるので営業許可に該当しない施設とする。(旅館業法第3条) 宿泊及び農家レストランで食事を提供しようとする場合には、飲食店営業の営業許可が必要であるが普段食べているものであり該当にならないものとする。(食品衛生法第20条) 建築物の防火に関する消防法の同意が必要事項の緩和措置(非常用、自動サイレン又は放送設備、自動火災報知設備と検査)(消防法第7条) 体験指導者が報酬を得て、旅行業、手配などを事業で行う場合旅行業法(第2条) 体験指導者が運転する場合、白バス行為の禁止の範囲に入るが、民泊のバス等で特定自営別民泊から山や畑に行(行)の場合は緩和を図る。(道路交通法第4条第80条) 共用林野の設定は市町村内の住民に限定されているが市町村の契約者が一定の条件を付けて利用範囲等を設定できることとする。(国有林野法第18条) 許可権者は県となっているが市町村に委譲する。(農地法第5条)	農家民泊を主体とした受け入れ体制を作れ、農村空間を多面的に活用した都市との対法事業を推進する。	農家が宿泊業の許可を得る場合、旅館業法も、食品衛生法上の営業許可、消防法上の規制が厳しく、事業参入が難しい。共有林野の設定は市町村内の住民に限定されている。	旅館業法第2条、第3条	3	3	宿泊料を受けて不特定多数に役務を提供する以上、ホテル、旅館と同様、一定の衛生基準をクリアしていることが不可欠である。したがって、業務の適正な運営を確保するため、公衆衛生上一定の構造設備を満たしているかつき事前に確認する必要がある。このため、許可制度に係らなければならない。よって、当該要望の実現は困難である。 なお、現行法令においても、農林漁業者が農林漁業体験民泊業を行う場合には、簡易宿所営業の面積要件を適用しないこととしているところである。	提案者の要望は、農家が宿泊業を営む際の旅館業法等の許可制度を緩和するものである。その趣旨を踏まえ、要望を実現するにはどうすればいいか再度検討し、回答された。	3	提案主体の要望事項については、農家民宿を旅館業法の許可なく(営業できるようにする)ものと承知している。 農林漁業体験民泊業であっても、宿泊料を受けて不特定多数に役務を提供する以上、ホテル、旅館と同様、一定の衛生基準をクリアしていることが不可欠である。したがって、公衆衛生上一定の構造設備を満たしているかつき事前に確認する必要がある。このため、許可制度に係らなければならない。よって、当該要望の実現は困難である。		

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類、の見直し	46.'措置等の方法、の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
豊橋市	多文化共生まちづくり構想	1261	1261050	093400	社会保険加入の指導強化	業務請負業・雇用事業主に、社会保険加入に加入するよう、監督官庁からの指導強化を要する。	業務請負業・雇用事業主に、社会保険適用事務所に加入するよう、監督官庁からの指導強化し、年金及び健康保険加入者の増加を図る。	保険料負担をためらう事業主・労働者双方の意思が重なり、社会保険制度への加入が進まず、無保険者の増加、医療現場における高額医療費の未払いなどの問題が起きているため。	適法に就労する外国人については、日本人と同様に、適用事業所と常用の使用関係にある限り社会保険の被保険者とする取扱いを行っている。外国人労働者向けの7カ国語のパンフレットを作成し、事業主に対する外国人労働者の届出促進に活用している。	社会保険事務所により実施されている事業所調査の中で、社会保険の被保険者となっていない外国人労働者を多く使用する事業所を重点的に調査していくなど、適切な指導を行ってまいりたいと考えている。	5		これまでの取組を引き続き行っていほか、外国人労働者を多く使用する事業所を重点的に調査していくなど、適切な指導を行ってまいりたいと考えている。				
三重県	みえメディカルバレー構想の推進	2057	2057040	093410	大学等教官の裁量労働制を附属病院教官にも適用	裁量労働制の適用外となっている附属病院教官の診療業務を適用労働制の対象とする。	研究開発、技術開発の促進、労働時間の制約を受けること(研究に没頭することが可能となり、治験等臨床研究のより一層の研究成果が期待できる。	大学等教官に対する労働時間に関する規定は裁量労働制の適用外となり、支障をきたしている。	労働基準法 第38条の3、労働基準法施行規則第24条の2の2、労働省告示第7号(平9・2・14)、平成15年10月22日基発第1022004号	専門業務型裁量労働制とは、業務の性質上業務遂行の手段や方法、時間配分等を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある業務として厚生労働省令によって定められた業務の中から、対象となる業務を労使で定め、労働者を実際にその業務に就かせた場合、労使であらかじめ定めた時間労働したものとみなす制度である。	3 (対応は不可能)		対応は不可能(分類3) 理由: 専門業務型裁量労働制は、業務の性質上その遂行方法及び時間配分の決定等に大幅に労働者の裁量に委ねる必要がある業務について認められるものである。一方、医師が行う患者との関係のために、一定の時間を確保して行う診療の業務は、医師法第19条において「診療に従事する医師は、診療治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」とされているように、医師自らの裁量で時間配分等を決定することは困難であることから、当該業務を行う医師は裁量労働制の対象とすることはできない。		3	貴省の回答にあるとおり、専門業務型裁量労働制は、業務の性質上その遂行方法及び時間配分の決定等に大幅に労働者の裁量に委ねる必要がある業務について認められるものである。医学部教員については、一般の医師と同様、業務の性質上、患者との関係のために時間配分の自由が広い診療業務に従事する者であり、裁量労働制の対象者とはならない。	
関東リーガルマインド	有資格者の派遣事業(コミュニティ・ビジネスの促進)	3084	3084010	093420	有資格者の派遣事業(コミュニティ・ビジネスの促進)	厚生労働省の労働者派遣事業関係業務取扱要領の改正。 具体的には、第2 適用除外業務等 3 適用除外業務以外の業務に係る制限の2)を削除する。	コミュニティビジネスの事業者の会計・税務・社会保険関係事務などについて専門知識の面から支援するため、土業者をそれら事業者が土業者の支援を受けられるには、その派遣労働を認める必要があるため。	コミュニティビジネスの事業者の会計・税務・社会保険関係事務などについて専門知識の面から支援するため、土業者をそれら事業者が土業者の支援を受けられるには、その派遣労働を認める必要があるため。	社会保険労務士法第27条	社会保険労務士又は社会保険労務士法人でないものは、他人の求めに応じ、報酬を得て、社会保険労務士法第2条第1項第1号から第2号までに掲げる事務を業として行ってはならない。	7 (特区の第4次提案事項である)		7(特区の第4次提案事項である)				
石川町	地域雇用の創出	1110	1110010	093430	時間外勤務に係る賃金の計算額算出の弾力化	現在の労働基準法による時間外勤務に係る賃金の計算額を引き下げることで、地方公務員の時間外勤務手当の単価を引き下げることも可能となり、公務部門での短期雇用によるワーキングプアも促進できる。福島の最低賃金610円を基本にすれば、1時間あたり610円×1.25=763円で労働力が提供できれば、地方の企業は安い有能な労働力で繁忙期に対応でき、労働者は可処分所得が増し地方の活力が復活する。	通常労働時間の賃金の計算額または最低賃金の規定による最低賃金を下回らない額で労使協定により定められた額に拡大することにより、新たな雇用の創出が図れる。	労働基準法 第37条第1項の時間外及び休日労働に定める最低賃金を定める政令(平成6・4政令第5号)労働基準法施行規則第19条	時間外労働、深夜労働に対しては、通常の労働時間または労働日の賃金の2割以上、休日労働については3割5分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。	3 (対応は不可能)		対応は不可能(分類3) 理由: 割増賃金制度の意義は、労働基準法が規定する法定労働時間、週休制の原則の維持をはかるとともに、過重労働に対する労働者への補償を行うことにある。割増賃金計算の基礎となる時間単価を労使協定により定めることは、割増賃金が不当に低額になり、時間外労働を助長する恐れがあり、労働基準法の趣旨に反することから困難である。					
関東リーガルマインド	デュアルシステムの促進(短期的政策)	3087	3087010	093440	デュアルシステムの促進(短期的政策)	一定の条件を満たす企業のインターンシップ受入れ義務の法制化	1. インターンシップ前の学生に対する“社会人としてのマナー研修” 2. 受入れ企業のインターンシッププログラムによるワーキングプアも促進できる。 3. インターンシッププログラム実施中の一部研修費	インターンシップ受入れにおける募集に係るコストや、受入れにおけるトラブルを過剰に懸念するため、受入れが進まず、社会的に必要とされる受入に達することができない。これによって、若年者雇用問題の解決という社会的な便益の極めて高い問題解決に阻まれるビジネスもまた、利益の出せるものとなることができない。	通達(平成13年12月3日付け職発第732号)別添「インターンシップ受入れ企業開拓事業実施要領」	インターンシップ受入れ先企業を開拓する事業を経済団体等に委託して実施している。	3		インターンシップの受入れは、各企業において、若年人材の育成等に関する社会的責任を踏まえ、できる限りの対応をすべきものであり、個々の企業の置かれた状況を考慮せず一律に義務化することは、その趣旨に照らして不適切である。		3	提案者の要望は、一定の条件を満たす企業にインターンシップ受入れ体制の整備を義務化させ、それによって、若年者雇用の改善を図るといったものであり、その趣旨を踏まえ再度検討し、回答された。	
関東リーガルマインド	雇用対策財源の確保(雇用保険の制度改革)	3090	3090010	093450	雇用保険財政制度の税方式への転化	雇用保険制度において、現在の社会保険方式による保険料徴収から税方式の徴収システムへと切り替える。	雇用保険制度における、雇用安定事業、能力開発事業、雇用福祉事業の三事業への関わりを、弊社の職業能力開発プログラムなどを失業者への就職支援として行う等。	現在厳しい雇用失業情勢の中で、失業者の生活支援及び就業の促進は不可欠なものであり、セーフティネットとして重要性を帯びている一方で、雇用保険財政が悪化した失業者への支援がなされなくなっており、失業者にとって雇用保険制度が真にセーフティネットとなっていないから。	雇用保険法第66条及び第68条	失業等給付については、保険料と国庫負担(費用の原則)1/4により、三事業についてはは保険料により、それぞれ運営	3		雇用保険制度は、被保険者保険として労使の共同運営を基本とする制度であり、欧米先進国においてはすべて保険方式により運営されている。これを税方式にする場合には、労使以外の者(自営業者、学生、主婦等)も含めて負担を求めることとなり不適切である。 また、道徳的観点として雇用保険財政が変化し失業者の十分な支援がなされなくなっており、雇用保険制度が真にセーフティネットとなっていないから、とあるが、セーフティネットとしての雇用保険制度の安定的運営を確保するため、昨年5月に制度改正を行ったことである。また、雇用保険三事業についても事業の重点化、効率化を図っており、専断している。 提案の趣旨を踏まえ再度検討し、回答された。		3	提案者の要望は、一定の条件を満たす企業にインターンシップ受入れ体制の整備を義務化させ、それによって、若年者雇用の改善を図るといったものであり、その趣旨を踏まえ再度検討し、回答された。	
関東リーガルマインド	キャリアアップ休暇制度の創設	3091	3091010	093460	キャリアアップ休暇制度の創設	育児休業制度に類似したキャリアアップ休暇制度を創設し、人材の流動性を高める。	キャリアアップ休暇制度を創設し、従業員の資格取得等を促進し、人材としての仕立て直しを行う。	職業能力開発促進法第10条の3、雇用保険法第63条第1項第1号、第4号、第5号及び第7号、雇用保険法施行規則第125条の2及び第125条の3第3項、第4項、労働者の職業生活設定に関する自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために事業主が講ずる措置に関する指針第4	法律に基づき育児休業は一定の要件の下、労働者が事業主に申し出ることにより、取得することができるが、教育訓練のための休暇についてはそのような制度はなされていない。企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、その雇用する労働者を対象として、長期教育訓練休暇制度の導入、職業能力開発休暇の付与等を行う事業主に対し、キャリア形成促進助成金を支給している。	3		休暇制度の義務化等に当たっては、雇用コスト増大の影響等も考慮する必要がある。キャリアアップ休暇制度を創設し、従業員資格取得等を促進し、人材育成を図るといった趣旨を踏まえ、再度検討し、回答された。		3	キャリアアップ休暇制度を創設し、従業員資格取得等を促進し、人材育成を図るといった趣旨を踏まえ、再度検討し、回答された。		

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類'の見直し	46.'措置等の方法'の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答	
ユニバーサルアソシエーション協同組合設立準備室	全国農業種経営者による地域活性化のための情報提供と雇用教育	3048	3048010	093470	一般経営者への職業教育訓練指導員の認定無しの指導の認可	職業訓練講座の中に新たに他地域農業種経営者からの求められる社会情勢講座を設置し、経営者が指導する。	職業訓練講座の一環として全国農業種経営者が講師となり求められる農業種経営者に沿った社員教育を実施。行政マン・ハローワーク職員と全国農業種経営者との雇用に関する企業情報現場の意見交換	求職者は業種別の生の経営者の声を聞く機会がない。 現状の補助金・助成金と言った金員のみでの実施では充実せず、採用者としての多様な経営者の本質を知ることが不可欠	職業能力開発促進法30条の2第2項平成5年1月12日付付発第20号「職業能力開発促進法施行規則等の一部改正について」	訓練コースの設定に当たっては、各種関係団体等からのヒアリング等により、公共職業訓練における人材ニーズを把握した上で、訓練コースを設定している。また、短期課程において指導する職業訓練指導員については、職業能力開発促進法30条の2第1項に基づき、一定の要件を満たしている者に対しては、職業訓練指導員免許を要さずとも指導することができることとされている。	5		講座の内容が求職者の就職に資するものであれば、訓練コースの一部又は受講者の就職支援(訓練ではない)として組み込むことは可能。					
石川県	河北潟干拓地土地有効活用構想	1056	1056030	093480	農振除外及び非農業用途への転用に係る要件の緩和	河北潟干拓地の、農地の有効活用を図るため、農振法において、事業完了年度の翌年度から起算して8年経過しない農地及び20ha以上の農地は、農振除外できないとされていること、及び、農地法上、事業が行われた農地及び20ha以上の農地は、原則として転用できない「第1種農地」とされている等の要件の適用除外を求める。	農振除外及び非農業用途への転用に係る要件を緩和することで、真農業開発公社保有農地を含む、買い手の見込めない農地の新たな活用が期待できる。	河北潟干拓地の、農地の有効活用を図るため、農振法において、事業完了年度の翌年度から起算して8年経過しない農地及び20ha以上の農地は、農振除外できないとされていること、及び、農地法上、事業が行われた農地及び20ha以上の農地は、原則として転用できない「第1種農地」とされている等の要件の適用除外を求める。		6		本提案については、当省の担当とするところでない。						
(株)フエービー	地域特産物の商品化事業	3111	3111010	093490	第三セクター方式の株式会社による農地取得要件の緩和	地域農林業の活性化のために設立した第三セクターの農産加工所であり、また株主は地域3村(中津江村・上津江村・前津江村)とJA(農家代表)であることから、この様な法人に対して農地取得の方途を開くこと。	(実施内容) 農地確保にかかる規制要件の緩和(効果) 独自の安定的な原料の生産体制が確保できる。	急速に進む農家の高齢化に対応した生産の確保と雇用の確保を図るため。			6		本提案については、当省の担当とするところでない。					
株式会社 ユイプラン	現代民家と結作業の現代哲学 スローライフ 結(ゆい)21	3046	3046010	093500	農地法の改正	「結プロジェクトマネジメント」では、農業を行いたい人の受け入れ態勢(インフラ)の整備をします。具体的事業内容として、農地付貸貸集住宅建設、全国集中管理・住替えシステム(ライフスタイルの選択の自由)、農家の方の敷地利用・農地転用(食と農のオアシス創造特区利用)等があります。	定期借地農地付貸貸集住宅であります。入居者=生産者、地方行政からの援助、農地法の緩和など、かなりの研究時期が必要であります。しかしながら、新ビジネスモデルが構築できた時には、全国にこのシステムを上げていくことができます。	「結プロジェクトマネジメント」では、農業を行いたい人の受け入れ態勢(インフラ)の整備をします。具体的事業内容として、農地付貸貸集住宅建設、全国集中管理・住替えシステム(ライフスタイルの選択の自由)、農家の方の敷地利用・農地転用(食と農のオアシス創造特区利用)等があります。			6		本提案については、当省の担当とするところでない。					
愛媛県	愛媛県公共施設木材利用推進構想	2149	2149010	093510	各府省庁の公共施設整備事業における木造化推進の徹底	国においては、平成8年7月、関係省庁における木材利用推進の円滑な実施が図られるよう、「木材利用推進関係省庁連絡会議」を設置し、木材利用推進に関する情報交換等を行うとともに、林野庁から各関係省庁に対し、各種施策の実施に当たり、積極的な木材利用の促進について依頼しているところであるが、未だに徹底されていないことから、今後、さらに連絡会議の趣旨を徹底するとともに、各府省庁の公共施設整備事業等の導入に当たっては、可能な限り木造化	現在、全庁的に公共施設の木造化に取り組んでいる「公共施設等木材利用推進連絡会議」において、毎年、翌年度に建設予定である県、市町村、学校、医療法人等の木造化が促進され、多くの木材資源を有する農山村地域における雇用の場が確保されるとともに、林業・木材産業や地域経済の活性化が期待される。	農山村における地域経済の活性化や木質資源を活用した資源循環型社会の構築に当たり、その普及のための公共施設の木造化を推進するためには、その障害となっている制度等について、国、県、一体となった取り組みが必要である。		6		林野庁に対する連絡会議に関する要望であり、担当外である。						
関東リーガルマインド	「民間事業者」の範囲	3078	3078010	093520	民間委託先を株式会社等の事業法人に限定	行政サービスの民間委託先を株式会社等の普通法人に限定	行政サービスの委託先を普通法人に限定し、民間事業者による入札・プロポーザルによるコンペティションを通じて、リーズナブルな行政サービスを実施する。	民間活力による地域経済の活性化を実現させるため			6		本提案は当省の担当とするところではない。		3		地方公共団体がその業務を委託する場合、個別の法令により制限されている場合を除き、その委託先については制限されているものではない。また、その選定に当たっては、個々の業務の内容、地域の事情等を踏まえ、地方公共団体が自らの判断により決定すべきものであるため、国において委託先限定するなど、制限を課すことは適当でない。	
静岡県	静岡政令環境構想	1325	1325040	093530	省エネ法に基づくエネルギー管理指定工場に関する事務	現在、経済産業省関東経済産業局に報告されている県内のエネルギー管理指定工場におけるエネルギー使用量の報告等の事務を、政令県に全て移譲	・エネルギーの効率的利用の推進、多様な自然環境の保全と復元、森林・林業の多面的機能の発揮など様々な政策手法を組み合わせて、地域における環境に関する総合的な事務事業を実施する。 ・環境に関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした経済社会システムから、最適生産・最適消費・最少廃棄を基調とする経済社会システムへの変革を促進し、「環境の世紀、にふさわしい「美しい地球文明」のモデル県をめざすためには、電源三法交付金の交付事務、国立公園内の行為の許可、国有林野の管理などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。		6		本提案は当省の担当とするところではない。						

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の見直し	46.'措置等の方法、見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
岩瀬村	幼稚園における幼稚園児及び保育所児の合同活動事業	1251	1251010	093540	幼保一体化活動特認	幼稚園における幼稚園児、保育所児の合同活動の承認	幼稚園において、幼稚園児・保育所児の合同保育活動を行う	幼稚園及び保育所は、それぞれが設置基準による対象者のみが入園・入所し、保育の対応となっている。	児童福祉法、学校教育法	保育所は児童福祉法に基づき(児童福祉施設であり、幼稚園は学校教育法に基づき(教育施設である。	7		保育所と幼稚園は、それぞれ整備充実を図る中で、施設の共用化や資格の相互取得の促進等、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきている。 また、保育所と幼稚園の共用化施設において、合同保育を実施するために、構造改築特区第2次提案及び第3次提案において、特例措置を設けたところであり、この制度の活用により御提案は実現できると考える。 なお、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた「就学前教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を進めているところである。具体的には、特区における保育所と幼稚園の保育室の共用化の措置の実施状況等も踏まえ、平成17年度に試行事業を先行実施するなど、必要措置を講ずることも含め様々な準備を行い、平成18年度からの本格実施を目指す、こととしている。				
滝川市	バイオマス・ランドたきか	1391	1391030	093550	産業廃棄物処理施設受入にかかわる補助金適正化法規制緩和	国庫補助を一般廃棄物処理施設で受け入れたメタン発酵施設の産業廃棄物受入に係る補助金返還の要件緩和	滝川市が加入する一部事務組合が運営している広域生ごみメタン発酵施設において、産業廃棄物として焼却または埋立されている食品残渣を受け入れたい	一般廃棄物処理施設として国庫補助を受け建設したため、産業廃棄物を受け入れる場合には補助金の返還があり有用な資源である食品残渣を受け入れたい			6		本提案は当省の担当とするところではない。				
		2047	2047030	093560	医療的ケアを必要とする児童生徒に対する支援制度の創設	日常的・継続的に医療的行為を要する児童生徒に対する支援制度の創設	日常的・継続的に医療的行為を要する児童生徒に対し、看護師による医療的ケアを提供することにより、当該児童生徒のQOLの向上が図られるとともに、当該看護師に係る雇用創出効果も見込める。		医師法第17条、保健師助産師看護師法第31条第1項	医師でなければ、医療をなすはならない。 看護師でなければ、傷病者若しくはよく病に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業としてならない。	5		養護学校において、日常的にいかなる医療的ケアが必要な児童生徒について、学校や地域の実情を踏まえた適切な医療的ケアの整備を図るため、文科科学省が主導との連携により「養護学校における医療的ケアに関するモデル事業」を実施しているところであり、当省としても、都道府県教育委員会が設置する運営協議会に民生・衛生部局の関係者、医療関係団体関係者が参加するよう協力を求めるなど必要な協力を行っているところである。				
(社)岐阜県建設業協会	地域建設業の再生	3074	3074010	093570	労働者派遣法の規制緩和	労働者派遣法第4条2項の適用除外業務である「建設業務」について、条件付で規制緩和する	別紙	別紙	労働者派遣法第4条第1項第2号	建設業務については、労働者派遣事業を行ってはならない。	3		労働者派遣事業の適用対象業務については、労働政策審議会において平成13年8月より本年にかけて行った労働者派遣事業制度全体の在り方についての見直しの中で検討したところ、現行制度において労働者派遣事業の適用除外業務とされている建設業務については、他法において特別の措置が講じられていること「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」において雇用関係の明確化等の措置が講じられていること等から、引き続き適用除外業務とすることが適当とする結論が出されたところであり、これを踏まえ、引き続き適用除外業務とされているところである。 また、過去からの実態において悪質ブローカーが労働供給者として介入し、強制労働、中間搾取等の弊害が生じていた分野であり、労働者派遣を導入することは労働者保護の観点から問題が大きいことから、労働者派遣事業の適用対象業務とすることは適当でないと考えている。 以上の問題は、御提案のような条件を付けたとしても解決できるものではなく、また労働者の保護に欠ける事態が発生した場合、適切な代替措置を講ずることは困難であることから、本規制を御提案のような条件を付けても緩和することは適切でないと考えている。 なお、建設業務に就く(職業)無料職業紹介事業を行うことと可能であることから、建設業が共同で無料職業紹介事業を行う事業協同組合を設立する等により、当該事業協同組合において、職を求めざる者の情報と人材を必要としている。会社の情報を集め、マッチングすることで、御提案の趣旨を達成することが期待できると考えている。 また、建設業における、事業規模の縮小等による業界再編や経営資源の新規・成長分野への集中化等の再生に向けた取組みを雇用面から総合的に支援する施策として、平成16年度から「建設雇用再生一丸プラン(仮称)」を展開することとしている。同プランにおいては、業界内外への円滑な労働移動に向け、地域の事業主団体が無料職業紹介事業を実施しようとする場合や教育訓練を実施する場合の新たな助成制度を設けるなど各種支援策の拡充を図ることとしており、これら支援策を有効に活用することにより、雇用の安定拡大を促進することができると考えている。	労働者派遣事業の適用対象業務については、労働政策審議会において平成13年8月より本年にかけて行った労働者派遣事業制度全体の在り方についての見直しの中で検討したところであるが、建設業務については、業種的な下請制度が根付いていると併せて、適正な賃金水準を確保し、雇用関係の明確化等の措置を、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」に基づき講じ、効率的な労働力供給システムである労働者派遣事業を導入することは、請負関係の混乱を招くなど雇用の改善の妨げになると考え、過去からの実態において悪質ブローカーが労働供給者として介入し、強制労働、中間搾取等の弊害が生じていた分野であり、労働者派遣を導入することは労働者保護の観点から問題が大きいことから、労働者派遣事業の適用対象業務とすることは適当でないと考えている。 以上の問題は、御提案のような条件を付けたとしても解決できるものではなく、また労働者の保護に欠ける事態が発生した場合、適切な代替措置を講ずることは困難であることから、本規制を御提案のような条件を付けても緩和することは適切でないと考えている。 なお、建設業務に就く(職業)無料職業紹介事業を行うことと可能であることから、建設業が共同で無料職業紹介事業を行う事業協同組合を設立する等により、当該事業協同組合において、職を求めざる者の情報と人材を必要としている。会社の情報を集め、マッチングすることで、御提案の趣旨を達成することが期待できると考えている。 また、建設業における、事業規模の縮小等による業界再編や経営資源の新規・成長分野への集中化等の再生に向けた取組みを雇用面から総合的に支援する施策として、平成16年度から「建設雇用再生一丸プラン(仮称)」を展開することとしている。同プランにおいては、業界内外への円滑な労働移動に向け、地域の事業主団体が無料職業紹介事業を実施しようとする場合や教育訓練を実施する場合の新たな助成制度を設けるなど各種支援策の拡充を図ることとしており、これら支援策を有効に活用することにより、雇用の安定拡大を促進することができると考えている。	3	提案の趣旨を踏まえ再度検討し、回答された。	
特定非営利活動法人 やまなし県民政策ネットワーク	環境と産業の共生による地域再生	3040	3040010	093580	1. 遊休資源流動化2. バイオマス産業の活用機会拡大3. 都市農村交流促進4. 事業・予備の集中5. 産業育成資金支援制度	1. 地域の放置森林、遊休耕地をバイオマス産業に有効活用するための資源流動化促進制度を創設する。2. 公有林の整備管理をバイオマス産業に活用することによって、公有林の整備管理が促進される。3. 不動態地帯等で取れた農産物が活用されているケースが見られるが、バイオマス利用や都市農村交流等地域活性化目的に使用するには、その転用申請のハードルを緩和する。これによって、遊休農地の流動化が促進される。4. 遊休農地や長期放置農地等、荒廃が懸念に達した農地等に対して、農地の流動化を促進する。5. 発電事業の実施における掘削や埋戻し等の規制緩和。これにより地域資源に合った規模における発電事業が促進される。6. 地域水資源の有効活用を促進するための水産物の規制緩和。7. 都市農村交流活動を促進するため、交流の拠点を確保する。そのために、遊休施設として公共施設を積極的に活用できるように規制緩和する。またこの時、この施設が埋戻し期間中も、補償金を返還していただくが実施できるようにする。また、民間の空き家これに活用できるよう、空き家バンク制度を地方公共団体に設置し、その流動性を促進させる。これにより交流の拠点が、新たな大きな需要を十分に確保でき、結果的に交流が促進される。8. NPOや民間企業が市民農園主体として経営できるように規制緩和。これにより遊休施設が有効活用される。9. 都市農村交流事業を行う際の旅行業法の規制緩和。具体的には、農家の宿泊予約、有償での人の輸送許可、これによる都市農村交流事業が促進される。10. 自治体等の森林整備補助金を限定的に農産物の販売に柔軟に活用できるように規制緩和。11. 現行法で定められている緊急雇用対策事業、協賛の活用、制度における労働者(バイオマス産業分野)の一部集中させることにより、バイオマス産業の活性化に寄与すること。12. RPS法の電力最低買取り電力の低減措置をとることにより、バイオマス小規模発電産業の成長が促進される。13. 地域でバイオマス産業クラスターを育成する観点として、産官学民混合の専門機関を設置することによって	1. 高効率や不在地主等の原因で放置されている私有林や遊休耕地をバイオマス産業に有効活用するための資源流動化促進制度を創設する。2. 公有林の整備管理をバイオマス産業に活用することによって、公有林の整備管理が促進される。3. 不動態地帯等で取れた農産物が活用されているケースが見られるが、バイオマス利用や都市農村交流等地域活性化目的に使用するには、その転用申請のハードルを緩和する。これによって、遊休農地の流動化が促進される。4. 遊休農地や長期放置農地等、荒廃が懸念に達した農地等に対して、農地の流動化を促進する。5. 発電事業の実施における掘削や埋戻し等の規制緩和。これにより地域資源に合った規模における発電事業が促進される。6. 地域水資源の有効活用を促進するための水産物の規制緩和。7. 都市農村交流活動を促進するため、交流の拠点を確保する。そのために、遊休施設として公共施設を積極的に活用できるように規制緩和する。またこの時、この施設が埋戻し期間中も、補償金を返還していただくが実施できるようにする。また、民間の空き家これに活用できるよう、空き家バンク制度を地方公共団体に設置し、その流動性を促進させる。これにより交流の拠点が、新たな大きな需要を十分に確保でき、結果的に交流が促進される。8. NPOや民間企業が市民農園主体として経営できるように規制緩和。これにより遊休施設が有効活用される。9. 都市農村交流事業を行う際の旅行業法の規制緩和。具体的には、農家の宿泊予約、有償での人の輸送許可、これによる都市農村交流事業が促進される。10. 自治体等の森林整備補助金を限定的に農産物の販売に柔軟に活用できるように規制緩和。11. 現行法で定められている緊急雇用対策事業、協賛の活用、制度における労働者(バイオマス産業分野)の一部集中させることにより、バイオマス産業の活性化に寄与すること。12. RPS法における最低買取り電力の低減措置をとることにより、バイオマス小規模発電産業の成長が促進される。13. 地域でバイオマス産業クラスターを育成する観点として、産官学民混合の専門機関を設置することによって					6	本提案は当省の担当とするところではない。	提案内容のうち「緑の雇用、緊急雇用対策事業」のバイオマス事業への集中、は貴省の担当と思われるので、これについて要望を実現するにはどうすればいいか検討し、回答された。	6	本提案に関しては、当省の担当とするところではない。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類'の見直し	46.'措置等の方法'の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答	
ニセコ町	公共施設住民組織による運営及び財産の委譲	1378	1378010	093590	公共施設財産の住民組織への委譲及び運営	公共施設財産の住民組織への財産及び管理運営権限の委譲の円滑化 地方公共団体事務の住民組織への事務委譲の円滑化	公共施設財産の住民組織への委譲及び運営の際の地方自治法第244条及び244条の2.補助金等に関する予算の執行の適正化に関する法律第22条の適用除外。 地方公共団体事務の住民組織への事務委譲 犬、野犬捕討、動物愛護事務 一般廃棄物の収集及び処理事務 道路の維持管理、除排雪に関する事務 保育所、幼稚園、学童保育に関する事務 産業政策の立案、事業実施に関する事務 公営住宅の管理運営に関する事務 上下水道の維持管理、運営に関する事務	補助金等により設置した公共施設財産を住民組織へ委譲し、より柔軟かつ効率的な運営を図りたいが、このような財産委譲をする場合、補助金返還等を円滑に行なわなければならない。現実には、財政的負担が大きい。円滑に進まない状況にある。また、公共団体事務の一部は、住民組織へ移譲し、効率的な運用が図られるものがあるが、個々の法律の制限があるため、事務委譲できない状況にある。これらの事務の委譲を一括して行うことにより、更なる住民自治が図られ地域再生につながるものと期待される。	水道法第6条 水道法第8条第1項第6号 水道施設整備費国庫補助金交付要綱について(昭和六三年五月二〇日「厚生事務次官通知」) 補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十二年八月二十七日法律第七十九号)第二十二条	水道事業を営もうとする者は認可を受けなければならない。 (水道における国庫補助制度) <名称> 水道水源開発等施設整備費 <補助対象> 地方公共団体 <補助率> 1/2・1/3	3, 5	事業を遂行するに足りる経理的基礎があること等の認可基準を満たせば、市町村の同意の上、水道事業の認可を受けることができる。また、施設の維持管理・運営については、平成十三年水道法改正により、第三者委託も可能となっている。	提案者の要望は、補助金等により設置した公共施設を住民組織へ移譲し、効率的な運営を図るというものであり、提案の趣旨を踏まえ再度検討し、回答されたい。また、提案の具体的な実施内容に記述されている保育所についての回答がないので、これについても提案の趣旨を踏まえ検討し、回答されたい。	3 1及び5	地方公共団体よりの建物等の貸付けを受け、保育所を設置・運営する場合、地域再生計画の申請書に当該計画に掲げられた財産処分(無償貸与に限る)が、処分を承認しない場合、遊休施設化その他の不適切な事態が生ずる恐れがあること 貸与前の施設の利用者の処遇が低下しないこと 等一定の基準を満たす場合に、計画の認定に同意することとし、この場合厚生労働大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。(当該処分に係る補助金相当額の国庫納付は不要。)			
デイコールサービス協会	人間同士の肉声による「会話の力」が心の人間大日本を実現する	3053	3053010	093600	緊急通報システムの管理責任を明確化する	緊急通報システムの管理責任を明確にする法令または条例を作る 緊急通報システムの管理体制強化による補助金や税金の無駄使いを防止する ある地方自治体において独居老人宅に設置中の緊急通報用電話機を地域の電話番号変更に伴い、約1万台の人的データの変更作業が実施されたところ、約1千300台の通報用電話機が不具合などで変更できていない。独居老人の苦情が把握できないため、専任行方不明分位の台数が新規購入されています。このように自治体関係者や管理業者によって補助金や税金の無駄使いが行われています。 毎日、緊急通報装置の正常稼働を証明させ管理責任を明確にする。 日本国内に広(設置されている独居老人や高齢者)人からの24時間緊急通報装置は、非常ボタンが押せなかったり、押しもつながらない場合は、全く役に立ちません。突然死や孤独死の場合でも死亡原因に不自然な点があれば、例えば非常ボタンや通報装置が通報不能な状態になっているも、単なる事故死として処理されています。	平成14年11月1日から、人間同士の肉声を介する心の交流(ヒューマンコミュニケーション)の「会話の力」で尊厳や安否を確認を行う「おたっしゃコール」モデリング事業を実施中です。 本モデリング事業の特徴は、独居老人宅や高齢者夫婦宅やNPOやボランティアなど、地域の人々をネットワークで結び、毎日定期的に自動的に人間同士の肉声による「会話の力」を習慣づけることにより、生活リズムを与えることと同時に、日々の些細な変化にも迅速に対応できるように予防的見地からの情報収集とアプローチが可能にします。 一方、地方自治体では、緊急通報装置を設置して安否確認や孤独死防止対策を講じていますが、事故や病気になる前への対応等、予防的見地からの安否確認には至っていないのが現状です。 人間よりも機械頼みの日本のホームセキュリティや緊急通報システムは、高齢者の心身のケアに関しては全く無力です。それを乗り換えるかのように、最近、緊急通報装置を設置している独居老人宅で孤独死が多発しています。緊急通報システムには、管理責任を明確にすることを義務付ける必要があります。 モデリング事業を1年間実施した結果、利用者の評価は高く、究極の緊急通報システムとして注目を集めそうです。	日本国内に設置されている独居老人や高齢者等「人からの24時間緊急通報装置」は、非常ボタンが押せなかったり、押しもつながらない場合は、全く役に立ちません。突然死や孤独死の場合でも死亡原因に不自然な点があれば、例えば非常ボタンや緊急通報装置が通報不能な状態になっているも、単なる事故死として処理されています。緊急通報システムは、独居老人にとって命綱です。ある地方自治体において、地域の電話番号変更に伴い、約1万台の通報用電話機の人的データの変更作業が実施したところ、約1千300台の通報用電話機が不具合などで変更作業ができていないことが判明。十分な管理体制が明らかになっていません。最近では、緊急通報装置を設置している独居老人宅で孤独死が多発しています。これを防止できるシステムを確立させているからです。					当初の検討要請はしなかったが、提案内容から追加で検討要請をするので、回答されたい。	6	提案主体に尋ねたところ、独居老人の安否を定期的に確認できる仕組みをつくるべきであり、例えば、現在生産されている緊急通報装置は定期的に安否確認できる構造にはなっていないためそれができる構造とすべく、装置の製造業者等を指導してほしいとのことであった。 緊急通報装置は医療機器等ではないため、当該装置については当省の担当ではない。			
関東京一カールマインド	民間活力の積極的活用による地域経済活性化	3085	3085010	093610	経営者教育事業(中小企業の健全育成)	経営者が「経営能力習得カリキュラム」を履修することを助成金交付の要件とする。	経営者が「経営能力習得カリキュラム」を履修することを助成金交付の要件とする。	中小企業の健全育成・雇用枠の拡大						当初の検討要請はしなかったが、提案内容から追加で検討要請をするので、回答されたい。	6	本提案に関しては、当省の担当とするところではない。		
遠野市	日本のふるさと遠野・「起業」と「交流」による地域再生	1210	1210040	093620	地域発型型ビジネスの起業化支援	地域発型型ビジネスの起業や既存事業者による雇用を促す新事業展開などの取り組みへの総合的な支援措置を講じられたい。 地域雇用機会増大促進支援事業として、地方公共団体が出資する地域雇用機会拡大のためのファンドの原資及び運営費としての経費までにその対象を拡大されたいこと。 遠野元気ファンドの設立に必要な人材を地域内外から招致するにあたり、地域雇用機会増大促進支援事業の対象とされたいこと。 人材育成や企業支援を行うなどのソフト事業は1年間だけでは効果が上がりにくい。最低3年間程度の継続を図る。 コンサルティング支援は人事・労務といった狭い範囲となっており、経営全般にわたるコンサルティング支援ができるようにしてほしい。 この事業は、地域で任意協議会をつくり厚生労働省と委託協力を結ぶ事業であるが、実施主体を商工会ができるようにしてほしい。	地域発型型ビジネスに対する融資や出資を行うファンドを地元商工会に設置するにあたり、運営委員会に既存の商工会の構成員だけでなく、専門分野からの人材の招致を行う。特にビジネスプランをブラッシュアップするコンサルティング業務や特別の技能を持つ人材を招き入れる役割を担うことができる人材を必要としており、これらにより円滑な起業化の支援体制が確立できる。	現行制度では新たな協議会が必要であるがファンドと運営委員会は一体のものであるため別組織になることは事業の推進に支障が生じる。むしろ今回の場合、具体的な取り組み(ファンド)と連動した運営委員会に同様の支援を行ったほうが資金と事業展開が一体となって行われることにより地域の雇用機会増大の促進が図られると考えられる。					当初の検討要請はしなかったが、提案内容から追加で検討要請をするので、回答されたい。	6	本提案に関しては、当省の担当とするところではない。			